

サイバー大学

平成21年度

自己点検・評価報告書

平成23年1月

(株)日本サイバー教育研究所

目 次

序章

序	3
---	---

本章

基準1	理念・目的	9
基準2	教育研究組織	13
基準3	教員・教員組織	19
基準4	教育内容・方法・成果	30
	Ⅰ. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	30
	Ⅱ. 教育課程・内容	34
	Ⅲ. 教育方法	40
	Ⅳ. 成果	69
基準5	学生の受け入れ	72
基準6	学生支援	83
基準7	教育研究等環境	92
基準8	社会連携・社会貢献	103
基準9	管理運営・財務	109
	Ⅰ. 管理運営	109
	Ⅱ. 財務	115
基準10	内部質保証	121

基準11 e ラーニングの実施体制…………… 1 3 1

終章

結び…………… 1 5 1

序 章

序

本学は、福岡市における構造改革特区を活用し、すべての授業をインターネットで受講できる通信制大学として平成 19 年 4 月に開学した、日本で初めて「完全インターネット講義」をオンデマンド方式により行う 4 年制大学である。地域や年齢、時間、ハンディキャップの有無を問わず、誰もが平等で格差のない教育を受けることができる、豊かで公平な社会の実現へ向けて、学問を志す全ての人々に質の高い教育と複眼的な教養を授け、実社会のニーズに沿った人材を社会に送り出すことを目標として設置されたものである。

株式会社立である本学は、本学を運営する株式会社日本サイバー教育研究所（本社：福岡市東区、代表取締役社長：大橋一雄）の親会社であるソフトバンク株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：孫正義）から出資を得ながら、近年のインターネットなどの情報通信技術の飛躍的な進歩を背景として、安定した教育サービスの提供と、実社会との連携を目指している。

本学の最大の特色は、以下の 4 点に集約される。

- (1) 「タイムフリー」：インターネットを利用したオンデマンド型授業では、学生はいつでも学習ができる。自分の生活スタイルに合わせて学習時間を設定できるため、社会人であっても働きながら学ぶことができる。また、これまでの夜間学部に代わるものとして、昼間学部進学が困難な学生も、学習機会を得ることができる。
- (2) 「エイジフリー」：インターネットを利用したオンデマンド型授業では、高校新卒者はもとより、高校未卒業者から、社会人・主婦・定年後の人たちまで、世代を越えて、年齢に関わらず誰でも就学しやすい環境を提供するのに適している。
- (3) 「ロケーションフリー」：インターネットを活用することにより、どこでも受講できる。転居も下宿も不要で、自宅のまま学生生活を送ることができる。大学は、校地校舎への初期投資が少ないため、その分を教育研究に投資することで、質の向上を図ることが可能である。
- (4) 「バリアフリー」：インターネットを活用することにより、自宅で学生生活を送ることができることから、今まで進学の意志があっても他大学では受け入れられなかった学生も、本学では受け入れることが可能である。

以上の特色を踏まえ、本学は、IT 総合学部 IT 総合学科、世界遺産学部世界遺産学科の 2 学部 2 学科編成で開学し、平成 22 年度で完成年度を迎えている。また、「完全通信制」である本学の特質に鑑み、開学時より、オンライン上での授業を円滑に行うため、教員の授業コンテンツ制作を支援するコンテンツ制作センター、助手・メンター等を配置し個々の授業運営を支援・補助する授業サポートセンター、学生生活全般を支援する学生サポートセンター、システム面から支援するシステムサポートセンターの 4 センター及び図書館を附置している。

平成 23 年度以降、本学は、親会社とこれまで以上に強固なパートナーシップを持った大学運営を行い、IT 総合学部を強化すること、特に、IT・ビジネス分野において優秀な人材の輩出を目指すカリキュラムの強化や、モバイル技術を活用した教育環境の整備、ソフトバンクグループにおける長期インターンシップ制度の構築等を行い、ソフトバンクが設立したインターネット大学ならではの最先端かつ実践的な教育を徹底することを公示している。

一方、世界遺産学部は、経済環境の悪化や少子化の影響等を受け、開学前の計画と現在の学生数に

著しい乖離があり、平成 22 年度秋学期以降、新規学生の募集を停止することとしている。本対応は、大学の適正規模の観点から、段階的に収容定員を半減させるものであり、また現下の厳しい経営環境に鑑み、限られた経営資源を IT 総合学部の学生募集活動に注力して効率と効果を高め、強みのある IT 総合学部に入学生員を重点化し、大学の継続的運営の安定性を高めるための方策であった。しかし、在籍するすべての学生が卒業するまでの間、責任ある教育環境の維持と学生サポートに注力する所存である。

さて、IT 総合学部の教育研究の特長は、IT やそれを応用するビジネス分野を構成する個々の要素技術について専門的に特化した教育アプローチに加えて、IT・ネットワーク・ビジネスやサイバーリテラシー等の技術分野を横断的・総合的に捉えた思想を学ぶ機会を提供する点にある。同時に、IT の学際的分野を中核として、コンピュータとインターネットを構成する要素の十全な理解を前提としながらも、さらに「要素技術の組合せによって何が可能となるのか」を念頭に置いた総合的視野を持った IT 学術拠点として、現代社会からの要請に応えようとするものである。そして、こうした教育研究を通じて、コンピュータサイエンス、IT の応用技術としてのネットワーク技術、さらに、国際競争力に直結した起業力やビジネス知識等、さまざまな専門分野における基礎知識を習得させ、変化の激しい情報化社会に対応し、国際的な視野に立った競争力のある人材や、IT に関する広範かつ先端的な知識を備えた人材等の育成を図っている。

世界遺産学部の教育研究の特長は、「世界遺産」という現在の人類が共有し未来に継承すべきかけがえのないものを「学び」（調査・研究・教育）、「護り」（保存・修復）、「残し」（記録・アーカイブ）、そして「活かす」（観光・活用）ことを通じて、自然と人間の営みを明らかにし、人間の尊厳性を高めることに主眼を置くことにある。そして、こうした教育研究を通じて、日本・世界の文化に対する深い理解を持ち、社会で活躍する教養豊かな人材の育成に努め、日本・アジアを始め世界の有形・無形文化財の保存と活用、文化財の観光関連産業、文化・観光関連ビジネスのマネジメント及び国際交流事業等、世界遺産学部で学んだ理念や方法論を活かしつつ、それらの分野に貢献できる人材の育成にも力を入れている。

本学では、履修科目を修了すれば単位を修得できる「科目等履修生」、正規入学や単位に関係なく授業の聴講を希望する者を「特修生」として受け入れ、正規課程の学生以外に対してもさまざまな教育サービスを提供している。履修科目の制限を設けていないため、多様な学習ニーズに沿った科目選択が可能である。そして、開学初年度から図書館を社会に開放し、また平成 21 年度からは、本学の教育研究の成果を広く社会に開放するため、教養科目を中心とするオンラインによる公開講座を「e-カレッジ」として開講するなど、社会に対して幅広く学びの機会を提供するよう努めている。

本学の特長である e ラーニングの持つメリットを最大限学生に享受させ、学生の「自ら学習するという姿勢」や、「他者を理解し、自ら表現し伝える能力」の育成に努めるとともに、e ラーニングの弱点を克服するための補助として科目外でのプログラムを学生に提供し、専門的な知識のみならず大学として広く実践的知識を授け、もって学生の教養の涵養や人格の陶冶を図るべく、教育研究活動を行っている。

そして、内部質保証システムの構築へ向けた取り組みの端緒は、開学年度の平成 19 年度末の「自己点検・評価委員会」の設置であった。本学は、毎年度の自己点検・評価結果を報告書として大学ホームページ上で公表することとしており、平成 19 年度においては、教育活動を中心に大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める 11 の評価基準に沿ってこれを実施し、またオンラインの遠隔教育に特化される評価は別基準（基準 12）を設けて対応を図ることにした。

しかしながら、自己点検・評価委員会は、各部局選出の委員によって構成される委員会であり、定期的に行う点検・評価業務の実施と報告書作成に主眼が置かれ、点検・評価結果を具体的な改革・改善に繋げ、内部質保証を目指すための体制としては十分なものではなかった。その結果、平成 20 年度の文部科学省設置計画履行状況調査 留意事項として、「『自己点検・評価報告書』の記載内容については、設置認可時の計画どおり履行されていない事項に関して記載していないものが見られるので、現状を適切に把握・分析した上で自己点検評価を行うようにすること。…」と指摘されている。

これを受けて、平成 21 年 4 月、学内データの収集・管理の実務を担い、収集したデータをもとに大学の諸活動を評価する等の役割を担う部局である「自己点検・評価室」を、教員・職員一体型の評価業務を専門とする常置組織として発足させ、室長には教育・研究に係る学長補佐の役職を付与してその権限を強めて機動性を確保するなど、より有効な自己点検・評価活動を実施する組織の整備を行っている。そして平成 21 年度には、自己点検・評価室の下に、教職員の混成による、「財務・総務」、「教育」、「学生」、「研究」、「社会貢献」、「システム」の 6 つのワーキンググループを置き、まず各部局に自己評価をさせた後、データの収集・作成にもあたらせるなど、全学的な点検・評価活動の推進に努めてきた。

しかし、評価結果を自らの責任で価値付け、絶えず教育研究活動の自己改革を進める態度と責任ある行動の選択を行うという、いわば文化としての評価が定着していたとはおよそ言い難い状況で、各部局による自己点検・評価による課題の集約は実際困難を極めた。

「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」については、株式会社立としての本学の立場を踏まえて、大学評価機関として長い歴史と実績を有する財団法人大学基準協会の評価基準に則して自己点検・評価を行った。また、平成 19 年度は対象としていなかった「研究環境」「社会貢献」も点検・評価したほか、オンラインの遠隔教育に特化される評価については、大学基準協会が定める 15 の評価基準に加えて、別章（第 16 章）を立てることとした。

同報告書については、自己点検・評価室長の編集責任の下、延べで約 170 の課題を抽出し、その結果、平成 21 年度設置計画履行状況等調査において、留意事項として自己点検・評価が継続して付されることはなかった。本学の自己点検・評価活動に対し、監督官庁からも一定の評価が得られたといえる。

また、平成 22 年 4 月より、的確な現状分析と課題の抽出、改善方策の策定、改善フィードバックまでの一連の流れをより確実なものとし、PDCA サイクルを適切に稼働させるため、各評価の視点ごとに、各部局・委員会等が定めた目標や計画と実際の達成状況を照合し、「改善タスクリスト」への記入と根拠資料の提出を各部局・委員会等に義務付け、自己点検・評価室から各部局・委員会等に対する定期的なヒアリング（3 ヶ月に 1 回）のための資料とするなど、とりわけ評価結果を改善・改革へ繋げる内部質保証システムの構築を重視しながら活動を進めている。

「改善タスクリスト」は、管理 No. を付した項目ごとに、「評価基準」「評価項目」「評価の視点」、またそれに対応するものとして、「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」で述べた改善方策を基本とする「点検・評価結果と改善提案／意見」を記載し、そしてその「ステータス（未着手・継続・完了のいずれか）」「具体的な部局対応（計画または実績）」「根拠資料」「担当部局」「担当者」「期限」「達成状況」をエクセルで一覧表としたものである。

すなわち、「点検・評価結果と改善提案／意見」が、平成 22 年度における各部局のアクションプラン「目標・計画（Plan）」となり、その「実行（Do）」の度合いを四半期ごとに「点検・評価（Check）」した後、必要に応じ新たな「タスク」を一覧表に追加するというサイクルを繰り返しながら、PDCA サイクルの稼働に努めている。また「改善タスクリスト」には、文部科学省などから指摘を受け

た事項も盛り込み、自己点検・評価室を通じ各部署へフィードバックし、速やかに改善へつなげていくための仕組みも構築している。

なお、この点検・評価活動の流れを各部署・委員会等へ周知する際、「点検・評価 (Check) 」の主体を自己点検・評価室が担い、「改善・見直しを行うこと (Action) 」 「目標・計画を立てること (Plan) 」 「実行すること (Do) 」の主体は各部署となり、役割が明確に異なることを伝えている。また定期的なヒアリングにおいては、必要に応じ自己点検・評価室が各部署に対して、評価結果を改革・改善へとつなげるための方法の助言・提案も行っている。

平成 19 年度当時、同年度の文部科学省設置計画履行状況調査 留意事項として、入学時・受講時・試験時の本人確認、インストラクショナルデザイン、メンタリング、内部評価等、異例の 15 個もの留意事項が付されていた。こうした極めてクリティカルな状況に対し、全学をあげて改善の努力を重ね、独自開発した本人確認システムや、インストラクショナルデザインの教育理論を活用した e ラーニング教材の設計・開発システムの確立等は、かつての短所を長所としてアピールできる水準にまで高められたと評価することができる。

しかし、大学の設置認可時の遵守事項が守られたからといって、そのことだけで大学の質が保証できるとは勿論いえない。足掛け 3 年、試行錯誤を繰り返して実施してきた自己点検・評価活動を、信頼性の高い内部質保証システムにまで進化させるための措置として、平成 23 年度以降、点検・評価は勿論のこと、評価結果を改善・改革へとつなげるための企画・立案支援も担う組織としての自己点検・評価室の位置付けを規程に定め、その権限と責任を明確化する予定である。

開学から約 4 年の期間、「完全インターネット講義」を実践する日本初の株式会社立の 4 年制大学として、教育格差や進学格差が広がるなかで教育の機会均等などを目指してオープン・アドミッション型の学生受け入れ方針を掲げるとともに、インストラクショナルデザインの教育理論を活用した出口管理の徹底により、授与する学位の質の担保に努め、またスクーリングを必要としない通信制であるため就学離脱者が出やすいという実情を踏まえ、教育課程内外での学生支援体制の充実を図ってきた。

本学は、その存在自体が、前例の無いものに対する新たな挑戦であり、時代の進展に即した大学の特徴は極めて明確である。しかし前例が無いだけに、社会の大学に対する期待として、新たな教育システムの創生が常に求められ続ける立場にある。

今後も、たゆまぬ自助努力を恒常化し、自らの使命と社会的責任を追求し、本学が求められている説明責任を果たすため、そして教育・研究・社会貢献の向上に資することを目的に、財団法人大学基準協会が定める 10 の評価基準、ならびにオンラインの遠隔教育に特化した本学独自の基準 (基準 11) に準拠しながら実施した、平成 21 年度の自己点検・評価の結果を本学ホームページ上に公表するものである。

本章

基準 1 理念・目的

1-1: 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

- 理念・目的の明確化
- 実績や資源からみた理念・目的の適切性
- 個性化への対応

1. 現状説明

全ての国民が情報通信技術を活用し、その恩恵を最大限に享受できる社会の実現へ向けて策定された政府の基本戦略である「e-Japan 戦略Ⅱ」では、「IT の利用により、この学習スタイルを多様化し、この能力を向上させるとともに国際的な労働市場における我が国の人材の競争力向上を図る」「専門職について IT を活用した遠隔教育による継続的な知識の向上を図る体制の整備を図るため、各分野の特性などに応じて、すべての単位を遠隔教育で取得することができるような環境を整備するなど多様な教育方法の充実を行う」（平成 15 年 7 月）と述べられている。

また、平成 17 年 1 月に中央教育審議会により出された答申では、「時間の融通のきかない社会人が働きながら学んでいくためには、空間的及び時間的制約を受けない環境、たとえば、在宅のまま夜間に学べる環境を整えていくことが重要な課題である」との問題が提議されている。

本学は、このような社会的なニーズに呼応する形で、福岡市における構造改革特区を活用し、日本で初めてすべての授業をインターネットで受講できる 4 年制の株式会社立大学として、平成 19 年 4 月に開学した。

サイバー大学学則第 1 条には、「メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、国家および社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、人類・文化の発展に貢献することを使命とする」と、本学の目的・使命・育成する人材像を明記している（資料 1-1-1）。

e ラーニングのメリットを最大限に活かし、学生の「自ら学習するという姿勢」や「他者を理解し、自ら表現し伝える能力」を如何なく発揮させるとともに、e ラーニングの弱点を克服するための補助として、また産業界のニーズに応えるため、「インターンシップ」や「ボランティア論」等の正規の授業や、科目外の就職支援プログラムを学生へ提供することにより、専門的な知識のみならず実践的な知識を授け、もって学生の教養の涵養や人格の陶冶を図ることを設置の趣旨・目的に位置づけている（資料 1-1-2）。

学則に規定している本学の目的・使命・育成する人材像は、学校教育法第 83 条に規定された大学一般に求められる目的、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」から外れるものではないといえる。

平成 19 年度の開学以来、目的の実現に向けた具体的な解決課題を定め、幾多の苦難を乗り越え着実に歩を進め、完成年度を迎えた平成 22 年度、ようやく各課題が有機的に統合され、各段階における方策相互の関連と手順が全体的枠組みの中で構造化され、大学全体が掲げる以下の目標に対する全構成員の意識が一つになりつつある。

本学は「オープン・アドミッション型」の大学として、多様な学生を受け入れる方針を持っており、必然的に多様な学力の学生が入学するため、入学時に基礎学力が不足している者に対する教育上の配慮として、初年次教育・導入教育や、教育課程外の補習教育の充実をもって入口管理を行う必要がある。そして、インストラクショナルデザインの教育理論を全学的に導入することにより、出口管理を徹底し、授与する学位の質を担保すること。また、「完全インターネット講義」を実践する通信制大学であることに鑑み、学習意欲や動機付けに係る支援体制を充実させる必要がある。

「基準 9 管理運営・財務」で述べる通り、大きな資本力のある親会社（ソフトバンク株式会社）の完全子会社となったことにより、連結ベースでの財務的な安定性は確保できたものの、目的の達成には財務の健全性確保が不可欠であり、親会社の資金支援に頼らない独立した財務基盤の構築へ向けて鋭意取り組みを進めているところである。

そして開学から約 4 年の期間、「完全インターネット講義」を実践する日本初の「株式会社立」の 4 年制大学として、教育格差や進学格差が広がるなかで教育の機会均等を目指して「オープン・アドミッション型」の学生受け入れ方針を掲げるとともに、「インストラクショナルデザイン」の手法を活用して出口の質担保に努め、またスクーリングを必要としない通信制であるため就学離脱者が出やすいという実情を踏まえ、教育課程内外での学生支援体制の充実を図ってきた。

本学は、その存在自体が、前例の無いものに対する新たな挑戦であり、時代の進展に即した大学の特徴は極めて明確である。しかし前例が無いだけに、社会の大学に対する期待として、新たな教育システムの創生が常に求められ続ける立場にある。今後も現在の活動水準をより一層高めるために、不断の努力を重ね、大学に対する社会的信頼性を高めていく必要がある。

1-2: 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか

- 構成員に対する周知方法と有効性
- 社会への公表方法

1. 現状説明

大学の目的・使命・育成する人材像が記された「サイバー大学学則」の学生に対する周知は、本学学生専用サイトに掲載し、ダウンロードできるようにしている。その他、「学生要覧」を学生専用サイトに掲載し、目的・使命・育成する人材・教育目標等として、付随する大学概要・学生生活等に係る包括的な情報を学生へ提供している。また、新入学生に対しては、入学式での学長の挨拶やオリエンテーションの中で、本学の目的等について触れることを通して周知を図っている。

教職員に関しては、アクセス制限された共有フォルダに各種規則・規程とともに学則も格納してお

り、適宜閲覧出来るようにしている。

その他、一般に対しては、オープンキャンパス（大学説明会）や大学紹介パンフレット、DVD 等を通じて、株式会社立としての本学の姿勢や教育研究の目的、育成しようとする人材像の説明をするとともに、大学ホームページ上に「設立趣旨」を掲載している（資料 1-2-1～3）。

さらに、地域や年齢、時間、ハンディキャップの有無を問わず幅広い学びの場を提供し、教育格差を解消することを目指す本学の特色を端的に表したキャッチフレーズとして、「ロケーションフリー」「タイムフリー」「バリアフリー」「エイジフリー」を掲げ、それも大学ホームページ上に掲載し、広く社会に目的・使命・育成する人材像等を周知するよう努めている。

また、全教職員及び全学生に対し、本学学生専用サイト、学生要覧、アクセス制限された共有フォルダ等の閲覧を通じて、また新入学生に対しては、入学時のガイダンスを通じて、本学の目的などの周知を図っている。そして一般に対しても、大学ホームページ上に「設立趣旨」を掲載するとともに、分かりやすく簡潔なキャッチフレーズで本学の特色を説明するなど、一定の工夫がなされているといえる。

目的・使命・育成する人材像等を大学の構成員に知らしめ、同じ志を持って前進するよう意識づけを行っているが、教員に対しては、教員向けのオンライン研修である「FD コンテンツ」の一部に当該内容を盛り込み周知している（資料 1-2-4）。

1-3： 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

1. 現状説明

平成 21 年 4 月、学内データの収集・管理の実務を担い、収集したデータをもとに大学の諸活動を評価するなどの役割を担う部局である「自己点検・評価室」を、教員・職員一体型の評価業務を専門とする常置組織として発足させており、大学の理念・目的に関しても、必要に応じ自己点検・評価室が点検することとしている。

「基準 4 教育内容・方法・成果」でも述べる通り、学位の授与にあたり、どのような資質・能力を育成し、どの程度の知識・技術の習得水準を求めるのか、また学位に相応しい学習経験を求めるのかという学位授与要件を示すものとしてのディプロマ・ポリシー、さらにそれと整合性のある教育課程の編成・実施方針としてのカリキュラム・ポリシーの策定が検討の途上にある。「目的」とは「目指すべき基本的方向性」と捉えれば、現行の「目的」は、やや理念的・抽象的であっても、特に問題視されるものではないと判断される。それに対し、学士課程に掲げた教育目標に、具体的に養成すべき人材像を示すものとしてのディプロマ・ポリシーは、「目的」を実現するためのマイルストーン、すなわち具体的な行動が目指す最終結果として、できるだけ具体的に明確化すべく検討を進めている。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

繰り返しとなるが、学則には、「メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、国家および社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、人類・文化の発展に貢献することを使命とする」と、その目的・使命・育成する人材像について記している。

一方、「理念」とは、「こうあるべきだという根本の考え方」と捉えれば、大学ホームページ上の「設立趣旨」に該当する記述はあるものの、完成年度を迎えたタイミングで、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの検討とあわせて、「理念」の再確認を行う必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

現在検討の途上にあるディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーとあわせて、大学ホームページ上の「設立趣旨」の文言を見直し、「理念」の再確認を行う。

4. 根拠資料

資料 1-1-1 サイバー大学学則

資料 1-1-2 サイバー大学設置認可申請に係る申請書「4 設置の趣旨等を記載した書類」

資料 1-2-1 サイバー大学案内パンフレット

資料 1-2-2 サイバー大学案内 DVD

資料 1-2-3 サイバー大学ホームページ「設立趣旨」

(<http://www.cyber-u.ac.jp/about/purpose.html>)

資料 1-2-4 FD コンテンツコンテンツ計画書

基準 2 教育研究組織

2-1: 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか

- 教育研究組織の編制原理
- 理念・目的との適合性

2-2: 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか

1. 現状説明

本学は、学則第1条に「メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、国家及び社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、人類・文化の発展に貢献することを使命とする」と明記し、目的・使命・育成する人材像を定義している（資料2-1-1）。

サイバー大学の設置会社である株式会社日本サイバー教育研究所は、ソフトバンクグループが中心となり設置されたものであるが、ソフトバンクグループは、インターネットを基盤として多岐にわたるネット産業を担う事業会社をグループ内に有している。本学は、これらのノウハウも活かしながら、またソフトバンクグループとの連携を強化しながら、新しい知識を創造し、高い専門性を持った人材を育成することとしている。

そして授業は、インターネットのみを利用することで、面接授業によらずに、オンデマンド方式による「完全インターネット講義」を実践し、“いつでも” “どこでも” 学べる環境を提供することにより、社会人の再教育などの社会的ニーズに応えるとともに、辺地在住者・主婦・高齢者・身体に障がい有する者など、これまで高等教育を受ける機会に恵まれなかった方々に広く門戸を開放し、“誰でも” 学べる生涯学習拠点の確立を目指して、教育研究活動を実施している。

以上、本学では、社会的需要の高い IT の教育研究分野と、世界的に関心の高い世界遺産の教育研究分野を取り上げ、21 世紀の国家・社会の形成者として、国際的に活躍する人材として必要な資質の育成に主眼を置いた教育研究拠点の確立を構想しており、またそれを実現するための教育研究組織として、平成 21 年 10 月 1 日現在、次に述べる組織編成をとっている（資料2-1-2）。

(ア) 学部・学部共通科目

「IT 総合学部 IT 総合学科」及び「世界遺産学部世界遺産学科」の 2 学部 2 学科を学士課程として設置している。

IT 総合学部は「変化の激しい情報化社会において、最も必要なコンピュータ科学およびネットワークの基礎技術と応用技術により社会に貢献し得る人材の育成」を教育目標とし、その達成に向けて教育研究を行っている。世界遺産学部は「世界遺産を日本・世界の地域社会の発展に活用するための教育研究を行い、地域貢献、産学官連携、国際交流の面での社会的貢献に努めること」を教育目標とし、

その達成に向けて教育研究を行っている。

学部共通科目は、外国語科目と、教養科目の2つのカテゴリで編成されている。外国語科目は、卒業後に学生が国際人として職務を遂行する際に、実践で役立つ語学力の獲得を目指した英語教育に重点を置いている。また、今後重要性が増してくると考えられる中国語教育もカリキュラムに加えている。教養科目については、学生が、変化を続ける実社会を理解し考察するための教養教育を目指し、今日的テーマを扱う科目を多く取り入れ、編成している（資料2-1-3）。

教養教育の実施体制については、大学設置認可申請書に「教養科目を充実するため、各方面で活躍している人材を教員として招く。教養科目における実務家の兼任教員の割合は高くなるが、本大学が目指す魅力ある教養教育を行う上で、また大学が果たす教育機能を維持するためには最善の策である」と考える。兼任教員を統括し、さまざまな調整を図るため、専任教員を若干名配置し、教員を補助する助手を配置する」と記載し、その通りの体制を確保していた。

しかし、「平成20年度 自己点検・評価報告書」にも記載したように、教養教育の実施・運営については、より一層の充実を図るための責任体制について検討することとしており、また平成22年5月、平成22年度秋学期からの世界遺産学部の学生新規募集停止を決議した状況を踏まえ、ITに関する専門性を有する専任教員を教養にも兼担で配置するなど、「IT 総合学部カリキュラム検討委員会」の下に「教養ワーキンググループ」を設置し、教養教育の改善充実に取り組むための体制を強化する予定である。

（イ）附属施設

本学の教育研究目的を達成するため、スクーリングを実施しない本学にあつては、eラーニングの特性を十分理解し、効果の高い部分を活かすと同時に不得手な部分を補うことが必須である。教員と大学側の教育支援組織が一体となって連携することで、最大の教育効果を上げるための全学的なセンターとして、「学生サポートセンター」、「コンテンツ制作センター」、「システムサポートセンター」、「授業サポートセンター」を設置している（資料2-1-4）。

学生サポートセンターでは、学生の履修計画立案支援、ドロップアウト防止支援、進路相談、学外プログラムの提案等、各種相談・支援を行っている。

コンテンツ制作センターでは、eラーニング教材（授業コンテンツ）の品質を向上させるため、教育効果の測定結果を学習ツール作成にフィードバックするための手法であるインストラクショナルデザインに沿ったコンテンツの設計・開発を実施している。センター内には、授業コンテンツ制作に関する経験と知識を有するインストラクショナルデザイナー、及びアシスタント・インストラクショナルデザイナー等を配置し、教材の設計・開発、さらにその評価から更新まで、コンテンツの質担保のための教員支援を行っている。

システムサポートセンターでは、学習管理システム他に技術的なトラブルが生じた場合の技術的なサポートを行っている。コンピュータやシステムの使用について、学生はシステムサポートセンターへ、教員はヘルプデスクに相談することができる。

授業サポートセンターでは、教育補助者に相当する助手、メンター等が勤務し、講義内容に関する学生と講師の質疑応答等の円滑なコミュニケーションの仲介を行っている。

また、附属施設としては、図書館が福岡キャンパスにある。蔵書数は平成21年度末で16,789冊で

あり、学生は、直接訪問して貸出しできる他、ネットで蔵書を検索し、郵送による貸出しを受けることもできる（資料 2-1-5）。

さらに平成 21 年 2 月には、社会的要請の高い分野について、学外研究資金による自主的研究および学際的共同研究を推進し、本学の研究活動の強化を目的とする付属施設として、「サイバー大学研究機構」を設置している（資料 2-1-6～7）。

（ウ）教務部、学生部

その他、教育研究活動支援及び学生支援を行う事務組織としては、「教務部」、「学生部」等を置き、学生部の下に「就職相談室」を置いている。いずれも事務組織と教学組織との有機的一体性を確保する目的の下、教員の兼務管理職である部長・室長職を設けている。また、学生の社会貢献や社会参加等を支援するため、「ボランティア活動センター」「インターンシップセンター」を設置している（資料 2-1-8～9）。

「基準 5 学生の受け入れ」でも詳述するように、本学では入試として学力試験を行っておらず、入学者の入学時における学力水準が担保されないという課題があるため、入口から出口までの学士課程全体を組織的に管理するための学習支援体制を確保する必要がある。

また、インターネットによる通信の良好かつ安全な運行を確保し、インターネットによる指導及び教育相談を円滑に処理するための体制を備えておく必要がある。

本学が、その理念や目的を踏まえ、教育研究活動を効果的に推進するための教育研究組織の適切性を評価する目安としては、「自己点検・評価室」が各部局と連携しながら、以下に述べる指標を設定し、四半期ごとに実施している各部局へのヒアリングの際に、必要に応じ検証を行い、指導・助言を行うこととしている。

1. 学士課程の「入口管理」として、大学教育を受けるにあたり不足している基礎学力を補うための補習教育（リメディアル教育）・初年次教育・導入教育を充実させるため、必要な体制が確保されているか。
2. 学士課程および各授業科目の「出口管理」を徹底するため、インストラクショナルデザイナーなどの専門の人材が、インターネットによる授業の分析・設計・評価（改善）等に関与する体制が確保されているか。換言すれば、順次性のある授業科目を体系的に配置し、各授業科目および学士課程の修了時に身に付く能力・資質等を学習目標として定め、その目標へ到達するためのプロセスも予め授業およびカリキュラムの設計段階で固めておくなど、目標管理に基づく効果的な学習支援を実現するための教員支援体制が構築されているか。
3. 自律・探求型の在宅学習は、常にドロップアウトの危険を孕むものであり、中途での離脱を未然に防ぐための「プロセス管理」として、指導補助者による学習支援を実施し、教員と協力して学生の指導にあたらせることのできる体制が確保されているか。
4. 通信障害が発生した場合には、ただちにメンテナンスチームが復旧作業にあたることのできる体制が確保されているか。また、コンピュータなどの操作に関して不明な点が生じた場合、学生や教職員が相談することのできる必要十分なヘルプデスク機能が具備されているか。

5. 本学は学部段階の学生を対象とするものであり、直接対面、ないし Skype（ビデオ通話）などの対面的コミュニケーションによる教育効果に配慮し、必要に応じ学生が相談を求めてきた際、適時適切に応じることのできる体制が確保されているか。
6. 親会社であるソフトバンク株式会社との緊密な協力の下、株式会社立の特長を活かしながら、企業と効果的に連携した教育研究活動を実施する体制が確保されているか。主には、長期インターンシップなど、学生が将来への目的意識を明確に持てるよう、職業観を涵養し、職業に関する知識・技能を身に付けさせ、自己の個性を理解した上で主体的に進路を選択できる能力・態度を育成するキャリア教育の実践ならびに就職支援や、インキュベーション（起業支援）なども含めた産学官連携の取り組みを推進するための体制が確保されているか。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

本学が、人材育成と学術研究の両面において、その使命と役割をより積極的かつ効果的に果たしていくためには、常に教育研究組織のあり方が最も適切なものとなるよう、努力していくことが必要である。国際的な競争力をもって持続的に発展するためには、「株式会社立」、そして「完全インターネット講義」の特性を最大限活かして知的創造を行い、社会の共通基盤形成の一端を担う本学の公共的役割、また社会的責任を深く自覚することが求められる。

平成 22 年度に完成年度を迎え、開学年度から今日に至るまでの社会、経済の著しい変化に対応しながら、教育研究に係る組織編制についての検討を継続しており、大学設置認可申請書の履行義務を確実に果たしながら、本学の教育研究上の目的を達成するために必要なものとして、認可時の計画には無かった「サイバー大学研究機構」「ボランティア活動センター」「インターンシップセンター」を設置するなど、組織の強化に努めている。

なお、構造改革特別区域基本方針において、「規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。」とされており、平成 20 年度には、規制所管省庁である文部科学省、および「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会」による評価を受けている。

本学に対しては調査票・アンケート、また在学生へは調査票による調査が実施され、「インターネット大学において、大学通信教育設置基準に定める校舎等施設に係る要件を弾力化することにより、教育研究上支障が生じていないかを確認するため」、また「インターネットによる通信の良好かつ安全な運行を確保し、インターネットによる指導及び教育相談を円滑に処理するための体制が確保されていること等により、『教育研究に支障がない』ことが担保されているかを確認するため」の調査が実施されている。

そして文部科学省の「調査結果」として、「…学習環境という観点においては、①特定の OS やソフトウェアの使用者、また海外在住者などの PC 環境によっては、学習に支障をきたしている例が見られること、②おおむね学生の学習サポートの体制は整っているが、学生からの質問に対して十分な対

応が行われていない例が見られることから、現状をもって『教育研究上支障がない状態』であるとは判断できない」ことが指摘されている。

本課題に対しては、「自己点検・評価室」が即座に「改善タスクリスト」を確認の上、四半期ごとに実施している各部局へのヒアリングの際に進捗状況を確認するなど、対応を進めている。フルオンラインの大学である本学において、インターネットによる遠隔通信教育を実施するための体制の改善充実は、生命線ともいえる重要事項と位置付けねばならない。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

本学では、教育研究活動の PDCA サイクルの C（チェック）ならびに A（アクション）支援を担う部局として「自己点検・評価室」を常置化しており、教育研究組織の適切性に対する検証についても、自己点検・評価室が各部局と連携を図りながら、その任を担っている。「基準 4 教育内容・方法・成果 III. 教育方法」に詳述するように、学習支援体制のより一層の改善充実については、教務部長を兼務する自己点検・評価室長主導の下、従来の学習支援の質をより向上させ、また業務の効率化を図るために、従来の画一的な人員の配置と運用を抜本的に見直しているところである。

自己点検・評価室の中立性の確保は意識されるべきものであるが、自己点検・評価室長に、教務部長職、コンテンツ制作センター長職をも兼務させていることが、評価結果を迅速に改善へと導く上で、有効に機能しているといえる側面がある。

学習サポート体制に関しては、学生からの意見の聴取を、本学自らが定期的実施し、また改善へと結びつけるため、学生部を中心に、「自己点検・評価室」の点検を経て質問項目をとりまとめ、平成 22 年 9 月にアンケート調査を実施している。アンケート調査の目的は、「学生サポートやシステムサポートの利用頻度、対応品質、学生専用サイトの使い方、授業視聴環境等、今後のサポートやサイト改修等の参考となるようなデータを取得すること」などであり、全正科生 1,091 名（平成 22 年 9 月現在で IT 総合学部：680 名、世界遺産学部：411 名）を対象に、有効回答数 186 名（IT 総合学部：96 名、世界遺産学部：90 名）を得ている（資料 2-2-1）。今後も必要に応じて、学生向けオンラインアンケート調査を実施し、改善の資とすべきであり、本アンケート結果を受け、学習サポートに係る課題の抽出、改善方策等については、平成 23 年度内に教務委員会で検討する予定である。

4. 根拠資料

- 資料 2-1-1 サイバー大学学則第 1 条
- 資料 2-1-2 サイバー大学教育研究組織図（平成 21 年 10 月 1 日現在）
- 資料 2-1-3 カリキュラム一覧
- 資料 2-1-4 各センターの業務分掌
- 資料 2-1-5 図書貸出フロー
- 資料 2-1-6 サイバー大学研究機構規程
- 資料 2-1-7 サイバー大学研究機構運営委員会規程

資料 2-1-8 株式会社日本サイバー教育研究所組織図

資料 2-1-9 組織規程別表業務分掌表

資料 2-2-1 学生アンケート結果（平成 22 年 9 月実施）

基準 3 教員・教員組織

3-1: 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか

- 教員に求める能力・資質等の明確化
- 教員構成の明確化
- 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

1. 現状説明

大学設置認可申請書の「オ 教員組織の編成の考え方及び特色」「1. 専任教員の配置の考え方」において、IT 総合学部、世界遺産学部、学部共通科目（教養科目・外国語科目）の教員に求める能力・資質について、以下のように記載している。

(ア) IT 総合学部

専任教員は原則として基礎講義、基礎演習、専門講義、専門演習、卒業研究のすべての科目を一貫して担当する。IT 総合学部の基幹科目群であるコンピュータサイエンス、通信のいわゆる IT 分野については、博士号などの学位や十分な研究業績・教育経験を有する教員を多く配置し、あわせて、ビジネスや財務、コンテンツといった社会・経済に深く関わる分野には実務系の専門家を配置している。IT 総合学部は、ビジネスを通して技術が社会に与える影響までもも扱う学問であるため、企業の第一線で活躍している実戦経験を持つ技術者や、事業の立ち上げを経験した起業家も起用する。

(イ) 世界遺産学部

専任教員は原則として基礎講義、基礎演習、専門講義、専門演習、卒業研究のすべての科目を一貫して担当する。世界遺産学部の科目担当教員は、従来の学問分野の枠に捉われず、考古学、美術史学、文化財保存科学、建築学、観光学、環境学、アーカイブ学の多分野の専門家から構成される。世界遺産学部の基幹科目である世界遺産や地域研究の分野については、博士号などの学位や十分な研究業績・教育経験を有する教員を多く配置し、あわせて、観光学、アーカイブ学などの実務的な内容の科目については、十分な実務経験を有する教員を配置し、最新の動向を反映した実践的な教育を行う。さらに、世界遺産の地域研究の分野を担当する教員には、各地域における現地調査、保存修復プロジェクトの運営・実施の経験を有し、今後とも学界の教育研究を主導できる能力と実績を備えた研究者を起用する。

(ウ) 学部共通科目

教養科目を充実するため、各方面で活躍している人材を教員として招く。教養科目における実務家の兼任教員の割合は高くなるが、本大学が目指す魅力ある教養教育を行う上で、また大学が果たす教育機能を維持するためには最善の策であると考え。兼任教員を統括し、さまざまな調整を図るため、

専任教員を若干名配置し、教員を補助する助手を配置する。

外国語科目においては、各学問分野および実社会で不可欠な、より実践的な英語・中国語の教育を行うため、外国人・バイリンガルを含む教員を配置し、外国語科目の中核となる専任教員若干名を配置する。

本学の専任教員は、主務として、大学の教育、研究、社会貢献、校務の4つの業務に従事している。また、学部の専任教員は、1・2年次担当の「基礎講義」「基礎演習」、3年次担当の「専門講義1」「専門演習1」「専門講義2」「専門演習2」、4年次担当の「卒業研究1」「卒業研究2」の8科目を担当することを原則としている。なお、教育研究上特に必要があり、かつ大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、所定の「兼業願申請書」を学長に提出し、認められた場合にのみ、兼業を許可している。平成22年10月時点で、全専任教員42名のうち、他大学の非常勤講師や研究所の研究員等、兼業先を持っている教員は34名である（資料3-1-1）。現在のところ、教育、研究、校務等において、兼業が支障をきたし、問題となったケースはない。

IT総合学部の科目群は、大別して、コンピュータサイエンス系、ネットワークセキュリティ系、コンテンツ・ビジネス系に分類され、各々に教員を配置している（資料3-1-2）。

世界遺産の科目群は、大別して、世界遺産を「学び」（調査・研究・教育）、「護り」（保存・修復）、「残し」（記録・アーカイブ）、そして「活かす」（観光・活用）の4つのカテゴリーに分類され、各々に教員を配置している（資料3-1-3）。

教養科目については、今日的なテーマについて幅広い教養を身に付けるという目的から、平成21年10月現在、3名の専任教員、国内外の幅広い分野で活躍する55名の兼任教員、計58名の教員を配置している（資料3-1-4）。

平成21年10月現在、IT総合学部では、学生数587名に対して専任教員数17名、兼任教員数4名の合計25名である。また世界遺産学部では、学生数369名に対して専任教員数19名、兼任教員数2名の合計24名である。専任・兼任教員一人当たりの学生数は、IT総合学部で約28名、世界遺産学部で約18名となっており、学生数に対し十分な数の専任教員が配置されているといえる。

専任教員の年齢構成については、平成21年10月現在、30代7名（16.7%）、40代12名（28.6%）、50代9名（21.4%）、60代12名（28.6%）、70代以上2名（4.8%）である。学部別では、IT総合学部が、30代3名（14.3%）、40代5名（23.8%）、50代6名（28.6%）、60代5名（23.8%）、70代以上2名（9.5%）、世界遺産学部では、30代4名（19.0%）、40代7名（33.3%）、50代3名（14.3%）、60代7名（33.3%）である。

「平成20年度 自己点検・評価報告書」において、平成20年度時点における専任教員の年齢構成について、IT総合学部で40代、世界遺産学部で50代の教員が少ない傾向があることを指摘していた。IT総合学部では、40代の教員が2名（平成20年度）から5名（平成21年度）へと増えて改善が図られているが、世界遺産学部の50代の教員が4名から3名へと1名減っている。また、60代以上の専任教員の割合は、IT総合学部で33.3%、世界遺産学部でも33.3%といずれも30%を超えており、やや高齢化傾向にあるといえる。

性別構成については、両学部あわせた女性教員数は6名となっており、学部別にみると、IT総合学部4名、世界遺産学部2名となっている（資料3-1-5）。

本学では、実社会で実践的な能力を発揮するための「プロフェッショナルリズム型」の教育を行っていることから、一般企業や研究所等での実務経験・研究歴・教歴等のキャリアを総合的に考慮しながら、教員組織を編成している。

外国語科目においては、各学問分野及び実社会で不可欠な、より実践性の高い外国語教育に取り組むという目的から、英語の専任教員3名のうち、英語を母国語とする外国人教員を1名配置しているほか、兼任教員にも英語科目を担当する外国人を1名配置している。また、3・4年次配当の中国語でも、同様にネイティブの専任教員を1名配置している。

本学では、専任教員（教授、准教授、講師及び助教）並びに専任助手の採用は全て任期制となっており、任期は1年以上5年以内の期間とし、再任や年度ごとの更新ほか、具体的な制度運用については、取締役会の決定により行われている（資料3-1-6）。

平成21年度秋学期における開講科目数（休講を除く）は、IT総合学部専門科目85科目、世界遺産学部専門科目77科目、教養科目59科目、外国語科目12科目、学部共通科目2科目となっており、全科目数は235科目を数える。

平成21年度秋学期時点で、専任教員数は、IT総合学部21名、世界遺産学部21名、うち外国語科目担当教員4名、教養科目担当教員3名（うち1名は世界遺産学部の兼任）であり、専任教員が担当する授業科目の割合は、各科目区分及び全授業科目数で、次のように算出される（資料3-1-7）。

IT総合学部専門科目：72.9%

世界遺産学部専門科目：77.9%

教養科目：6.8%

外国語科目：83.3%

両学部の専門科目の一部については兼任教員を配置しており、教育効果にも鑑みながら、専任・兼任の授業担当比率の適正化の検討を継続している。なお、「基準4 教育内容・方法・成果」で述べる通り、本学のカリキュラム編成では、全専門科目が選択必修科目として位置付けられ、一切必修科目が配置されておらず、本来分野ごとに設置されてしかるべき学部基幹科目の位置付けが学生に明示されていなかった。平成23年度以降のIT総合学部カリキュラムにおいては、プログラム別の基幹科目を必修科目として位置付け、必修・選択必修・選択科目のバランスに配慮しながらカリキュラムの見直しを図ることとしており、各科目の重要度を再定義することとしている。その際主要と認められる科目については、原則として准教授以上の専任教員を配置する必要がある。

なお、授業科目を担当する専任教員数について、平成22年4月時点で、IT総合学部21名、世界遺産学部20名となっており、各々大学通信教育設置基準に定められた定数を充足していた。しかし、平成22年9月にIT総合学部の専任教員が1名退任し、平成22年12月時点で専任教員数が1名不足している。さらに、IT総合学部の教授数は平成22年12月時点で11名となっており、定数の21名の半数を超えているが、世界遺産学部の教授数は9名であり、定数の19名の半数を0.5名下回っている。

学部内の日々の活動に係る教員間の連絡調整は、学部の全教員にメールが行き互るメーリングリストを運用し、送付漏れが無いよう諸連絡を行っている。また、平成20年度よりグループウェアが導入され、イントラネット上での教員間の情報共有と連携を図っている。

教育研究にかかる意思決定に関しては、以下の通りの運用を行っている。原則として月1回、学部による「教員会」を開催し、事前にメーリングリストで提出された議題について、学部の専任教員間で協議を行う。学部教員会で検討した議案については、教務委員会などで問題を十分に整理・精選した後、大学運営管理委員会および教授会に上程され、審議を経て承認を得る（資料3-1-8）。また、各学部局の教務主任は、週1回程度の頻度で開催される教務委員会において、教育課程を遂行するために必要な議案を審議している（資料3-1-9）。

教授会は、東京オフィスにて、原則として月1回以上開催しているが、在住地域や研究出張等やむをえない理由でオフィスに赴けない場合、WEB会議システムでの参加を認めており、その結果として、平成21年度に開催された教授会の教員参加率は84.9%であった（資料3-1-10）。

本学では、教養科目を学部共通科目として設置しているが、今日的なテーマについて幅広い教養を身に付けるという目的から、専任教員は3名のみであり、その他は兼任教員が科目を担当している。兼任教員の担当する割合が高いことは、今日的なテーマを第一線で活躍する人材をもって教授し、教養あるよき社会人の育成を目指すという本学の方針に沿ったものである。

しかし、専任教員は少ないものの、専任助手をメンターとして配置するとともに、専任教員が兼任教員を統率する形で連携を図り、責任ある運営に努めている。「基準4 教育内容・方法・評価」でも述べるように、平成22年5月、平成22年度秋学期からの世界遺産学部の新規学生募集停止が決議された状況を踏まえ、ITに関する専門性を有する専任教員を教養にも兼担で配置するとともに、「IT総合学部カリキュラム検討委員会」の下に「教養ワーキンググループ」を設置し、教養教育の改善充実に取り組むための体制を強化する予定である。

本学では、学生の着実な履修継続を促し、自主学習への配慮を組織的に行うため、メンター制度を導入している。メンターの採用においては、大学設置認可時の計画に則り、「指導補助者の採用と教育研修に関する指針」の選考基準を設け、「原則として、担当教員と同じ分野を専攻する大学院修士課程以上、もしくはそれと同等の能力・知識・経験を有する者で、メンター業務を適切に遂行できると認められた者」を配置している。また、人員の配置については、全授業科目において、履修学生25名に1名の割合でメンターを配置し、25名を超える場合は補助メンターが担当学生の学習支援を行うこととしている。外国語科目や世界遺産学部の演習科目においては、履修学生を25名のクラスに分け、クラスごとにメンターを配置（図1）している。

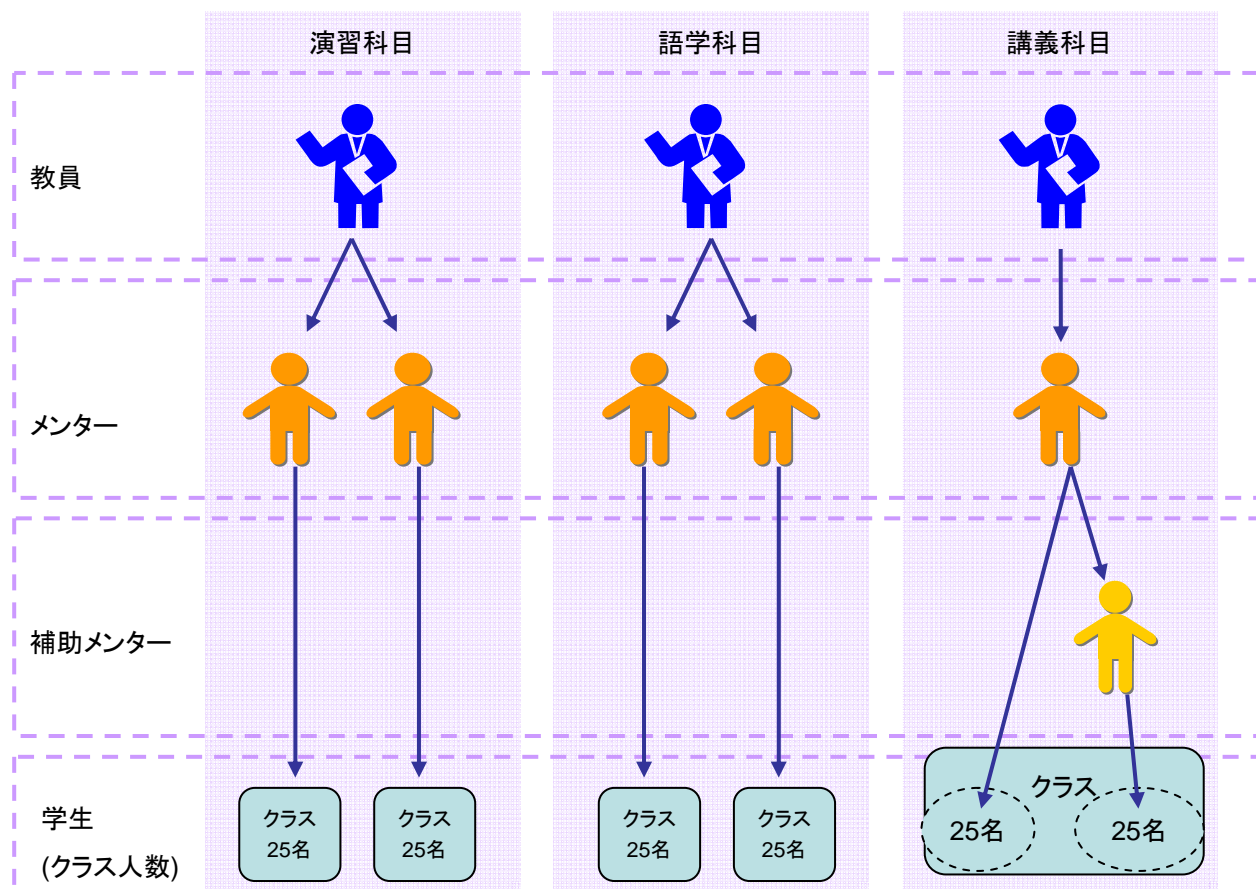


図1 メンターの配置

既に述べた通り、本学の学部の専任教員は、1・2年次配当の「基礎講義」「基礎演習」、3年次配当の「専門講義1」「専門演習1」「専門講義2」「専門演習2」、4年次配当の「卒業研究1」「卒業研究2」の8科目を担当することを原則としている。そしてできるだけ個々の教員の専門分野に近い者をメンターとして配置し、質の高い指導補助を行うため、専任教員1名に対し1名のメンターを配置する方針（図2）をとっている。

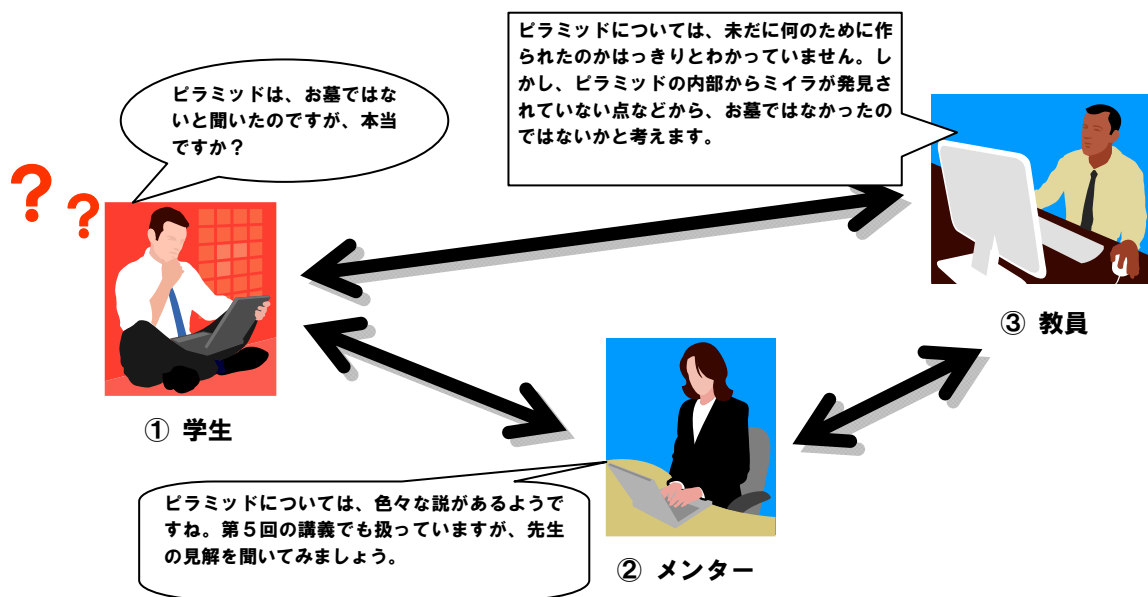


図2 教員、メンター、学生との関係

開学初年度・開学次年度の段階では、専門科目を担当する専任教員1名につき、開講科目は2科目であり、1日3時間×5日、週15時間勤務するメンターが多数を占めていたが、これは開学後の2年間について、1日1科目に費やす指導などの時間として、約1時間を目安に、2科目で3時間という十分な勤務時間を確保するためであった。そして学年進行に沿って、開学3年度目になると開設科目数が増え、専門科目を担当する専任教員1名につき、年間を通じ4科目が定常的に運営されることとなり、それに伴って1日4時間×5日、週20時間勤務する者の数を増やしている。

IT総合学部、世界遺産学部、語学・教養部の科目区分には、各々1名ずつ、専任助手ないし専任教職員のメンター長を配置しており、各教務主任と連携しながら、各部局のメンターの取りまとめを行っている。また、メンター長の役職を持たない専任助手についても、メンター長に準ずる立場で各メンターの指導にあたっている。

メンターの多くは、いわゆるアルバイト雇用であるが、1日4時間以上の勤務を行う者が多数を占めており、また開学時から継続的に業務に従事する者も多く、当該メンターの業務上のスキルレベル、そして研修で培った知識等、実質的に専任スタッフと同等の責任と役割を担って職務を遂行しているといえる。

また、繰り返しとなるが、個々の教員の専門分野は異なるものであり、できるだけその分野に近い専門性を有する者をメンターとして配置することが、質の高い学習支援を行うために不可欠であると経験則からも学んでいる。結果として、学部の専任教員1名に対し、1名のメンターを配置する方針の下、メンターの総数は平成22年5月現在で68名に上っている。平成22年5月時点で、1名の専任教員、5名の専任助手、1名の専任職員が、各部局のメンター長ないしそれに準ずる立場として業務に従事し、その下に各部局のメンターを配置し、運営しているが、本体制は、大学設置認可時の計画を着実に履行する上で、最も適した運営と判断するものであった。

しかし、「基準4 教育内容・方法・評価」で述べたように、平成23年度以降は、これまでの画一

的な配置と運用の見直しを行う予定であり、ティーチング・アシスタント（TA）制度を導入し、また専任の指導補助者を増員するなど、学習支援体制の改善充実を図ることとしている。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

平成 22 年 12 月時点で、IT 総合学部において、大学通信教育設置基準に定められた専任教員の定数が 1 名不足しているため、改善する必要がある。また、世界遺産学部の教授数は 9 名であり、定数の 19 名の半数を 0.5 名下回っているため、改善する必要がある。

60 代以上の専任教員の割合は、IT 総合学部で 33.3%、世界遺産学部でも 33.3%といずれも 30%を超えており、やや高齢化傾向にある。IT 総合学部では、40 代・50 代・60 代の専任教員の割合がいずれも 20%台とバランスが取れているのに対し、30 代が 3 名（14.3%）と少なく、改善の必要がある。

そもそもの任期制での教員採用の目的は、多様な人材を確保し、人材の流動化を促進することで大学の教育研究の活性化を図るものであるが、本学では全専任教員が任期付の雇用となっており、今後の懸念として、大学への帰属意識の低下、任期限定による責任感の欠如、中長期的な大学運営推進の阻害等の弊害が出る可能性を踏まえ、平成 23 年度以降、一定数の教員については、定年（65 歳）を設け、テニュア（期限の定めのない定年制の雇用）とすることが必要と判断している。

「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」に記載した通り、学部固有の問題を協議する場である学部別「教員会」については、意思決定に係る権限や責任が明文化されておらず、組織上の位置付けが定められていないため、各学部の組織としての権限と責任を明確化する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

平成 22 年 12 月時点で、IT 総合学部において、大学通信教育設置基準に定められた専任教員の定数が 1 名不足しているため、平成 23 年度より、IT 総合学部において、30 代の専任教員を 2 名任用する方向で調整を行っている。また、世界遺産学部の教授数は 9 名であり、定数の 19 名の半数を 0.5 名下回っており、その改善措置についても検討している。

また、平成 23 年度以降、専任教員の適正な処遇および能力開発を図ることを目的として、教育・研究に加えて校務・社会貢献等のサービス活動も含めた活動全般について総合的に評価し、教員評価を昇任・昇格等の参考とする人事考課制度を導入する予定である。その際、助教などをテニュア・トラックとして位置付け、毎年度実施される人事考課の結果を踏まえ、一定期間を経た後、業績が極めて秀であると認められれば、テニュアを付与し、かつ准教授へと昇任させることも検討している（資料 3-1-11）。

ただし、教員評価が人事考課のための道具に限定的に用いられたりすることのないよう、あくまで教員の力量形成を促進する能力開発型の評価制度として機能させるための、運用上の配慮が必要である。

また、人材の流動化の促進による環境の変化などにより、教育研究活動が活性化される利点は極め

て大きいと判断されるため、本学に最も適した教員組織のあり方を慎重に見極めながら、ノンテニュア（期限付の雇用）とテニュア（期限の定めのない定年制の雇用）の教員数のバランスは十分留意されるべきものである。

平成 22 年度より教学組織の意思決定プロセスの見直しを始めており、平成 23 年度以降、非公式の会議体である学部「教員会」を発展的に解消し、組織的な意思決定を担う「学部運営委員会」とする予定である（資料 3-1-12）。

3-2： 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

- 編制方針に沿った教員組織の整備
- 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

3-3： 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

- 教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化
- 規程等に従った適切な教員人事

1. 現状説明

前項で述べた通り、大学設置認可申請書に記載した教員組織の編成方針に沿って、適切な教員配置の履行に努め、また授業科目を担当する専任教員の任用においては、文部科学省大学設置・学校法人審議会による教員審査・判定が義務付けられており、それをもって授業科目と担当教員の適合性の担保としている。

教員の任免、昇任等については、教育上の指導能力及び研究業績評価を加味しながら、学長・学部長が総合的に評価し、さらに人事委員会、教授会等の議を経て決定することとしている。なお平成 22 年度には、世界遺産学部の助手が 1 名、平成 23 年度より、IT 総合学部の助手が 2 名、助教に昇任することが決定している（資料 3-3-1～4）。

教員募集に関しては、適宜公募を実施しており、平成 20 年度より専任・兼任教員や助手等を、研究者人材データベース（JREC-IN）や大学ホームページ等で公募し、書類選考、面接等の手続きも厳正に運用している。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」に記載した通り、教員の募集・採用・昇格等に関する規程について、公募手続きなども含め整備することを課題に挙げていた。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

既に述べた通り、教員人事に関しては、平成 23 年度より、教育・研究に加えて、校務・社会貢献等のサービス活動も含めた活動全般について総合的に評価を行い、教員業績評価を昇任・昇格等の参考

とする人事考課制度を導入する予定である。また、大学設置基準第4章「教員の資格」に述べられている内容に準拠しつつ、「サイバー大学教員等任用規程」「人事評価規程」をあらたに制定するとともに、「教員等の任期に関する規程」を改訂する予定である。

「サイバー大学教員等任用規程」は、教員の任用・採用・再任・昇任等について定めるものであるが、「平成19年度 自己点検・評価報告書」でも挙げている本規程制定の検討に、およそ丸3年を要した主な理由は、教員の募集・採用・昇任等に係る選考の審議プロセス、教員業績評価を参考とする人事考課制度、考課結果と処遇体系との整合性等、人事システム全体の制度設計を一から検討する必要があるためである。

まず、大学の設置理念に照らして求める教員像の見直しを行い、IT 他の分野で高度の学術研究と専門職業人の育成に取り組む本学の教員は、学生の自律学習を支援し、学生が自らの入学目標を達成できるよう、知的営みの先達として適切に導くことを第一義とすること。さらに、教育の質向上を実現するための円滑な大学運営（校務）に積極的に貢献する優秀な人材の継続確保を行うべきこととしている。

求める教員像および教員組織の編成方針の明確化は、本学が社会の期待に応え、効果的な組織運営を展開する上で根幹をなす課題であると認識しており、学長・学部長等がリーダーシップを発揮し、教員の採用・昇任等に適時適切な意思決定を行えるようにするため、教授会の代議機関として「サイバー大学人事審議会」を設置する予定である。

3-4： 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

- 教員の教育研究活動等の評価の実施
- ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性

1. 現状説明

教員の教育研究等活動状況を把握するため、各年度、「教育」「研究」「校務」「社会貢献」4項目からなる「教育研究等活動の個人評価書」を全専任教員に提出させている。しかし、「平成20年度 自己点検・評価報告書」において、「個人評価書」の提出の後、所属部局からのフィードバックの手続きが明確化されていないことを課題として挙げていた。それに対する改善方策として、教員個人評価については、平成23年度以降、専任教員の業績評価の結果を昇任・昇格等の参考とする人事考課制度の導入をもって、抜本的に見直す方向で検討を進めている。

FD活動の具体的内容に関しては、「基準4-10 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結び付けているか」で詳述するが、一連の取り組みは、個々の教員の授業改善に向けた努力を支援する体制を整備することを目的としている。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

平成 23 年度より導入予定の人事考課制度は、初めての試みであるゆえ、評価を“する側”も“される側”も不慣れであり、教員への単なる圧力としてのみ機能することのないよう、十分な留意が必要である。原則として人事考課は、教員の力量形成や能力開発、教育方法改善等の支援として実施されるべきものであり、そのための研修制度などの充実も、今後の検討課題として位置付けられる。

教育・研究・校務・社会貢献の 4 つの柱が評価の視点となるが、基本的に教員の自主性を尊重し、定量的、定性的に把握される業績を踏まえ、平成 23 年度より設置予定の「サイバー大学人事審議会」において、評価プロセスの透明性を確保しながら、成果主義に基づき評価を実施する方針を人事所管部署で検討している。

ピーター・セルディン、J. エリザベス・ミラー著『アカデミック・ポートフォリオ』（大学評価・学位授与機構監訳、栗田佳代子訳、平成 21 年 6 月発行）では、次のように記載されている。

「アカデミック・ポートフォリオとは、教育、研究、サービス活動の業績についての自己省察による記述部分およびその記述を裏づける根拠資料の集合体であり、一人の大学教員の最も重要な専門的成果に関する情報をまとめたものである。そこには、その教員の成果の領域、質、そして意義を示す文書と資料が含まれている。大学教員はアカデミック・ポートフォリオによって自分の成果を提示し、他者の検討を受けることができる。その過程で、アカデミック・ポートフォリオは、より合理的な人事決定と教員一人一人の専門能力の開発に貢献する」

「アカデミック・ポートフォリオを作成する主たる理由は、昇格・終身在職権決定に合理的で公正な根拠を提供することである。説明責任の重要性が増している昨今の状況において、大学をはじめとする高等教育機関は、複雑かつ個々に異なる大学教員の業績をより深く理解できる方法として、ポートフォリオに注目している。これらの機関は、人事決定（評価）は、教員の教育、研究、サービス活動の業績を総合的に検討してなされるべきだという結論を出した。ポートフォリオは、教員が何をしているのか、なぜそうするのか、どのようにそうするのか、そして教員がしていることの重要性と成果について無視できない情報を評価者にもたらし」

示唆に富む所見であるが、本件は、米国と日本の高等教育機関が置かれた状況の相違、また本学の実情も踏まえ、段階的に進められるべきである。まず、平成 23 年度の人事考課については、従来通り「教育」「研究」「校務」「社会貢献」の 4 項目からなる「教育研究等活動の個人評価書」の提出を専任教員に求め、一次評価者による個人面談を実施した後、「サイバー大学人事審議会」で評価するフローを適切に教員へ示す必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

平成 23 年度以降導入する予定の専任教員の人事考課制度については、事前に人事所管部署より、評価の視点・フロー等について、必要とされる説明を教員に対し行う予定である。

4. 根拠資料

- 資料 3-1-1 兼業願い提出者一覧（平成 22 年 10 月現在）
- 資料 3-1-2 IT 総合学部分野別教員リスト
- 資料 3-1-3 世界遺産学部分野別教員リスト
- 資料 3-1-4 科目毎担当教員一覧
- 資料 3-1-5 学部別専任教員の年齢、性別、職位構成（平成 21 年度 10 月 1 日現在）
- 資料 3-1-6 教員の任期に関する規程
- 資料 3-1-7 学部別専兼比率（平成 21 年 10 月現在）
- 資料 3-1-8 教授会審議・報告事項
- 資料 3-1-9 教務委員会審議・報告事項
- 資料 3-1-10 平成 21 年度教授会出席状況
- 資料 3-1-11 平成 23 年度専任教員人事考課制度
- 資料 3-1-12 教学意思決定機関（案）
- 資料 3-3-1 平成 21 年度 10 月人事委員会資料
- 資料 3-3-2 平成 21 年度 3 月教授会資料
- 資料 3-3-3 平成 22 年度 10 月人事委員会資料
- 資料 3-3-4 平成 22 年度 10 月教授会資料

基準 4 教育内容・方法・成果

I. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

4-1: 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

- 学士課程の教育目標の明示
- 教育目標と学位授与方針との整合性
- 修得すべき学習成果の明示

4-2: 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

- 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示
- 科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

4-3: 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか

- 周知方法と有効性
- 社会への公表方法

4-4: 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

1. 現状説明

学士課程の教育目標については、大学設置認可申請書において、次のように記している。

(ア) IT 総合学部

現状の日本の IT 分野に求められている課題は国際競争力の向上である。基本的に IT 総合学部は日本の IT 分野の国際競争力を高め、国際社会に通用する研究の推進に努め、その成果を教育へフィードバックさせることで、優秀な人材の創出とともに日本の国力の向上に貢献することを第一の目的としている。コンピュータ科学の基礎から、通信技術、また起業や経営を代表とするビジネスを対象とした幅広い科目構成と、それを包括するサイバーリテラシー、アクセシビリティなど今後の IT がより社会貢献に必要な科目構成を取ることで、いわゆる総合的な技術教育の場を提供することを大きな特色とする。

(イ) 世界遺産学部

世界遺産学部は、国境という概念を超えた世界的な視野で、それぞれの文明や地域環境、文化への理解を深め、それを通じて将来の人類のあり方を知ることを大きな目的のひとつとして挙げている。そのため、人類が共有すべき遺産の保存・継承に実際に携わり、世界的な視野で異文化を理解し、国際

交流を促進させるという形で社会貢献機能を果たすことを目指している。

上記の目的については、大学ホームページ上に、「設立趣旨」「教育の機会均等を目指す大学」「オンデマンドの授業づくり」「学部について」等として記載している。

平成 20～21 年度の取り組みにおいて、学部の教育課程の編成・実施方針を、課程修了時に学生が身に付けるべき能力・資質等を「コンピテンシー」としてリスト化している。IT 総合学部では、全ての IT 産業において貢献でき、ビジネス社会に通用する実践力を身に付けた人物になるために必要な「全体コンピテンシー」として、6つのコンピテンシーを設置しており、また、「コンピュータサイエンス」「ネットワーク技術」「起業力・ビジネス」の3分野に、各々2つずつの「分野別コンピテンシー」を設置している。世界遺産学部では、「学ぶ」「護る」「残す」「活かす」の4分野の各々に、3つずつの「コンピテンシー」を設けている。大学設置認可時の計画に沿って、教育課程での学修により得られる成果を明示するとともに、教育成果としての外的妥当性を確かめるために本リストを用いることとしている（資料 4-1-1）。

平成 22 年 5 月、本学は平成 22 年度秋学期からの世界遺産学部の新規学生募集停止を決議し、今後は本学を運営する株式会社日本サイバー教育研究所の親会社であるソフトバンク株式会社とこれまで以上に強固なパートナーシップを持った大学運営を行い、IT 総合学部を強化することとし、特に IT・ビジネス分野において優秀な人材の輩出を目指すカリキュラムの強化など、ソフトバンクが設立したインターネット大学ならではの最先端かつ実践的な教育を徹底することを公示している（資料 4-1-2）。

IT 総合学部のカリキュラム強化のための体制としては、平成 22 年度より「IT 総合学部カリキュラム検討委員会」を発足させている。平成 21 年度から積み上げてきた議論を同委員会で集約し、完成年度を越える平成 23 年度以後のカリキュラムについて、設置認可時の教育目的と教育内容を確実に保持しながら、専門教育・教養教育・外国語・情報教育に関わる授業科目のバランスや必修・選択の量的配分を見直すとともに、教育内容の重複箇所の整理、不足箇所の充足等を検討し、教育目標を実現するための教育課程の体系性、順次性、明示性がより高められるよう議論を継続している。

そして平成 22 年 10 月度の大学運営管理委員会および教授会において、平成 23 年度春学期以降の入学生に対し、カリキュラムの一部を変更することを決議している（資料 4-1-3）。学生に対しては、平成 23 年度以降の IT 総合学部カリキュラムについて、学生専用サイト上に説明資料を掲示している。教職員に対しては、教員向けのオンライン研修である「FD コンテンツ」の一部に当該内容を盛り込み周知する予定である。また一般に向けては、大学ホームページで当該内容を公開している（資料 4-1-4）。

大学設置認可申請書では、IT 総合学部の教育内容について、コンピュータの基礎技術としてのコンピュータの構造、それを支える数学的理論、またソフトウェアを対象としたプログラミング技術、さらにその応用技術としての通信分野を対象とした無線技術・移動体技術、また幅広い職業人の育成として、IT を前提とした起業や経営論、プロジェクトマネジメント、コンテンツ・ビジネス、加えてサイバーリテラシー、アクセシビリティ等と記載していた。以上の広範かつ総合的な IT 教育の内容について、平成 23 年度以後のカリキュラムでは、「ビジネスのわかる IT エンジニア」「IT のわかるビジネスパーソン」の 2 本の柱を育成する人材像に掲げ、それに沿った「コース」および「プログラム」を設置し、学生自らが学びたいテーマや希望する進路に応じて、より効果的かつ無駄の無い履修を進

めることができるよう分類・整理している。

＜平成 23 年度以降の IT 総合学部カリキュラム＞

対象：平成 23 年度以降の入学生

コース	プログラム
テクノロジーコース	ネットワーク
	アーキテクチャ
	セキュリティ
	ソフトウェア
ビジネスコース	起業・経営
	ネットビジネス
	IT マネージメント

また、大学設置認可申請書にも記載した「基礎技術」と「応用技術」の体系的な学習をより明示的にするため、科目区分名称を以下のように変更し、1・2年次に専門基礎科目を配当し、また3年次には専門応用科目を配当し、4年次配当の卒業研究に進むこととしている。

＜平成 22 年度までの IT 総合学部カリキュラム＞

対象：平成 22 年度までの入学生

配当年次	科目区分
1・2年次	基礎講義
	基礎演習
3年次	専門講義
	専門演習
4年次	卒業研究



＜平成 23 年度以降の IT 総合学部カリキュラム＞

対象：平成 23 年度以降の入学生

配当年次	科目区分	
1・2年次	専門基礎	講義
		演習
3年次	専門応用	講義
		演習
4年次	卒業研究	

そして、「IT 総合学部カリキュラム検討委員会」では、学位の授与にあたり、どのような資質・能力を育成し、どの程度の知識・技術の習得水準を求めるのか、また学位に相応しい学習経験を求めるのかという学位授与要件を示すものとしてのディプロマ・ポリシーの策定へ向けて検討を続けている。また、学士課程修了時に保証する具体的な能力や知識・技能を、プログラムごとに、また共通科目の「コンピテンシー」として整理し、各授業の到達目標として設定される「スキルセット」との間に、ディプロマ・ポリシーを保証する体系的・整合性を構築するものとして、カリキュラム・ポリシーの文言化も進めている途上である。

標準修業年限については、学則で4年としているものの、通信制大学として、長期履修のニーズも踏まえて、最長在学年限を12年間と学則で定めている。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

各学部の目的については、大学ホームページ上に、「設立趣旨」「教育の機会均等を目指す大学」「オンデマンドの授業づくり」「学部について」等として記載しているが、それらの記述を整理した後、当該学部の「目的・教育目標」のページを新たに作成し、より分かりやすく明示する必要がある。その際、基本的な方向性を示すものとして、理念的・抽象的にまとめられるべき「目的」と、その目的を実現するためのマイルストーン、つまり具体的な行動が目指す最終結果としての「教育目標」とを峻別し、整理する必要がある。

また、「教育目標」の設定と大きく関わる問題として、学位の授与にあたり、どのような資質・能力を育成し、どの程度の知識・技術の習得水準を求めるのか、また学位に相応しい学習経験を求めるのかという学位授与要件を示すものとしてのディプロマ・ポリシー、またディプロマ・ポリシーを保証するためのカリキュラムの体系性・整合性を示すものとしてのカリキュラム・ポリシーの策定が検討の途上にある。学士課程修了時に学生が身に付けるべき資質・能力等を示す「コンピテンシー」と、シラバスに記載された各授業科目の到達目標（「スキルセット」）との対応関係を明示したマトリクスを、「カリキュラムマップ」として整理する。その上で、それを用いて授業科目の精選を進める流れを構築し、必要に応じ不足する授業科目を補充するなど、学部の教育目標の達成度を検証し、効率的で合理的な質の保証を担保する教学改善のPDCAサイクルを機能させる必要がある。

また、「カリキュラムマップ」は、教学組織の自己診断・評価の材料とするだけでなく、学習者の学習行動の指針として、その動機付けにも資するという視点を持つことが重要である。学習者の自律学習を進めていく上で、目標の設定や到達度合いの確認をする際のチェックリストとして、また、学習者へ課題に対する効力感を与え、充実感を高めるための手段としての活用も検討する必要がある。

現行のメンター制度の見直しや、TA 制度の導入なども検討しているところであるが、学習支援体制のより一層の充実と平仄を合わせながら、「カリキュラムマップ」を効果的に用いて、課題に取り組む学習者のやる気を効果的に引き出す必要がある。すなわち、学期ごとの試験という定点的な評価にとどまらず、より日常的な学習に沿った形で「できる」実感を与えることにより、学習の重要性を認識させ、また自律学習の内発的な動機付けに対する意識を高める学習支援を行うこと。「完全インターネット講義」を実践し、「自ら学習する姿勢」を涵養することを重要な教育方針の一つに掲げる本学において、極めて重要な課題であるといえる。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

「IT 総合学部カリキュラム検討委員会」において、平成 23 年度以降のカリキュラムの検討とあわせて、委員であるインストラクショナルデザイナーを中心に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、「カリキュラムマップ」策定の検討を継続しており、「教育目標」とあわせて、平成 22 年度内に教授会で審議の上、平成 23 年度春学期中にホームページ上で公開し、教職員・学生へ周知し、また社会へ公表する予定である。また、世界遺産学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー

についても、大学設置認可申請書および現行のコンピテンシー・リストの内容を踏まえながら文言化し、これらも平成 23 年度春学期中にホームページ上で公開する予定である。

また、「カリキュラムマップ」を用いて授業科目の精選を進める流れを構築し、必要に応じ不足する授業科目を補充するなど、学部の教育目標の達成度を検証し、効率的で合理的な質の保証を担保する教学改善の PDCA サイクルを機能させるための体制について、平成 22 年度内に検討を開始する。「カリキュラムマップ」は、教学組織の自己診断・評価の材料とするだけでなく、学習者の動機付けにも資するという視点の下、自律学習を進める上での目標の設定や到達度合いの確認をする際のチェックリストとして活用することもあわせて検討する。

4. 根拠資料

資料 4-1-1 学部毎コンピテンシー

資料 4-1-2 大学ホームページ「サイバー大学 IT 総合学部の強化について」プレスリリース
(http://www.cyber-u.ac.jp/outline/release/2010/100521_0001.html)

資料 4-1-3 平成 22 年 10 月度大学運営管理委員会、教授会議事録

資料 4-1-4 大学ホームページ「IT 総合学部 正科生カリキュラム」
(http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/it_direction.html)

II. 教育課程・教育内容

4-5: 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

- 必要な授業科目の開設状況
- 順次性のある授業科目の体系的配置
- 教養教育・専門教育の位置づけ（学）

4-6: 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

- 学士課程教育に相応しい教育内容の提供
- 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

1. 現状説明

本学における教育課程は、大学設置認可申請書に記載した通り、教養科目、外国語科目、専門科目によって構成されるものである。各学部の専門科目は、卒業要件を満たすように選択履修していくことによって、卒業研究に結び付く関連科目を体系立てて学習できるよう設計している（資料 4-5-1）。専門の周辺分野に関しても、学問的な横の広がりや縦の深まりを形成するために必要不可欠な科目構成を構築している。関連する分野はカテゴリー別に編成しており、教養学習と専門学習のバランスが

取れるような体系として計画している（資料 4-5-2~3）。また教養科目と外国語科目については、両学部共通の科目として設置しており、教養科目は、多様な学問分野についての基礎的な知識と教養を授けることを目的に、従来の人文科学・社会科学・自然科学の分類を基礎に細分した6分野（クラスター）からなる科目群を開講している（資料 4-5-4）。

科目区分ごとの内容は以下の通りである（資料 4-5-5）。

1) 教養科目

本学が目指す教育の特色として、魅力ある教養教育の提供を挙げることができる。学生が、変化を続ける実社会を理解・考察し、卒業後に社会へ参入していくための新しい型の教養教育として、本学では、日本・世界の各方面で活躍する人材を教員として広く招聘し、今日的テーマを扱う教養科目を編成するという特色を持つものであり、平成 22 年 12 月現在、大学設置認可時に計画した全科目を開講済みである。

2) 外国語科目

本学では、英語教育に重点を置き、また現代の世界情勢から将来においてさらに重要性が増してくると考えられる中国語も3年次以降に選択できるように科目を設置し、平成 22 年 12 月現在、大学設置認可時に計画した全外国語科目を開講済みである。いずれの科目も、卒業後に学生が、社会人・国際人として職務を遂行する際に役立つ語学力の獲得を目指して授業を設計している。英語科目については、1・2年次配当の必修科目においては、個別の語学能力を中心とした基礎固めを行い、3・4年次配当の選択必修科目においては、実践的英語力の向上を図るカリキュラムとなっている。中国語科目については、3年次には基礎能力を修め、4年次にはさらに水準の高い内容を学ぶことにしている。

3) 専門科目

IT 総合学部、世界遺産学部のそれぞれの学部に設置される専門科目は、本学が目指す人材育成に必要な4ヶ年の教育課程における中核的な科目と位置付けられ、1・2年次配当の基礎講義科目・基礎演習科目、3年次配当の専門講義科目・専門演習科目、4年次配当の卒業研究科目という5段階で編成しており、平成 22 年 12 月現在、大学設置認可時に計画した全科目を開講済みである。

①基礎講義科目

基礎講義科目は12科目合計24単位を1・2年次に履修することとし、専門分野に関わるできるだけ広い範囲の知識の習得を目指し、3年次から選択履修する専門講義・専門演習科目への導入的な内容を設定し、当該学問分野での専門講義・専門演習を進めていく上で必要とされる基礎的な素養を身に付けることを目的としている。

②基礎演習科目

基礎演習科目は、演習形式で授業を実施し、学生が主体的に授業に参加し、相互に緊密なコミュニケーションを持ちながら学習していく習慣を1年次から養うことを目的とし、12科目24単位を1・2年次に履修することとしている。基礎講義科目と同様に、当該専門分野におけるできるだけ広い範囲の知識の習得を目指し、3年次から選択する専門講義・専門演習科目への橋渡しとなるような導入的な内容を設定し、当該学問分野での専門講義・専門演習を進めていく上で必要とされる基礎的な素養を身に付けることを目的としている。

③専門講義科目

専門講義科目は、4科目合計8単位を3年次に履修することとし、基礎講義科目をさらに専門化した内容で、より深い知識を身に付けると同時に、さまざまな研究手法を習得していくことを目的として講義を行っている。多様な主題に焦点をあてて、資料の分析方法や論理展開等を示しながら研究手法を教授するものであり、専門分野における知識を深めるため、必要に応じて外国語の文献を紹介し、卒業研究で学生が自らの研究を進めていく上で必要な知識や論理的思考法を教授することを基本としている。

④専門演習科目

専門演習科目は、4科目合計8単位を3年次に履修することとし、それら4科目は、専門講義科目の4科目と同一の教員の科目をセットで受講することを推奨している。専門演習は、学生を主体とした演習形式で授業を行い、担当教員がいくつかの課題を提示し、受講生はそこから課題を選択し、その内容について調べ自らの考えをまとめ発表を行う。その後、各自の発表や質疑応答を踏まえ、教員が講評を行うことを基本としている。

⑤卒業研究科目

卒業研究科目は、2科目合計10単位を4年次に履修することとし、基礎講義、基礎演習、専門講義、専門演習で学んだことを背景として、各自が選んだ卒業研究のテーマに関して指導を行うこととしている。第1・2・3年次に各科目で学んできたさまざまな知識を結集させ、学生が各自のテーマで学際的に研究を推し進めることが可能であり、着実な積み重ねの後に、卒業研究として相応しいものを作成できるよう指導するものである。卒業研究作成に向けて、仮題目の提出、計画書の提出、中間報告の発表と提出を義務付けている。

年次	科目	単位	内訳
1・2・3	教養科目	30	1単位×30科目
1・2・3・4	外国語科目	20	2単位×6科目（英語） 2単位×4科目（英語 or 中国語）
1・2	基礎講義科目	24	2単位×12科目
1・2	基礎演習科目	24	2単位×12科目
3	専門講義科目	8	2単位×4科目
3	専門演習科目	8	2単位×4科目
4	卒業研究科目	10	5単位×2科目

IT総合学部では、学部の教育課程の修了者には、「学士（IT総合学）」学位を授与するため、コンピュータの基礎技術としてのコンピュータの構造、それを支える数学的理論、またソフトウェアを対象としたプログラミング技術、さらにその応用技術としての通信分野を対象とした無線技術・移動体技術、また幅広い職業人の育成として、ITを前提とした起業や経営論、プロジェクトマネジメント、コンテンツ・ビジネス、加えてサイバーリテラシー、アクセシビリティ等、今後のIT分野においてより社会貢献が必要な科目構成を採り、授業科目を配置している（資料4-5-6）。

世界遺産学部では、学部の教育課程の修了者には、「学士（世界遺産学）」学位を授与するため、世

界遺産学、保存修復学、観光学、アーカイブ学等のテーマに加えて、世界の宗教文化や歴史学、自然科学（生物学、生態学、自然保護学、地質学等）と遺跡論を含む科目構成を採り、授業科目を配置している（資料4-5-7）。

大学設置認可時の計画に示したカリキュラム自体は、教育課程を体系的に編成し学べるよう配慮した授業科目を配置し、各授業科目区分はそれぞれ明確な役割が与えられているといえる。両学部に関し、教育課程の編成の趣旨に沿った学際的な特長を持たせており、1・2年次では多様な科目をそれぞれ学ぶことができ、3年次により専門性を高め、そして1～3年次に各科目で学んできたさまざまな知識を結集させ、4年次の卒業研究では各自のテーマで研究を推し進めることが可能となっている。

専門科目は、段階的に基礎から専門へと基礎講義科目・基礎演習科目・専門講義科目・専門演習科目・卒業研究科目の5段階で構成されている。学生は、卒業要件を満たすように選択していけば、自ずと卒業研究に結び付く科目を選択していくこととなる。また、その周辺分野に関しても、学問的な横（広がり）と縦（深まり）の軸をバランス良く学習できることを趣旨とするカリキュラム編成となっている。

教養科目は、幅広い教養教育を実践するため、全て1単位科目として設置し、集中的に数多くの科目履修を可能とするよう配慮している。

外国語科目については、第1～4年次まで科目を配当しており、国際人として職務を遂行する際に役立つ基礎的な語学力の修得が行えるよう、厚みのある配分としている。

また、現況において、卒業所要総単位124単位に占める専門科目、教養科目、外国語科目の割合は、概ね〔7：3：2〕となっている（資料4-5-8）。

本学の教育課程編成においては、自主的な学習を誘導することを基本とし、専門分野における導入的、かつ基礎的な内容を習得した上で、より高度な専門学習へと進み、最終的には卒業研究へと導くことができるよう、1・2年次配当の外国語のみを必修科目とするほか、専門科目および教養科目は全科目を選択必修科目として構成しており、いわゆる必修科目は皆無である。これは「自ら学習する姿勢」を涵養する基本方針に沿って、基礎教育の段階から、学習に対する学生の自発的な選択意識を高めるため、あえてこのような科目編成をとり、またそれで大学設置認可を受けている。

しかし、「平成20年度 自己点検・評価報告書」に挙げた課題であるが、「コンピテンシー」のリスト化の過程で、一定量の必修科目を基礎段階（1・2年次）に配置した方が、とりわけIT総合学部については、その教育課程の編成・実施方針の明示性が高まるとの意見も上がっており、教育効果を慎重に見極めながら、専門科目への必修科目の将来的な導入の要不要、また導入する場合の適正な割合等について検討することとしていた。

同じく、外国語科目の量的配分とその適切性・妥当性については、「平成20年度 自己点検・評価報告書」に、社会人学生が多数を占める本学において、他大学で既に学士課程レベルの外国語教育を受けている者も少なくないため、在学生の学習ニーズや属性等を勘案し、1年次から4年次まで、10科目（20単位）を卒業要件とする現行の外国語科目の配当バランスを、学士課程の理念・目標に照らして再検討することとしていた。

さらに、IT総合学部カリキュラム検討委員会において、全専門科目の授業内容を精査した結果、教育目標に対し設置されるべき科目の不足や、逆に科目間に教育内容の重複が少なからず認められるなど、カリキュラム全体の体系性に不備・不足が認められ、改善が必要との認識に立っていた。

「自ら学習する姿勢」を涵養する方針は、学生個々人の興味や関心に応じて、履修選択の自由が十分に保障される利点はあるものの、高校新卒で入学する学生は勿論のこと、社会人学生の場合でも、学ぶ目的や進路選択等が曖昧である場合、とりわけ導入的な段階では、より明示的な順次性を持つ科目配置が必要であるとの反省に立ち、平成 23 年度以降の IT 総合学部カリキュラムでは、1・2年次に必修科目を配置し、また逆に3年次には、学生の履修選択の自主性、主体性がより高められるよう、従来の選択必修科目の他に選択科目を配置することとしている。

また、平成 22 年度秋学期からの世界遺産学部の新規学生募集停止に伴って、IT 総合学部のカリキュラムを強化する方針の下、情報系の学部・学科を擁する他大学における教養・外国語科目の量的配分を参考にしながら、専門教育のより一層の充実を目的として、卒業要件単位数の 124 単位以上のうち、専門科目を 74 単位以上から 88 単位以上と増やす一方、共通科目（教養、外国語科目）を 50 単位以上から 36 単位以上と縮減することとしている。

世界遺産学部においては、平成 23 年度以後も設置認可時のカリキュラムを基本的に保持するものである。開学 4 年度目を迎え、学生に卒業要件に対する理解を促進させるため、平成 22 年 9 月より「履修相談特設窓口」を設置し、その構成員である専任助教・専任助手・学生サポートセンター職員等が、電話や Skype（ビデオ通話）を用いて個別的な履修指導を実施するなど、学習支援体制の強化を図っている（資料 4-6-1）。また、世界遺産学部のカリキュラムについても、教育内容の重複の是正について、順次検討を進めているところである。

さらに、リメディアル教育および初年次教育の充実に関する検討についても、平成 21 年度より進めている。平成 21 年度に設置した教育評価委員会において、専任教員・兼任教員・助手・メンターを対象として、「学生基礎学力（能力）に関するアンケート」を実施し、リメディアル教育・初年次教育の充実の必要性の有無、およびその内容について調査を行った。その結果、国語の読解力・理解力、コミュニケーション能力、高校までの数学、Microsoft 社の Word、Excel、PowerPoint 等の IT リテラシーや基礎科目に関するリメディアル教育・初年次教育の必要性が浮き彫りとなった（資料 4-6-2）。

この結果を受け、IT 総合学部カリキュラム検討委員会では、リテラシー教育の強化について検討を行い、教養科目としては「文書作成と表計算」「日本語リテラシー」「プレゼンテーション実論」を、また IT 総合学部の初年次配当の必修科目として、一連の基礎数学に係る科目を平成 23 年度より新設することとし、今後高校新卒の入学者が増加する可能性を踏まえつつ、高大連携の観点からも、順次性のある授業科目の体系的な配置の充実へ向けて取り組みを進めている。ただし、専門科目担当教員からの要請によりコンテンツを構成しており、専門科目を受講できるための補習にとどまるものである。

また、平成 23 年度以後の IT 総合学部への入学者を対象として、入学後に「IT 総合学部基礎力診断」を実施し、その結果を踏まえ、教員やティーチング・アシスタント（TA）等の指導補助者が、各学生の入学時の学力を見極めながら、必要に応じ、補助教材としてリメディアル教育コンテンツ（「IT のための基礎（高校卒業程度の数学の基礎知識）」）の受講を促すなど、学習支援体制の充実を図る予定である。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

教養科目は、平成 22 年 12 月時点で全 61 科目を開講済みであり、また多様な学問分野についての基礎的な知識と教養を授けることを目的として、従来の人文科学・社会科学・自然科学の分類を基礎に 6 分野（クラスタ）に細分しているものであるが、理系・文系、人文科学、社会科学、自然科学といった従来の縦割りの学問分野による知識伝達型の教育の域を出るものではない。平成 23 年度より、新たに再構築されるべき本学の教養教育は、グローバル化や科学技術の進展等、社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を学生に与え、専門教育への単なる入門教育ではなく、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養等、総合的な見直しが必要とされるものである。

平成 23 年度より、リテラシー系科目が新設されることは一定の前進であるといえるが、根本的な課題として、まず、本学の教育理念・目的に基づき、開学後の社会の変化も踏まえながら、教養教育の理念・目的を再定義し、教職員や学生に簡潔かつ明確に示す必要がある。教養教育のカリキュラムのねらいを学生に十分に理解させた上で、必要に応じ、授業科目について履修すべき順序を示したり、領域ごとに一定の履修要件を課すなどの仕組みも検討する必要がある。

また、授業形態については、全科目を講義としているのが現状であるが、必要に応じ演習を取り入れるなど、学生の知的好奇心を喚起するための工夫が必要である。

「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」にも記載したように、教養教育の実施・運営については、より一層の充実を図るための責任体制を検討することとしており、以上の教養教育の改善充実に先導的に取り組むための体制を確立する必要がある。

なお、平成 22 年 12 月 10 日、外部の有識者および他大学の学生により、本学の授業に関する外部評価を行うものとして、第 3 回「授業評価委員会」が実施されており、その際、専門教育と比較すれば教養教育の改善充実が必要との意見があった。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

これまでの教養教育を担う本学の体制は、世界遺産学部の専任教員が 3 名と専任助手、他は兼任教員で構成されるものであった。平成 22 年 5 月に世界遺産学部の学生募集が停止された状況を踏まえ、IT に関する専門性を有する専任教員も配置するとともに、「IT 総合学部カリキュラム検討委員会」の下に「教養ワーキンググループ」を設置し、教養教育の改善充実に取り組むための体制を強化し、上記の課題の検討を行うこととする。具体的な取り組みとして、IT 総合学部の専門科目に位置付けられていた「サイバーリテラシー概論」を、平成 23 年度以降の IT 総合学部のカリキュラムにおいては、教養の必修科目として位置付ける予定である。

4. 根拠資料

資料 4-5-1 学生要覧「1.1 卒業要件」

資料 4-5-2 大学ホームページ「IT 総合学部履修モデル例」

(<http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/it/coursework.html>)

資料 4-5-3 大学ホームページ「世界遺産学部履修モデル例」

(<http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/heritage/coursework.html>)

資料 4-5-4 クラスタ分類表

資料 4-5-5 学生要覧「2. 4 本学における課程」

資料 4-5-6 IT 総合学部コンピテンシー

資料 4-5-7 世界遺産学部コンピテンシー

資料 4-5-8 卒業所要総単位に占める科目区分比率

資料 4-6-1 学生専用サイト「履修相談特設窓口」お知らせ

資料 4-6-2 「学生基礎学力（能力）に関するアンケート」まとめ

Ⅲ. 教育方法

4-7: 教育方法および学習指導は適切か

- 教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用
- 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実
- 学生の主体的参加を促す授業方法

1. 現状説明

本学では、既に述べた通り、卒業要件所要単位数 124 単位のうち、専門科目は 1・2 年次配当の基礎講義・基礎演習（選択必修）が各々 12 科目 24 単位、同じく専門科目で 3 年次配当の専門講義・演習（選択必修）が各々 4 科目 8 単位、4 年次配当の卒業研究（選択必修）が 10 単位、そして 1・2・3 年次配当の教養科目は選択必修で 30 科目 30 単位、また、外国語科目は、1・2 年次の必修科目が 6 科目 12 単位、3・4 年次の選択必修科目が 4 科目 8 単位、合わせて計 10 科目 20 単位の履修を行うこととしている。なお、124 単位を超えて、学生自身の選択により科目履修を行うことに制限を設けていない。

授業形態について、専門科目では講義科目と演習科目とがほぼ同数設置されており、バランスよく「知識」と「技術」を身に付けられるよう配慮している。

また平成 20 年度より、世界遺産学部の専門科目に、文化財の保存・修復等に関する能力を、実技・実習を通じて身に付けさせる科目として、オンラインおよび直接対面型を併用した講義と、現地のフィールドでの実習を組み合わせた「世界遺産実習」を自由科目として追加している。

同じく平成 20 年度より、e ラーニングによる遠隔通信教育の弱点を克服するための補助として、また産業界のニーズに応えるため、正規の科目として「インターンシップ」と「ボランティア論」を開講している。IT 総合学部の学生であれば企業やボランティア団体を受入先とし、また世界遺産学部の学生向けには文化財の保存・修復等を実践的に学習できる受入先を確保し、実地の実習を行っている。

国内でのボランティア活動、インターンシップ等の職業体験、また海外での実習を伴う授業科目の履修を推奨し、自己と社会との関わりについて考えを深め、協調性や指導力等の資質を磨き、「技術・態度」の修得を行えるようにしている。

なお、本学は、大学設置基準第 25 条 2 項に規定する「多様なメディアを高度に利用して」行う授業を行う大学であり、大学が履修させることができる授業などについては、先の条項に基づき、平成 19 年度文部科学省告示第 114 号の中に、「毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットそのほかの適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの」と記されている。

また、財団法人大学基準協会が策定した「大学通信教育基準（平成 18 年 3 月）」における「3 教育内容・方法等」「（2）教育方法等」「①授業の方法」においては、「8）面接授業またはメディアを利用して行う授業において、毎回の授業の実施に当たって、学生間での意見交換の機会を与えるとともに、設問解答、質疑応答等による指導を行っているか」「9）メディアを利用して行う授業において、学生の授業理解度を確認する適切な方法を持っているか」との評価指標を示している。

財団法人私立大学通信教育協会による「大学通信教育ガイドライン（平成 17 年 6 月）」「4 教育内容及び方法」では、「（5）『メディアを利用して行う授業』においては、必要なメディア、機器等が整備され、教育の内容及び方法が確立していなければならない。単位数に応じたメディアの活用の分量、授業についての課題及び試験の位置づけが明確にされ、それぞれの授業科目が適正な水準を維持している必要がある」と記されている（資料 4-7-1）。

本学では、各授業科目について、「コンテンツ制作ガイドライン」に基づき e ラーニング教材（授業コンテンツ）の視聴時間を定め、また平成 20 年度春学期からは、2～5 肢からなる設問に解答する「小テスト」、学生の意見交換の場として協調学習を促進する「ディベートルーム」への書き込み、「レポート」の提出のいずれかを毎回の授業で実施することを義務化し、（図 1）に示す学習管理システムに搭載されたツールを用いながら、授業運営における双方向性の確保に努めている。

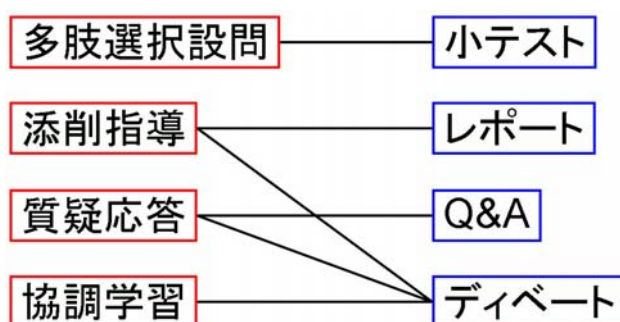


図 1 学習管理システムに搭載された双方向ツール

平成 20 年度秋学期より、講義科目の原則として、「小テスト」8 問以上の設置を義務付けるとともに、その設問内容の位置付けを授業内容の理解度を計るものとし、授業コンテンツの視聴のみでは出席点を与えず、「小テスト」の解答、すなわち授業内容の理解度評価をもって出席認定を行う方針を

ガイドライン化し、授業時間担保を確実なものとしている（資料 4-7-2）。

授業時間外の予復習の学習時間の確保については、授業コンテンツを何度でも視聴でき、また「小テスト」も再受験（反復学習）ができる仕組みとし、また学習資料の提供や参考図書のシラバスでの提示を行うなど、eラーニングの長所を活かし、自学自習を促進している。

なお、4年次配当の卒業研究科目は、平成 22 年 12 月時点で全科目開講されているが、半期 5 単位、通年で 10 単位を占める科目であり、その特徴・内容や履修形態との関係における単位計算方法については、大学設置認可時の計画に沿って運用方針を定め、それに則って運営している（資料 4-7-3）。

履修科目登録の上限設定に関しては、履修規程第 19 条において、年間の履修単位数に 45 単位という上限を設け、単位の実質化を図っている（資料 4-7-4）。

本学では、授業運営に係る学習支援を行う者として、「メンター」を制度化しており、明文化された指針に沿って必要数採用・配置し、また教育の質に差が生じないように組織的に研修を行うなど、「メンター業務ガイドライン」に沿って学生の着実な履修継続や自主学习支援を行っている。全授業科目において、履修学生 25 名に 1 名の割合でメンターを配置しており、25 名を超える場合は、補助メンターが担当学生の学習支援を行っている。また外国語科目や演習科目においては、履修学生を 25 名のクラスに分け、クラスごとにメンターを配置している。

履修者が多数に上る科目における質問数の増加に伴う教員の負荷を低減し、また教員本来の役割に集中させるため、個別の質問対応等、ティーチング・アシスタント（TA）的業務もメンターに担わせる場合がある。

とりわけ、履修者数の多い外国語の必修科目において、専門性の高いメンターを採用・配置した上、高い比重で TA 的業務をメンターに課して授業を運営し、レポートや書き込み等の採点補助をメンターに担わせている。就任前の組織的研修においても、外国語メンターについては、採点基準表を事前配布の上、幾例かの解答例を添削・採点させ、また他のメンターの添削・採点結果と比較した後、添削・採点時の留意点や採点基準について議論させるなど、業務の質の平準化に努めている。外国語科目以外でも、演習科目や卒業研究で、TA 的な職務遂行を行う上で必要とされる人員を配置している場合もある。

「メンター業務ガイドライン」では、メンターの「位置付け」「目標」「態度」に始まり、「業務内容」においてその職務範囲を明記し、業務の平準化に努めている。同ガイドラインにて、メンターの業務は、「開講の準備」「学生間の意見交換の場である『ディベートルーム』の運営」「質疑応答を行う『Q&A』の管理」「学習支援」「教員の授業運営の補助」「動画コンテンツを自作するソフト『Xpert』を使用する演習授業の補助」「語学授業の採点補助」「授業運営の記録と評価」と位置付けている（表 1）。

表 1 教員およびメンターの役割

担当	役割
教員	シラバス・カリキュラムの作成 学生の評価・採点 高度な質問への回答 メンターの指導・管理

メンター	卒論・卒業研究の補助 課題の添削補助 授業開講準備作業 ディベートルームの運営 質疑の取りまとめ 平易な質問への回答 補助メンターの指導・管理
補助メンター	担当学生の学習支援

本学では、原則的に入学式前から授業科目の履修登録を始めており、入学式から履修登録の最終期日まで若干の日数的猶予が残される場合もあるが、入学式時及び入学式後の効果的な履修指導が実施できていないという課題があった。

ただしその場合、学生サポートセンターが窓口となり、各学期の入学者選抜を経た合格者（入学予定者）からの個別の履修相談を受け付け、随時対応を図っている。合格決定時点で学生専用サイトのID及びパスワードを交付し、オンライン上での履修登録の手続や注意点、学部別の履修モデル等について案内を行っている（資料4-7-5）。

本学の学生が履修する授業科目や専門の種類については、履修登録開始時期より、オンライン上でのシラバスの閲覧が可能となっており、2～3分程度の授業紹介ビデオも履修登録に役立つものとなっている。さらに、履修登録期間中は、全科目の第1回授業を無料で受講することが可能であり、これを基に学生は履修選択ができるようになっている。

入学式においては、対面でオリエンテーションを実施しているが、平成20年度秋学期入学式からアンケートを実施し、それも改善の資としている。入学式に参加できなかった学生には、学生専用サイトから、入学式オリエンテーションの配布資料を閲覧できるようにしている（資料4-7-6）。さらに、学習管理システムの使い方や卒業要件等に関する教務的事項について、観点ごとに3分程度にまとめたコンテンツを作成し、学生専用サイトでURLを案内している。しかし、その受講は義務化していなかった。ただし、オリエンテーションコンテンツのポイントの振り返るとともに、コンテンツの改善に資するため、平成22年春学期には選択式テストを附した（資料4-7-7）。

平成22年度春学期入学式までは、教務部事務職員がオリエンテーションの説明を行っていたが、同年度秋学期より、IT総合学部の教務主任および教務主任代行がその任を担うこととし、またその模様を収録の上、コンテンツ化して学生専用サイトで配信し、入学式欠席者が閲覧できるようにしている。欠席者には受講を強く推奨するものであったが、しかし受講の義務化は行っていない（資料4-7-8）。

平成21年1月より、専任教員による「担任制」の運用を開始しており、本制度を活用しながら、平成21年度春学期科目履修に向けて、直接対面やSkype（ビデオ通話）等による個別の履修相談を担任教員が実施し、以後、毎学期末にこれを継続している。平成21年7月より、専任教員の履修指導の質にばらつきが認められた反省を踏まえ、履修指導のための研修用教材をコンテンツ化し、該当する教員に受講させ、指導内容の平準化にも努めている（資料4-7-9）。また、学生が自らの履修状況を振り返り、今後の履修計画を立てるのに役立つ「記入シート」を作成し、活用している（資料4-7-10）。

しかし、現状では履修相談への参加は任意としており、平成 21 年度の実績は、春学期 9.7%（IT 総合学部 7.8%、世界遺産学部 13.2%）、秋学期 5.9%（IT 総合学部 4.4%、世界遺産学部 8.4%）に留まるものであった（資料 4-7-11）。

以上を踏まえ、「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」においては、履修相談への参加率の増加、また履修指導を伴う入学時オリエンテーションについては、コンテンツ化して一方的に配信するだけでなく、インストラクターを立て、オンラインによる履修指導の実質化を図らねばならないとしていた。

授業改善に向けた学生の意見反映システムの確立に関しては、本学では、全ての授業科目において、各学期末に学生による授業評価アンケート（オンライン）を実施している。その結果は集計の後、全体平均と授業ごとの平均点とを比較したシートに整理され、全専任教員へフィードバックされる。

また、後述するが、授業評価アンケートの質問項目は、授業コンテンツの改修・授業運営の改善等、実質的な改善を図る意図を明確にするため見直しを行い、平成 21 年度秋学期より新項目でのアンケートを実施している（資料 4-7-12）。平成 22 年度より卒業研究科目が開講されたため、卒業研究科目にも対応できるよう再度アンケート項目の見直しを行っている（資料 4-7-13）。さらに今後、講義・演習・卒業研究の科目区分ごとに異なる質問を設定できるようシステム改修を行い、平成 22 年秋学期より実施できるようにしている。

平成 20 年度には、学期末に「授業評価アンケート調査結果に対する教員自己評価」の提出を専任教員へ義務付けていたが、形式的な自己確認に留まるものとして有効性が認められなかったため、具体的な授業改善へ結びつける流れを明示的にする意図の下、平成 21 年度からは書式をあらため、「授業評価アンケートに関する授業改善計画書」を提出させている。また、授業評価アンケートの結果が著しく低かった場合には、「改善計画書」（弁明書）を各部局長へ提出させ、改善を指導することとしている。

「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」において、授業コンテンツの改修や授業運営の改善等、実質的な改善を図るための見直しを行う必要性を述べていたことへの対応として、学期ごとの振り返りによる評価・改善サイクルの適正な稼動を図るためのフローを明確化し、平成 22 年 7 月より、コンテンツ制作センターが窓口となり、学生による授業評価アンケートの結果を踏まえ、授業コンテンツ改修や授業運営の改善に関するコンサルテーションを受け付けることとしている。平成 22 年 12 月現在で、授業改善支援を申し出た教員は 3 名に留まっている。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

「メンター業務ガイドライン」に記載されたメンター業務は、インターネットを用いた遠隔通信教育を実践する本学において、学生のやる気を引き出す学習への動機付けや進捗管理等、学習計画に係る補助、ないし受講者の修了率を高めるためのドロップアウト防止指導等に重点を置いたものであった。しかし、複数の科目を受講する学生にとって、たとえば履修の遅れが発生した場合に、各科目のメンターから定型的な「受講督促メール」が一斉に届くような状況が発生すると、学習の動機付けとしてはむしろ逆効果となるような弊害も度々認められた。

メンタリングについては、個々の学生の履修状況や学習進度に応じて、入学時から卒業時まで、

“クラス担任”のような形で、“顔の見える支援”を科目横断的に実施した方が効果的であるものと判断される。まず入学時に、各学生が“何のために何をやり遂げたいか”を自覚させることから始まり、卒業年次までの履修計画を立案させ、その目標を達成していく自己進捗管理を通時的に支援する体制を確立する必要がある。

他方、各授業科目には、当該分野の専門性を有する TA を配置し、たとえば質疑応答を行う「Q&A」掲示板の管理も、現行のメンターによる限定的な関与にとどまらず、質疑応答を通じた学生指導の責任を一定程度 TA に課すなど、画一的なメンター制度の運用の見直しを図り、以って教員負荷の低減を図ることも目的として、TA 制度の導入を検討すべき段階に入っているといえる。

入学時、入学後の履修指導については、さまざまな取り組みを行ってきたといえるが、参加を任意としていた結果、参加率が著しく低かったことが課題であり、改善する必要がある。その際、学生自身の履修計画と達成度の点検を行う「学習ポートフォリオ」の観点を導入し、学生が、それまでの学習達成度と学習・教育目標を考慮して履修計画を立て、それに従って履修科目・取得予定単位数・重点学習目標等を記入し、各学期の最後に合格科目の確認と取得単位数の集計を行い、自らが学習計画の達成度を振り返り、次学期の履修計画立案に活かせるようなフォームを検討する必要がある。

また、学生自身の学習達成度の点検が十分ではない場合には、上記の学習支援体制の見直しと連動させて、指導補助者を中心に、その助言の下で履修計画立案を誘導する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

平成 22 年 12 月現在、平成 23 年度から TA 制度を導入することについて、既に教授会で承認を受けている。従来のメンター業務のうち、TA 業務を切り分けてその業務分掌を明確にし、これまでの画一的な人員の配置と運用を抜本的に見直し、指導補助者のスキルレベルに応じた再編成を行っているところである。また、指導補助に係る専任のスタッフを補充し、体制の強化に努める予定であるが、主に履修計画作成・学習進捗管理支援を行うものについては、誤解や混乱を招かないよう「ラーニング・アドバイザー」と名称を変更することとしている。メンター制度自体は保持するものであるが、そのメンターの職種を 2 分し、各々 TA、ラーニング・アドバイザーと称する予定である。

平成 21 年 1 月より運用を開始した担任制については、必ずしも全専任教員がメンタリングの適性を有するものではなかったこと、また架電による学習支援の実施が困難であったことなどにより、有効に機能しているとは言い難い側面があった。平成 23 年度以降は、「ラーニング・アドバイザー」他が、事実上の「クラス担任」として、積極的な架電や Skype（ビデオ通話）による指導も含めた対応を一元的に行うため、従来の専任教員による担任制は役割を限定・縮小することとしている。

しかし、IT 総合学部では、平成 23 年以降のカリキュラムに沿って、プログラムごとに 1 名、適性を有する教員を「プログラム主任」として配置し、ラーニング・アドバイザー・TA と緊密な連携を取りながら、学習支援体制の改善充実を図る予定である。また世界遺産学部の場合、既に述べたように、平成 22 年 9 月より「履修相談特設窓口」を設置し、その構成員である専任助教・専任助手・学生サポートセンター職員が、電話や Skype（ビデオ通話）を用いて個別的な履修指導を実施するなど、学習支援体制の強化を図っている。

入学時、入学後の履修指導について、平成 23 年度以降の入学生に対しては、原則として義務化する方針とし、また入学時オリエンテーションについては、①基礎力診断の実施、②履修計画の知識を身に付ける、③サイバー大学（インターネット）大学での学習方法を学ぶことを学習目標として、全 4 回からなるコンテンツを配信することを教務委員会で決議している（表 2、資料 4-7-14）。インストラクターは、主として「ラーニング・アドバイザー」がその任を担い、履修指導体制の改善を図る予定である。

表2 入学時オリエンテーション計画書〔平成22年12月時点〕

入学時オリエンテーション計画案

入学時オリエンテーションの目標	①基礎力診断の実施 ②履修計画の知識を身につける ③サイバー大学(インターネット)大学での学習方法を学ぶ
-----------------	--

第1回授業

出席認定期間:2011/2/9~2011/3/23 ★原則、履修登録期間開始前まで

回タイトル 入学にあたって~入学時の実力を確認しよう~

【回の目標】基礎力診断を実施し、自身の実力を確認する

章	章タイトル	概要
第1章	IT総合学部教育方針	・サイバー大学で学ぶところ構え ・オリエンテーション科目について ・IT総合学部教育方針、育成する人材像
第2章	入学から卒業まで	・コース・プログラム制 ・専門科目について(概要、専門基礎~専門応用への専門性)
第3章	リメディアル科目とは	リメディアル科目の位置づけと概要
第4章	IT総合学部基礎力診断と受験方法	・基礎力診断の目的 ・リメディアル科目との関わり ・受験方法について ・受験結果の確認について(リメディアル科目の受講誘導) ・1度のみ受験(不正は自身の不利益となること)
課題	小テスト	IT総合学部基礎力診断

第2回授業

出席認定期間:2011/2/9~2011/3/23 ★原則、履修登録期間開始前まで

回タイトル 履修計画の立て方

【回の目標】サイバー大学を卒業するために必要な履修に関する知識を身につける

章	章タイトル	概要
第1章	卒業するための条件	・卒業要件の確認(科目区分、履修区分、科目区分別卒業要件単位数の確認) ・対面本人確認 ・科目区分、履修区分、科目区分別卒業要件単位数の確認 ・専門科目、教養科目、外国語科目(外国語科目の単位認定)
第2章	履修計画を立てるために必要な知識	・履修科目のバランス(4年で卒業する場合の履修計画例) ・早期卒業制度について、・前提科目 ・シラバスの見方、(他大学での既修得単位認定(入学前のみ))
第3章	履修計画の立て方	4年で卒業する場合の履修計画例をもとに、履修計画の立て方を説明
課題	小テスト	
その他	学習資料	履修計画FMT

第3回授業

出席認定期間:2011/2/9~2011/4/30

回タイトル サイバー大学で学ぶ、インターネットで学ぶ

【回の目標】インターネット大学の特徴と修学スタイルを理解する

章	章タイトル	概要
第1章	受講の流れ	・配信スケジュール(1週間ごとに新規授業配信、遅刻について) ・受講の流れと出席(視聴だけでは出席と認められない) ・期末試験(期末レポート、期末試験システムのいずれか、受験必須を案内) ・成績(成績表示、GPIについて)
第2章	学生専用サイトの使い方	・ログイン方法 ・ホーム、受講画面、シラバス、小テスト、レポート提出、Q&A、ディベート
第3章	インターネットで学ぶ	定期的なログイン・メールチェック、ネチケット、学習の仕方・協調学習について、ノートの取り方、時間管理
第4章	指導サポート体制	サポート(教員、TA、メンター、学サポ、シスサポ)、担任制、SNS、オフィシアワー、シゴト体験プログラム、大学施設
課題	小テスト、ディベート	ディベート(4月末までの期間で設置)

第4回授業

出席認定期間:2011/2/9~2011/4/30

回タイトル 情報リテラシー

【回の目標】インターネットを使用した情報収集ができる

章	章タイトル	概要
第1章	レポート・論文について	大学でレポート・論文を書くということ、レポート・論文とは
第2章	文献検索(1)	インターネット上の情報について
第3章	文献検索(2)	図書館蔵書検索、ブリタニカオンライン、CiNii、JSTORの利用について
第4章	引用について	引用、著作権、参考文献の表示、剽窃、剽窃行為に対する罰則
課題	レポート	実際に検索をして、結果をワードで作成。レポート機能を使って提出。
その他	学習資料	レポート資料作成時の注意事項(著作権法)、図書館利用ガイダンス資料

4-8： シラバスに基づいて授業が展開されているか

- シラバスの作成と内容の充実
- 授業内容・方法とシラバスとの整合性

1. 現状説明

本学では、ADDIE モデルの「設計」段階で、インストラクショナルデザイナーと教員が協働して、科目の目的に沿った授業設計書を作成している。授業設計書の内容を全教員が共通のフォーマットで教員システムに入力することによってシラバスを作成し、学生専用サイトでの閲覧を通して広く活用されている。

また、シラバス作成・入力に関しては、IT 総合、世界遺産両学部、教養科目、外国語科目という 4 つの区分において、それぞれの方針に従った「シラバスガイドライン」が作成され、各教員に配布されている（資料 4-8-1～4）。各教員がシラバス入力を終わると、教務主任、教務部の確認を経て、学生へ公開される。シラバスには、「科目計画書」と「授業回別計画書」とがある。「科目計画書」には、「科目概要」、「科目目標」「履修前提条件」「教科書」「ツール」「参考資料」「その他資料」「評価配分」が明示され、また「授業回別計画書」には、各回の「授業内容および目次」「備考（教科書、参考資料等）」「小テスト」「ディベートルーム」「レポート」等の課題の有無が明記されている。

「科目目標」は、「Can-do」、つまり何がどれだけできるようになるかを「～できる」の形式で箇条書きしており、各授業科目の到達目標を明示している。

「履修前提条件」では、履修の前提として予め修得しておかなければならない科目を中心に、受講要件としての予備的・前提的知識等を明示している。また「ツール」では、受講に必要とされる WEB カメラやマイクといったデバイス、アプリケーション環境等について明示している。

「教科書」「参考書」「その他資料」において、授業内容と密接に関係する書籍や文献等が紹介され、準備学習に資するものとなっている。

「評価配分」では、成績評価基準および成績評価方法が明示されている。IT 総合学部・世界遺産学部・外国語・教養でそれぞれ「シラバスガイドライン」を作成しており、各授業科目の成績評価基準は、これらのガイドラインに沿って科目担当教員により決定され、予めシラバスで学生に提示されている。成績評価基準として、「視聴」「レポート提出」「平常点」（「Q&A」での質疑や「ディベートルーム」への書き込みなどの授業貢献度の評価）、「小テスト」、「期末試験」（期末試験システムないし期末レポート）の 5 項目が設定できる仕組みとなっており、その配分もガイドライン化されている。

本学では、教育の再点検と教育機能向上のための枠組みとして、教育の効果と効率と魅力を高めるための体系的なアプローチである「インストラクショナルデザイン」の方法論を全学的に導入し、授業コンテンツの設計・制作に係る教員支援を行っている。その際、とりわけ重要なガイドラインとして、独自の「授業設計書」フォームを開発している。多様なメディアを用いた非同期学習による e ラーニングコンテンツの場合、学期途中での授業内容の変更が困難であるため、“何をどこまで学ばせるか”という学習目標を立て、またその目標を達成するために必要な課題の内容を予め明確化し、

学習順序を系統的に整理した「授業設計書」の作成が不可欠である。

「授業設計書」の記入に際し、側面的な教員支援を行う者が、インストラクショナルデザイナーおよびアシスタント・インストラクショナルデザイナーである。授業コンテンツの開発の過程で、アシスタント・インストラクショナルデザイナーが、「授業設計書」に沿った内容となっているかどうかを随時点検し、コンテンツの完成と同時に確定される「授業設計書」の最終版が、ほぼそのままシラバスの内容と一致することとなる。また、各授業回における課題が着実に履行されているかどうかの点検には、各授業科目の担当メンターがあたっている。

授業コンテンツの改修に関する教員からの申請は、コンテンツ制作センターで一元的に受理しており、スライド資料上の誤字・脱字、動画の一部カット等の軽微な修正・映像編集については、授業配信期間中であっても即時対応している。また、再収録を伴う改修については、教員からの申請時期の翌学期までに改修されるよう運用しており、弾力的な対応に努めている。授業配信の後、当初の授業設計に追加して各種資料や映像コンテンツ等の補助教材を補足する必要がある場合、学習管理システムの「学習資料」から提供することが可能である。やむをえず、履修登録期間開始後にシラバスを修正する場合は、「シラバス変更申請書」を教務部へ提出し、学部長・教務主任から承認を得る手続きを必要とする。

2. 点検・評価

■効果が上がっている事項

本学では、eラーニングを円滑に実施するための教員支援体制として、eラーニング教材（授業コンテンツ）の設計・制作にインストラクショナルデザイナーが関与する体制が整備されている。インストラクショナルデザイナーが、全科目のシラバス、授業コンテンツ、評価方法等を点検・指導する体制の下、アシスタント・インストラクショナルデザイナーが教員と直接面談し、授業コンテンツ設計のアドバイスをしている。

授業コンテンツの制作の過程で、アシスタント・インストラクショナルデザイナーが、「授業設計書」に沿った内容となっているかどうかを随時点検し、コンテンツの完成と同時に確定される「授業設計書」の最終版が、ほぼそのままシラバスの内容と一致することとなる。したがって、全授業科目において、各シラバスに沿った授業コンテンツが制作され、また授業運営が行われていると判断できる。

また、授業配信後の運営においては、教員に対する授業の補助や運用支援を行うためにメンター制度を導入しており、各授業回における課題が着実に履行されているかどうかを、科目ごとに配置される担当メンターが随時点検しており、すなわち授業運営においても、シラバスの記載内容の履行義務を果たす体制が十分に機能しているといえる。

以上、インストラクショナルデザイナーおよびメンターによる教員支援体制を構築していることにより、授業内容・方法とシラバスの整合性が確実に担保されていると判断される。

3. 将来に向けた発展方策

■効果が上がっている事項

インストラクショナルデザイナーを活用した授業コンテンツの設計・制作支援、またメンターによる授業運営支援は、学期ごとの振り返りによる評価・改善サイクルの適正な稼動をもって継続し、より一層の質の向上に努める。

4-9： 成績評価と単位認定は適切に行われているか

- 厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）
- 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性
- 既修得単位認定の適切性

1. 現状説明

本学での成績評価は、サイバー大学履修規程第 18 条に記載されているように、A・B・C・D・F の 5 段階に分けられ、A～D を合格、F を不合格としている（資料 4-9-1）。成績評価は、シラバスに記載した成績評価基準と教員自身の評価方針に基づき実施される（資料 4-9-2）。各科目担当教員は、学期ごとに定められた成績入力期間内に、教員サイトより 0～100 点の評点で成績を入力し、入力したか否かを教務部が確認することとしている。

成績評価と評点の関係は、90-100 点を A、80-89 点を B、70-79 点を C、60-69 点を D、そして 59 点以下を F（不合格）としている。

シラバスでの成績評価配分は、IT 総合学部、世界遺産学部、外国語、教養でそれぞれ「シラバスガイドライン」を設定している。各授業科目の成績評価基準は、これらのガイドラインに沿って科目担当教員により決定され、科目概要、科目目標等とあわせて、予めシラバスで学生に提示されている。

フルオンラインの「遠隔授業」による授業科目を単位認定している本学において、対面授業と同等以上の教育効果が得られるよう、授業時間担保に関する基本方針を定め、授業設計・運営に活かしている（資料 4-9-3）。卒業研究科目を除く全授業科目は、配信される授業コンテンツの視聴時間と、学習管理システム上で提供される各課題（「小テスト」「ディベートルーム」「レポート」等）に取り組む時間を合わせ、学生は 1 回の授業に、通学制の対面授業と同等の 90 分間を担保するよう設計・運用されている。

卒業研究科目については、大学設置認可時の計画に沿って授業を設計・運用しているが、単位数に応じた総学修時間を、授業設計における課題の質・量で予め定める方針をガイドラインとして定め、教員側が指導・課題等の実施項目を記録する体制とし、学生の学習時間の担保および管理に努めている。

授業コンテンツの「視聴」については、再生ボタンを押しさえすれば、自動的にログがシステム上に記録されるものであり、学生の能動的な取り組みを客観的に把握することが困難であるという理由から、講義科目ではそこに評点を与えないこととしている。

講義科目における授業コンテンツは、10～20 分を 1 章とする 4 章立て、全体で 60～70 分の構成を基本とする。そして毎回の授業には、各章で 2 問以上、4 章で計 8 問以上の「小テスト」を課すことを

平成 20 年度秋学期よりガイドライン化し、当該章の内容を理解したかどうかを確認する主旨の設問を出すことを原則としている。授業コンテンツの視聴のみでは出席点を与えず、「小テスト」をもって行う授業内容理解度の評価をもって出席点を与える方針を厳格に運用し、また、8問の「小テスト」を解くタスクが、約 30 分相当の時間を要するという授業設計の下、約 60 分間の授業コンテンツと併せれば、90 分相当の授業時間を確実に担保しているといえる。講義科目では、「小テスト」に加えて、授業期間中に実施されるレポート課題、平常点、期末試験を合わせた 4 つの項目をもって成績評価を行っている。

ただし演習科目などにおいて、協調学習の場で授業コンテンツの視聴そのものが重要とされる場合には、「視聴」にも応分の成績評価を配分しており、視聴後に「ディベートルーム」での書き込みを必須とするなどの運用を行っている。

科目によっては、担当教員の采配により、必要に応じて、「小テスト」に加え、「ディベートルーム」への書き込みや「レポート」等もタスクとして課す場合もあるが、「小テスト」を利用した学習評価・出席確認・授業時間担保をもって行う出口管理方針を、講義科目の原則として採用している。各科目の学習成果は、期末試験で確認することとなるが、それに至るまでのプロセス（各授業回）においても、小テストを通じた内容理解の確実な評価が行われているといえる。

演習科目においても、授業コンテンツと課題を組み合わせることにより、同様の授業時間担保を勘案しながら授業設計を行っている。

授業時間外の学習時間については、e ラーニングの特性を活かし、授業コンテンツを何度でも視聴できる仕組みとし、反復学習を中心とした自学自習を促進している。また、「教科書」「参考資料」「その他資料」をシラバスで開示することにより、準備学習の材料を提供している。

また、本学では、オンラインの大学の特性を活かして、開学以来、一度も授業開講後の休講は発生していない。全授業科目において、全 15 回の授業を確実に消化しており、単位認定における重要な要件となる学修時間担保の履行に努めている。

成績評価基準に則って評価された成績は、学生専用サイトで学生に通知される。成績発表後には「成績問い合わせ期間」を設け、成績に関する学生からの問い合わせを受け付け、各教員及び所属学部の教務主任等での再確認を終えた後、学生への回答がなされている。また、公正な成績評価の指標としてグレード・ポイント・アベレージ (GPA) 制度を導入し、学内では早期卒業の審査項目としても活用している。また、平成 23 年度より、学期ごとの成績優秀者に対し、翌学期の授業料を減免する「学業優秀者奨学金制度」を導入する予定であり、これも GPA に応じて減免金額を変動させることとしている。

なお、“なりすまし”などの不正を防止するための措置として、携帯電話認証、WEB カメラを用いた顔認証を用いることで、受講時、期末試験時には本人確認を厳正に実施している。教員は、シラバスに明記された評価基準に基づき、受講時ならびに期末試験時の本人確認の結果等の審査事項をふまえ、教授会の議を経て最終的な単位認定を行っている。

他大学・短期大学・専門学校等での学修の単位認定については、卒業要件単位として認定することができる単位数の上限を 60 単位と定め、平成 21 年度以降、積極的に進めている。在学生への周知は、大学からの掲示、履修相談を通じた教職員からの案内で行い、また新入生に関しては、入学前の学校説明会・合格発表後の案内や学生要覧の配布を通して行っている（資料 4-9-4）。

申請を希望する学生には、「成績証明書」や「単位修得証明書」等を添付提出させ、単位認定を希望する科目について、既修得単位に係るシラバスに記載された履修内容と、本学のシラバスの授業内容とを教務主任が個別に照合確認し、教務委員会で審議の上、教授会の承認を経て認定を行っている（資料 4-9-5）。

同様に、外国語資格の単位認定についても広く周知し、その公式な認定書をもって認定することとしている（資料 4-9-6）。

平成 21 年度の実績として、単位認定件数は 68 件(420 科目)であった（資料 4-9-7）。特に社会人を多く受け入れている本学では、大卒者や外国語資格を有する者も相当数おり、単位認定のニーズは高いといえるが、それに応える体制の下、厳正な単位認定を行っているといえる。また、平成 21 年度からは中国語科目が開講されており、それに応じて、中国語資格の有資格者に対する単位認定についても基準を学内で設定し、単位認定を行うための体制を構築している。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

授業の受講時、期末試験時には、高精度の本人確認を実施し、“なりすまし”の不正を防止する指導を行っている。ただし、期末試験受験時の顔認証は、“なりすまし”の防止には十分な効果を発揮するものであるが、WEB カメラの監視範囲外でのカンニングの不正が行われた場合、それを抑止することはできない。本学の現状において、期末試験システムを使用する場合でも、また期末レポートを提出させる場合においても、全て参考資料などの“持ち込み可”の試験となっており、“なりすまし”の防止をもって必要十分な監視が行われているといえるが、今後、“持ち込み不可”の試験が必要とされる状況が発生する場合も想定し、予めその対応の検討を進める必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

引き続き、“なりすまし”防止のための高精度の本人確認は実施されるべきものであるが、今後、“持ち込み不可”の試験が必要とされる状況が発生する場合も想定し、引き続きその対応の検討を教務委員会で継続する。

4-10: 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

- 授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

1. 現状説明

平成 21 年 4 月、教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改

善に結びつけるための組織として、「FD 委員会」を設置し、平成 21 年度には 16 回委員会を開催している。FD 委員会規程では、「教育の教育内容、方法の改善、教育技術の向上に関する事項」「前項について各学部等の取り組みの推進に関する事項」「学生による授業評価アンケートの企画・実施・集計・分析・評価に関する事項」「その他 FD の推進に関する事項」と記している。

規程に基づき、FD 委員会の中で審議された主な事項は以下のとおりである。

<授業評価アンケート関連>

- ・ 授業評価アンケートの活用方法について
- ・ 授業評価アンケートの項目の見直しについて
- ・ 授業評価アンケート回答に際する諸注意について

<授業改善>

- ・ 授業振り返りの手順・スケジュールについて
- ・ 「授業改善計画書」フォーマットの見直しについて
- ・ 「改善計画書」（弁明書）について

<FD 研究会>

- ・ FD 研究会のテーマおよび依頼する講師について
- ・ FD 研究会での教員向けアンケートの実施について

<FD コンテンツ（教員研修コンテンツ）>

- ・ FD コンテンツのレビューについて
- ・ FD コンテンツ受講状況および受講督促、新任教員への受講案内について

<その他>

- ・ 授業コンテンツの改修について
- ・ FD 委員会の目標・ミッションについて
- ・ 今後の活動方針・活動計画について

次に、FD 委員会を中心に推進されている本学の FD 活動、そしてメンター、インストラクショナルデザイナーの組織的研修の詳細について述べる。

【授業評価アンケート】

本学では、全ての授業科目において、各学期末に学生による授業評価アンケート（オンライン）を実施している。その結果は集計の後、全体平均と各授業の平均点とを比較したシートに整理され、全専任教員へとフィードバックされる（資料 4-10-1）。

平成 20 年度以降、全専任教員に対し、学期末に「授業評価アンケート調査結果に対する授業改善計画書」の提出を義務付けている。その内容は、授業評価アンケートの結果を参考に、「この授業であなたが特に力を入れた点、工夫した点は何ですか」「その狙いは十分達成されたと思いますか（5段階評価）」「学生の授業評価アンケート結果からこの授業について気づいた点は何ですか」「授業の改善計画」「前学期立てた改善計画を活用しましたか」「この計画書の関するご意見・ご提案・ご質問等」「メンターの自己評価・感想・その他」（担当メンター記入欄）を記入するものとなっている。

既に述べたように、本自己評価は形式的な自己確認に留まるものとして有効性が認められなかったため、具体的な授業改善へ結びつける流れを明示的にする意図の下、平成 21 年度からは書式をあらため、「授業評価アンケートに関する授業改善計画書」を提出させている。また、授業評価アンケートの結果が著しく低かった場合には、「改善計画書」（弁明書）を各部局長へ提出させ、改善を指導することとしている。

【FD 研究会】

本学では、FD 活動の一環として、平成 21 年度末までに、3 回の FD 研究会を開催してきた。まず、第 1 回は、本学において効果的な授業設計手法を確立していくことを目的として、インストラクショナルデザインの観点から、授業設計のポイントとプロセスを熊本大学大学院の鈴木克明先生にご講演いただいた。第 2 回は、本学の FD 活動の指針をより具体化するため、事例から知見を得ることを目的として、放送大学 ICT 活用・遠隔教育センターの苑復傑先生に「ICT を活用するための FD ―アメリカ大学の FD 事例―」というテーマで、米国における FD 活動の事例についてご紹介いただいた。第 3 回は、授業運営における効果的なコミュニケーションのテクニックやスキルの向上を目指し、山形大学教育企画室の松田岳士先生に「効果的な授業運営 ―e ラーニングにおけるコミュニケーション―」というテーマでご講演いただいた。

【VOD 方式による研修】

本学では、FD 活動として研究会の開催だけでなく、VOD (Video on Demand) 方式の「FD コンテンツ」と呼んでいるオンライン研修も行っている。FD コンテンツは、大学の LMS (Learning Management System) を使用した研修で、サイバー大学における効果的・効率的・魅力的な授業コンテンツの制作、授業運営の方法について理解を深めることを目的としている。また、大学の LMS を使用して受講することにより、教員が身をもって、本学で学ぶ学生の受講環境を体験することも目的に含まれている。さらに、オンデマンド方式のため、教員はいつでも研修を受けることが可能である。

学生と同じ環境で学ぶため、FD コンテンツの構成は教養科目の形式に合わせて全 8 回構成としている。各回は 4 章構成、各章の VOD コンテンツは 10～15 分程度、毎回約 60 分の VOD コンテンツを学生用の LMS を使用して受講する。また、VOD コンテンツに関する小テストが各章から 2 問以上、計 8 問以上出題され、教員は学生と同様に、毎回小テストの受験が義務付けられる。

FD コンテンツは、FD 委員会の監修の下、学内のコンテンツ制作センターで企画・制作したものであるが、まず、本学の FD 活動として適切な学習目標・内容を検討した。学習目標を明確にするにあたっては、『大学力を創る：FD ハンドブック』を参考にしている（資料 4-10-2）。

FD コンテンツ全体の学習目標と、回ごとの学習目標を以下のように決定し、受講対象教員は、専任教員及び専門科目を担当する客員教員とした。

[FD コンテンツの学習目標]

- ・サイバー大学の教育システムを経験することにより学生の受講環境を理解する。
- ・授業コンテンツ制作・授業運営に関する基礎知識を身につける。

- ・大学の理念に基づいて教育活動をすることができる。

[回ごとの学習目標]

- 第1回：FDについての基礎知識を理解する。
- 第2回：大学の理念及び専任教員が果たすべき役割を理解する。
- 第3回：オンライン大学で行う教授活動の特徴を理解する。
- 第4回：カリキュラム構成の概要を理解する。
- 第5回：授業設計書の重要性について理解する。
- 第6回：効果的で魅力的な授業コンテンツの作り方を理解する。
- 第7回：効果的な授業運営方法について理解する。
- 第8回：授業コンテンツ改善、授業運営改善ための取り組みについて理解する。

これらの学習目標を達成するために設計したオンライン研修の概要を（表3）に示した。この計画書をもとに、本学の授業コンテンツ制作と同じプロセスで開発を行い、平成21年7月より、2、3ヶ月に1回の頻度でリリースをしており、平成22年12月現在、第4回を除いたすべての回が配信されている。

表3 FDコンテンツ計画書

	回	回タイトル	内容	FDハンドブックとの対応
サイバー大学とFD	第1回	FDとは何か	①FDって何?—定義と範囲— ②FDはなぜ必要?—社会の変化と大学改革— ③FDの先進的取り組み ④サイバー大学の取り組み	①～⑫概要説明
	第2回	サイバー大学とは	①学長からのメッセージ ②学生のキャンパスライフ ③教員の役割 ④教員支援の組織体制	①大学の理念・目標を紹介するワークショップ ①大学教員の倫理規定と社会的責任の周知 ②ベテラン教員による新任教員への指導
	第3回	オンライン大学の事例と展望	①日本のオンライン大学の事例 ②韓国のオンライン大学 ③米国・英国のオンライン大学 ④オンライン大学で教えることとは	③教員の教育技法を改善するための支援プログラム
	第4回	カリキュラムと教育の質保証	①カリキュラム ②コンピテンシー ③基礎講義から卒業研究まで ④履修指導など	④カリキュラム改善プロジェクトへの助成 ⑤教育制度の理解
授業の進め方	第5回	授業設計書の書き方	①授業設計書の重要性 ②全体/回別計画書の書き方 ③小テストの意義 ④小テストの具体例	③教員の教育技法を改善するための支援プログラム
	第6回	授業コンテンツの作り方	①パワーポイントの見せ方(1)—基本と導入— ②パワーポイントの見せ方(2)—展開とまとめ— ③サイバー大学における著作権処理(1)—許諾と引用の要件— ④サイバー大学における著作権処理(2)—引用事例と学習資料—	③教員の教育技法を改善するための支援プログラム
	第7回	授業運営	①授業運営上の留意点 ②演習科目の運営 ③メンターの職責と協働 ④ディベートの効果的な運用	③教員の教育技法を改善するための支援プログラム
	第8回	授業評価と改善	①学生授業評価アンケートの意義 ②学生授業評価アンケートの概要 ③授業評価アンケート結果に基づく授業の見直し ④授業改善のアイデア	⑥アセスメント ③教員の教育技法を改善するための支援プログラム (②ベテラン教員による新任教員への指導)
<p>【授業コンテンツ構成】 各回4章構成 【授業コンテンツ資料】 パワーポイント、収録映像、大学の記録用映像を利用、学習資料配布 【学習方法】 授業コンテンツの視聴、小テスト 【使用するLMS】 サイバー大学LMS…学生用ページを使う。FDコンテンツ用のID、パスワード発行</p>				

第8回『授業評価と改善』は、学生授業評価アンケート結果を活用して授業の改善を行うことができるようになることを目標としており、第1・2章で学生授業評価アンケートの意義と概要について説明し、第3・4章では授業評価アンケートの結果に基づいた授業の見直しや授業改善のアイデアを説明することにより、評価から改善についての流れを示している(表4)。

第8回第4章では、授業改善をする際のアイデアを継続的に得ることができるよう、授業の参観を勧めている。本学では学生専用サイトを用いて全授業を教員に公開しており、授業コンテンツ、小テスト、学習資料、ディベートルーム、Q&A等をいつでも閲覧することができる。全教員が同じLMSを使っていることから、他の教員がどのような授業運営の工夫をしているのか、アイデアを得ることができる。授業参観の機能として、相手の教員には授業コンテンツの視聴、小テストの受験など、授業参観をしたことがわからないようになっている。

この授業参観の主な長所としては、①事前の調整なく、いつでも参観できる、②参観されていること

がわからないため、ありのままの授業を参観できる、③参観する心理的抵抗が少ない、といったことがあげられる。授業参観を十分にFD活動として活かすため、FDコンテンツ第8回では、授業参観をしても相手に参観履歴が表示されないこと、授業参観から授業改善のアイデアを得ることができることを説明し、その活用を勧めている。

表4 FDコンテンツ 第8回回別計画書

第8回				
回タイトル				
授業評価と改善				
1. 回学習目標	学生授業評価アンケート結果を活用し、授業の改善をおこなうことができる。			
2. 章学習目標	1. 学生授業評価アンケートの意義を説明できるようになる。 2. 日本における学生授業評価アンケートの実施状況を説明できるようになる。			
	3. 学生授業評価アンケート結果を正しく読むことができる。 4. サイバー大学の授業評価アンケートの傾向を説明できる。			
3. 章構成	章タイトル	講義概要	対応する章学習目標	使用する資料 (内容・媒体・数量等)
	第1章	学生授業評価アンケートの意義	学生授業評価アンケートを実施する意義について説明する。	1, 2 PPT15枚程度
第2章	学生授業評価アンケートの概要	学生授業評価アンケートの概要について説明する。	3, 4 PPT15枚程度	
第3章	授業評価アンケート結果に基づく授業の見直し	授業評価アンケート結果を利用して、授業を見直す方法を説明する。 授業改善計画の記入のポイントを説明する。	5, 6 PPT15枚程度	
第4章	授業改善のアイデア	学生専用サイトを用いた授業参観の方法を説明する。 教材、授業運営のアイデアを事例を用いて説明する。	7, 8 PPT15枚程度	
4. 課題	<p>小テストを以下の内容で実施する。</p> <p><問題> 授業評価アンケートのわが国における実施状況について、説明した以下の文章を読んで、()に入る言葉の組み合わせとして正しいものを選んでください。 平成18年度、全学的に取り組んでいる大学は(a)程度。授業評価結果を授業改善に反映させる組織的な取り組みが行われているのは、(b)程度。授業評価アンケート結果の実施割合に比べ、組織的な取り組みが行われている割合は(c)。 1. a 100% b 70% c 低い 2. a 70% b 50% c 低い 3. a 50% b 70% c 高い 4. a 50% b 30% c 低い</p> <p>【正解&解説】 正解2。授業評価アンケートは全学的な取り組みとしては7割程度の大学で行われていますが、授業改善に反映させる組織的な取り組みが行われているのは半数に留まっています。授業評価アンケートを実施するだけでなく、その結果を改善につなげる仕組みの整備が進められています。</p> <p><問題> サイバー大学では、学生専用サイトを用いて全授業を教員に公開しています。学生専用サイトから教員が他の授業を閲覧する際、次の機能のうち間違っているものはどれですか。 1. ディベートルームへの書き込みはできない。 2. 小テストの正解と解説は、視聴(出席認定)期間後に表示される。 3. 授業を視聴したり小テストを受験すると、アクセスしたことが相手の教員にわかる。 4. 学生に公開中の授業回のみ閲覧できる。</p> <p>【正解&解説】 正解3。授業を見に行っても、相手にはいつどの教員がアクセスしたのかわからないようになっています。どのように授業を工夫したら良いかわからない場合は、他の教員の授業を見て授業運営のアイデアを得てみると良いでしょう。</p>			
5. 参考資料				

(小テスト一部抜粋)

この授業参観の主な長所としては、①事前の調整なく、いつでも参観できる、②参観されていることがわからないため、ありのままの授業を参観できる、③参観する心理的抵抗が少ない、といったことがあげられる。授業参観を十分にFD活動として活かすため、FDコンテンツ第8回では、授業参観をしても相手に参観履歴が表示されないこと、授業参観から授業改善のアイデアを得ることができることを説明し、その活用を勧めている。

【メンター研修】

授業運営支援者であるメンターに対しては、学期開始前に必ず各学部で学期前研修を行っている。研修内容は、学部により多少異なるが、どの学部においても、メンター研修用コンテンツを活用するオンライン研修と対面研修にて、毎学期実施している。また、経験のある既存メンターと新人メンター用に、研修内容を分け、スキルに適した研修を行っている。さらに、学期中は、学部ごと定期的にメンターミーティングを開催し、情報や問題を共有するだけでなく、効果的なメンタリングについて議論するなどの場も設けている。在宅勤務をしているメンターは、オンライン会議システムを通じて参加している。実際どのような内容の事前研修とミーティングが開催されたか、以下に平成21年度前期世界遺産学部の例を記載する。(表5)に、学期前研修の内容をまとめたものを掲載する。また、(表6)には、学期中のメンターミーティングの内容を示す。

表5 学期前メンター研修の内容

	研修内容
学期前研修 1	<p>【既存メンター】 前学期の研修の再確認, 前学期の授業運営状況の再確認, 担当教員への連絡</p> <p>【新人のみ】 担当教員への連絡, 講義形式(eラーニングコンテンツ+問題解答)</p> <p>①eラーニングとは(コンテンツの視聴 15分)</p> <p>②学習支援・指導補助の重要性(コンテンツの視聴 15分)</p> <p>③メンタリングのアクションプラン(コンテンツの視聴 15分)</p> <p>④メンターの学習支援・指導補助業務(コンテンツの視聴 15分)</p> <p>⑤研修内容に関する問題解答 30分(15問全問正解で合格。何度でも受験可能)</p>
学期前研修 2	<p>【全員】 集合研修</p> <p>メンター業務アクションプランについて, 業務報告の実施法について, グループウェア「CUBE」の利用法について, 演習科目の運営について</p> <p>その他注意事項の説明</p> <p>【新人のみ】</p> <p>演習形式(eラーニング+問題解答)</p> <p>①メンタリングのシミュレーション(コンテンツの視聴 5分)</p> <p>②シチュエーション別の記述式問題 17問に解答</p>
学期前研修 3~5	<p>【既存メンター】 担当教員との打ち合わせ, メンター業務アクションプランの作成, 授業準備</p> <p>【新人のみ】 担当教員との打ち合わせ, メンター業務アクションプランの作成, 授業準備</p>

	<p>研修期間中の業務報告の提出</p> <p>演習形式</p> <p>①授業準備</p> <p>②シチュエーション別の記述式問題 17 問に解答</p> <p>講義+演習形式(演習科目担当メンターのみ)</p> <p>①演習科目特有のメンター業務の理解</p> <p>②著作権に関する問題に解答</p> <p>③シチュエーション別の記述式問題 7 問に解答</p>
--	---

表 6 定例ミーティングでの研修内容

	ミーティング&研修内容
第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・開講後に生じた問題点等についての質疑応答 ・アクションプランについて ・業務報告について ・メンター業務の円滑な連携のための Skype 導入について ・その他連絡事項
第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・開講後に生じた問題点等についての質疑応答 ・督促メールについて ・連絡の付かない学生への対応について ・履修放棄とみなす基準について ・超過勤務について ・その他連絡事項
第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・開講後に生じた問題点等についての質疑応答 ・ドロップアウト対策について ・ディベートルームの運用について ・期末試験システムについて ・その他連絡事項
第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> ・開講後に生じた問題点等についての質疑応答 ・ドロップアウト対策について ・現状報告(各メンターより) ・その他連絡事項
第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> ・期末試験/レポートについての質疑応答 ・本人確認の説明 ・演習における期末試験/レポートについて ・連絡の取れない学生について ・その他連絡事項
第 6 回	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプラン

	<ul style="list-style-type: none"> ・運用結果の分析(全科目の統計処理値と自己科目との比較) ・改善案の作成 ・業務報告 ・授業結果の分析(全科目の統計処理値と自己科目との比較) ・授業運営に関する改善案の作成
第7回	<p>①教務主任代行より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンターの役割について ・就業最終週について ・春学期の振り返りと次学期に向けた改善計画について ・卒業研究に向けたメンタリングについて <p>②春学期の業務 総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップ研修レポートについて ・授業運営におけるディベートの重要性の再確認 ・アクションプランについて ・アクションプランと業務報告の秋学期に向けた改善について <p>③秋学期のまでの間の諸注意事項</p>

上述の対面形式での研修のほか、VOD形式の研修用のコンテンツを用意している。このコンテンツは、本学のメンターとして、必要不可欠な知識とスキルの基礎力を習得できる内容となっている。コンテンツにおける学習目標は、「eラーニングにおける学習支援活動を概観し、本学が求める学習支援者および、指導補助者としてのメンターの役割について説明できるようになる」である。(表7)にコンテンツの章タイトルとコンテンツの内容を示している。

表7 メンター研修コンテンツの内容

回	章タイトル	内容
第1回	1. イントロダクション	・学習目標 ・学習の進め方 ・確認テストと合格基準
	2. eラーニングとは	・eラーニングとはどのようなものかについて。その概要。 ・対面授業とeラーニングによる非対面授業との違い。 ・非同期学習および非同期協調学習。 ・eラーニングにおける各プロフェッショナル職種の概要。
	3. 学習支援・指導補助の重要性	・自学自習を行う上で重要となる学習支援活動。 ・成人学習理論の視点からの学習支援活動が必要であること。 ・コンピュータを介した学習環境下において留意すべき学習支援活動 ・サイバー大学における学習支援職務の各領域。
	4. メンタリングのアクションプラン	・本学が目指すメンタリングの目標 ・メンタリング活動の3つのポイント ①学習者のモチベーションを高めること ②学習者にとってのよき学習コーチであること ③スケジュール管理を支援すること ・メンターがとるべき学習者との関係について ・学習者の個人情報保護、著作権侵害、誹謗中傷問題に対する事前の対策や措置をとる必要があること。
	5. メンターの学習支援・指導補助業務	・サイバー大学におけるメンターの学習支援・指導補助業務の各内容 ・サイバー大学における主メンターと補助メンターの役割 ・授業開始前・開講時、それぞれにおける業務の内容
第2回	メンタリングのシュミレーション	・課題レポートの説明
第3回	期末試験システム問題登録の手順	・期末試験システム問題登録の手順
第4回	FD研究会での講演コンテンツ	・講演会(2010年度:山形大学の松田岳士先生の「効果的な授業運営 -eラーニングにおけるコミュニケーション-」)

第1回のコンテンツの構成は、第1章 イントロダクション、第2章 eラーニングとは、第3章 学習支援・指導補助の重要性、第4章 メンタリングのアクションプラン、第5章 メンターの学習支援・指導補助業務となっている。(図2)は、第1回のコンテンツのスクリーンショットである。

1回 2回 3回 4回

第1回の開講期間: 2010年4月1日(木)から2011年3月31日(木)まで

※ 開講期間を過ぎても最終回が終わるまで、視聴することは可能ですが遅刻扱いとなります。
 ※ 小テストがある場合は、全ての章を視聴しないと小テストを受験することはできません。
 ※ Q&Aは、受講期間中のみ書き込みが可能です。

第1回の授業 ● 視聴 ● 遅刻 ▲ 未受講 ✕ 欠席

章	状況	授業の内容	視聴
1章	●	イントロダクション	<input type="button" value="視聴する"/>
2章	●	eラーニングとは	<input type="button" value="視聴する"/>
3章	●	学習支援・指導補助の重要性	<input type="button" value="視聴する"/>
4章	●	メンタリングのアクションプラン	<input type="button" value="視聴する"/>
5章	●	メンターの学習支援・指導補助業務	<input type="button" value="視聴する"/>
小テスト	第1回に出題された小テストがあります + 受験する		
レポート	第1回のレポートはありません		

※追加プログラムの自動インストールができず、講義の受講ができない場合は、こちらのページにあるプログラムをインストールした後に受講してください。

図2 メンター研修用コンテンツ第1回

学期前研修で、全メンターが必ず作成するものの一つに、アクションプランがある。(図3)として、アクションプランの基本フォーマットを示した。アクションプランの目的は、業務を効率的に行うために、メンターとして行うべき共通の業務が記載されているフォーマットに、各メンターが担当科目で行うべき業務を記入していき、学事日程に沿って、効率的に業務を遂行するためである。これは、メンター研修コンテンツの第1回4章の学習内容である。

	A	B	C	D	E	F	G	M	N	O	P	Q	R
1	世界遺産学部 アクションプラン・テンプレート												
2													
3	メンター名:												
4	担当科目名: 基礎講義(***), 基礎演習(***), 専門												
5	教員名:												
6	受講者数: 基礎講義(***名)、基礎演習(***名)、専門講義(***名)												
7													
8	日付	曜日	開講期間	共通スケジュール			実施	※科目名を記入	実施	教員補助業務	勤務	備考(発生した問題とその対応状況など)	
9				内容						依頼された業務の内容	時間帯		
11	4/1	木	スタートアップ 研修期間	《勤務開始日》									
12	4/2	金		《メンター研修会》 新任メンター: 9:30~ 継続メンター: 13:00~14:30									
13	4/3	土											
14	4/4	日											
15	4/5	月		動作確認報告締切日: 第1回									
16	4/6	火		課題設置最終確認: 第1回									
17	4/7	水		【第1回開講】 アクションプラン: 提出									
18	4/8	木		動作確認報告/演習アップロード 依頼の締切日: 第2回									
19	4/9	金											
20	4/10	土											
21	4/11	日											
22	4/12	月											

図3 アクションプランのフォーマット

第2回では、メンタリングのシミュレーションとして、メンター業務で実際によく直面するようなシチュエーションを提示し、実際にメッセージを書いてみる演習レポートの課題を行っている。(図4)は、この課題レポートの一部である。このような演習を事前に行うことにより、メンターが学生からのさまざまな質問に適切に回答できるようなスキルを身につけることを目的にしている。

第1回と第2回の内容は、新人メンター研修で活用され、コンテンツ視聴後には、確認テストを受験し、全問正解で合格することを義務付けている。

2009 年春学期メンター研修会 【メンタリング研修問題】 ←
 メンタリングをシミュレーションし、メンタリングスキルの向上が目的です。←
 ※特にどのような授業か指定のない場合、自分の担当する授業を想定してください。←

シチュエーション7：授業から逸脱する質問←
世界遺産学部佐藤さんから「今度パソコンを買おうと思うのですが、何かお勧めありますか?」というメールが来ました。質問が授業から逸脱していますが、学生を傷つけないように、授業と関連付けながら返事をしてください。←
<回答>← ← ← ← ←

+

シチュエーション8：欠席がちの学生へのメール←
欠席が続いている学生がいます。この学生に出席を促すようなメールを個別に送ってください。←
<回答>← ← ← ←

図4 課題レポート問題例

第3回では、期末試験システム問題登録の手順を説明し、期末試験システムの操作方法を学ぶことができるような内容になっている。(図5)として、このコンテンツのスクリーンショットを掲載した。第3回は、継続メンターも含め、全メンターが期末試験問題登録の時期に必要な応じて、視聴することができるようになっている。

第4回は、FD 研究会などの講演の中で、メンターにも有益なものをコンテンツ化し、指定された期間内に視聴するよう義務づけている。このコンテンツの視聴は、継続メンターを含め、スキルアップを図るため、全メンターに視聴を必須にし、確認テストを受け、合格することを義務付けている。

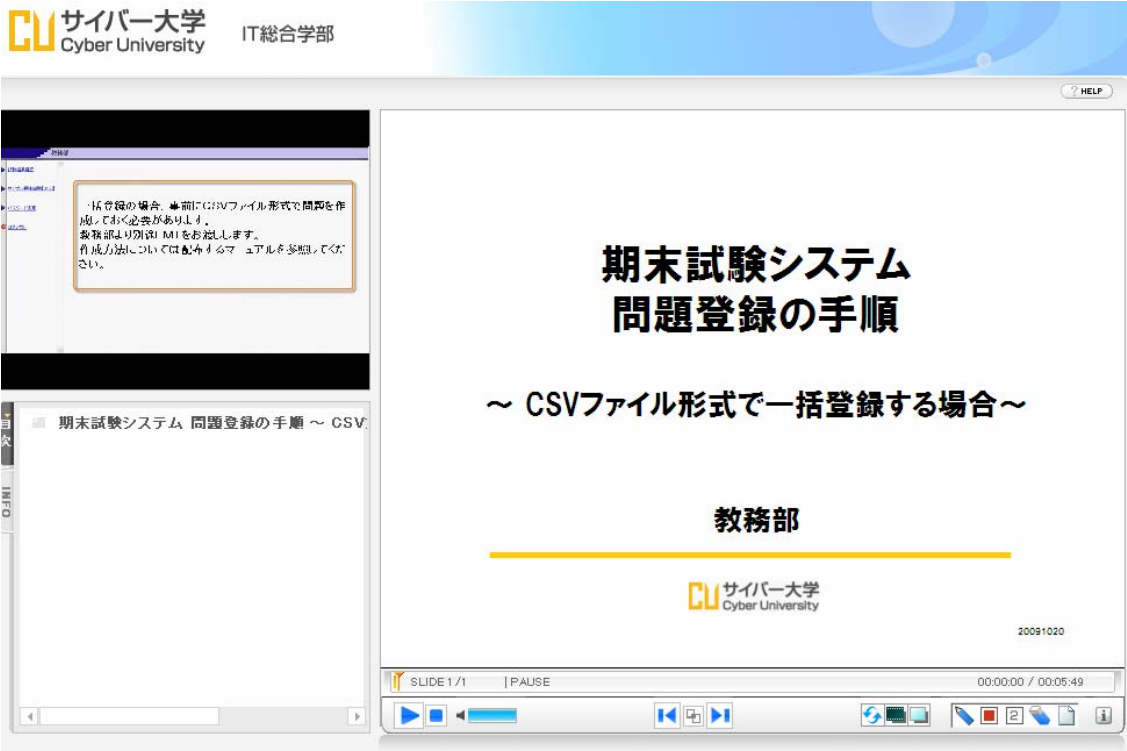


図5 期末試験システム問題登録の手順のコンテンツ

【インストラクショナルデザイナー研修】

サイバー大学では、教材の設計・開発においてインストラクショナルデザイン手法を採用しているため、インストラクショナルデザイナー、アシスタント・インストラクショナルデザイナーを専門スタッフとして配置し、教員を支援している。インストラクショナルデザイナー、アシスタント・インストラクショナルデザイナーの業務遂行能力を発展向上させるため、コンテンツ制作センターでは組織的に研修活動を行い、専門スタッフを育成している。

インストラクショナルデザイナーという教育専門職は欧米では確立されているが、日本ではその養成が遅れているため、人材不足となっている（資料 4-10-3）。こうした状況からサイバー大学では、アシスタント・インストラクショナルデザイナーという名称を考案し、インストラクショナルデザイナーとアシスタント・インストラクショナルデザイナーとの協働体制を構築している。

インストラクショナルデザイナーの主な職務は、1)インストラクショナルデザイン手法を用いた授業の設計・開発を指揮指導する、2)授業設計が学部の方針、学部コンピテンシーに合致しているか確認する、3)ADDIE モデル〔①分析（ニーズ分析・学習者分析・内容分析）、②設計（学習目標・達成水準の設定）、③開発（原稿・教材・映像制作）、④実施（授業運営）、⑤評価（学習成果の評価・授業コンテンツの評価）〕において、評価・改善・再実施の適正な循環を誘導することである。

アシスタント・インストラクショナルデザイナーの主な職務は、1)授業の分析・設計段階で、教員の授業設計書作成をサポートし、ガイドラインに基づきその内容を点検する、2)授業コンテンツ開発段階で、授業設計書の内容が適切に履行されているか確認し、必要に応じて開発担当者などへアドバイスを提供する、3)授業実施段階で、授業設計書の内容が適切に履行されているかを確認し、必要に応じて指導補助者などへアドバイスを提供することである。

このように、アシスタント・インストラクショナルデザイナーは科目単位で教員をサポートし、インストラクショナルデザイナーは全体を点検する役割を担っている。また、インストラクショナルデザイナーは、アシスタント・インストラクショナルデザイナーが適切に授業設計書の内容を点検しているか確認を行っている。このように、有資格者のインストラクショナルデザイナーが経験の浅いアシスタント・インストラクショナルデザイナーの業務をチェックする OJT (On-the-Job Training) の組織体制を構築することによって、有資格者のインストラクショナルデザイナーが少数でもインストラクショナルデザインの適切な運用を可能としている。

更に、教育工学の専門家を「技術アドバイザー」として学外より招致し、会議（演習方式）を毎月 1 回実施している。この会議はインストラクショナルデザイナーとアシスタント・インストラクショナルデザイナーが参加しており、インストラクショナルデザイン及び e ラーニングの適正な運用について専門家から助言を得ている。また、この会議では、教員支援・授業改善のツールの開発などにも取り組んでいる（表 8）。

表 8 会議の取り組み

	内容
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・授業設計書フォームの改善 ・授業設計書チェックシートの開発 ・授業設計書チェックのフロー作成 ・授業評価アンケートの分析方法 ・授業設計書の事例（ケーススタディ） ・授業評価アンケート改善案について ・コンピテンシーとスキルセットの作成方法
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・FD(Faculty Development) コンテンツ制作について ・コンピテンシーについて ・学習効果測定について ・授業評価アンケートの見直し ・講義「ファカルティ・デベロッパーの ID 的基礎とは何か」 ・講義「アンケート基礎」 ・メディア選択について

平成 20 年度の主な取り組みとして、授業設計書フォームの改善、授業設計書チェックシートの開発を行った。コンテンツ制作時に教員が作成する書類として、平成 19 年度開学時より「コンテンツ計画書」を使用していたが、開発の仕様書としての記述項目に重点が置かれていたため、授業設計書フォームを改善する必要があった(資料 4-10-4)。

また、アシスタント・インストラクショナルデザイナーは授業設計書が適切に書かれているか点検する役割を担っており、その点検の質が個人の能力で差が出ないように一定の質を保つために、点検時に使用する授業設計書チェックシートの開発を行った。授業設計書フォームの改善やチェックシートの開発には、インストラクショナルデザインの要素を組み込む必要があることから、こうした開発の

プロセスを通して、教員を支援する専門スタッフとして必要なインストラクショナルデザインの知識や授業設計書のチェック方法を身につけることができたといえる。開発した授業設計書フォームとチェックシートは、平成 21 年度より使用を開始している。

平成 21 年度の主な取り組みとして、コンテンツ制作センターでは FD 委員会監修のもと FD コンテンツの制作を行った。上述したように、FD コンテンツは実際の授業と構成も制作工程も同じになっている。FD 委員会と調整をしながら、授業設計書の提案から PowerPoint スライドの作成、講義の出演・収録、編集まで全てのプロセスに携わった。通常は教員を支援する立場にあるインストラクショナルデザイナーやアシスタント・インストラクショナルデザイナーだが、これらのプロセスを主体的に体験することによって、教員の立場を理解することができる良い機会となった。

こうした取り組みを通して、効果的にインストラクショナルデザインの手法を授業コンテンツの設計・開発等に取り入れるとともに、インストラクショナルデザイナー、アシスタント・インストラクショナルデザイナーの能力向上を図っている。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

平成 20 年度以降、各教員に定期的に授業改善に関する“気づき”の機会を提供し、自助努力を誘発する意図の下、「授業評価アンケートの調査結果に対する授業改善計画書」の提出を義務化することとしたが、必ずしも教員自らが課題を的確に把握・分析し、“見える化”できるわけではない、また結果的に期待される改善に結び付き難いことが大きな課題である。

なお既に述べたように、具体的な授業改善へ結びつける流れを明示的にする意図の下、平成 21 年度からは教員自己評価書の書式をあらため、「授業評価アンケートに関する授業改善計画書」を提出させている。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

教員の授業改善を支援するための方策として、主として以下の 2 点について、FD 委員会で議論を継続し、取り組みを進めている。

1. インストラクショナルデザインに基づく教育コンサルテーションの充実

本学の教育活動では、インストラクショナルデザインプロセスの ADDIE モデルを導入しており、①分析（ニーズ分析・学習者分析・内容分析）、②設計（学習目標・達成水準の設定）、③開発（原稿・教材・映像制作）、④実施（授業運営）、⑤評価（学習成果の評価・授業コンテンツの評価）の 5 つの段階を経ることにより、授業内容が教育課程編成の趣旨に沿ったものになるよう努めている。そしてこの評価・改善のプロセスにおいて、個々の教員の授業改善に向けた努力を支援する体制として、教員の求めに応じ授業の実態を診断し、インストラクショナルデザイナーおよびアシスタント・インストラクショナルデザイナーが、具体的な助言を行うコンサルテーションを実施することとした。

支援内容は、授業評価アンケート結果の分析サポート、授業コンテンツ改修・授業運営の改善に関するサポート等である。授業改善支援の業務フローも定めるとともに、「授業改善計画書」にはインストラクショナルデザイナーに相談を希望するかどうかの欄を追加し、平成 22 年度春学期から支援を開始している。平成 22 年 12 月時点で、3 名の教員が支援を希望しており、担当者がコンサルテーションを行っている。

2. 授業評価アンケート結果から抽出される課題の“見える化”

コンサルテーションを効果的に進めるためにも、各授業のアンケート結果から抽出される課題を“見える化”し、可視化された実態から“気づき”を誘発し、教員の意識や行動を変え、授業の改善へ繋げられるべきものである。この課題を踏まえ、平成 22 年 11 月、FD 委員会の下に、専任助手・教務部職員・コンテンツ制作センター職員で構成される「授業評価アンケート分析ワーキンググループ」を設置し、検討を進めている。たとえば、従来の教員へのフィードバックシートは、各項目の評価平均値を数値で示すものであったが、これを各項目の 5 段階評価別の回答数まで分かるように改善すること、また、基礎的な統計分析をかけた結果のフィードバック方法についても検討している。

さらに、同ワーキンググループにおいて、授業評価アンケートのフリーコメントの分析を進めており、項目ごとに分類した後、「学生コメント分析に基づく Teaching Tips 集（仮）」として整理する予定である。学生コメントを分析した Tips 集であれば、心理的に教員も受け入れ易いと推察されるし、最終的に全専任教員へ配布することにより、フルオンラインの本学ならではの学生の声を十分に活かした FD の取り組みになるともいえる。

また、「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」でも課題に挙げたように、学生に対するアンケート結果のフィードバックについては、大学ホームページ上に「授業評価アンケート調査結果」を掲載しているのみであり、具体的に学生のどのような声に対し、大学がどのように対応しているかを説明する材料としても、学生コメントの分析を行う取り組みには意義があると判断できる。

平成 23 年度春学期中に、「学生コメント分析に基づく Teaching Tips 集（仮）」の第一案を FD 委員会へ上程すべく、「授業評価アンケート分析ワーキンググループ」が分析研究を進める予定である。

さらに、教員の人事評価に関する事項を定め、人事評価管理の公正な運営を促進し、教員の適正な処遇および能力開発を図ることを目的として、「人事評価規程」（平成 23 年度より施行予定）の制定を進めており、FD 活動に率先して取り組む教員に対する顕彰や教育方法改善に対する支援を行うことも検討している。

4. 根拠資料

資料 4-7-1 e-ラーニング研究『第 3 章 「メディアを利用する授業」の質保証の取り組み』

(http://www.cyber-u.ac.jp/about/e-learning_research/0001/pdf/0001_04.pdf)

資料 4-7-2 小野邦彦、後藤幸功、半田純子、本間千恵子、遠藤孝治、鈴木克明「サイバー大学の e ラーニングに関する質保証の取組」『日本教育工学会第 25 回全国大会講演論文集』，平成 21 年 9 月，pp. 501-502

- 資料 4-7-3 卒業研究科目の学修時間担保ガイドライン
- 資料 4-7-4 サイバー大学履修規程
- 資料 4-7-5 履修登録に関する説明
- 資料 4-7-6 入学式オリエンテーション配布資料
- 資料 4-7-7 オリエンテーションコンテンツ TOP 画面
- 資料 4-7-8 平成 22 年度秋学期オリエンテーションコンテンツ
- (http://stream.cyber-u.ac.jp/cyber-u/orientation_2010f/fukuoka01.wmv)
- (http://stream.cyber-u.ac.jp/cyber-u/orientation_2010f/fukuoka02.wmv)
- (http://stream.cyber-u.ac.jp/cyber-u/orientation_2010f/fukuoka03.wmv)
- (http://stream.cyber-u.ac.jp/cyber-u/orientation_2010f/fukuoka04.wmv)
- (http://stream.cyber-u.ac.jp/cyber-u/orientation_2010f/fukuoka05.wmv)
- 資料 4-7-9 教員向け履修指導研修コンテンツ
- 資料 4-7-10 履修計画記入シート
- 資料 4-7-11 平成 21 年度履修相談参加率
- 資料 4-7-12 授業評価アンケート (平成 21 年度秋学期版)
- 資料 4-7-13 授業評価アンケート (卒業研究科目対応版)
- 資料 4-7-14 入学時オリエンテーションコンテンツ計画書
- 資料 4-8-1 IT 総合学部シラバスガイドライン
- 資料 4-8-2 世界遺産学部シラバスガイドライン
- 資料 4-8-3 教養科目シラバスガイドライン
- 資料 4-8-4 外国語科目シラバスガイドライン
- 資料 4-9-1 サイバー大学履修規程
- 資料 4-9-2 成績評価例「レポート・論文の書き方」シラバス
- 資料 4-9-3 小野邦彦、後藤幸功、半田純子、本間千恵子、遠藤孝治、鈴木克明、「サイバー大学の e ラーニングに関する質保証の取組」、『日本教育工学会第 25 回全国大会講演論文集』, 平成 21 年 9 月, pp. 501-502
- 資料 4-9-4 入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程
- 資料 4-9-5 単位認定教授会資料
- 資料 4-9-6 学生専用サイト「平成 21 年度秋学期 外国語資格の単位認定案内」
- 資料 4-9-7 平成 21 年度単位認定実績
- 資料 4-10-1 平成 21 年度 授業評価アンケート分析
- 資料 4-10-2 大学セミナー・ハウス『大学力を創る：FD ハンドブック』、大学セミナー・ハウス、1999、p. 17
- 資料 4-10-3 鈴木克明、「e-Learning 実践のためのインストラクショナル・デザイン」、日本教育工学会論文誌、29(3)、平成 17、pp. 197-205
- 資料 4-10-4 遠藤孝治、後藤幸功、半田純子、本間千恵子、小野邦彦、鈴木克明、「サイバー大学の授業コンテンツ制作に係る『授業設計書』フォームの活用状況」、『日本教育工学会第 25 回全国大会講演論文集』, 平成 21 年 9 月, pp. 499-500

IV. 成果

4-11: 教育目標に沿った成果が上がっているか

- 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用
- 学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

1. 現状説明

既に述べた通り、平成 20～21 年度の取り組みとして、学部の教育課程の編成・実施方針として、課程修了時に学生が身に付けるべき能力などを「コンピテンシー」としてリスト化しており、教育課程での学修により得られる成果を明示するとともに、教育成果としての外的妥当性を確かめるために本リストを用いることとしている。

各コンピテンシーの中での科目群の位置付けを明確化し、それに沿った教育目標及び課題の設定を授業設計時に行った上で、各科目の教育上の効果は、主として毎学期末の「期末試験（期末試験システム・期末レポート）」で確認・測定している。また、講義科目では、「期末試験」へと至るまでの各授業回においても、「小テスト」などを通じた内容理解度の評価も行っている。

また、学生が身につける学力や資質・能力については、その効果を測定する手段の一つとして、毎学期末に、単位取得率と成績分布をデータとして採取している。平成 21 年度における正科生の単位取得率は、学部共通の教養科目では 77.2%、（平成 20 年度 同単位取得率は 72.4%、以下 [] 内は平成 20 年度数値）、外国語科目では 73.9% [71.0%]、IT 総合学部の専門科目では 69.7% [69.4%]、世界遺産学部の専門科目では 78.2% [81.2%] である。全学の単位取得率は 74.2% であり、平成 20 年度の 72.8% とほぼ同等である（資料 4-11-1）。

授業の最終回に実施される学生による授業評価アンケートの設問項目の中に、学生自身による授業の目標達成度の自己評価を問う設問を含めており、学生側から見た授業における教育上の効果をここで測定している。「1. あなたはこの授業を理解できましたか」という理解度の評価や、「3. あなたにとって、この授業は該当分野の知識や技術の修得に役立ち、より関心が深まりましたか」のような知識の習得に対する評価、そして、「13. 受講を終えた全体的な満足度はどうでしたか」のような授業全体への評価項目もあり、授業設計時に企図された教育上の効果が上がっているかを判断する材料としている（資料 4-11-2）。

なお、現在本学は学年進行中であり、若干名の早期卒業者を除き、まだ卒業生は出ていない。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」では、学年進行に伴う段階的な学生の質を検証するための達成指標として、各コンピテンシーを細分化し、基礎段階（初年次・2 年次）修了時及び専門段階（3 年次）修了時の、学生が身につける学力・資質・能力等をリストに補足することを課題に挙げて

いた。

既に述べた通り、平成 23 年度以降の IT 総合学部カリキュラムでは、初年次・2年次に必修科目を配置し、また逆に3年次には、学生の履修選択の自主性、主体性がより高められるよう、従来の選択必修科目の他に選択科目を配置することとしている。結果として、各年次に学生が身につける学力・資質・能力等については、これまでと比較して、明確な達成指標を格段に掲げ易くなっている。

また、これも既述であるが、学士課程修了時に学生が身に付けるべき資質・能力等を示す「コンピテンシー」と、シラバスに記載された各授業科目の到達目標（「スキルセット」）との対応関係を明示したマトリクスを、「カリキュラムマップ」として整理すべく検討を行っている。これを用いて授業科目の精選を進める流れを構築し、必要に応じ不足する授業科目を補充するなど、学部の教育目標の達成度を検証し、効率的で合理的な質の保証を担保する教学改善の PDCA サイクルの構築に取り組んでいる。

「カリキュラムマップ」は、教学組織の自己診断・評価の材料とするだけではなく、学習支援体制の充実と平仄を合わせながら、学習者の学習行動の指針として、学習者の自律学習を進めていく上での目標の設定や到達度合いの確認をする際のチェックリストとしても活用できるよう検討を進めている。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

平成 23 年度以降の IT 総合学部カリキュラムに関し、カリキュラム・ポリシーおよび「カリキュラムマップ」の策定を検討しているが、各年次ごとに学生が身につける学力・資質・能力等についても明確に定義し、平成 23 年度春学期中に大学ホームページ上で公開する。

4-12: 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

○ 学位授与基準、学位授与手続きの適切性

1. 現状説明

現在本学は学年進行中であり、若干名の早期卒業者を除き、まだ卒業生は出ていない。4名の早期卒業者に関しては、以下の早期卒業判定基準、手続きに則り学位授与を行っている。

<早期卒業に関する規程 抜粋>

(卒業資格)

第2条 早期卒業ができる者は、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

2 学則第39条に定める卒業の要件である124単位以上を修得していること。

3 全修得科目の成績が、原則としてB以上であり、かつ、全修得科目の平均グレード・ポイントが3.5以上であること。

(卒業判定)

第6条 卒業者の可否は、修了時点において、該当者の成績を第2条に基づき、教務部所管部署において選考し、教授会の議を経て、学長が認定する。

4. 根拠資料

資料 4-11-1 平成 21 年度正科生の単位取得率

資料 4-11-2 授業評価アンケート

基準 5 学生の受け入れ

5-1: 学生の受け入れ方針を明示しているか

- 求める学生像の明示
- 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示
- 障がいのある学生の受け入れ方針

1. 現状説明

「基準 4 教育内容・方法・成果」でも述べたが、学士課程の教育目標については、大学設置認可申請書において、次のように記している。

(ア) IT 総合学部

現状の日本の IT 分野に求められている課題は国際競争力の向上である。基本的に IT 総合学部は日本の IT 分野の国際競争力を高め、国際社会に通用する研究の推進に努め、その成果を教育へフィードバックさせることで、優秀な人材の創出とともに日本の国力の向上に貢献することを第一の目的としている。コンピュータ科学の基礎から、通信技術、また起業を代表とするビジネスを対象とした幅広い科目構成と、それを包括するサイバーリテラシー、アクセシビリティなど今後の IT がより社会貢献に必要な科目構成を取ることで、いわゆる総合的な技術教育の場を提供することを大きな特色とする。

(イ) 世界遺産学部

世界遺産学部は、国境という概念を超えた世界的な視野で、それぞれの文明や地域環境、文化への理解を深め、それを通じて将来の人類のあり方を知ることが大きな目的のひとつとして挙げている。そのため、人類が共有すべき遺産の保存・継承に実際に携わり、世界的な視野で異文化を理解し、国際交流を促進させるという形で社会貢献機能を果たす。

そして本教育目標に沿って、以下のアドミッション・ポリシーを策定している。

IT 総合学部

- ・ ネット社会の変化に対して常に対応できる学力を身につけたい学生
ウェブ時代の中で、基礎技術を習得し、ビジネスへの応用や社会への影響を理解することができます。
- ・ 経営や起業の基礎を学び、実業へのステップへ進みたい学生
企業経営の基礎や IT のビジネスへの活用事例を学び、起業に向けての事業計画や企画力を身につけることができます。
- ・ IT 企業で即戦力になるための実務技術を基礎から学びたい学生
IT 関連業務に必要な技術や原理を学ぶことで、技術の進化にも対応できる基礎学力を身につけることができます。
- ・ 技術者として働きながら、最先端の技術知識や動向を学びたい学生
技術者として働きながら、基礎技術や歴史を振り返りつつ、最先端の技術動向を関連分野も含めて総合的に学ぶことができます。

世界遺産学部

- ・ 世界の文明と自然環境、人類の歴史について興味と関心を深めたい学生
海外の世界遺産と文明について幅広い知識を身につけることができます。
- ・ 国境を越えて異文化を理解し、国際交流の分野で活躍したい学生
異文化、国際関係について知識を身につけ、国際交流に必要な複合・複眼的な思考を養うことができます。
- ・ 日本の自然と文化、歴史について興味と関心を深め、有形・無形文化財の活用や自然保護にかかわりたい学生
日本の世界遺産について幅広い知識を身につけ、遺産の啓発と保存活動へのかかわり方を学ぶことができます。
- ・ 身近な地域社会やふるさとの自然と文化を複合的にとらえて、地域社会の活性化に貢献したい学生
地域の自然と歴史・文化について多様な視点から理解し、地域資源の発掘と地域づくりの手法を学ぶことができます。
- ・ 自然、歴史、文化を複合的にとらえて、旅行・観光関連の分野で活躍したい学生
世界遺産についての知識を社会に活かす手段として、観光資源としての文化財の魅力的な活用の手法を学ぶことができます。

しかしながらこのアドミッション・ポリシーは、人材養成目的と同様の内容になっており、単に「求める学生像」を概念的にまとめたものに過ぎないという問題があった。

- ① 本学は「オープン・アドミッション型」の大学として、多様な学生を受け入れる方針を持つこと。
- ② 必然的に多様な学力の学生が入学するため、入学時に基礎学力が不足している者に対する教育上の配慮として、初年次教育・導入教育や、教育課程外の補習教育（リメディアル教育）の充実をもって入口管理を行う必要があること。
- ③ また、インストラクショナルデザインの教育理論を全学的に導入することにより、出口管理を徹底し、授与する学位の質を担保すること。
- ④ さらに、「完全インターネット講義」を実践する通信制大学であることに鑑み、学習意欲や動機付けに係る支援体制を充実させること。

以上、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーにも関係する本学の個性・特色を踏まえて、より明確なアドミッション・ポリシーの再定義が必要との認識を持っていた。

これを受けて、平成 22 年度秋学期からの世界遺産学部の学生募集停止を行った後、IT 総合学部に関しては、文部科学省より通知された「平成 23 年度大学入学者選抜実施要綱の変更予定について（通知）」に沿って、本学に入学するにあたり修得しておくべき知識などの内容・水準も明確にすべく、IT 総合学部長を初代委員長とする IT 総合学部カリキュラム検討委員会において改訂の取り組みを進めている。

その際、高校段階で習得しておくことが望まれる基礎学力や、日本語を母語としない学生の日本語能力もできるだけ具体的に示すとともに、障がい者の受け入れについても配慮した以下の改訂版アドミッション・ポリシーを平成 22 年 10 月度の教授会で決議し、大学ホームページ、入学手続サイト、募集要項で公開している（資料 5-1-1~4）。

IT 総合学部<新アドミッション・ポリシー>

IT 総合学部は、世界的にデジタル化が進む社会において「IT のわかるビジネスパーソン」や「ビジネスのわかるエンジニア」という、知識的にも技能的にも今後の社会に求められるバランスの取れた人材の育成を目指しています。学部カリキュラムでは、基礎においてプログラミング言語の習得からウェブ・サーバの構築ができる実務を身につけると同時に、経済や経営の基礎も学習します。

入学に際しては、IT を使いこなせるプロフェッショナルを目指して勉学に意欲がある、すべての人（注）に門戸を開いています。入学後には、進路にかかわらず、一律に IT に関する技術系基礎科目が必修となり、そのためには高校卒業程度の数学と英語の基礎知識が求められます。仮に履修の不足分野がある場合や、復習が必要な場合には、入学者それぞれに合わせて補習授業を行い、弱点を補います。

（注）すべての授業は日本語で行われるため、日本語を母語としない学生は日本語検定 2 級程度の日本語能力が必要です。また、身体的に障がいをお持ちの方には、障がいの種類や程度によって、受講できない科目がありますので、別途ご相談ください。

本学のオンデマンド型の e ラーニングによる学習手段は、いつでも、そしてどこでも受講ができる仕組みを持ち、また受講のためのスクーリングを一切必要としないため、身体に障がいのある学生が学びやすい教育環境を提供している。

また、学習時間や通学等の都合のつきにくい社会人の学習スタイルにも適するものであり、平成 22 年 5 月 1 日時点で、IT 総合学部正科生 680 名のうち 489 名 (71.9%) が、また世界遺産学部正科生では 412 名中 248 名 (60.2%) が社会人学生となっている (資料 5-1-5)。なお、ここでいう「社会人」とは、入学時の願書において「教員」「公務員」「会社員・会社役員」「自営業・フリーランス」「主婦・学生」「その他」と区分したうち、「主婦・学生」と「その他」を除いた人数である。

5-2: 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか

- 学生募集方法、入学者選抜方法の適切性
- 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

1. 現状説明

平成 21 年度学生募集は、それまでと同様、大学ホームページ上に学生募集の掲示を行うとともに、過去の学生募集の経験に鑑み、1. 大学説明会の運営方法の見直し、2. インターネット広告に特化した広告宣伝活動、3. 大学ホームページおよびパンフレットのリニューアル、4. 就職に強い学校づくり、5. 高校生募集活動の改善、6. 社会人募集活動の改善の 6 点を柱として、学生募集に取り組んだ。

大学説明会では、通常の入学情報に加え、授業のデモ視聴や在学生の紹介、そして教員によるカリキュラム体系や担当科目の紹介を行うなど、参加者が本学に対する理解を深めやすいプログラムとなるよう心がけている。また、説明会終了後には、参加者から個別の質問を募り、それに対して教職員が一つひとつ回答するなど、入学の検討に際して必要な情報を漏れなく伝えられるように配慮している。その他にも、説明会開始前の待ち時間を利用して、ヒアリングシートに入学目的や IT に対する理解度、詳しく知りたい事項を記入してもらい、それを担当者が事前に確認した上で説明会を開始することで、参加者の興味や理解度に合わせた説明ができるよう心がけている。また、会場で直接、出願手続きが可能なインターネット環境を準備し、WEB を利用した出願手続きに不慣れな参加者が操作困難他により入学を断念することがないよう配慮を行っている。

さらに、大学説明会の開催日程についても、特に社会人の入学希望者が参加しやすいよう、金曜日や土曜日の開催に加え、水曜日の開催枠を設けることとした (資料 5-2-1)。

広告宣伝活動は、これまで費用対効果を鑑みて、平成 22 年度春学期募集より、新聞や雑誌等への広告出稿を控え、より募集効果を見込めるインターネット広告を中心とした広告出稿を行っている。いわゆるバナー広告やリターゲティング広告などの純広告や、リスティング (検索連動型) 広告などさまざまなインターネット広告に出稿することで、幅広い層にサイバー大学を認知してもらうとともに、

資料請求の申し込みや大学説明会の予約、出願手続きなどへの誘導を図っている。

さらに、平成 21 年 7 月には、広報部主導で、大学ホームページのデザインおよび内容の全面リニューアルを実施し、ユーザー視点での構成(メニューや導線等)やコンテンツの見直しを実施した。具体的には、1. 大学から発信する「お知らせ」をスクロールせずに一目で確認できるよう、トップページに占める「お知らせコーナー」の面積を拡大する、2. メニューやヘッダーメニューによるリンクを増設する、3. 従前は4つだったトップページのバナー(ワンクリックで目的のコンテンツへ直接リンクできる枠)を8つに増設する、等の工夫を行うことで、ユーザビリティの向上に努めた。

加えて、平成 21 年 10 月に再度リニューアルするタイミングで、以下のコンテンツを新しく導入し、掲載情報の充実化を図った。

- (1) 「教員リレーコラム」
- (2) 「実践力を育む『授業』(授業インタビュー)」
- (3) 「CU で創る私たちの未来」
- (4) 「CU な人(在学生インタビュー)」

平成 21 年 12 月には大学パンフレットをリニューアルしている(資料 5-2-2)。キャリアアップを目指す社会人学生に訴えるものとなるようデザインを一新するとともに、履修計画や卒業後のイメージを思い描きやすい内容とするため、「キャリアデザイン」のページを新設し、目指すキャリアに対応した科目を紹介しているほか、同じく新設した「科目セレクション」では各学部 2 科目選定し、見どころ聴きどころとともに、担当教員のメッセージを付してサイバー大学での学生生活や受講イメージがわかりやすいよう授業を紹介している。さらに、インターンシップ経験者や早期卒業生のインタビューを掲載し、リアルな学生の声を届け、学生生活をイメージしやすくするなどの工夫をしている。

平成 21 年度自己点検・評価報告書にて、「就職に強い学校づくりの一環として出口戦略を重視する」旨記載したが、新卒高校生にとって魅力ある大学となることを目的とし、後述する長期インターンシッププログラム「シゴト体験プログラム」を平成 23 年 4 月から実施する予定である(資料 5-2-3)。本プログラムは、IT 総合学部 IT 総合学科在籍で、いわゆる新卒学生(高校卒業後未就業で本学に入学した学生)向けのプログラムとして、「完全インターネット大学」としての特性を活かし、最大 1 年間にわたってソフトバンクグループ通信 3 社で長期インターンシッププログラムを体験できるものである。本プログラムを修了した学生は、ソフトバンクグループ通信 3 社の採用選考に「推薦制度」を利用して応募することも可能となっている。

また、平成 22 年 12 月には、社会人学生についても、IT 総合学部 に在学する学生を対象に、平成 23 年度から中途入社 の選考プロセスを一部優遇する「サイバー大学就職支援制度」の実施を決定した(資料 5-2-4)。本プログラムにより、サイバー大学卒業後にソフトバンクグループ通信 3 社への就職または転職を希望する社会人学生は、入社選考の過程において書類選考が省略され、1 次面接試験に進むことができる。

上述した新卒学生、社会人学生それぞれを対象とした就職支援制度は、在学生に対して魅力的な就職支援施策であるとともに、本学への入学希望者に対しても一定の訴求効果があると考えられる。

平成 22 年 7 月からは、高校生の入学希望者の利便性に鑑み、事前登録システム「入学者情報登録フォーム」を導入している。「入学者情報登録フォーム」は、出願手続きとは異なり、募集期間の前に高校生がいつでも登録できる専用フォームである。登録者は、資料やメールマガジン等の本学が発信する情報を定期的に受け取ることができるため、高校生が本学に興味を持った時に、より手軽に本学への理解を深めることが可能となっている。

平成 22 年度は指定校へのアプローチも、これまで 10 月頃実施していた郵送によるパンフレットなどの送付を 7 月頃に行えるように改善した。また、高校生向けの大学説明会を 2 回実施したほか、高校・専門学校との連携協力としては、本学専任教員が出向いて行う出前授業を「ルネサンス高等学校」にて 2 回、「屋久島高等学校」にて 1 回行っている（資料 5-2-5）。

結果として、指定校からの入学者数、高校新卒占有率ともに、以下表の通り過去最高となっている。

	平成 19 年度春	平成 20 年度春	平成 21 年度春	平成 22 年度春
全入学者数	524	175	135	158
高校新卒入学者数	30 (7)	14 (0)	5 (2)	19 (8)
高校新卒占有率	5 %	8 %	3.7%	12%

※ () 内は、指定校推薦での入学者数

主に社会人をターゲットとした取り組みとして、「首都圏コンピュータ技術者株式会社 (MCEA)」と連携し、合同セミナーを開催している（資料 5-2-6）。本セミナーでは、IT 総合学部の教員が、情報通信関連の業界で話題となっている最新の IT 技術やビジネス動向に関するテーマを取り上げ講演を行っている。講演の様子はビデオ映像で記録し、後日、講演資料と共に大学ホームページ上で無料の「公開講座」として配信している（資料 5-2-7）。なお、Twitter など新しいソーシャルメディアを活用し、都度、更新情報を発信することで入学希望者の拡大に寄与することを期待している。

平成 21 年度春学期からは、編・転入学生の受け入れも開始しており、大学ホームページや大学パンフレットにおける情報掲載、大学説明会における編・転入学希望者に対する説明を実施している。

入学者選抜は、4 月入学（春入学）と 10 月入学（秋入学）に合わせ、それぞれ 2～3 月と 8～9 月に実施している。入学者の選抜方法は、IT 総合学部、世界遺産学部ともに同じ様式の出願書類を使用し、その提出書類は、入学願書、志望動機（400～800 文字）、自己活動歴（任意）で構成されるものである（資料 5-2-8）。入学希望者は、インターネット上の「入学手続きサイト」でこれらの書類を提出できるため、日本国内だけでなく国外に居住する者も出願することが可能である。

志望動機入力画面に関して、平成 22 年度春学期募集より、記入内容の明確化を図るため、以下のように入力要領を改めている。

<変更前>

「本学への入学志望動機を『サイバー大学で何を学び、今後それをどう活かしたいか』を含め 400～800 字程度でまとめて提出してください。」

<変更後>

●下記内容を織り込み、志望動機等を入力してください。（必須）

（該当の部分には番号も入力してください。）

- ① サイバー大学を選んだ理由
- ② 何を学びたいか
- ③ 学んだことを、どう活かしていきたいか

※ 文字数は400～800文字で入力してください。

※ 本学への入学志望動機等以外は入力しないでください。

※ 何年程度で卒業を目指したいか、入力してください。（任意）

※ 母語が日本語ではない方は、自身の日本語能力レベルを説明してください。（任意）

合否判定については、「入試委員会規程」に基づき任命された入試委員が提出書類を審査し、合議の上で判定資料を作成し、その判定資料を大学運営管理委員会並びに教授会で審議し、合否を決定している（資料 5-2-9）。また、編入転入学については、平成 21 年度 4 月入学から実施しており、選抜方法及びアドミッション・ポリシーは、1 年次からの入学者の選抜と同様のものを用いて合否判定を実施している。なお、合否判定の結果は、電子メールと入学手続きサイト上にその結果を掲示している。

平成 21 年度自己点検・評価報告書において、入試委員会における審査の公正性を充実させるため、客観的指標として入試判定基準を設定することを述べていたが、その対応として、平成 22 年 6 月の入試委員会・臨時教授会にて本件を審議し、現状の運用をベースとして、以下の通り基準を定めることとしている（資料 5-2-10）。

<入試判定基準>

- ① 出願条件を満たしているか。
- ② 必須提出書類が揃っているか、検定料納付済みか。
- ③ 志望動機必須 3 項目の記載があるか。

(1) サイバー大学を選んだ理由

(2) 何を学びたいか

(3) 学んだことを、どう活かしていきたいか

※ 意見が分かれた場合は、全入試委員内で多数決を採る。

入学者選抜の実施においては、受験生の志望学部ごとに、複数の委員により厳正な選考を行うことで、選抜結果の公正性と妥当性を確保している。また、透明性を確保するため、平成 22 年秋学期より、入学者選抜にかかるフローを募集要項および入学手続きサイトに掲載し、平成 20 年度自己点検・評価報告書で改善点としてあげた事項を実行している（資料 5-2-11～12）。なお、志望動機や学習上の不安を訴える志願者等の確認が必要な場合は、直ちに直接志願者に電話などにより連絡し、正確な情報を得て評価・判定している。

5-3：適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

- 収容定員に対する在籍学生数比率の適切性
- 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

5-4：学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

1. 現状説明

本学は、IT 総合学部 2,500 名、世界遺産学部 2,500 名の合計 5,000 名を収容定員として設けている。平成 22 年 10 月現在の在籍学生数は、IT 総合学部 724 名、世界遺産学部 393 名、全学で 1,117 名となっている（資料 5-3-1）。

本学の入学定員、志願者数、合格者数、入学者数は、（表 1）に示すとおりである。なお、平成 22 年度秋学期より、世界遺産学部の新規募集を停止しており、IT 総合学部のみ学生募集を行っている。

定員充足に対する対応として、平成 21 年度の募集では、上述の通り、インターネット広告への集中により、入学者数の改善がみられた。特に、インターネット広告の中でもリスティング（検索連動型）広告を活用することにより、検索キーワードに対して興味・関心を持っているユーザー層（＝見込み志願者）に絞り込んで広告を表示することが出来るため、入学者増加にも効果が見られた。また、新卒高校生の募集を強化するため、就職に強い学校づくりの一環として出口戦略を重視しており、上述の通り、1 年間にわたってソフトバンクグループ通信 3 社で長期インターンシッププログラムを行う「シゴト体験プログラム」を、平成 23 年 4 月にスタートする予定である。本プログラムを修了した学生は、ソフトバンクグループ通信 3 社の採用選考に「推薦制度」を利用して応募することもでき、学生の就職支援にも繋がるプログラムである。また、社会人向けの「サイバー大学就職支援制度」も、今後の募集活動に寄与すると期待される。

上述を始めとした各種施策に加え、平成 22 年度秋学期より、世界遺産学部の新規学生募集を停止し、IT 総合学部の募集を強化していることから、IT 総合学部の定員充足率が改善する傾向が認められるため、定員引き下げについては、当座様子を見た上で必要に応じ検討することとしている。

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集が公正かつ適切に実施されているかについての検証に関しては、年 2 回の学生募集期明けに、学生募集部の総括ミーティングにて行っている。また、学生募集部では週次で定例ミーティングを開催しており、費用対効果をみながら、募集活動の軌道修正を適宜行っている。

平成 21 年 4 月、学内データの収集・管理の実務を担い、収集したデータをもとに大学の諸活動を評価するなどの役割を担う部局である「自己点検・評価室」を、教員・職員一体型の評価業務を専門とする常置組織として発足させており、学生の受け入れ方針を始め、各種方針に関しては、必要に応じ自己点検・評価室が点検することとしている。

表1 入学定員、志願者数、合格者数、入学者数推移

<正科生>

学科	項目	20年度春	20年度秋	21年度春	21年度秋	22年度春	22年度秋
IT総合学部	志願者数	152	25	102	34	146	67
	合格者数	118	21	85	27	118	52
	入学者数	107	20	80	25	111	47
	入学定員	600	493	600	520	600	489
世界遺産学部	志願者数	105	30	66	13	57	-
	合格者数	77	24	55	11	48	-
	入学者数	68	23	55	11	47	-
	入学定員	600	532	600	545	600	-

<科目等履修生>

学科／課程／専攻等名	項目	20年度春	20年度秋	21年度春	21年度秋	22年度春	22年度秋
科目等履修生	志願者数	108	42	36	19	29	5
	合格者数	77	34	34	15	19	3
	入学者数	74	34	34	14	18	3

<特修生>

学科／課程／専攻等名	項目	20年度春	20年度秋	21年度春	21年度秋	22年度春	22年度秋
特修生	志願者数	16	39	38	16	10	2
	合格者数	10	36	35	15	10	2
	入学者数	10	35	35	15	10	2

入学者選抜方法等の組織的な検討についても、上述の通り、入試委員会にて志望動機記入要領の改善や入試判定基準制定が検討されるなど、春学期と秋学期の入試判定期を中心に、組織的な検証を行っている。

2. 点検・評価

■効果が上がっている事項

平成22年秋学期募集をIT総合学部のみ行った結果として、人的・物的・資金的資源を集中することができ、また、広告については、IT総合学部の潜在顧客にターゲットを絞って、効果的な広告媒体、掲載ページ等を選びやすくなったことから、平成21年秋学期と比較して、約2倍の入学者を得られ、現在のところ効果が上がっているといえる。

■改善すべき事項

平成22年度秋学期からの世界遺産学部の新規学生募集停止は、大学の適正規模の観点から段階的に

収容定員を半減させるものであり、また限られた経営資源を IT 総合学部の学生募集活動に注力して効率と効果を高め、強みのある IT 総合学部に入学者数を重点化し、大学の継続的運営の安定性を高めるための方策であった。平成 21 年度および平成 22 年度の秋学期の IT 総合学部の入学者数を比較すれば、前者が 25 名、また後者が 47 名とほぼ倍増しており、平成 23 年度には 300 名の入学者を得ることを目標として学生募集活動を行っている。

IT 総合学部の入学者数は、平成 21 年度は 105 名、また平成 22 年度は約 1.5 倍の 158 名となっているが、それでも入学定員 600 名に対し著しく定員未充足であるため、今後の入学者数の推移を見ながら、定員管理の適正化について検討を続ける必要がある。ただし、本学は、株式会社、すなわち企業法人が設立運営する大学であり、学部ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合をはじめ、適切な定員の設定に関する方針の再確認においては、補助金の交付対象となる私立大学等を設置する学校法人との相違に十分留意する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

■効果が上がっている事項

引き続き、効果的な広告媒体の選定、大学説明会の運営方法改善等の学生募集方法の見直しを進めることにより、入学者数の増加に努める。

■改善すべき事項

引き続き、補助金の交付対象となる私立大学等を設置する学校法人との相違に十分留意しながら、株式会社立における適切な定員の設定に関する検討を継続する。

4. 根拠資料

資料 5-1-1 平成 22 年 10 月度教授会議事録

資料 5-1-2 大学ホームページ「アドミッション・ポリシー」

(<http://www.cyber-u.ac.jp/entrance/admission.html>)

資料 5-1-3 学生募集要項

資料 5-1-4 入学手続きサイトキャプチャー

資料 5-1-5 社会人学生数（平成 22 年 5 月 1 日時点）

資料 5-2-1 大学説明会開催履歴

資料 5-2-2 大学パンフレット

資料 5-2-3 大学ホームページ「シゴト体験プログラム」

(<http://www.cyber-u.ac.jp/student-support/experience.html>)

資料 5-2-4 大学ホームページ「サイバー大学就職支援制度」プレスリリース

(http://www.cyber-u.ac.jp/outline/release/2010/101202_0001.html)

資料 5-2-5 高校生向け大学説明会および出前授業開催履歴

資料 5-2-6 首都圏コンピュータ技術者株式会社（MCEA）セミナー開催履歴

資料 5-2-7 大学ホームページ「公開講座」

(<http://www.cyber-u.ac.jp/open/contents001/>)

資料 5-2-8 大学ホームページ「正科生 出願時提出書類」

(<http://www.cyber-u.ac.jp/entrance/degree/necessity.html>)

資料 5-2-9 入試委員会規程

資料 5-2-10 入試判定基準

資料 5-2-11 平成 23 年春学期学生募集要項

資料 5-2-12 入学手続きサイトキャプチャー

資料 5-3-1 大学ホームページ「学生数」

(<http://www.cyber-u.ac.jp/outline/number.html>)

基準 6 学生支援

6-1 : 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

○ 学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化

1. 現状説明

学生支援に関する方針については、大学設置認可申請書を要約すれば、以下の通りである。

・授業サポートセンターによる修学支援

本大学では、各授業科目において、履修者数 25 名につき 1 名のメンターを配置し、履修者数がそれを上回る場合、25 名きざみで補助メンターを配置している。メンターは学生の質問に電子メールや電子掲示板に提出された学習内容に関する質疑や課題をとりまとめ当該科目担当教員に伝達し、教員は質疑に関する回答をメンターに伝え、それをもとにメンターは学生の質問に電子メールや電子掲示板で回答するなどして対応する。メンターが集まり作業できる環境として、福岡と東京都内に授業サポートセンターを置く計画である。授業サポートセンターは、教員、助手、メンターが連携して学生からの学習内容に関する質問に対して質問から 24 時間以内に返答を行う。

・学生サポートセンターによる生活支援・進路支援

本大学では、学生のサポート組織として学生サポートセンターを組織し、そこが主体となって学生の履修計画、ドロップアウトの防止指導、進路相談、各種学外プログラムの提案、専属のカウンセラーによる悩み相談などを行う。

・システムサポートセンターによる技術的支援

コンピュータやシステムの技術的なトラブルが生じた場合の学生・教職員向けの対応窓口として、システムサポートセンターを配置する。

6-2 : 学生への修学支援は適切に行われているか

- 休・退学者の状況把握と対処の適切性
- 補習・補充教育に関する支援体制とその実施
- 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性
- 奨学金等の経済的支援措置の適切性

1. 現状説明

上述の方針に基づき、「学生サポートセンター」「授業サポートセンター」「システムサポートセンター」を附置している。

「授業サポートセンター」の修学支援の現況については、「基準4 教育内容・方法・成果」に詳述しており、ここでは割愛する。

「システムサポートセンター」では、学習管理システムなどの技術的なトラブルを解消することのみならず、学生から寄せられるシステムやソフトの使用法の質問や相談も受け付けている。

大学設置認可申請書では、「大学の入り口は広く開き、インターネットを利用した個別指導を充実させ、学生の学習意欲を引き出すためのケアを能動的に行う。ただし、成績評価は厳密に行い『出口管理』を行っていく。通信制大学では就学離脱者が出やすいという実情も踏まえ、こうした学生を支援する体制を備えた授業運営が肝要である」と記している。

途中で受講が中断している学生の対応については、教務委員会において、「ドロップアウト」「ドロップアウト予備軍」「初期ドロップアウト予備軍」の3種に分けて定義し、各々の受講促進策を協議検討している（資料 6-2-1）。「初期ドロップアウト予備軍」とされる学生に対しては、平成 21 年度春学期より、第 2 回授業終了時点で一度も視聴をしていない学生の大学メールおよび私用メール宛に、受講状況を尋ねる連絡を教務部より行っており、以下の成果を得ている。

〈結果〉

- ・ 平成 21 年度春学期：対象者 22 名中 2 名が受講開始
- ・ 平成 21 年度秋学期：対象者 24 名中 9 名が受講開始
- ・ 平成 22 年度春学期：対象者 46 名中 12 名が受講開始

学生は受講に際し、インターネットにブロードバンドで接続しているため、無料で利用できるテレビ電話などを使った生活相談の仕組みづくりとして、授業担当教員によるオフィスアワーを設置しており、主に授業内容や研究テーマに関する相談を受け付けている。

半期を超えて履修登録を行わない学生に対しては、定期的に学生サポートセンターからメールないし架電を行い、受講を促すとともに、受講できない相応の理由が確認された場合は、休学届けを提出するよう適宜誘導している。また、学生サポートセンターからの呼びかけにも応答しないものに対し、平成 21 年度には、各学部役職者から一斉架電するなど、親身に相談を受けながら、復学させる粘り強い努力を継続している。

さらに、平成 22 年 7 月の教授会においては、学則第 44 条に規定する「除籍に関する細則」を改め、休学の許可を受けずに、3 学期にわたり履修登録をしない学生を除籍とすることとし、長期間にわたり履修登録を行わない学生に対し強い働きかけをするなど、硬軟織り交ぜた対応を講じている（資料 6-2-2）。

なお、平成 21 年度の休学者数は、IT 総合学部 20 名、世界遺産学部 11 名であった（資料 6-2-3）。

学生から退学に関する相談がある場合には、学生サポートセンター（フリーコール及びメール）への問い合わせの後、所属学部の学生主任へ連絡され、学生主任が当該学生に電話ないし対面等による面

談を行い、退学理由が穏当と認められる場合には、退学理由を付した「退学願」を大学に提出させ、それをもって教授会で審議の上、承認する仕組みが整備されている（資料 6-2-4）。退学理由としては、社会人学生が多数を占めることによるものと判断されるが、仕事などの都合で十分な時間が確保できない「時間的理由」および「学習意欲の喪失」が 14.7%と最も割合が高く、続いて、「経済的理由」が 10.3%、「健康上の理由」が 7.4%、その他、授業についていけない、本学のシステムに馴染めない、他大学への編入、出産、健康面の悪化等、退学理由は多岐にわたる。平成 21 年度の退学者数は、IT 総合学部 11 名、世界遺産学部 4 名であった（資料 6-2-5）。

学費について本学は単位制をとっており、授業料は年額固定ではなく、学生が履修する単位数に応じて変動する。1 単位あたりの授業料は 21,000 円で、卒業要件の 124 単位の履修には最低 2,604,000 円が必要であるが、これは在学年数が 5 年以上になっても変わらない。最低履修単位数さえ守れば、45 単位を上限として、学期ごとに学生自身の履修計画に応じた履修単位数を設定することが可能である。さらに、授業を全てインターネットで行う完全通信制の大学であるため、通学やスクーリングに伴う費用を一切必要としない点でも、学生の経済的負担が軽減されるといえる。

しかし、休・退学の一因として経済的な問題も挙がっていることから、経済的支援措置として奨学金制度の導入の検討を続けている。

外部の奨学金制度としては、「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」でも記載していた通り、スクーリングの無い本学の場合、現在の制令では、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度の対象にはならないとのことであったが、同機構および文部科学省の担当者と粘り強く交渉を進めている。

その他の経済的支援として、本学では、経済面での負担を一時的に軽減するため、独自に低金利の学資ローン「学費サポートプラン」を設けており、大学ホームページの「入学案内」に専用のページを設けているほか、オープンキャンパス（大学説明会）でも紹介している（資料 6-2-6）。

障がいのある学生に対する修学支援措置としては、学生専用サイトなどへのアクセシビリティを向上させる目的で、障がいを持つ学生にアンケート調査を実施しており、回答した学生のうち成績優秀者について授業料免除を行う「アクセシビリティ向上パートナーシップ制度」があり、学生サポートセンターが把握している障がいを持つ学生を対象としてアクセシビリティ向上パートナーを公募している（資料 6-2-7～9）。

補習・補充教育に関しては、補助教材の作成や書籍・ウェブサイトの紹介など、教員・メンターの個別対応で行っている。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」において、「地方自治体等が提供している奨学金制度の中で、サイバー大学の学生が利用できるものを選び、学生に情報として提供する仕組みを構築する。さらに、成績優秀者に対する授業料減免制度についても検討を行う」と記しており、引き続き奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置について検討する必要がある。

補習・補充教育に関しては、補助教材の作成や書籍・ウェブサイトの紹介など、教員・メンターの個別対応で行ってきたが、組織的対応を図る必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

学内の奨学金制度の検討を進めており、平成 23 年度より、成績が優秀な学生に対し、翌学期の授業料を減免する「学業優秀者奨学金制度」の制度化を行った（資料 6-2-10）。また、独立行政法人日本学生支援機構との交渉を継続し、その結果も踏まえながら、地方自治体等が提供している奨学金制度の導入についての検討も進めていく。

「基準 4 教育内容・方法・成果」で述べた通り、平成 22 年 4 月に発足させた「IT 総合学部カリキュラム検討委員会」において、教育課程外のリメディアル教育の内容と運用について検討している。平成 23 年度より、IT 総合学部の初年次配当の必修科目として一連の基礎数学に係る科目を新設することとし、そして平成 23 年度以後の IT 総合学部への入学者を対象として、入学後に「IT 総合学部基礎力診断」を実施し、その結果を踏まえ、教員やティーチング・アシスタント（TA）が各学生の入学時の学力を見極めながら、必要に応じ、補助教材としてリメディアルコンテンツ（「IT のための基礎（高校卒業程度の数学の基礎知識）」）の受講を促すなど、修学支援体制の充実を図る予定である。

6-3 : 学生の生活支援は適切に行われているか

- 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮
- ハラスメント防止のための措置

1. 現状説明

本学では、学生の生活相談の窓口として、学生サポートセンターを設置しており、メール及び電話により学生からの相談を受け付けている。学生サポートセンターに寄せられた問い合わせは、受付時間・内容等が記録・採番され、回答漏れが無いように管理運営している（資料 6-3-1）。通学・スクーリングを必要としない本学ではあるが、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の利用、オフ会や大学イベントについて等、さまざまな生活相談が学生サポートセンターに寄せられおり、健康、生活等に関する相談・助言を受け付ける体制をとっている。

学生からの意見や要望については、学生専用サイトに、学生が自由に質問や相談ができる意見箱（「ご意見・ご要望」）を設け、常時投稿できるようにしている（資料 6-3-2）。

さらに、学生生活相談の体制を充実させるため、平成 22 年 10 月より、休学者を除く正科生およびその家族を対象として、専門カウンセラー（臨床心理士）に Skype（ビデオ通話）で直接相談可能な体制を整備している（資料 6-3-3）。具体的には、臨床心理士が、学業・進路（履修相談は除く）・対人関係などの学生生活上の悩みや課題、精神的な悩みについての相談およびカウンセリングを行い、学生自身で問題解決の糸口を見つけるための援助を行うこととしている。

また、大学設置認可申請書において、「インターネットにより学生のオンデマンドで遠隔教育を行う本学では、スクーリングを実施しないため、主に教職員や来客に急病人がでた際に、応急処置及び

安静にできるベッドを確保する目的で医務室を準備する」と記載しており、認可時の計画の通り、福岡キャンパスに医務室を設置している（資料 6-3-4）。ただし、現時点では利用実績はない。また、福岡キャンパスの安全面の管理については、緊急時の連絡体制を確立するとともに、24 時間機械警備を実施し、防犯対策を行っている（資料 6-3-5）。また衛生面においては、年 2 回の空調機清掃、また年 1 回カーペットのスチーム洗浄、建物内における害虫駆除を実施している。

開学当初より、教員（メンターも含む）や職員の各種ハラスメントに関して、教職員の就業規則の第 94 条「人種尊重・差別、ハラスメントの禁止」において明確にこれを規定し、該当する行為については、第 105・106 条に基づき「懲戒」を行うこととしている（資料 6-3-6）。また、教職員は、株式会社日本サイバー教育研究所の構成員として、ソフトバンクグループが定めたハラスメント防止などを含む遵守事項である「コンプライアンス・コード」を遵守し、その疑義ある行為を行い、または知った場合には、報告・相談の義務を負っており、全員が入社研修時にその説明を受けている（資料 6-3-7）。各種ハラスメントに係る通報ないし相談にあたっては、社内のコンプライアンス体制の確立・強化を担う役職であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）への学内（学校設置会社）ホットライン、また学内ホットラインに相談しづらい場合に利用可能なソフトバンクグループ・ホットライン、さらに社外窓口（外部法律事務所）の 3 つの窓口があり、厳格に運用している（資料 6-3-8）。

学生の各種ハラスメントに関する対応窓口は、学生サポートセンターが担っている。学生からの苦情・相談で担当職員の対応では不十分な場合、学生主任・学生部長・学部長と段階を定めフォローする体制も整っている。

また、学生専用サイトやサイバー大学ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の運用については、それぞれの利用規約において、各種ハラスメント等に関する行為を禁止する旨を明記するとともに、大学の秩序や教育上の配慮から、教員や職員による視察、助言、閉鎖等一定の管理を行っている（資料 6-3-9～10）。

その他、学生生活に関する満足度アンケートとして、オフ会や大学イベント、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等、包括的な学生生活全般に係る満足度アンケートを 9 月に実施している。アンケートは全正科生を対象として行い、IT 総合学部 96 名、世界遺産学部 90 名、合計：186 名より回答があった。学生部にて結果を集計・分析して課題を抽出し、学生部会議にて改善方策を検討している（資料 6-3-11）。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」では、「ハラスメント防止に係る規程を制定の上、専用の相談窓口を設置し、全学的組織としてハラスメント防止委員会を発足させ、本学の全構成員（学生・教職員）の相談に応じるとともに、ハラスメント防止の研修・啓発活動の企画・実施等も含めて、組織的なハラスメント防止対策を早急に講じる」と述べていた。

前述の通り、教職員のハラスメントに係る通報・相談に対しては、ソフトバンクグループの一員である株式会社日本サイバー教育研究所のコンプライアンス体制の下に窓口が設置され、厳格に運用されている。

他方、学生のハラスメントに関し、相談窓口は学生サポートセンターに設置されているものの、その後の通報・相談処理・関係部局と連携しての対策の実施について、組織的なハラスメント防止に関する基本的事項が定められておらず、またそのための体制も整備されていない点が課題として残されている。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

平成 22 年 12 月現在、学生部および管理部を中心に、ハラスメント防止に関するガイドライン案およびそれに付随するハラスメント防止委員会の規程案のとりまとめを行っている。ソフトバンクグループ側のコンプライアンス窓口に依拠する範囲と同委員会を対象とする範囲との棲み分け、また調査・認定・懲罰のプロセス等、瑕疵の無い制度設計を行う必要があるため、引き続き検討を行うこととする。

6-4 : 学生の進路支援は適切に行われているか

- 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施
- キャリア支援に関する組織体制の整備

1. 現状説明

本学は、社会人学生が多く、就職希望者数はあまり多くはないが、平成 21 年 1 月に学生部内に「就職相談室」を設置し、平成 21 年 3 月に職業安定法に基づき「無料職業紹介事業」の手続きを完了し、メールによる就職相談を随時受け付けている（資料 6-4-1）。また就職相談室の設置に伴い、平成 21 年 3 月に職業安定法に基づき「無料職業紹介事業」の手続きを完了した。職業安定及び雇用対策法に基づき、求職者に適切な雇用情報などの提供・指導を行う「職業紹介業務運営規程」を、また、職業安定法の規程の趣旨から個人情報適切に管理するために「個人情報適正管理規程」を定めた（資料 6-4-2~4）。

また、就職相談の充実のため、学生からの業界・企業研究の問合わせについて専任教員へ相談を依頼できるよう、相談室協力教員として登録している。平成 22 年 4 月現在、登録者は IT 総合学部 3 名、世界遺産学部 5 名である。

さらに、就職相談体制を充実させるため、平成 22 年 10 月より、休学者を除く正科生およびその家族を対象として、専門カウンセラー（産業カウンセラー）に Skype（ビデオ通話）で直接相談可能な体制を整備している（資料 6-3-3）。具体的には、産業カウンセラーが、就職に関する相談、応募書類の書き方など就職活動の方策から進路に関し、また現職場での悩みについて相談およびカウンセリングを行うものである。

進路選択に関わる指導・ガイダンスとして、平成 21 年 11 月、有職の社会人学生が多いという特徴を活かして、就職希望学生が先輩社会人と相談することのできる「キャリアサポーター制度」を導入

している。平成 22 年 8 月現在で 4 名登録があり、グループウェア「CUBE」にてキャリアサポーターとして学生に紹介している。これまでのところ、制度利用者は 0 名である。

その他、就職相談室では学生からの相談を受けるだけでなく、大学ホームページ上に、企業・団体からの求人受付ならびに在学生向けの案内を掲載し（在学生の相談は学生専用サイトからログイン）、また就職活動を支援すべく、ネット配信による「就職活動支援ガイド」を動画コンテンツとして学生向けに公開している（資料 6-4-5）。なお、企業・団体からの「企業情報リスト」および「求人票」は CUBE に掲載し、学生の閲覧に供している。また平成 22 年 4 月より、学生の就職情報を卒業研究担当教員と情報共有し、進路指導に活用する仕組みを整備している。

「基準 5 学生の受け入れ」で詳述したが、IT 総合学部 IT 総合学科在籍で、高校卒業後未就業で本学に入学した学生（過去に正規雇用の職歴がある者を除く）向けのプログラムとして、1 年間にわたってソフトバンクグループ通信 3 社で長期インターンシッププログラムを体験できる「シゴト体験プログラム」を平成 23 年 4 月よりスタートさせる予定である（資料 6-4-6）。これにより、在学期間中に実践的な社会人スキルを身につける機会を提供できることとなる。なお本プログラムを修了した学生は、ソフトバンクグループ通信 3 社の採用選考に「推薦制度」を利用して応募することもでき、学生の就職支援にも繋がるプログラムとなっている。

キャリア支援を目的としたイベントとしては、以下のような取り組みを行っている。

就職を希望するものの、未だ目標が定まっていない学生へのガイダンスを積極的に行うため、平成 21 年 11 月、親会社であるソフトバンクの採用担当者を講師として招き、「就職支援セミナー」を東京オフィスにて開催し、就職に関する心構えや業界研究を行っている（資料 6-4-7）。地方在住の学生は WEB 会議システムで参加させ、会場 5 名、WEB 7 名の計 12 名が参加した。セミナー終了後に学生に参加者アンケートを実施したところ、「情報通信業界の採用担当責任者の方のお話を聞いて大変参考になった」「今度も定期的にこのようなセミナーを開催してほしい」といった回答が得られている。平成 22 年 2 月には、新卒学生（平成 19 年春学期に高校卒業後すぐに入学し、平成 23 年 3 月に卒業見込みの学生で、正社員としての就業経験のない学生）を対象に、「就職相談会」を東京と福岡で企画・実施した。参加者のうち個別面談を希望する者には、就職についての相談内容をあらかじめ提出させ、ソフトバンクグループの人事担当経験を有する本学職員と個別面談を行っている。

就職支援セミナーの様子 平成 21 年 11 月 21 日（土）



さらに平成 22 年 3 月、本学設置会社の親会社であるソフトバンク株式会社が主催した、平成 23 年度にソフトバンクグループへ入社希望の学生を対象とした『2011 年度 新卒採用合同セミナー「孫正義 LIVE 2011」』に、社会人歴のない本学学生 6 名が参加した。

社会人学生のキャリア支援としては、IT 総合学部所属で社会人経験のある学生を対象に、本学卒業後にソフトバンクグループ通信 3 社への就職または転職を希望する社会人学生の選考プロセスを優遇する「サイバー大学就職支援制度」を平成 22 年 12 月より開始している（資料 6-4-8）。

なお、学生のニーズ把握に関する取り組みとしては、平成 21 年 7 月～8 月、卒業後の就職希望に関する意識調査（アンケート）を実施し、進路支援・キャリア支援に活用している（資料 6-4-9）。

2. 点検・評価

■効果が上がっている事項

平成 23 年度から長期インターンシップ制度である「シゴト体験プログラム」を開始する予定である。このプログラムは、高校卒業後未就業でサイバー大学に入学した IT 総合学部の在学学生を対象に、ソフトバンクグループ通信 3 社における長期インターンシップの受け入れ実施および、入社選考における推薦制度に進むというものである。

3 年次の学生が 1 年間の長期インターンシップを経験し、その後、サイバー大学に在学しながらソフトバンクグループ通信 3 社で最先端のビジネスを体験し、社会で活躍するために必要なスキルや知識を習得する給与支給型のインターンシップ制度で、営業・事務部門、情報システム部門、ネットワーク部門の 3 つの中から希望するコースを選択し、IT ビジネスのプロたちから学び、協働することで、社会人基礎力や IT ビジネスで必要とされる専門スキルの習得、社会人となるにあたって必要な自己の確立、将来ビジョンの明確化することを目指している。

また、IT 総合学部所属で社会人経験のある学生を対象に、本学卒業後にソフトバンクグループ通信 3 社への就職または転職を希望する社会人学生は、選考プロセスを優遇する「サイバー大学就職支援制度」を平成 22 年 12 月より開始している。

「シゴト体験プログラム」「サイバー大学就職支援制度」のいずれも、本学を運営する株式会社日本サイバー教育研究所の親会社であるソフトバンク株式会社との強固なパートナーシップを活かした施策であり、特に IT・ビジネス分野において優秀な人材の輩出を目指すことを目的として、ソフトバンクが設立したインターネット大学ならではの実践的な教育プログラムとして評価できる。

3. 将来に向けた発展方策

■効果が上がっている事項

平成 23 年度より実施予定の長期インターンシップ制度および社会人学生に対する就職・転職支援は、株式会社立の本学ならではの独自の取り組みとしてアピールできる点であり、計画に沿って着実に実行する。

4. 根拠資料

資料 6-2-1 ドロップアウト防止マニュアル

資料 6-2-2 平成 22 年 7 月度教授会議事録

資料 6-2-3 月別休学者数一覧

資料 6-2-4 学生主任との面談結果一覧

資料 6-2-5 退学者の理由別一覧

資料 6-2-6 大学ホームページ「正科生 学資ローン」

(<http://www.cyber-u.ac.jp/entrance/degree/studentloan.html>)

資料 6-2-7 アクセシビリティ向上パートナー募集要項

資料 6-2-8 アクセシビリティ向上レポート

資料 6-2-9 アクセシビリティ向上レポート調査結果

資料 6-2-10 大学ホームページ「学業優秀者奨学金制度」

(<http://www.cyber-u.ac.jp/campus/scholarship/excellence.html>)

資料 6-3-1 学生サポートセンターが受理した生活相談件数等の記録

資料 6-3-2 学生専用サイト「ご意見・ご要望」

資料 6-3-3 学生相談利用案内

資料 6-3-4 校舎配置図

資料 6-3-5 福岡キャンパス緊急連絡体制マニュアル

資料 6-3-6 就業規則

資料 6-3-7 株式会社日本サイバー教育研究所 入社説明会資料

資料 6-3-8 コンプライアンス・ホットラインのお知らせ

資料 6-3-9 学生専用システム利用規約

資料 6-3-10 ソーシャル・ネットワークキング・サービス利用規約

資料 6-3-11 学生アンケート結果（平成 22 年 9 月実施）

資料 6-4-1 サイバー大学就職相談室規程

資料 6-4-2 無料職業紹介事業申請書

資料 6-4-3 職業紹介業務運営規程

資料 6-4-4 個人情報適正管理規程

資料 6-4-5 就職活動支援ガイド

資料 6-4-6 大学ホームページ「シゴト体験プログラム」

(<http://www.cyber-u.ac.jp/student-support/experience/index.html>)

資料 6-4-7 大学ホームページ「就職支援セミナー開催報告」

(<http://www.cyber-u.ac.jp/information/2009/091125/index.html>)

資料 6-4-8 大学ホームページ「サイバー大学就職支援制度」

(http://www.cyber-u.ac.jp/outline/release/2010/101202_0001.html)

資料 6-4-9 卒業後の就職希望に関するアンケート

基準 7 教育研究等環境

7-1 : 教育研究環境の整備に関する方針を明確に定めているか

- 学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化
- 校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画

7-2 : 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか

- 校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成
- 校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

1. 現状説明

本学は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークのみを利用し、教室等以外の場所で授業を行う大学として、構造改革特別区域の特例措置を受けており、通常の通信制大学であれば、大学通信教育設置基準第 10 条第 2 項別表 2 の基準を満たすよう校舎等施設を整備する必要があるのに対し、大学設置基準第 36 条第 1 項に規定する校舎等施設について、教育研究に支障の無いよう整備すればよいこととされている。

「大学設置認可申請書」の「キ 校舎等施設の整備計画」に記載された教育研究環境の整備に関する計画を要約すれば、次のようなものとなる。

・ 研究室・学習指導室

福岡キャンパスおよび東京オフィスに、ネットワークセキュリティが確保されたインターネット環境を整備した各学部の研究室兼学習指導室を設置し、専任教員・専任助手・専任メンターの数と同数のコンパートメントを室内に設置する。専任教員 1 人 1 人の個人研究空間を確保しながらも、教員間で必要な情報を共有し、一体感を保ちながら円滑な教育研究を行うため、完全個室にはしない。また同室を来校する学生の相談の場としても利用する。

・ 教室

本学では、単位に関わるスクーリングは行わないため通常授業では教室を使用しない。ただし、福岡キャンパスには、単位に関わらない特別授業や課外授業等のための教室を 1 室配置する。

・ 学習室・控室

福岡キャンパスに、学生の自主的な学習活動に供する学習室を配置し、コンピュータ 20 台を設置する。

・ 倉庫

備品を保管する倉庫を設置する。

本学のキャンパスおよびオフィスは、以上の方針・計画に沿って設置したものであり、そのうち福岡キャンパスについては、福岡県福岡市の中心部から北東 10km に位置する人工島「アイランドシテ

ィ」に位置している。この「アイランドシティ」は、アジアビジネスの中心的拠点として国際 IT ビジネス支援や国際的人材育成にも力を入れ、発展を目指すエリアであり、福岡アジアビジネス特区の中心となっている（資料 7-2-1）。

福岡キャンパスでは、上に述べた施設のほか、大学設置基準第 36 条第 1 項に規定する校舎等施設の規定に則り、学長室、会議室、事務室等も整備している。また、平成 20 年 9 月以降は、本キャンパス以外に、東京牛込地区にオフィスを設置している（資料 7-2-2）。

平成 22 年 10 月 1 日現在の、主な施設の整備状況は次の通りである。

区分	主な施設	機能	面積 (㎡)
福岡キャンパス	学長室	座席数 2、別途打合用座席数 6	65.45
	会議室	会議室 2（連結して使用可能）	91.46
	事務室	座席数 8	77.19
	研究室	座席数 40（インターネット接続環境有り）	367.32
	教室	什器（机・椅子）のレイアウト変更可能	143.81
	図書館	書棚数 71	132.97
	学習室	座席数 20（インターネット接続環境有り）	46.54
東京オフィス	事務室	座席数 53	183.07
	会議室	会議 4（大会議室 1・中会議室 1・小会議室 2）	95.1
	研究室	座席数 7	47.74
	教員室	座席数 16	49.94
	学生サポートセンター	座席数 8	31.05

福岡キャンパスの図書館や学習室では、認可時の計画に沿って 20 台のパソコンを配備し、希望者への館内貸出を行っている。また、パソコン用プロジェクタやマイク等も常備し、各種セミナーや講演会開催に対する環境を整えている。

福岡キャンパスの研究室及び教室の照明は、環形蛍光ランプで丸形埋込器具を分散配置し、カバーごしの柔らかな拡散光で、頭上に圧迫感がなく、落ち着いた学習環境を提供している。またガラス張りカーテンウォールにより、ふんだんに自然光を取り入れ明るい空間を提供している。

学生からの施設に関する要望などについては、学生サポートセンター及び学生専用サイトの「ご意見・ご要望」の中で受付けている。

教室は、利用率は高くないものの、本学が企画する学生向け履修相談会や、学生の自主的な勉強会等での使用を認めるなど便宜を図っている（資料 7-2-3）。

なお、福岡キャンパスがあるアイランドシティ（香椎照葉三丁目）では、「香椎照葉三丁目東地区計画」・「香椎照葉 3 丁目東地区緑地協定」・「香椎照葉 3 丁目東地区建築協定」が定められており、本学もそのガイドラインに準拠し、安心して暮らせる住環境や快適な研究環境の共存・融合を図るとともに、道路や公園等の公共空間と連携した緑豊かなオープンスペースを確保し、周辺環境と調和

したゆとりある街並みの形成を図り、良好な市街地環境の形成・保全に努めている（資料 7-1-1）。

また、福岡キャンパスを地域社会に開放するなど、有効な活用にも努めている。地域社会からのニーズの把握については、福岡市と定期的に会議を行い、講演会などの要請があれば積極的に参加することとしている（資料 7-1-2）。

福岡キャンパスには、3人の事務職員を常勤させ、定常的な管理・運営を行っている。また、総務所管部署長を施設管理責任者として任命し、施設の維持・管理の責任体制を明確化している。また施設管理責任者のほか、室管理責任者の役割も明確化している（資料 7-2-4）。なお、学生の施設・設備の利用に関しては学生主任、教員の利用に関しては学部長、また職員の利用に関しては所属部長を通じて、書面にて利用申請を行い、施設管理責任者の承認を得ることとしている（資料 7-2-5～6）。また、利用に際し遵守すべき事項や禁止事項等も定義されており、施設の維持管理強化に努めている。

キャンパスの安全・衛生の確保については、前述の事務職員が実質的に行うこととしているが、緊急を要する事態が生じた場合の連絡体制も確立し、危機管理体制を整えている（資料 7-2-7）。衛生面に関しては、年2回空調機清掃を実施、また年1回カーペットのスチーム洗浄を行うとともに、建物内における害虫駆除を実施し、衛生管理を行っている（資料 7-2-8）。また防犯対策としては、防犯カメラや電子錠を導入するとともに、入居ビル全体にて警備会社と契約しており 24 時間機械警備を実施している。

7-3： 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか

- 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性
- 図書館の規模、司書の資格の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境
- 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

1. 現状説明

本学では、福岡キャンパスに 132.97 m²の図書館と 23.48 m²の書庫を整備し、IT 総合学部と世界遺産学部の専門領域に関する書籍を中心に、和書 11,860 冊、洋書 4,929 冊の合計 16,789 冊の蔵書を備えている。開館時間は平日の 10:00～17:00 であり、また館内には、46.54 m²の学習室を併設し、インターネット接続も可能な閲覧席を 20 席設置し、授業を受講しながら関連図書を閲覧することができる。さらに、DVD 再生機能のついたパソコンを 20 台準備しており、希望者への館内貸出を行っている。その他、ビデオが閲覧できるデッキを 1 台配置しており、視聴覚資料を閲覧できる環境を整えている（資料 7-3-1～2）。

上記の紙媒体図書以外にも、本学では、オンライン上の図書として、学生・教職員向けに「電子百科辞典 ブリタニカ・オンライン・ジャパン」、および国立情報学研究所（NII）が運営する学術文献のデータベースの「CiNii」を提供している（資料 7-3-3～4）。

なお、蔵書については、図書館長、司書資格を有する副館長および各学部の教員で組織された図書委員会において、体系的な書籍・雑誌等の整備や、利便性・利用率向上のための検討を行っている

(資料 7-3-5)。

フルオンラインの大学である本学では、学生の居住地が日本全国の多岐にわたること、また約 7 割を占める社会人学生のニーズも踏まえ、自宅などからでも目的とする図書の所蔵を確認できるように、蔵書検索システム (OPAC) を導入している。学生が本学の蔵書を検索の上、借出を希望する場合は郵送での対応も行っている (資料 7-3-6)。

その他、図書館に関する有用な情報を集めた他館等リンク集を学生専用サイトに整備し、学生の利便性を高めるよう工夫している (資料 7-3-7)。

学内の蔵書管理、貸出管理については、蔵書数、利用頻度の低さから、専用システムは準備せずにエクセルで管理を行っているため、他大学とオンラインで繋ぐことはできない。しかし、本学の学生が他大学の図書館を利用したいと申し出があった場合には、紹介状を発行することとしている (資料 7-3-8)。

なお、紙媒体の図書については、年に 2 回蔵書点検を行い、未返却の書籍がないかを定期的に確認している (資料 7-3-9)。

また、図書館の効果的な利用を促進することを目的として、平成 21 年 3 月には、本学学生向けに図書館長による図書館セミナーを開催し、図書館蔵書に関する概要説明、その効果的な利用法、他大学の図書館の利用法の案内等に関する啓発活動も行っている (資料 7-3-10)。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

平成 21 年度の文部科学省設置計画履行状況調査 留意事項として、「学生のニーズを踏まえ、引き続き専門図書の充実、電子ジャーナル及び電子ブック等の整備に努めること。特に、通信教育課程であることに鑑み、本へのアクセスについて特段の配慮をすること」と指摘されている。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

上記の留意事項を受け、平成 22 年度に改善された実績として、以下が挙げられる。

1. 「図書館利用ガイドンス」を作成し、学生専用サイトに掲載している (資料 7-3-6)。本学の図書館だけでなく、地方公共図書館や国立国会図書館、他大学の図書館利用についてもあわせて案内を行い、学生各位の利便性に考慮しながら図書館利用を促進している。
2. 図書の郵送に加え、図書複写サービスおよび複写物郵送サービスを開始し、遠隔地在住の学生が利用しやすい環境を整備している。
3. 現在導入済みである電子百科事典「ブリタニカオンライン」、論文検索サービス「CiNii」に加え、また、学生の貸出冊数の増加を図るために、考古学、芸術、歴史、数学、経済学、宗教学等、複数の領域をカバーしている電子ジャーナル「JSTOR」を導入した (資料 7-3-11)。さらに、現在設置している「図書関連リンク」のページに他大学のリポジトリなどの紹介を行い、充実に努めている。
4. 平成 21 年度設置計画履行状況等調査において、大学設置分科会 設置計画利上状況等調査委員会

委員からの助言を受け、図書館利用の促進のため、それまでは郵送時の送料を学生自己負担としていたものを、1往復分を1回に限り、大学が負担することとしている。

5. 現在、図書館は平日のみ開館しているが、本学は社会人学生が多いことに鑑み、6月から試験的に休日開館し、ニーズ調査を継続している。
6. その他、本学で使用している教科書、参考図書についても、不足しているものは随時図書委員会で選書し、購入していく予定である。

引き続き、図書館および学術情報サービスの利用状況を把握・確認しながら、改善充実に努める。

7-4： 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか

- 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備
- ティーチング・アシスタント（TA）など教育研究支援体制の整備
- 教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保

1. 現状説明

本学の教育支援を担う者として、授業の設計・制作等に係る教員支援を行う「インストラクショナルデザイナー」と、授業運営に係る学生支援を行う「メンター」の2つの職種を制度化している。インストラクショナルデザイナーについては、専門的な知識を有する者を必要数確保し、組織的に研修を行い、ガイドラインに沿ってチームとして授業コンテンツの設計・制作等に関与している。

以下、「基準4 教育内容・方法・成果」で詳述しているところであるが、IT 総合学部、世界遺産学部、語学・教養の各々の科目群に、各1名のインストラクショナルデザイナーを配置し、またその下に各々数名のアシスタント・インストラクショナルデザイナーを配置している。その職務内容及び採用基準としては、「サイバー大学インストラクショナルデザイナーの職務内容及び選考・雇用条件に関する指針」を定めている（資料7-4-1）。

インストラクショナルデザイナーチームの定常的な教員支援業務として、科目の目標に沿った授業設計書の作成支援のほか、収録内容の確認なども担当し、また教材の制作期間中は、担当教員と密に連携をとりながら、授業内容が科目の目標と合っているかを確認し、ずれがあれば修正するなど対応している。また、学外から「技術アドバイザー」として教育工学の有識者を招致し、助言を得る会議形式の研修機会も確保している（資料7-4-2）。

そして、平成22年度からの取り組みとして、教員の授業改善を支援するための方策として、インストラクショナルデザイナーおよびアシスタント・インストラクショナルデザイナーが、教員の求めに応じて授業の実態を診断し、具体的な助言を行うコンサルテーションを実施しており、授業の評価・改善にも当該デザイナー関与する体制を構築している。

他方、授業の補助や運用支援を行う者をメンターと総称して制度化しており、メンターにより教育の質に差が生じないように、その業務内容をガイドラインとして定め、また専門的な研修を実施し、メンターの質の向上と体制の整備に努めている。メンターの採用においては、本学が定めた「指導補助

者の採用と教育研修に関する指針」の選考基準に基づき、「原則として、担当教員と同じ分野を専攻する大学院修士課程以上、もしくはそれと同等の能力・知識・経験を有する者で、メンター業務を適切に遂行できると認められた者」を配置している（資料 7-4-3）。

「メンター業務ガイドライン」では、その業務内容を、「開講の準備」「学生間の意見交換の場である『ディベートルーム』の運営」「質疑応答を行う『Q&A』の管理」「学習支援」「教員の授業運営の補助」「動画コンテンツを自作するソフト『Xpert』を使用する演習授業の補助」「語学授業の採点補助」「授業運営の記録と評価」と位置づけている。

本学では、実習・演習科目も含めて、全ての科目において、履修学生 25 名に 1 名の割合でメンターを配置し、学生の学習指導にあたっている。外国語科目においては、履修学生を 25 名のクラスに分けており、クラスごとにメンターを配置している。

メンターの業務は、担当教員の指示の下で教務上の補助および補助事務作業を行う「教務補助」、そして教育指導上の補助を行う「教育補助」の 2 種に大別される。また「教育補助」に関しては、学生のやる気を引き出す学習への動機付けや進捗管理等の「学習計画に係る補助」と、学生の質問や意見に対する一次回答、協調学習の促進、採点補助等の「学習内容に係る補助」とに分けられる。

IT 総合学部の演習科目では、メンターの補助の下に、プログラミングの課題やグループワーク等の学習方法を中心に実践的な力が身につくよう工夫をしている。

世界遺産学部の基礎演習科目では、1 クラス 25 人の科目定員を設け、パワーポイント資料と動画を組み合わせることのできるオーサリングソフトを学生に配布し、学生によるプレゼンテーションコンテンツを配信するなど、多様なメディアを高度に利用した授業運営をメンターの補助の下に行なっている。また平成 20 年度からは、オンラインおよび対面による事前・事後学習と、世界遺産のフィールドにおける実習で構成される授業を自由科目として開講しており、メンターを活用した指導補助を行っている。

教員の研究を支援する環境や条件の整備に関して、これまで研究費を取り扱う部署であった「研究費申請室」を、①研究推進計画の企画・立案・実施、②研究者倫理を含む公的研究経費の不正防止に係る企画・立案・実施、③教員の研究・社会貢献等における活動実績の外部公開を担う「研究推進室」として平成 22 年 2 月より改組している。研究推進室の取り組みとして、たとえば、公的機関や財団等が提供している助成金への申請・採択数を増やすため、日本学術振興会、文部科学省の公式ホームページ上で掲示された公募情報を、メールおよび教員掲示板に掲載するなどの方法により、随時教員へ周知している。

そして平成 21 年 2 月には、社会的要請の高い分野について、学外研究資金による自主的研究及び学際的共同研究を推進し、本学の研究活動の強化を目的とするものとして、「サイバー大学研究機構」を設置している（資料 7-4-4～5）。また、研究機構の枠組みの中で、本学専任教員が所長となり、5 年間以内の時限活動による機動的な研究組織としてプロジェクト研究所を発足させている（資料 7-4-6）。

研究所は、設置から 3 年後にその見直しを行い、存続などについて研究機構と協議することとし、また設置期間終了時には学外の第三者による評価を受けることとするなど、研究組織が硬直化しないような措置が取られている。

平成 22 年 3 月時点で、11 件のプロジェクト研究所を設置しており、その活動については、研究の成果を論文または著作物等で発表し、社会に公開することとしている（資料 7-4-7）。

また、プロジェクト研究所の設置を通じ、学術研究を促進することを目的として、プロジェクト研究所所属の本学専任教員などの研究に係る経費の一部を助成する「学内研究助成金」を設置している。平成 21 年度は 7 研究所、また平成 22 年度は 10 研究所を採択している（資料 7-4-8）。

これらの研究助成を受けて行われている研究プログラムを学部別にみると、科学研究費補助金を受けて実施されたものが 4 件、また、学外研究費助成を受けているプログラムは、IT 総合学部の共同研究費 1 件（独立行政法人情報通信研究機構（NICT））、世界遺産学部の研究助成 1 件（福武学術文化振興財団）であった。

科学研究費補助金について、平成 21 年度は申請 27 件、採択 1 件、平成 22 年度は申請 20 件、採択は 1 件であった。申請数、採択数、および採択率は、以下のように推移している。

表 1 科学研究費補助金 申請、採択状況 (*IT: IT 総合学部 WH: 世界遺産学部)

	申請/件			採択/件			採択率		
	IT	WH	合計	IT	WH	合計	IT	WH	合計
平成 19 年度	1	5	6	0	1	1	0.0%	20.0%	16.7%
平成 20 年度	9	8	17	1	2	3	11.1%	25.0%	17.6%
平成 21 年度	9	18	27	0	1	1	0.0%	5.6%	3.7%
平成 22 年度	6	14	20	0	1	1	0.0%	7.1%	5.0%

「個人研究費」については、本学の専任教員及び専任助手を対象に交付しており、平成 21 年度は経営改善策の一環として個人研究費を一旦凍結していた。

2. 点検・評価

■効果が上がっている事項

サイバー大学では、専門的な知識を有するインストラクショナルデザイナーおよびアシスタント・インストラクショナルデザイナーを必要数確保し、組織的に研修を行い、ガイドラインに沿ってチームとして授業コンテンツの設計・制作に関わるなど、大学教育の質を担保するためのインストラクショナルデザイナーの質の向上と体制の整備に努めている。教育支援体制の充実のため、インストラクショナルデザインの方法論を全学的に導入している大学は、日本ではまだ希少であると判断される。

学士課程および各授業科目の「出口管理」を徹底するため、順次性のある授業科目を体系的に配置し、各授業科目および学士課程の修了時に身に付く能力・資質等を学習目標として定め、その目標へ到達するためのプロセスも予め授業およびカリキュラムの設計段階で固めておくなど、目標管理に基づく効果的な学習支援を実現するため、インストラクショナルデザイナーおよびアシスタント・インストラクショナルデザイナーの果たす役割は年を経るごとに大きなものとなっている。

「基準 4 教育内容・方法・成果」でも述べた通り、インストラクショナルデザイナーの主な職務は、1) インストラクショナルデザイン手法を用いた授業の設計・開発を指揮指導する、2) 授業設計が

学部の方針、学部コンピテンシーに合致しているか確認する、3)ADDIE モデル〔①分析（ニーズ分析・学習者分析・内容分析）、②設計（学習目標・達成水準の設定）、③開発（原稿・教材・映像制作）、④実施（授業運営）、⑤評価（学習成果の評価・授業コンテンツの評価）において、評価・改善・再実施の適正な循環を誘導することである。

また、アシスタント・インストラクショナルデザイナーの主な職務は、1)授業の分析・設計段階で、教員の授業設計書作成をサポートし、ガイドラインに基づきその内容を点検する、2)授業コンテンツ開発段階で、授業設計書の内容が適切に履行されているか確認し、必要に応じて開発担当者などへアドバイスを提供する、3)授業実施段階で、授業設計書の内容が適切に履行されているかを確認し、必要に応じて指導補助者などへアドバイスを提供することである。

このように、アシスタント・インストラクショナルデザイナーは科目単位で教員をサポートし、インストラクショナルデザイナーは全体を点検する役割を担っている。また、インストラクショナルデザイナーは、アシスタント・インストラクショナルデザイナーが適切に授業設計書の内容を点検しているか確認を行っている。有資格者のインストラクショナルデザイナーが、経験の浅いアシスタント・インストラクショナルデザイナーの業務をチェックする OJT (On-the-Job Training) の組織体制を構築することによって、有資格者のインストラクショナルデザイナーが少数でもインストラクショナルデザインの適切な運用を可能としている。

さらに、教育工学の専門家を「技術アドバイザー」として学外より招致し、e ラーニングの適正な運用について専門家から助言を得ながら、教務上の問題に対する方針策定などを協議する会議を、毎月1回、2～3時間をかけて実施している。この会議には、教務部長・コンテンツ制作センター長、インストラクショナルデザイナーが参加し、またアシスタント・インストラクショナルデザイナーの陪席も認められており、積極的な発言が奨励されていることにより、同時に研修機会としても機能している。

■改善すべき事項

平成 21 年度の文部科学省設置計画履行状況調査 留意事項として、「教員の研究活動について、研究支援体制及び研究成果を教育活動に連動させる体制を整備・促進し、学部としての社会的役割を果たせるよう、より積極的な取り組みをすること。その際、研究活動に支障が生じないよう、研究室の設備などを充実させること」と指摘されている。

3. 将来に向けた発展方策

■効果が上がっている事項

インストラクショナルデザイナーを活用した教材の設計・制作等は、学期ごとの振り返りによる評価・改善の適正な稼動をもって継続し、より一層の向上に努めることとする。なお、平成 21 年度より、1名のインストラクショナルデザイナーおよび1名のアシスタント・インストラクショナルデザイナー、計2名を、専任の事務職員としてコンテンツ制作センター内に配置している。そのうち、アシスタント・インストラクショナルデザイナー1名については、上述の「技術アドバイザー」が専攻長を務めている e ラーニング専門家を養成する大学院修士課程へ自発的に入学しており、研鑽を積んでいるとこ

るである。

■改善すべき事項

上記の留意事項を受け、平成 22 年度に改善された実績として、福岡キャンパスの研究スペースを利用することができない首都圏在住の教員に対し、東京オフィスに研究スペースを設置した場合の利用希望アンケートを取り、使用頻度が高い教員には個別の研究スペースを東京オフィスに増設し、また使用頻度の少ない教員についてもフリーの研究スペースを利用出来るようレイアウトの変更を行っている（資料 7-4-9～10）。

また、個人研究費については、本学の専任教員及び専任助手を対象に交付しており、平成 21 年度は経営改善策の一環として個人研究費を一旦凍結していたが、平成 22 年度には予算を 180 万円確保し、再開している。なお本研究費は、科学研究費補助金の申請数の増加をも目的に、科学研究費補助金への申請を条件に交付することとしており、新規申請者および、平成 23 年度以降継続課題となる研究代表者を対象としている。用途に関しては、消耗品、図書、旅費、通信費、雑費等、予算の範囲内で、教員の自由裁量にて計画を立て、使用することとしている。

また、専任教員の研究成果などの公表を支援する措置として、研究情報を広く一般にわかりやすく伝えることを目的として、平成 21 年 10 月より、大学ホームページ上に「教員リレーコラム」を立ち上げた（資料 7-4-11）。平成 22 年 7 月現在 21 本（IT 総合学部 11 本、世界遺産学部 10 本）のコラムを公開している。

同じく大学ホームページ上の「教員プロフィール」更新については、教員自身が随時業績を入力・更新できる仕組み（CMS）を構築し、専任教員を対象にした CMS 入力に係る研修会を平成 22 年 9 月に実施している（資料 7-4-12）。

その他、プロジェクト研究所における研究成果を本学教職員及び学生へ公表することを目的として、平成 22 年 4 月、「プロジェクト研究所 研究活動報告会」を東京オフィスにて開催した。会場へ足を運べない教職員・学生にも広く視聴してもらうため、本報告会動画を ustream にてライブ配信した。参加人数は、研究員：10 名、教員（聴講）：4 名、学生 10 名、Live 配信には 23 アクセスがあった。

さらに各教員の研究論文・研究成果の公表を支援する場として、『サイバー大学紀要』の発行を継続しており、またオンライン大学である本学の e ラーニングの実践、すなわち学習管理システムの開発や、e ラーニングによる教育システム構築の過程で得られたさまざまな成果などを積極的に公表し、適切に社会に還元することを目的として、研究誌『e ラーニング研究－サイバー大学の e ラーニング教育システム』を平成 22 年 11 月に発行している（資料 7-4-13～14）。

7-5： 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか

- 研究倫理に関する学内規程の整備状況
- 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

1. 現状説明

本学は、平成 18 年の日本学術会議声明「科学者の行動規範について」に準拠し、研究活動が公正に遂行されるように、平成 20 年度、研究に携る者とそれを支援する者が遵守すべき「サイバー大学における研究者行動規範」を定めた（資料 7-5-1）。また、研究者に研究倫理を遵守させるため、「サイバー大学不正防止委員会規程」に則り、不正防止委員会を設置しており、平成 21 年 10 月に第 2 回委員会を実施した（資料 7-5-2～3）。

不正防止委員会においては、公的研究費の厳正な使用と、不正発生の要因把握と有効な対応策を策定するため、「サイバー大学における公的研究費の不正防止計画」を立て、運用している（資料資料 7-5-4）。この計画に基づき、不正防止委員会は、研究費の不正使用に対する監査を定期的に行い、研究倫理が遵守されるよう問題点の把握に努めている。また、大学には、研究活動の不正行為に関する相談及び告発受付窓口が設けられている。このような取り組みについては、大学ホームページ「競争的資金等の取り扱いについて」において公開している（資料 7-5-5）。

4. 根拠資料

資料 7-1-1 都市計画香椎照葉三丁目東地区計画

(<http://www.toshikeikaku-city-fukuoka.jp/tikukeikaku/higashi/higashi20.pdf#search='香椎照葉三丁目東地区地区計画'>)

資料 7-1-2 外部セミナー案内チラシ

資料 7-2-1 アイランドシティの立地条件

(http://island-city.city.fukuoka.lg.jp/business/location/location_2.html)

資料 7-2-2 福岡キャンパス図面・面積一覧

資料 7-2-3 施設利用履歴

資料 7-2-4 サイバー大学施設管理規程

資料 7-2-5 サイバー大学福岡キャンパス利用申請書

資料 7-2-6 福岡キャンパス利用申請マニュアル

資料 7-2-7 リスク管理規程

資料 7-2-8 サイバー大学年間清掃計画

資料 7-3-1 図書館利用状況及び図書貸出リスト

資料 7-3-2 図書館休日開館実績

資料 7-3-3 「ブリタニカ・オンライン・ジャパン」キャプチャ

資料 7-3-4 「CiNii」キャプチャ

資料 7-3-5 サイバー大学図書委員会規程

資料 7-3-6 図書利用ガイダンス

資料 7-3-7 学生専用サイト『附属図書館「図書関連リンク」』

資料 7-3-8 他大学図書館利用 紹介状発行申込書

資料 7-3-9 図書館棚卸マニュアル

資料 7-3-10 図書館セミナー報告書

資料 7-3-11 「JSTOR」キャプチャ

- 資料 7-4-1 サイバー大学インストラクショナルデザイナーの職務内容および選考・雇用条件に関する指針
- 資料 7-4-2 インストラクショナルデザイナー、アシスタント・インストラクショナルデザイナー研修会実施状況
- 資料 7-4-3 指導補助者の採用と教育研修に関する指針
- 資料 7-4-4 サイバー大学研究機構規程
- 資料 7-4-5 サイバー大学研究機構運営委員会規程
- 資料 7-4-6 サイバー大学プロジェクト研究所規程
- 資料 7-4-7 プロジェクト研究所一覧
- 資料 7-4-8 学内研究助成金採択状況
- 資料 7-4-9 研究環境整備アンケート
- 資料 7-4-10 研究室レイアウト変更
- 資料 7-4-11 大学ホームページ「教員リレーコラム」
(<http://www.cyber-u.ac.jp/column/index.html>)
- 資料 7-4-12 大学ホームページ「教員プロフィール」
(http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/it_teacher.html)
(<http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/heritage/teacher.html>)
(http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/common_teacher.html)
(http://www.cyber-u.ac.jp/faculty/language_teacher.html)
- 資料 7-4-13 サイバー大学紀要
(<http://www.cyber-u.ac.jp/bulletin/0000/index.html>)
(<http://www.cyber-u.ac.jp/bulletin/0001/index.html>)
(<http://www.cyber-u.ac.jp/bulletin/0002/index.html>)
- 資料 7-4-14 eラーニング研究
(http://www.cyber-u.ac.jp/about/e-learning_research/0001/index.html)
- 資料 7-5-1 サイバー大学における研究者行動規範
- 資料 7-5-2 サイバー大学不正防止委員会規程
- 資料 7-5-3 平成 21 年度不正防止委員会議事録
- 資料 7-5-4 サイバー大学における公的研究費の不正防止計画
- 資料 7-5-5 大学ホームページ「競争的資金等の取り扱いについて」
(<http://www.cyber-u.ac.jp/outline/competitivefunds.html>)

基準 8 社会連携・社会貢献

8-1: 社会との連携・協力に関する方針を定めているか

- 産・学・官等との連携の方針の明示
- 地域社会・国際社会への協力量針の明示

1. 現状説明

サイバー大学は、地域や年齢、時間、ハンディキャップの有無を問わず幅広い学びの場を提供し、教育格差の解消を目指すことを基本理念としている。この理念の下、目指すべき基本方針として、以下の5項目を大学設置認可申請書に記載し、高度情報化、グローバル化、そして学生の需要が多様化する現代日本における存立意義に沿って社会的な責務を果たそうと努めている（資料 8-1-1～2）。

① 「IT を活用した」大学の必要性

IT を活用した教育環境の整備は、アジア諸国に比べても遅れをとっており、国際的な大学間の競争・協調・協力を見据え、日本の高等教育機関が取り組むべき最重要課題となっている。大学設置基準の弾力化を受けて、株式会社日本サイバー教育研究所は、本大学を立ち上げてこれに積極的に取り組む所存である。

② 「生涯学習の時代」の大学の必要性

少子高齢化社会を迎え、新たな生き方を模索し、未来を希求する中高年齢層や、転職・再就職を求める人々が増加し、生涯学習の需要拡大が予測される。基礎的な教養を求める人、技術的革新に伴う再教育を希望する人など多様な修学目的を持つ人に対して、体系的な学問を修め学士課程の修了が可能な生涯学習拠点としての大学が必要である。

③ 「地方を活性化できる」人材育成のための大学の必要性

現在、高等教育機関の多くは都市部に集中し、若い世代の都市部への流出は続き、地方の過疎化に拍車をかけることとなっている。このような問題に対処するために、生まれ育った土地に居ながらにして、地方の活性化に貢献する人材を育成できる大学が必要である。

④ 「海外に開かれた」大学の必要性

通信制の遠隔教育を実施するため、入学者の居住地は国内外を問わず、アジアをはじめ世界中の学生にも門戸を開き、学生を受け入れることができる。

⑤ 「インターネット授業の教育効果を開拓する」大学の必要性

本大学の構想として、インターネットを活用することによる教育の質の向上が挙げられる。『全国高等教育機関における IT 利用実態調査（平成 16 年度）』（独立行政法人メディア教育開発センター研究報告）によれば、インターネット授業を実際に運用している 4 年制の大学で、63. %の大学は、「最先端の情報を収集した教育ができる」と好意的な評価を下し、むしろ教育の質の向上について期待が高いことが把握される。

平成 22 年度をもって完成年度を迎えた本学では、平成 22 年 12 月現在、平成 23 年度以後の大学運営や将来構想に係る「中期目標」・「中期計画」の策定へ向けて検討を継続しているところである。これまでの 4 年間で振り返りながら、社会との連携・協力に関する方針の見直しについても、「中期目標」・「中期計画」に含めるものとして検討する。

大学ホームページの「設立趣旨」において、社会との連携・協力に関する方針の一部を断片的に説明しているものの、記述の質・量とも十分なものとはいえないため、社会との連携・協力に関する方針を再整理した後、分かり易く、かつ具体的な「方針」としてホームページにて明記することを検討する。

8-2： 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか

- 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動
- 地域交流・国際交流事業への積極的参加

1. 現状説明

教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動として、①対面式の公開講座、②モバイル教育推進の一環としてのオンラインによる公開講座、③平成 22 年度をもって第 3 号を数えた研究紀要、ならびに研究誌『e ラーニング研究－サイバー大学の e ラーニング教育システム』の発行（平成 22 年 11 月 30 日）、④大学ホームページを通じた教育研究成果の紹介等を行っている。

①対面式の公開講座

本学がキャンパスを設置している福岡市、またオフィスを設置している東京近郊の首都圏の住民を始め、広く一般に本学の教育研究の成果を地域に還元するため、対面式の公開講座を実施している。

福岡市の新産業の創造を担う拠点として、アイランドシティの中核機能である「福岡ビジネス創造センター（FBCC）」は、新規ビジネスの創造に取り組む企業や研究者を支援する施設であり、福岡市が中心となり、産学官の連携により設置・運営しているものである。本学もその運営委員に名を連ね、平成 19 年度に合同セミナーを 1 回開催したほか、平成 22 年度は FBCC との共催による「サイバー大学 IT ビジネスセミナー」を企画し、12 月現在で 2 回実施済み、年度内にもう 1 回実施予定となっている。本学の IT 総合学部専任教員が講師となり、ネットワークの活用法や情報システム開発、情報通信技術のビジネスへの活用法等、先端の IT やビジネスに関するセミナー形式の公開講座を行っている（資料 8-2-1）。

また、「首都圏コンピュータ技術者株式会社（MCEA）」と連携して合同セミナーを開催しており、IT 総合学部と世界遺産学部の教員が隔月で交互に公開講座を実施し、平成 21 年度は計 11 回開催している（資料 8-2-2）。高校・専門学校に対しては、次世代を担う若い世代を育成・支援する活動の一環として、本学専任教員が出向いて行う「出前授業」を、平成 21 年度には「ルネサンス高等学校」で 2 回、「屋久島高等学校」で 1 回実施している。

以上のセミナー講演は、撮影・編集の上、コンテンツ化して、大学ホームページに「公開講座」と

して掲載し、誰でもオンデマンドで視聴できる環境を提供している。なお、平成 22 年 8 月より、iPhone・iPad での視聴にも対応させ、外出先や通勤中等の隙間時間を効果的に用いて視聴出来るように利便性を向上し、アクセス数の増加に努めている。平成 22 年 11 月末までのアクセス数の総計は、パソコンから 3,315 件、iPhone および iPad から 553 件であった（資料 8-2-3）。

②モバイル教育推進の一環としてのオンラインによる公開講座

平成 21 年 4 月より、本学の教養科目を中心として、パソコンからコンテンツを視聴するオンラインによる公開講座「e-カレッジ」を開設しており、一般向けの授業配信のほか、企業との法人契約による配信も行っている。本学における教養科目は、変化を続ける実社会を理解し考察するための新しい型の教養教育という位置付けの下、国内外の各方面で活躍する人材を教員として招き、今日的テーマを扱う多彩な内容で編成されるものである。e-カレッジは、平成 21 年 4 月開設時点で 22 科目から始まり、それ以後、順次 1～2 ヶ月ごとに科目が追加され、平成 22 年 8 月時点で 27 科目を開講しており、累計の受講者数は、平成 22 年 8 月 31 日時点で 7,751 名となっている。

なお、ソフトバンク株式会社が設立したインターネット大学ならではの最先端かつ実践的な教育を徹底し、モバイル技術を活用した教育環境の整備の一環として、パソコン配信サービスは停止し、平成 22 年 10 月 1 日からは iPhone で手軽に本学教養科目の講義を視聴できるアプリ「e-カレッジ for iPhone」（以下 iPhone 版）を、また 10 月 25 日より iPad アプリ「e-カレッジ for iPad」（以下 iPad 版）の提供を開始した。なお、ソフトバンクモバイル株式会社（社長：孫正義、所在地：東京都港区）の協賛により、平成 23 年 3 月まで iPhone 版、iPad 版を合わせ、毎月先着 6,300 名（計 37,800 名）に限り、利用開始から 2 ヶ月間、無料で全ての講義を視聴できるようにしており、iPhone 版のアプリダウンロード数は 10 月 1 日～12 月 1 日現在で 9,225 件、iPad 版は 10 月 25 日～12 月 1 日現在で 2,818 件となっている。

③研究紀要ならびに研究誌『eラーニング研究－サイバー大学のeラーニング教育システム』の発行

本学教員の研究成果の公表を大学が支援する場として、『サイバー大学紀要』（平成 21 年 3 月創刊）を年一回刊行することとし、既刊の創刊準備号・第 1～2 号は紙版で発行しており、また大学ホームページ上にも掲載している（資料 8-2-4）。また、フルオンラインの 4 年制大学としては日本初である本学の eラーニングの実践をまとめた研究成果を広く社会に還元することを目的に、平成 22 年 11 月 30 日、『eラーニング研究－サイバー大学のeラーニング教育システム』を創刊した。本創刊号では、本学の eラーニングによる教育システムの全体像を、学習管理システムの運営状況、本人確認の方法、学習支援体制、インストラクショナルデザインに基づく eラーニング教材の設計・開発支援体制、教職員の職能開発等の観点から紹介している（資料 8-2-5）。

④大学ホームページを通じた教育研究成果の紹介

平成 21 年 10 月、本学の教育研究成果を広く一般に分かりやすく伝えることを目的として、大学ホームページ上に「教員コラム サイバー大学教員が語る」を立ち上げた。平成 22 年 8 月 31 日現在、IT 総合学部 12 本、世界遺産学部 10 本、計 22 本のコラムを公開している（資料 8-2-6）。同じく大学ホームページ上に、平成 21 年 10 月より「教員が語る『実践力を育む授業』」を立ち上げ、

平成 22 年 11 月末現在、IT 総合学部 4 本、世界遺産学部 3 本、計 7 本の教員インタビューを公開している（資料 8-2-7）。各々、開設してから平成 22 年 11 月末までのアクセス数は、「教員リレーコラム」が 21,346 件、「教員が語る『実践力を育む授業』」が 8,525 件となっている。

各教員の研究論文・研究成果の発表状況の定量的な把握にあたっては、平成 19 年度より、「教育研究等活動の個人評価票」の提出を全専任教員へ求め、研究活動実態の定量的な把握を行っている。しかし、教員の教育・研究・社会貢献等に関する活動実績のデータベースの WEB 上での公開は行っておらず、「平成 20 年度 自己点検評価・報告書」においてもそれを改善すべき課題として位置付けていた。そして平成 22 年 9 月、大学ホームページの「教員プロフィール」欄を大幅に更新し、「研究テーマ」・「所属学会」・「学会・社会活動」・「研究活動又は実務経験」・「研究業績」・「競争的研究資金の採択歴」・「特許」・「賞」の内容をアップデートするとともに、今後は教員自らが定期的にパソコンから更新を行えるよう、「教員プロフィール更新マニュアル」および「教員プロフィール入力規則」を作成し、教員向けに「教員プロフィール（CMS）入力の説明会」を実施している。

2. 点検・評価

■効果が上がっている事項

「福岡ビジネス創造センター」との共催による「サイバー大学 IT ビジネスセミナー」、「首都圏コンピュータ技術者株式会社」との合同セミナーでは、IT 系の個人事業者、IT ビジネスに関心を有する者等、平均して 20 名の参加があり、一定の成果があったと判断される。

オンラインの公開講座「e-カレッジ」では、平成 22 年 10 月 1 日からは「e-カレッジ for iPhone」、「e-カレッジ for iPad」に重点化し、利用開始からの 2 ヶ月間は無料で全講義を視聴できるようにした結果、12 月 1 日現在、iPhone 版、iPad 版のアプリダウンロード数は各々 9,225 件、2,818 件となった。また、一時的ながら 11 月中旬に「e-カレッジ for iPhone」が「App Store」（アップル社が運営するアプリケーションのダウンロードサービス）の教育カテゴリ（無料）で 1 位を獲得するなど、一定の効果が上がっているといえる。

大学設置認可申請書にも掲げた「『インターネット授業の教育効果を開拓する』大学の必要性」を踏まえ、日本初のフルオンラインの 4 年制大学である本学にとり、e ラーニングの取り組みを研究成果とし情報発信することは重要な社会的な使命であるといえるが、『e ラーニング研究—サイバー大学の e ラーニング教育システム』の発行はその第一歩として評価できる。

教員の教育・研究・社会貢献等に関する活動実績のデータベースの WEB 上での公開についても、今後の更新フローを含め実施の運びに至っている。

3. 将来に向けた発展方策

■効果が上がっている事項

福岡市を拠点とするインキュベーションを通じた産業活動の促進、福岡市の地域密着型 IT ビジネス関連の人材育成に関しては、「福岡ビジネス創造センター」との共催による「サイバー大学 IT ビジネ

スセミナー」を引き続き実施する。

平成 21 年 4 月から開設しているオンラインの公開講座は、本学が方針として掲げる、オンライン教育を通じた生涯学習拠点形成、地方活性化への社会貢献のための基盤として、より一層の内容の充実に努める。

先進的な e ラーニングシステムの構築と運用を行い、その教育研究成果を社会に広く還元することは本学の社会的使命として極めて重要であり、年 1 回の『e ラーニング研究』の発行を継続する。

8-3 : 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか

○ 学外組織との連携協力による教育研究の推進

本学では、学際的共同研究を推進するための組織として、平成 21 年 2 月、サイバー大学研究機構を設置し、国内外の研究組織等との幅広い協力体制の構築を推進するとともに、企業や行政との連携による外部資金の積極的な導入を奨励している。研究機構が運営を統括する形で、その下には、数年間の時限活動による機動的な研究組織として、本学専任教員が中核となるプロジェクト研究所（平成 22 年度 10 月時点で 13 研究所）を発足させており、例えば「モバイル教育研究所」の活動が新聞紙上（電波新聞、平成 22 年 4 月 16 日付朝刊 3 面）に掲載されるなど、各々研究活動を進めている（資料 8-3-1）。

しかし、研究機構プロジェクト研究所の設置件数は増えているものの、外部資金調達は、平成 22 年 9 月時点で、昨年度と変わらず 2 件 320 万円に留まっているため、学外の研究機関、企業等と連携して、共同研究、受託研究数を増やすための方策を検討する必要がある。

大学として社会や地域に対する貢献を行うための組織として、平成 20 年度に「インターンシップセンター」および「ボランティア活動センター」を設置し、各種のインターンシップやボランティア活動への参加機会を、自治体や企業、関連団体等との連携協力を得ながら、在学生に提供している。

同じく平成 20 年度より、卒業単位に参入される科目として、「インターンシップ」、「ボランティア論」を開講し、学生が在学中に一定期間、企業や団体等で、自分の専攻や将来のキャリアに関連した就業体験、ボランティア活動を実践できる教育プログラムを提供しており、平成 21 年度からは、世界遺産学部の学生を対象として、「文化財の保存・修復」等に関する知識を、実習を通じて身に付ける内容をも盛り込んでいる。

平成 20 年度末には、早稲田大学本庄考古資料館（埼玉県）、岩手県立博物館（岩手県）、花巻市博物館（岩手県）、御所野縄文博物館（岩手県）、津久井湖城山公園（神奈川県）、福岡市埋蔵文化財センター（福岡県）、太陽の船復原研究所（東京都）、西本組（和歌山県）、吉野ヶ里歴史公園（佐賀県）の 9 機関より受け入れの受諾を得て、覚書を締結した。その後も受け入れ先の充実のため引き続き交渉を行っており、平成 21 年度には吉野ヶ里歴史公園（佐賀県）、平成 22 年度には今帰仁城跡遺跡（沖縄県）、小郡市埋蔵文化財調査センター（福岡県）とも覚書を交わしている。受入先は、平成 22 年 8 月現在、「インターンシップ」11 件、「ボランティア論」6 件、平成 22 年春学期までの累計参加者は、「インターンシップ」16 名、「ボランティア論」20 名となっている。

また、IT 総合学部の学生に対しては、ソフトバンクグループである強みを活かしてソフトバンクグ

ループ通信3社（ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、所在地：東京都港区、代表：孫正義）支援の下、平成23年度から長期インターンシップ制度として「シゴト体験プログラム」を開始する予定である。高校新卒者で就業経験の無い3年次生に希望を募り、サイバー大学に在学しながら、1年間の長期インターンシップを通じ実践の場でビジネスを体験し、社会で活躍するために必要なスキルや知識を習得する給与支給型のプログラムとなっている。営業・事務部門、情報システム部門、ネットワーク部門の3つの中から希望するコースを選択し、ITビジネスのプロたちから学び、協働することで、社会人基礎力や専門スキルを習得し、また社会人となるにあたって必要な自己の確立、将来ビジョンの明確化等を育成する内容となっている（資料8-2-9）。

なお、平成22年8月より、インターンシップやボランティアの専門的知識を有する外部有識者による助言を得て、活動内容などを適切に評価・改善する仕組みの導入を図っている。

4. 根拠資料

資料8-1-1 サイバー大学設置認可申請書「ア-1.（2）サイバー大学の必要性」

資料8-1-2 福岡市構造改革特別区域計画

(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/2586/1/keikakusyo-ajia.pdf>)

資料8-2-1 「サイバー大学 IT ビジネスセミナー」スケジュール（FBCC 共催）

資料8-2-2 首都圏コンピュータ技術者株式会社（MCEA）セミナー開催履歴

資料8-2-3 大学ホームページ「公開講座」

(<http://www.cyber-u.ac.jp/open/contents001/>)

資料8-2-4 大学ホームページ「サイバー大学紀要」

(<http://www.cyber-u.ac.jp/bulletin/0002/index.html>)

資料8-2-5 『eラーニング研究－サイバー大学のeラーニング教育システム』

資料8-2-6 大学ホームページ「教員リレーコラム」

(<http://www.cyber-u.ac.jp/column/index.html>)

資料8-2-7 大学ホームページ『教員が語る「実践力を育む授業」』

(<http://www.cyber-u.ac.jp/column/talk/index.html>)

資料8-3-1 電波新聞、平成22年4月16日付朝刊3面

資料8-3-2 大学ホームページ「シゴト体験プログラム」プレスリリース

(http://www.cyber-u.ac.jp/outline/release/2010/100705_0001.html)

基準 9 管理運営・財務

I. 管理運営

9-1: 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか

- 意思決定プロセスの明確化
- 教学組織と法人組織の権限と責任の明確化
- 教授会の権限と責任の明確化
- 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

1. 現状説明

大学の意思決定プロセスは、事務・教育研究組織、各種委員会において発議された事案について、諸規程の定めに従い、大学運営管理委員会および教授会の審議を経ている（資料 9-1-1～3）。また、重要な事項は、法人組織である経営会議及び取締役会に諮り、法人のコンセンサスも得ている（資料 9-1-4）。

教学組織と法人組織双方の、教育研究および経営に関する権限と責任に関しては、「共通権限基準表」および「職務権限に関する規程」で明確に規定しており、またすべての教職員がグループウェア「CUBE」で閲覧できるようにしている（資料 9-1-5～6）。

教授会は、教学組織における最高意思決定機関として位置付けられている。本学では、各学部の共通課題として、遠隔通信教育のための学習管理システムなどの基盤整備に随時全学的な議論を図る必要性があり、またそれが「完全インターネット講義」を謳う本学の教育研究の根幹を成すものであることから、教授会は学部別にではなく、IT 総合学部および世界遺産学部の合同教授会として設置し、以下の事項を審議・決定することとしている。

- ① 教育および研究に関する事項
- ② 学生の指導に関する事項
- ③ 教育課程、授業および試験に関する事項
- ④ 学生の入学、卒業および懲戒に関する事項
- ⑤ その他教務教則に関する事項
- ⑥ 教員の人事に関する事項
- ⑦ 学部長候補者に関する事項
- ⑧ その他教授会が必要と認める事項

また、教授会の権限と責任に関し必要な事項は教授会規程に定めており、学長が議長を務め、専任

教員を中心に組織しており、原則として月1回以上開催し、構成員の3分の2以上の出席も毎回担保されている。

「平成20年度 自己点検・評価報告書」では、「今後、オンライン大学に必要な基盤が構築された段階で、学部別の教授会を設置し、現状の教授会及び大学運営管理委員会の仕組みをベースに、構成員及び機能分担等を見直し、教学組織の意思決定がより迅速かつ効果的に大学運営に反映できるよう、完成年度以降を目処に意思決定プロセスの見直しを図る。また、その前段階の体制として、非公式の会議体である学部の教員会を、『学部運営委員会』（仮称）として正式に発足させる」と述べていた。

ここでいう「オンライン大学に必要な基盤」とは、（1）教育媒体の提供と授業画面としてのウェブアプリケーション、（2）学生の成績や履修記録などを管理運営する学生情報データベース、（3）授業コンテンツ制作や授業運営等、一連の教務に係る教員支援システム、（4）成績評価及び単位認定を厳正かつ正確に実施する利用者認証システム、（5）教員間の情報交換のためのイントラネット上でのグループウェア、（6）授業運営に係る各種ガイドラインの制定等である。

「平成20年度 自己点検・評価報告書」でも述べた通り、随時発生する教育上のニーズを反映し、学生の利便性向上に伴うシステム機能を更新すること、また授業運営の質を担保するための各種ガイドラインの制定は両学部共通の課題であり、その都度合同教授会での審議を経る必要があった。その反面、学部固有の問題を審議・決定する場としての、一般的な意味における「学部教授会」の機能が脆弱であり、またその権限と責任は曖昧であった。

そして「大学運営管理委員会」に関しては、教授会での審議の効率化を目的として、重要議案などを事前審議するための部局長会議的な運用を行っており、全ての議案は大学運営管理委員会で事前審議の上、教授会で審議・決定を行っていた。しかし、「サイバー大学運営管理委員会規則」では、大学運営管理委員会を教授会の代議員会として位置付けており、事前の審議・調整を行うための会議体としての定義は不明確であった。

学部の自治を強めることより、オンライン大学に必要な基盤整備を優先してきたのが実情であるが、連絡調整会議としての大学運営管理委員会を通じて事前に学部間の利害を調整し、その上で教授会議長も兼ねる学長が強力なリーダーシップを発揮できる体制を保持してきた点は、開学後、課題が山積していた状況において、迅速な意思決定を行う上では実利的な運用であったといえる。

平成22年度で完成年度を迎えており、組織や規程の整備に追われる4年間であったが、設置認可時の4年間の計画の履行がほぼ終着しつつある平成22年12月現在、自己点検・評価室を中心に、平成23年度以降の「中期目標」「中期計画」の策定へ向けて検討を進めている。「平成20 自己点検・評価報告書」でも述べた通り、管理運営方針も含めた「中期目標」「中期計画」を策定の上、教育研究組織を構成する各部局・委員会等の業務運営に関し、実施すべき事項を記載した年度計画の作成を行い、その達成度を自己評価しながら、教育研究活動の充実に活かす体制を確保する予定である。

9-2： 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか

- 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用
- 学長、学部長・研究科長、理事（学務担当）等の権限と責任の明確化
- 学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性

1. 現状説明

関係法令に基づき管理運営に関する学内諸規程を整備し、各種規程に則り運用している（資料 9-2-1）。

学長の選任については、「サイバー大学学則」にて、取締役会において行うことと規定している（資料 9-2-2～3）。また学部長の選任については、人事委員会で候補者を選考し、教授会で審議した後、取締役会で最終選考審議を行っている（資料 9-2-4～5）。以上の選任手続きは、諸規程に基づき実施されている。なお、学長の選任要件として、大学設置基準第 13 条 2 項（学長の資格）「学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。」の条文内容等に準拠することとしている。

2 学部 2 学科編成の小規模大学である本学では、学長が学部長を兼ねている。学長の権限と責任については、「サイバー大学学則」及び「教授会規程」において、教授会の議長であることや、入・退学を含む学籍に関する許可等を行うことが記載されている。また、「校務をつかさどり、所属職員を統督する」（学校教育法第 58 条第 3 項）者として、設置者である株式会社日本サイバー教育研究所の取締役会から、大学の教学に係る最高責任者としての権限を委任され、その下で学長権限の行使が行われており、その限りでも特別な問題は生じていない。学長は教授会の議長を務めているほか、大学運営管理委員会、人事委員会等の議長も務めている。

学長を補佐する体制としては、まず、教員が兼務管理職として教務部長、学生部長が補佐的な役割を果たしていることが挙げられる。また「自己点検・評価」「教育」の分野について「学長補佐」を任命し、学長の一部権限を委譲している。

学部長については、教学組織の各委員会の委員を務めているほか、各学部の「教員会」を月 1 回以上開催し、学部固有の問題を協議し、適宜、教授会へ上程している。上述の通り、「学部運営委員会」を発足させ、学部長の権限と責任を明確化する予定である。

9-3：大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか

- 事務組織の構成と人員配置の適切性
- 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策
- 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

1. 現状説明

平成 21 年 10 月現在、学生募集部、広報部、管理部、システム部、研究推進室からなる事務局、教務部、学生部、コンテンツ制作センターが大学業務の事務支援を行っている（資料 9-3-1）。

各事務組織の役割は以下の通りである（資料 9-3-2）。

◆事務局

【学生募集部】（7名） 学生募集の計画立案、市場調査、会社の広告宣伝活動等を担当。

【広報部】（3名） 社内外広報活動、広告宣伝活動、大学ホームページの制作・管理等を担当。

【管理部】（10名） 経営企画、法務、経理、財務、人事、総務等を担当。

【システム部】（1名） システムに関する事項、セキュリティに関する事項を担当。

【研究費申請室】（1名） 個人研究費、科学研究費等の管理に関する業務等を担当。

◆教務部（教務に関する事項の支援）（9名）

教務全般に関する業務、サイバー大学学則に関する業務、学位に関する業務、教学関連の諸会議に関する業務、教学の基本的事項の調査に関する業務等を担当。

◆学生部（学生、就職の支援）（5名）

学生の課外活動に関する業務、学籍に関する業務、奨学制度及び奨学生に関する業務、学生の就職に関する業務等を担当。

◆自己点検・評価室（自己点検・評価に関する事項の支援）（9名）

学内データの収集・管理、大学の諸活動の点検・評価、自己点検・評価報告書の作成等を担当。

その他、コンテンツ企画・制作・評価・管理に関する業務等を担当するコンテンツ制作センターの専任職員を、東京オフィスに2名、福岡キャンパスに1名配置している。また、「基準 10 内部質保証」で述べる通り、自己点検・評価室は、教員・職員一体型の評価業務を専門とする常置の事務局として存続させ、より一層の機能の充実に努める必要があるが、その際、評価結果を改善・改革へつなげるための企画・立案支援も担う組織としての位置付けを規程に定め、その権限と責任を明確化する予定である。

平成 22 年度に、全職員の業務のたな卸しを行い、業務内容と必要時間を部署ごとに見積もるとともに、事務組織全体で業務平準化と人員配置の適正化を進めている。「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」では、事務組織について、「継続的・安定的人員配置を確保するための措置を検討するとともに、各組織における事務業務のマニュアル・フローを整備する」と述べていた。平成 20 年度までは、事務職員の流動性が著しく、組織の繁閑が度々生じていたが、平成 21 年度から平成 22 年 12 月現在に至るまで、人員の定着率が高まり、安定的な事務組織運営を行うことが可能となっている。そして各部局における事務業務のマニュアル、フローについても、順次整備されつつあるといえる。

同じく「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」において、「教務・学生部の機能を、本来の教学に関わる企画・立案・補佐機能に特化すべく、事務組織内の業務分掌を見直す」と記していた。通常であれば総務が担うべき業務の一部を教務部で担う実態は継続しているが、限られた人的リソースで多数の兼務を発生させるよりも、実質に沿った人員配置をもって指揮系統を明確化する利点を優先することとしている。

本学事務職員の多数は、親会社であるソフトバンク株式会社や、関連会社であるソフトバンク BB 株式会社等からの出向社員であり、採用・昇格は原籍会社の人事制度に則りこれを行っている。株式会

社日本サイバー教育研究所にて直接雇用する職員の採用に関しては、「共通権限基準表」に則って手続きを行っており、評価・昇格等に関しては、平成 23 年度の運用開始を目指し、諸規定の整備を進めている。

9-4： 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか

- 人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善
- スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

1. 現状説明

事務職員の人事考課については、ソフトバンクグループの人事制度に準じて目標管理制度（MBO）を活用しており、半期ごと、期初に組織目標と関連づけながら個々の職員が目標設定を行い、上長と面談の上目標を確定させ、期末には成果に基づいて達成度評価を行っている。MBO 評価およびその他の評価等を加味して、昇任・昇格等の処遇を行っている。組織目標に沿って各担当者が主体的に目標を設定し、また自ら設定したものであれば、それを達成しようという意欲が生まれ、業務に積極的に従事しようとする姿勢が醸成され、結果として組織貢献に結び付くとともに、達成のプロセスを通じて能力の開発・伸張に繋げる効果を期待している。

また、業務内容と必要時間を部署ごとに見積もることで、適切な事務職員数と労働時間を把握し、業務時間を必要最低限に抑えるよう組織的に取り組むとともに、時間は資源という意識も徹底させている。

SD に関しては、教務部、学生部、管理部総務や広報部の職員が、他大学に対して「実務研修」の受入を要請・実施し、大学事務の専門的知識の習得と資質向上に取り組んでいる（資料 9-4-1~2）。また、学生部所管事項で未整備事項が多かったことから、大学事務の経験者を学生部顧問として招聘し、指導・助言を受けており、体制の強化を図っている。

教職員間の情報共有度の向上を目的として、平成 20 年度より、イントラネット上で閲覧できるグループウェア「CUBE」を導入している。

学生支援に関しては、学生部と学生サポートセンターが担っており、平成 22 年 10 月からは、学生生活相談および就職相談の体制として、専門カウンセラーに Skype（ビデオ通話）で直接相談可能な制度を導入している（資料 9-4-3）。具体的には、臨床心理士が、学業・進路（履修相談は除く）・対人関係などの学生生活上の悩みや課題、精神的な悩みについての相談およびカウンセリングを行い、産業カウンセラーが、就職に関する相談、応募書類の書き方など就職活動の方策から進路に関すること、現職場での悩みについての相談およびカウンセリングを行うものである。

本学は「オープン・アドミッション型」の大学として、多様な学生を受け入れる方針を持っており、学生の学力差もさることながら、やる気や意欲にも個人差がある。また、スクーリングを一切必要としない通信制であり、必然的に就学離脱者が出やすいという状況があるため、多様な学生の個別ニーズに応じた学生支援を提供できるよう、大学全体の学生支援力を強化する必要がある。学生支援を「付加的サービス」や「特別な問題をもつ学生への対応」と位置付けるのではなく、全教職員・カウ

ンセラー・メンターの協同による総合的な学生支援を目指しており、「基準4 教育内容・方法・成果」で述べたように、とりわけ授業内外でのメンターによる学習意欲や動機付けに係る支援体制の充実を課題として位置付けている。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

平成 22 年 12 月現在、サイバー大学におけるオンラインシステム、すなわち、学生向けの学習管理システム（学生専用サイト）、教職員向けの学習管理システム（教員サイト）、授業コンテンツ制作管理と配信システム、教職員や学生指導のためのグループウェア「CUBE」やメッセージング・システム等、学生の履修活動のための e ラーニングシステムを始め、すべての修学支援活動を提供するサービスネットワークの抜本的な見直しを検討している。

本学の学習管理システムは、海外のオンライン大学のそれを参考に独自開発したものであるが、度重なるシステム改修の末、利便性が向上してシステムの完成度が高まった反面、現行の機能にプラスして新たな機能を追加し続ける場合のコスト管理の観点から、オープンソースの学校機関向けの学習管理システムへの段階的な入れ替えを念頭に検討を進めている。現行の学習管理システムの機能を 100%温存しながら、本学の教育目的・目標の達成に必要な新機能の充足を、中期的なコスト削減をもって実施しようとする本計画は、平成 24 年度に本格導入する方向で検討しているものである。

したがって、オンライン大学に必要な基盤整備に関する学部共通の議論は当面継続される見通しであり、係る状況の下で教授会を学部別に設置するのは極めて非効率であると判断され、平成 23 年度以降も、当面教授会は 2 学部合同で行うべきである。しかし、学部固有の問題を審議する場としては、計画通り非公式の会議体である学部教員会を「学部運営委員会」として正式に発足させ、ボトムアップの意思決定プロセスを明確化する必要がある。

また、教授会の事前審議・調整のための会議体としての大学運営管理委員会の位置付けをはっきりさせ、事前審議制を規程に定める必要がある。

さらに、現行の全ての委員会は、規程上、教授会の事前審議のための会議体として位置付けられていたが、そのうち、人事委員会、入試委員会等、教授会の代議機関として、専門的事項を審議するための権限と責任を付与すべき会議体については、規程をあらためその位置づけを明確化する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

平成 22 年 12 月現在、経営本部（法人組織）および管理部（教学組織）を中心に、意思決定プロセスの見直しを行っており、付随して「サイバー大学教授会規程」「サイバー大学運営管理委員会規程」の改定、「サイバー大学学部運営委員会規程」の制定を進めている。そして「サイバー大学入試委員会規程」を改め「サイバー大学入学卒業等審議会規程」、また「サイバー大学人事委員会規程」を改め「サイバー大学人事審議会規程」とし、さらに人事関連では付随して「教員等の任期に関する

規程」の改訂、「サイバー大学教員等任用規程」「人事評価規程」の制定を進めており、以上すべての規程は平成 23 年度春学期中の施行予定とし、関係所管部署と適宜調整を図っている。

4. 根拠資料

- 資料 9-1-1 委員会・審議機関一覧
- 資料 9-1-2 サイバー大学運営管理委員会規則
- 資料 9-1-3 サイバー大学教授会規程
- 資料 9-1-4 取締役会規程
- 資料 9-1-5 職務権限に関する規程
- 資料 9-1-6 共通権限基準表
- 資料 9-2-1 規程一覧
- 資料 9-2-2 サイバー大学学則
- 資料 9-2-3 取締役会規程
- 資料 9-2-4 人事委員会規程
- 資料 9-2-5 サイバー大学教授会規程
- 資料 9-3-1 サイバー大学組織図（平成 22 年 3 月現在）
- 資料 9-3-2 組織規程別表業務分掌表
- 資料 9-4-1 実務研修受入要請書
- 資料 9-4-2 研修実績一覧
- 資料 9-4-3 専門カウンセラー相談制度

II. 財務

9-5: 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか

- 中・長期的な財政計画の立案
- 科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況
- 消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性

1. 現状説明

(中長期的な財務ターゲットの策定)

茲許の大学業界は、1992 年をピークに毎年平均 3%減少していた「18 歳人口」が 120 万人で歯止めはかかったものの、大学数自体は増加し続けているところである。また不況長期化により家計が逼迫する中で学生の経済負担の増加といった社会的背景から、大学入学希望者の大幅な伸長は期待しにくく、

結果として学生獲得をめぐる大学間の競争が激化している。

このような状況下、本学は、企業会計に準拠した株式会社立大学として丸3年の事業年度を経て、過去2年間に引き続き新たな授業科目の開講や地域担任制の導入等を通じて学生への魅力度を高めてきたが、本学が今後も長期・安定・永続的な大学運営を図っていくためには、何より「財務の健全性」の確保が重要となる。すなわち本学は、中期的には親会社に対する財務依存度を低下させ、長期的には同依存から脱却して本学単体での企業会計上の赤字解消を図ることが強く求められる。赤字解消による財務基盤の安定化は、特に「学生の学修環境の発展」や「教員の研究環境の改善」に寄与することになるから、「財務の健全性」の確保のために、本学は特に以下の3点に注力している。

- (1) 売上高の源泉である学生募集力強化と附属収入の獲得
- (2) 学修環境に影響を与えない範囲での、聖域なきコストの削減
- (3) 親会社との連携を強化し、赤字解消までの資金調達の安定性・機動性、変事抵抗力の確保

具体的には、学校法人の理事会にあたる学校設置会社取締役会で承認・可決された、上記3点に重点をおいた事業計画に基づいた財務（資金）計画に沿って、日々の大学財務運営を履行しているところである（資料9-5-1）。

（必要な財務基盤の確立）

(1) 経営の重要な指標である売上高を増加するために、将来の就業を見据えたインターンシップ体制や就職支援サポートを充実させて、新卒高校生への訴求力を強化するとともに、本学入学者の大半を占める社会人に対して訴求効果の高い広告宣伝媒体（インターネット広告）を積極的に活用することや、東京・名古屋・大阪・福岡等主要都市において年間100回以上の大学説明会を実施した結果、平成21年を底として、足元の入学者数は増加傾向を見せている。また、本学の親会社ソフトバンク株式会社の関連会社である「ソフトバンクBB株式会社」や「ソフトバンクモバイル株式会社」との連携を強化することにより、これら兄弟会社からの法人取引としての附属収入を獲得しており、その結果売上高が増加することで財務基盤の安定化に寄与している（表1）。

表1 入学者数と附属収入

	平成20年	平成21年	平成22年
入学者数 (正科生：春)	107人	80人	111人
入学者数 (正科生：秋)	20人	25人	48人
附属収入	無し	240百万円	250百万円

(2) 大幅な学生の増加が短期的には見込めない中では、筋肉質な企業体質を構築し、財務上の変事抵抗力を身につけることが肝要である。そのため本学の支出のうち、不要不急で修学面への影響が無

い、又は少ないものを主な対象として、聖域なき費用削減活動を実施している。なお、「売上原価」ならびに「販売費及び一般管理費」を本学設置認可時の計画と比較すると、(表2)のとおりの実績(一部見込)となる。これは筋肉質な財務状況を構築したことの証左と言える。

表2 費用推移

単位：百万円	平成20年	平成21年	平成22年(予)
認可申請時(A)	△1,741	△2,545	△3,307
(内、売上原価)	(△1,587)	(△2,325)	(△3,037)
(内、SG&A)	(△154)	(△220)	(△270)
実績(B)	△1,673	△1,306	△1,387
(内、売上原価)	(△1091)	(△862)	(△949)
(内、SG&A)	(△583)	(△444)	(△438)
(B)－(A)	+68	+1,239	+1,920

さらに資金支出(キャッシュフロー)項目においても削減に向けた創意工夫を実践している。インターネットによる授業実施に不可欠な「コンテンツ」制作業務に関し、制作業者との個別折衝や業者選別という学内努力によって、申請時に予定した346科目の予定科目を全て制作し、かつ教育の質つまりコンテンツ制作水準を維持したまま、認可申請時と比べて(表3)の通り、大幅な削減を果たしている。コンテンツ制作力の向上という実績は、当社のキャッシュフロー上に極めて好影響を与えている。

表3 コンテンツ投資額推移

単位：百万円	平成20年	平成21年	平成22年(予)
認可申請時(A)	1,036	783	463
実績(B)	386	117	98
(B)－(A)	△649	△666	△365

なお、教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立するためには、コスト削減のみならず、抜本的に収支構造を改革する必要があるとの判断に至り、平成22年5月度取締役会、教授会の審議を経て、平成22年度秋学期より、世界遺産学部の新規募集を停止し、IT総合学部を強化することとした。

(3) 前述のIT総合学部の強化の具体策として、卒業生の親会社への就職優遇制度である「サイバー大学就職支援制度」やソフトバンクグループにおける本学学生の就業体験制度である「シゴト体験プログラム」の組成など、本学の親会社であるソフトバンク株式会社とシナジーを追求することで学生募集上の魅力度を高める努力を鋭意行っている。

あわせて親会社からはこれまで、親会社グループから合計46.55億円(平成22年12月末現在)の、潤沢な資金借入枠(いつでも引出し可能なコミットメント・ライン)の提供と資本の増強を受けてお

り、親会社の存在は本学の安定的・機動的な資金調達や、変事抵抗力の確保に極めて役立っている。さらに親会社との関係を強化しシナジーを高めることを目的として、平成 22 年に本学は親会社の完全子会社（100%出資）となった（表 4）。これにより更に親会社からの充実かつ責任ある支援が見込められることから、本学の財務活動に安定性が増すことが期待できる。

表 4 親会社グループ出資比率

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
グループ出資比率 (※)	71%	77%	87%	100%

(※) 12 月末現在

以上の推移に鑑みると、一連の財務改善施策はまだ途上であり赤字の解消には暫くの期間が必要なが、必要に応じた親会社のサポートを得つつ、財務上の健全性と安定性、その財政的基盤は段々と改善しつつあり、学生に対する教育活動に支障をきたす等の弊害が顕在化する可能性は極めて低いと認識できよう。

(科学研究費補助金の受入状況)

科学研究費補助金の受入状況については以下の通りとなっている（資料 9-5-2）。

	申請件数	採択件数	採択率	採択総額
平成 19 年度	6 件	1 件	16.7%	1,320,000 円
平成 20 年度	17 件	3 件	17.7%	8,060,000 円
平成 21 年度	27 件	1 件	3.7%	2,080,000 円
平成 22 年度	20 件	1 件	5.0%	5,460,000 円

なお、科学研究費補助金の採択向上を目的として、平成 22 年 9 月、「科学研究費採択向上に向けての説明会」を実施した（資料 9-5-3）。本説明会では、科学研究費補助金の採択実績があり、かつ科学研究費専門委員経験のある本学専任教員による説明を行うことで、科学研究費補助金への理解を深めるとともに、その他の競争的外部資金獲得の向上にもつなげることを狙いとした。

その他の外部資金受け入れとしては、IT 総合学部の共同研究費 1 件（独立行政法人情報通信研究機構（NICT））、世界遺産学部の研究助成 1 件（福武学術文化振興財団）の実績があり、合計採択金額は 320 万円である。

2. 点検・評価

■効果が上がっている事項

一連の財務改善施策は途上であるものの、「9-5（中長期的な財務ターゲットの策定）」で述べた（1）（2）（3）にある諸施策の結果、本学からの資金支出を表す営業・投資キャッシュ・フロー

は以下（表5）のとおりであり、総じて改善・健全化しつつあると言える。

表5 営業・投資キャッシュ・フロー

単位：百万円	平成19年	平成20年	平成21年
営業CF	△1,201	△1,220	△665
投資CF	△468	△401	△119
営業・投資CF	△1,669	△1,620	△784

また売上の根幹を成す学生募集力強化の取り組みや広告宣伝活動、教学の質を高めるためのカリキュラムや教育システムに関する学内研究は、長期的には入学者数の増加につながり、財務基盤の更なる安定に寄与する可能性がある。

■改善すべき事項

大きな資本力のある親会社の完全子会社となり、連結ベースでの財務的な安定性は確保できたものの、大学単体での業績回復にまでは至っていない。大学単体において早期に赤字解消を果たし、財務的に独立かつ安定した財政基盤を構築して初めて、「財務の健全性」が確保されたと言えよう。学生の学修環境の強化、教員の研究環境の発展のためには財務健全性の確保が不可欠であり、親会社の資金支援に頼らない独立した財務基盤の構築のために、不要不急な費用のさらなる削減とともに、定員充足に向けた入学者数の増加による売上高の拡大と、附属収入の強化が重要となる。

3. 将来に向けた発展方策

■効果が上がっている事項

売上の根幹を成す学生募集力強化の取り組みや広告宣伝活動を学生募集部にて行い、教学の質を高めるためのカリキュラム作成を教務部にて行うほか、コンテンツ制作センターおよびシステム部を中心に、教育システムに関する学内研究にも継続的に取り組む。それぞれの施策詳細は、該当の章を参照されたい。

■改善すべき事項

親会社の資金支援に頼らない独立した財務基盤の構築のために、教育の質に影響を与えない範囲で、経営本部が主導となり不要不急な費用のさらなる削減を進めるとともに、定員充足に向けた入学者数の増加による売上高の拡大と、附属収入の強化を図る。

9-6： 予算編成および予算執行を適切に行っているか

- 予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査
- 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

1. 現状説明

本学の予算は毎年度、各事務部局（教学組織）より予算化の希望を募った上で、その必要性および適切性を経営本部（法人組織）がヒアリングし、法人組織と教学組織が協議する形で編成した。その予算案を設置会社である法人の経営会議で審議後、同じく法人の取締役会へ上程し、承認・可決するという、取締役が会社法上の業務監督を健全に実行できるプロセスを経ている。予算執行については稟議制度を導入し、稟議規程に基づいて適切な所定の決裁を受けている（資料 9-6-1）。

会計監査は独立会計監査人である外部の監査法人と契約し、これが行っている。また内部監査は株式会社日本サイバー教育研究所の常勤および非常勤により構成される監査役会および、ソフトバンク株式会社の業務監査室（以下、SB 業務監査室）が担っている。また各々が定期的な監査を実施しており、監査役会と監査法人、SB 業務監査室とがそれぞれ連携して、監査の面から企業統治を果たしている。

予算執行に伴う効果分析・検証に関しては、各担当部局が効果分析・検証を行い、次期施策の策定に活かすとともに、経営会議及び取締役会において、毎月「月次予実分析結果」と「フォーキャスト（見通し）」を報告し、役員の見解を翌年度の予算、さらには年 1 回策定される中期経営計画へと反映させている（資料 9-6-2）。

4. 根拠資料

資料 9-5-1 平成 22 年度事業計画

資料 9-5-2 科学研究費補助金採択および助成状況

資料 9-5-3 科学研究費採択向上に向けての説明会資料

資料 9-6-1 稟議規程

資料 9-6-2 予実管理シート

基準 10 内部質保証

10-1: 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか

- 自己点検・評価の実施と結果の公表
- 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

1. 現状説明

開学以来本学では、毎年度、自己点検・評価報告書を作成し、大学ホームページで公開しており、平成 19 年度、平成 20 年度に続き、平成 21 年度の本書が 3 号目となる（資料 10-1-1）。

大学に係る外部からの情報公開請求にあたっては、「学生サポートセンター」が窓口となって対応している状況に変化は無い。現行の運用では、情報公開に関する相談があった場合、管理部および学生部とで調整し、開示請求として対応すべきものかどうかを判断し、必要に応じ学長・学部長等に相談の上、対応方針について決定することとしている。平成 21 年度の開示請求は 1 件であった。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」に述べた課題であるが、外部からの情報公開請求に関する手続きおよび窓口について、引き続き検討が必要である。

自己点検・評価報告書を毎年度発行してきたことは評価できる。進路希望者の進路選択に資するとともに、社会への説明責任を果たす観点から、経営状況に関する情報公開については、企業法人与学校法人との相違に留意しながら、大学ホームページ上に公開すべき情報項目や公開の方法について検討する必要がある。なお、「基準 5 学生の受け入れ」において、志願・入学者数等に関する経営情報については開示している。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

外部からの情報公開請求に関する手続きおよび窓口について、引き続き検討を進める。また、財務情報の公開すべき情報項目や公開の方法についても検討を行うこととする。

10-2: 内部質保証に関するシステムを整備しているか

- 内部質保証の方針と手続きの明確化

- 内部質保証を掌る組織の整備
- 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立
- 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

1. 現状説明

保証されるべき大学の質については、1. 大学の設置認可時の遵守事項が守られているか、2. 大学が掲げる使命・目的が達成されているか、3. 社会が一般的に期待している教育成果が認められるか、4. 国際的通用性のある教育研究が行われているかの4つのレベルで考えるならば、本学は平成22年度で完成年度を迎えたところであり、まずは設置認可時の計画の着実な履行をもって使命・目的の達成に努め、大学完成年度の卒業生を社会に送り出すことにより、教育成果の社会への還元を目指している。また、第3までの基礎条件の充足に加えて、第4のレベルを目指すため、設置認可条件の遵守は当然のこととして、さらに認可時の計画の改善や教育目標の再定義なども検討している。

内部質保証システムの構築へ向けた取り組みの端緒は、開学年度の平成19年度末の「自己点検・評価委員会」の設置であった（資料10-2-1）。これは、各部局選出の委員によって構成される委員会であり、定期的に行う点検・評価業務の実施と報告書作成に主眼が置かれ、点検・評価結果を具体的な改革・改善に繋げ、内部質保証を目指すための体制としては十分なものではなかった。その結果、平成20年度の文部科学省設置計画履行状況調査 留意事項として、「『自己点検・評価報告書』の記載内容については、設置認可時の計画どおり履行されていない事項に関して記載していないものが見られるので、現状を適切に把握・分析した上で自己点検評価を行うようにすること。…」と指摘されている。

これを受けて、平成21年4月、学内データの収集・管理の実務を担い、収集したデータをもとに大学の諸活動を評価するなどの役割を担う部局である「自己点検・評価室」を、教員・職員一体型の評価業務を専門とする常置組織として発足させ、室長には教育・研究に係る学長補佐の役職を付与してその権限を強めて機動性を確保するなど、より有効な自己点検・評価活動を実施する組織の整備を行っている（資料10-2-2）。そして平成21年度には、自己点検・評価室の下に、教職員の混成による、「財務・総務」、「教育」、「学生」、「研究」、「社会貢献」、「システム」の6つのワーキンググループを置き、まず各部局に自己評価をさせた後、データの収集・作成にもあたらせるなど、全学的な点検・評価活動の推進に努めてきた（資料10-2-3）。

しかし、評価結果を自らの責任で価値付け、絶えず教育研究活動の自己改革を進める態度と責任ある行動の選択を行うという、いわば文化としての評価が定着していたとはおよそ言い難い状況であり、各部局による自己点検・評価による課題の集約は実際困難を極めた。最終的に、「平成20年度 自己点検・評価報告書」については、自己点検・評価室長の編集責任の下、全16章からなる本章をとりまとめ、延べで約170の課題を抽出した。その結果として、平成21年度設置計画履行状況等調査において、留意事項として自己点検・評価が継続して付されなかったことにより、本学の自己点検・評価活動に対し、監督官庁からも一定の評価が得られたといえる。

一方、「平成20年度 自己点検・評価報告書」では、自己点検・評価室の学内における中立性・客観性を確保するため、監査室的な機能を有するものとして、組織的な室の位置付けを見直すことを検

討する、と述べていた。自己点検・評価室を事務組織内の部局とするのではなく、学長直下の全学委員会的な組織にすることも検討されたが、学内データの収集・管理を一元的に担わせる上での情報管理の観点からも、事務部局として常置する現在の形の方が機動性を確保できるものと判断した。

また、平成 22 年 4 月より、的確な現状分析と課題の抽出、改善方策の策定、改善フィードバックまでの一連の流れをより確実なものとし、PDCA サイクルを適切に稼働させるため、各評価の視点ごとに、各部局・委員会等が定めた目標や計画と実際の達成状況を照合し、「改善タスクリスト」への記入と根拠資料の提出を各部局に義務付け、自己点検・評価室から各部局・委員会等に対する定期的なヒアリング（3ヶ月に1回）のための資料とするなど、とりわけ評価結果を改善・改革へ繋げる内部質保証システムの構築を重視しながら活動を進めている（資料 10-2-4）。

なお、この活動を各部局・委員会等へ周知する際、「点検・評価（Check）」の主体を自己点検・評価室が担い、「改善・見直しを行うこと（Action）」「目標・計画を立てること（Plan）」「実行すること（Do）」の主体は各部局となり、役割が明確に異なることを伝えている。また定期的なヒアリングにおいては、必要に応じ自己点検・評価室が各部局に対して、評価結果を改善・改革へとつなげるための方法の助言・提案も行っている。

平成 22 年 12 月現在、各「タスク」について、概ね順調に改善が果たされつつあるといえるが、改善の実効性を高められた主要因は、「教務部長」と「コンテンツ制作センター長」の要職を自己点検・評価室長に兼務させたことにあるといえる。

教務部長は、週一回程度の頻度で実施している教務委員会の委員長を務め、各種ガイドラインや教務教則の策定責任を担う立場である。またコンテンツ制作センター長は、授業コンテンツの設計・開発等を担うインストラクショナルデザイナーチームの実行責任者として、教育の PDCA サイクルともいえる ADDIE モデル〔①分析（ニーズ分析・学習者分析・内容分析）、②設計（学習目標・達成水準の設定）、③開発（原稿・教材・映像制作）、④実施（授業運営）、⑤評価（学習成果の評価・授業コンテンツの評価）において、評価・改善の適正な循環を誘導する役割を担っている。

自己点検・評価室の学内における中立性・客観性を確保し、監査室的な機能を担わせるべきとの議論の途上で、自己点検・評価室長が他の役職を兼務すること自体に問題があるとの意見もあったが、本学のような小規模大学の場合、各部局の職員とともに定常的に実務を担う役職教員が、大学が抱える大小さまざまな課題を抽出する者としては適材であり、またその見地から点検・評価の任も担いながら、評価結果を即時改善に繋げる上では、むしろプラスの効果が大きかったと判断できる。

平成 21 年 10 月には、「教育評価委員会」を自己点検・評価委員会の下部組織として発足させ、大学設置認可時の計画に沿って、国内外の e ラーニングのガイドラインに準拠した評価基準を取り入れ、「学生の学力評価」「授業の評価」「運用評価」を実施している。（資料 10-2-5）。

大学構成員のコンプライアンス意識の徹底に関しては、個人情報保護に関する取り組みとして、ソフトバンクグループコンプライアンス憲章に則り「チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）」を設置し、各種ハラスメント、人権侵害等に関する危機管理も含め、運用している。個人情報保護に関する所管は学生サポートセンターであるが、必要に応じて、CCO ならびに管理部と調整を図りながら、個人情報を取り扱っている。平成 21 年度における、本学に係る個人情報の開示請求は 0 件であった。なお平成 21 年 6 月、「個人情報保護方針」を大学ホームページで公開している（資料 10-2-6）。あわせて、インターネットを利用した教育事業の基盤となる情報セキュリティを重視し、その方針を明文化

した「情報セキュリティポリシー」を大学ホームページで公開するとともに、コンテンツ化して全教員・メンターへ受講させるための準備を進めている（資料 10-2-7）。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

平成 19 年度当時、同年度の文部科学省設置計画履行状況調査 留意事項として、本人確認、インスタラクショナルデザイン、メンタリング、内部評価等、異例の 15 個もの留意事項が付されていた。こうした極めてクリティカルな状況に対し、全学をあげて改善の努力を重ね、本人確認システムなどは、かつての短所を長所としてアピールできる水準にまで高められたと評価することができる。そして点検・評価を掌る組織として自己点検・評価室を発足させ、あえて室長に実行責任を伴う要職を兼務させることにより、評価結果を迅速に改善・改革へ結び付けてきた点も、ある程度は評価できる。

しかし、大学の設置認可時の遵守事項が守られたからといって、そのことだけで大学の質が保証できるとは勿論いえない。足掛け 3 年をかけ、試行錯誤を繰り返して実施してきた自己点検・評価活動を、信頼性の高い内部質保証システムにまで進化させるための課題としては、以下の事項を検討する必要がある。

- ・平成 21 年度、22 年度ともに、自己点検・評価委員会においては、自己点検・評価室で決定し、運用される企画・方針等の承認や、進捗・実績等の報告に係る部局横断的な情報共有を行い、主として合意形成を図る場として機能させてきた。しかし、情報共有だけが実質的な目的であるならば、わざわざ会議体で行うべきことではないので、これは廃止されるべきである。
- ・また、自己点検・評価委員会の下部組織としての教育評価委員会も、自己点検・評価室と機能が重複しているため、廃止されるべきである。
- ・一方、自己点検・評価室は、教員・職員一体型の評価業務を専門とする常置組織として存続させ、より一層の機能の充実に努める必要があるが、その際、評価結果を改善・改革へつなげるための企画・立案支援も担う組織としての位置付けを規程に定め、その権限と責任を明確化すべきである。
- ・自己点検・評価室長に、あえて実行責任を伴う役職を兼務させ、評価結果を迅速に改善・改革へ結びつける上では効果が認められたため、当面はこの体制を保持しながら、しかし属人的な対応によらずに、継続性のある運営体制について検討する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

平成 22 年度をもって自己点検・評価委員会および教育評価委員会は廃止し、他方、平成 23 年度より、教員・職員一体型の評価業務を専門とする常置組織である自己点検・評価室の機能の充実に努めることを目的として、その権限と責任を明確化させる予定である。

10-3: 内部質保証システムを適切に機能させているか

- 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実
- 教育研究活動のデータベース化の推進
- 学外者の意見の反映
- 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応

1. 現状説明

既に述べた通り、平成 22 年度より、自己点検・評価室が各部局・委員会等に対して 3 ヶ月に 1 回のペースでヒアリングを行い、定期的に点検・評価活動を行っている。本活動で使用している「改善タスクリスト」は、管理 No. を付した項目ごとに、「評価基準」「評価項目」「評価の視点」、またそれに対応するものとして、「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」で述べた改善方策を基本とする「点検・評価結果と改善提案／意見」を記載し、そしてその「ステータス（未着手・継続・完了のいずれか）」「具体的な部局対応（計画または実績）」「根拠資料」「担当部局」「担当者」「期限」「達成状況」をエクセルで一覧表としたものである（資料 10-3-1）。本表および根拠資料は、各部局・委員会等に関する事務職員が横断的に閲覧できるよう、共有フォルダに格納している。

「点検・評価結果と改善提案／意見」が、平成 22 年度における各部局のアクションプラン「目標・計画（Plan）」となり、その「実行（Do）」の度合いを四半期ごとに「点検・評価（Check）」した後、必要に応じ新たな「タスク」を一覧表に追加するというサイクルを繰り返しながら、PDCA サイクルの稼働に努めている。また「改善タスクリスト」には、文部科学省等から指摘を受けた事項も盛り込み、自己点検・評価室を通じ各部局へフィードバックし、速やかに改善へつなげていくための仕組みを構築している（図 1）。

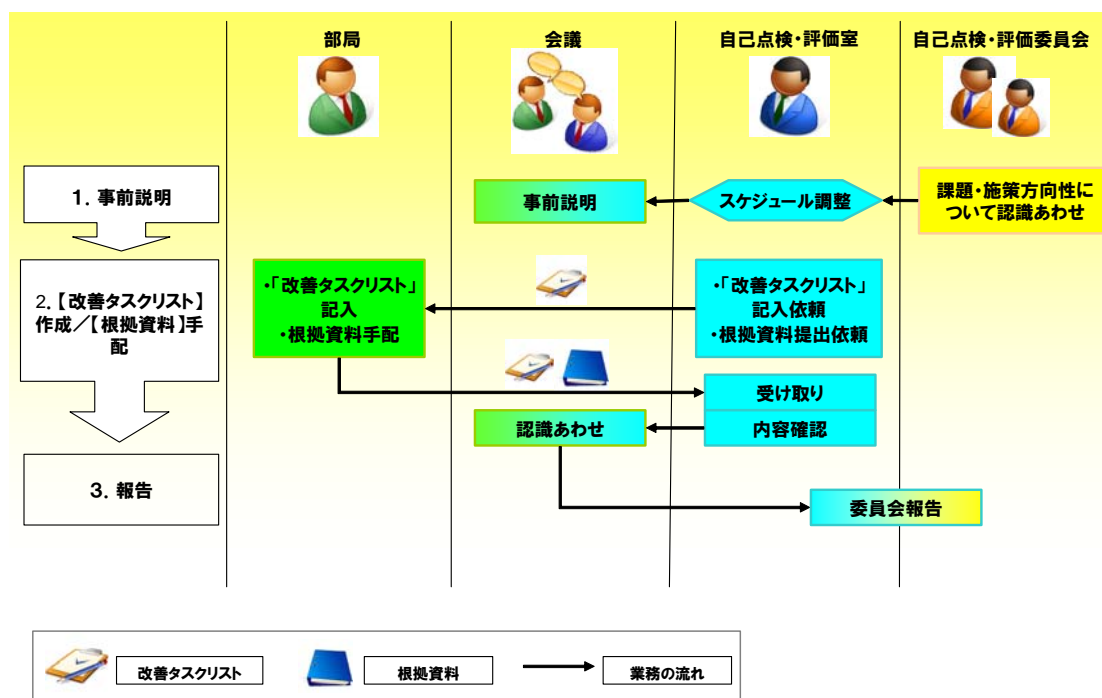


図 1 点検・評価フロー

「基準3 教員・教員組織」で述べたように、教員の教育研究等活動状況を把握するため、各年度、「教育」「研究」「校務」「社会貢献」4項目からなる「教育研究等活動の個人評価書」を全専任教員に提出させている。しかし、「平成20年度 自己点検・評価報告書」において、「個人評価書」の提出の後、所属部局からのフィードバックの手続きが明確化されていないことを課題として挙げていた。それに対する改善方策として、教員個人評価については、平成23年度以降、専任教員の業績評価の結果を昇任・昇格等の参考とする人事考課制度の導入をもって、抜本的に見直す方向で検討を進めている。教員の力量形成や能力開発、教育方法改善等の支援を主目的として、教育・研究・校務・社会貢献の4つの評価の視点の下、教員の自主性を尊重しながら、定量的、定性的に把握される業績を踏まえ、評価プロセスの透明性を確保しつつ、成果主義に基づき評価を実施する方針を検討している。

そして「基準4 教育内容・方法・成果」で述べたように、授業評価アンケート（オンライン）の結果を踏まえ、毎学期末に「授業評価アンケートに関する授業改善計画書」を全専任教員に提出させている。

また、「基準2 教員研究組織」で述べたように、本学は、教育の再点検と教育機能向上のための枠組みとして、教育の効果と効率と魅力を高めるための体系的なアプローチである「インストラクショナルデザイン」の方法論を全学的に導入している。インストラクショナルデザイナーなどの専門的人材が、インターネットによる授業のPDCAサイクルに関与する体制を確保し、インターネットによる授業の①分析（ニーズ分析・学習者分析・内容分析）、②設計（学習目標・達成水準の設定）、③開発（原稿・教材・映像制作）、④実施（授業運営）、⑤評価（学習成果の評価・授業コンテンツの評価）における評価・改善・再実施の適正な循環の誘導に努めている。

自己点検・評価活動を通じて、各部局・委員会等から根拠資料を提出させており、基礎データの継続的収集と管理を自己点検・評価室が行っている。さらに平成21年度より、規程・規則類、各種委員会・会議の議事録、大学の活動状況に関するデータや情報などの履歴管理、最新版管理を教職員に対して徹底している。各情報をカテゴリーごとに分別し、教職員それぞれの資格業務範囲に従ってアクセス権限を定め、必要に応じてイントラネット上で参照可能とするよう、グループウェア「CUBE」を導入しており、情報共有の利便性が向上している。

「基準8 社会連携・社会貢献」で述べたように、各教員の研究論文・研究成果の発表状況の定量的な把握にあたっては、「教育研究等活動の個人評価票」の提出を全専任教員へ求め、研究活動実態を調査している。しかし、平成21年度には、教員の教育・研究・社会貢献等に関する活動実績のデータベースのWEB上での公開は行っておらず、「平成20年度 自己点検評価・報告書」においてもそれを改善すべき課題として位置付けていた。そして平成22年9月、大学ホームページの「教員プロフィール」欄を大幅に更新し、「研究テーマ」・所属学会」・「学会・社会活動」・「研究活動又は実務経験」・「研究業績」・「競争的研究資金の採択暦」・「特許」・「賞」の内容をアップデートするとともに、今後は教員自らが定期的にパソコンから更新を行えるよう、「教員プロフィール更新マニュアル」および「教員プロフィール入力規則」を作成し、教員向けに「教員プロフィール（CMS）入力の説明会」を実施している（資料10-3-2～3）。また、学外の研究開発支援総合ディレクトリ（Read）への登録も行っている。

学外者の意見を反映する体制としては、平成19年度から完成年度である平成22年度までの期間、「設置に係る認可計画履行状況調査報告書」の提出が毎年義務付けられており、文部科学省ならびに

大学設置審議会、特区評価・調査委員会により、本学の自己点検・評価活動に対する検証がなされている（資料 10-3-4）。繰り返しとなるが、平成 20 年度の文部科学省設置計画履行状況調査 留意事項として、「自己点検・評価」が付されたため、これまでの留意事項のほか、認可時の計画通りに履行されていない事項などに係る現状の把握・分析を中心に、開学後明らかとなった改善を要する点も踏まえて、自己点検・評価活動を推し進めている。

なお、平成 22 年 2 月、下記の 3 項目について留意事項が付され、以下の方針に沿って鋭意改善を進めている。

- ① 学生のニーズを踏まえ、引き続き専門図書充実、電子ジャーナル及び電子ブック等の整備に努めること。特に、通信教育課程であることに鑑み、本へのアクセスについて特段の配慮をすること

【履行状況】

平成 21 年 10 月に、文部科学省高等教育局専門教育課により「構造改革特区における規制の特例措置の在り方に関する評価のための調査【インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（832）関係】」が実施され、その一環で、大学図書館に関するアンケートを行い、133 名の学生から回答があった。この中で利用した事があることがある学生は 24 名（18.0%）で、図書の郵送サービスを利用した事のある学生は、2 名（1.5%）であった（資料 10-3-5）。

郵送サービスを利用した事がない学生に対し、利用しない理由（複数回答可）について質問したところ、「近隣の図書館で事足りている」「必要な本は全て購入している」など利用する必要がないという回答が 40 名（30.5%）、「必要な本が備えられているが、郵送に時間がかかるため」38 名（29.0%）、「サービスを知らなかった」33 名（25.2%）、「必要な本が備えられていない」23 名（17.6%）、「郵送料がかかるため」9 名（6.9%）という結果であった。

このアンケート結果を踏まえ、今年度は次にあげる施策をもって図書館運営を行っている。

1. 図書館利用案内を強化するため、「図書館利用ガイド」を作成し、学生専用サイトに掲載し、利用促進を図っている。
2. 図書の郵送に加え、図書複写サービスおよび複写物郵送サービスを開始し、遠隔地在住の学生が利用しやすい環境を整備した。
3. 全ての授業をオンラインで行う本学では、自宅からアクセス・閲覧出来る仕組みが必要である。そこで、現在導入済みである電子百科事典「ブリタニカオンライン」、論文検索サービス「CiNii」に加え、電子ジャーナル（JSTOR）を導入した。さらに、現在設置している「図書関連リンク」のページに他大学のリポジトリ等の紹介を行い、充実を図っている。
4. 郵送手続きの手間を減らし、サービス内容を理解してもらう事を目的として、今年度は 1 往復分の郵送費を大学が負担し、今後の図書館利用者の促進を図る。
5. 現在、図書館は平日のみ開館しているが、本学は社会人学生が多いことに鑑み、6 月から試験的に休日開館し、ニーズ調査を行う予定である。
6. その他、本学で使用している教科書、参考図書についても、不足しているものは随時図書委員会で選書し、購入していく予定である。

- ② 教員の研究活動について、研究支援体制及び研究成果を教育活動に連動させる体制を整備・促進し、学部としての社会的役割を果たせるよう、より積極的な取り組みをすること。その際、研究活動に支障が生じないように、研究室の設備などを充実させること。

【履行状況】

これまでの研究費を取り扱う部署であった「研究費申請室」を、ア.研究推進計画の企画・立案・実施、イ.研究者倫理を含む公的研究経費の不正防止等に係る企画・立案・実施、ウ.教員の研究・社会貢献等における活動実績の外部公開を担う「研究推進室」として平成 22 年 2 月 1 日に改組した（資料 10-3-6）。

研究推進室では、以下 3 点の取り組みを現在行っている。

1. 福岡の研究スペースを利用する事が出来ない教員に対し、東京オフィスに研究スペースを設置した場合の利用希望アンケートを取り、使用頻度が高い教員には、固定の研究スペースを提供し、使用頻度の少ない教員については、フリーの研究スペースを利用出来るようにレイアウト変更を行った（資料 10-3-7）。
 2. 平成 21 年度は経営改善策の一環として個人研究費を凍結していたが、平成 22 年度から再開することとなった。（ただし、科学研究費への申請を条件に支給することを予定しており、学術研究を促進することも目的としている。）
 3. 本学の研究活動を広く社会に公開するために、現在本学のホームページで掲載している教員紹介の中の研究実績を、最新の情報を取り入れながら更新し、ウェブ上で公開する予定である。
- ③ 大学の継続性・安定性確保の観点から、引き続き、定員充足の在り方について検討するとともに、学校設置会社の経営基盤の更なる充実に努めること。また、策定した資金計画等を確実に履行すること。

【履行状況】

大学の適正規模の観点から自主的な収容定員の見直しとして、入学定員の重点化、すなわち強みのある IT 総合学部定員を集中させ、厳しい状況にある世界遺産学部を募集停止し、限られた教育研究資源を効率的に活用することにより、学校設置会社の経営基盤の安定化に努めている。

その他、学外者によって本学のインターネットによる授業を検証する体制としては、平成 20 年度より「授業評価委員会」を開催し、e ラーニングの専門性を有する学外有識者などで構成される外部者による授業評価を実施している。その結果は、自己点検・評価室、ならびに自己点検・評価委員会に報告され、しかるべき部局へフィードバックの上、改善策が検討されている（資料 10-3-8）。

その他、平成 21 年 9 月、株式会社日本サイバー教育研究所の親会社であるソフトバンク株式会社の業務監査室によって、内部統制に主眼を置いた項目、会社経営体制、事務全般、総務、経理・財務、教育研究事業、情報管理等に沿って監査が実施された。本監査は内部統制評価に目的が限定されたものではあるが、業務監査室からの改善提案・意見に対して、対応計画を担当者・期限とともに回答し、業務改善に活用している。

「基準 4 教育内容・方法・成果」でも述べた通り、教育工学の専門家を「技術アドバイザー」と

して学外より招致し、会議（演習方式）を毎月 1 回実施しており、e ラーニングの適正な運用について専門家から助言を得ながら、教務上の問題に対する方針策定などを協議している。

また、完成年度以後受審する予定の認証評価に対する学内の理解を増進し、教職員に対して自己点検・評価の意義を啓蒙する目的の下、認証評価機関から講師を招聘し、自己点検・評価室ワーキンググループの全メンバーを対象とした「認証評価セミナー」を平成 21 年 7 月に実施した（資料 10-3-9）。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」においては、授業に限定して外部評価を行う「授業評価委員会」を発展的に解消し、大学運営全般の外部評価体制として、「第三者評価委員会」の発足を検討する旨を述べていた。しかし、現状において、「授業評価委員会」のほかにも学外者の意見を反映させる取り組みを総合的に行っており、また特に本学が学外者の点検を必要とする e ラーニング・e ティーチングの体制の充実については、学外から教育工学の専門家を「技術アドバイザー」として月 1 度の頻度で招致し、その助言の下に随時改善を図るなど、PDCA サイクルが稼働していると判断できるため、「第三者評価委員会」の発足については、時期を見極めながら、検討を継続するものとする。

同じく「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」掲げた課題として、「授業評価委員会」の報告書の作成、外部への公表がまだ実施されていない。むやみに外部評価の拡大路線を議論する前に、実績の足固めを着実にを行うことが先決である。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

平成 20・21・22 年度に実施した「授業評価委員会」の報告書を自己点検・評価室でとりまとめ、平成 23 年度春学期中に大学ホームページ上で公開する。

4. 根拠資料

資料 10-1-1 大学ホームページ「自己点検・評価」
(<http://www.cyber-u.ac.jp/self-check/index.html>)

資料 10-2-1 自己点検・評価委員会規程

資料 10-2-2 自己点検・評価室規程

資料 10-2-3 自己点検・評価体制図

資料 10-2-4 改善タスクリストサンプル

資料 10-2-5 教育評価委員会規程

資料 10-2-6 大学ホームページ「個人情報保護方針」

(<http://www.cyber-u.ac.jp/privacy/index.html>)

資料 10-2-7 大学ホームページ「情報セキュリティポリシー」

<http://www.cyber-u.ac.jp/security/index.html>

資料 10-3-1 「改善タスクリスト」フォーマット

資料 10-3-2 教員プロフィール更新マニュアル

資料 10-3-3 教員プロフィール入力規則

資料 10-3-4 平成 21 年度「設置に係る認可計画履行状況調査報告書」

資料 10-3-5 「構造改革特区における規制の特例措置の在り方に関する評価のための調査【インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（832）関係】」結果

資料 10-3-6 研究推進室規程

資料 10-3-7 研究スペースに関するアンケート結果

資料 10-3-8 授業評価委員会規程

資料 10-3-9 認証評価セミナー資料

基準 11 eラーニングの実施体制

【 eラーニングの実施体制に係る基本方針 】

1. 教育課程の編成・実施方針に基づく適切な学習管理システム（LMS）の構築と運用
2. モバイルや多様化する端末機への対応による学習効果の向上
3. 双方向教育を促進する新規ネットサービスやコミュニケーション手段の評価と採用
4. システムリスク・情報セキュリティリスク・ネットハラスメント等の危機管理体制の整備
5. インストラクショナルデザインに基づく教材制作の体制整備と教材の質担保、および授業形態に即したメディア技術の適用
6. 教材及び授業運営方法の定期的な評価と改善
7. 学生・教員に対する技術的な支援体制の確保
8. 各種ガイドライン、マニュアルの整備

I. eラーニングを円滑に実施するための組織的な支援体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること

11-1: 学習プログラムの適切な遂行を可能とする学習管理システムが教職員による企画により開発され、その内容と運用スケジュールが大学構成員（教職員及び学生）に周知され、十分な導入教育がなされているか

1. 現状説明

開学時における学習管理システム（Learning Management System、以下 LMS）は、海外のオンライン大学のそれを参考に、本学の親会社であるソフトバンク株式会社の関連会社（ソフトバンク BB 株式会社、以下 SBB）が開発し、運用している。

開学後のシステム運用やアプリケーションのメンテナンスは、学生にとっての学習の利便性、教員の負荷を下げるシステムメンテナンスおよび授業管理上の基準に則したシステム障害（バグ）の修正を優先に進めている。このメンテナンス業務は、SBB に委託しているが、機能追加や修正、開発の優先順位等は、教職員により構成されているレビューチームが、機能仕様、開発の優先順位や運用要件等を審査し、最終的に教授会で報告する流れを平成 21 年度に確立していた（資料 11-1-1）。

その後、平成 22 年度には、IT 総合学部の教員 1 名およびシステム部職員で構成していたレビューチームを発展的に解消し、システム改修などの実施・運営に係る全学的な責任体制を強化するため、各部局・委員会等から寄せられた改修要望を週次の「システム定例会議」で集約し、その後、システム

部および各部署の役職者による「システムレビュー会議」で議論検討の上、優先順位を定め、さらに経営会議の承認を経た後、順次改修を実施し、予定や進捗状況も含めてシステム部長から教授会で報告することとしている。

機能の追加や更新がなされた場合は、運用開始に先立ち、教員や学生に対して必要なマニュアルなどを、教員サイトや学生専用サイトの掲示板等で告知を行っている（資料 11-1-2～6）。

特に学生に対しては、マニュアルの配布と同時に、必要に応じ映像や音声を伴ったコンテンツを作成し、理解の促進を図っている。

現在、市場に出回っているパソコンの OS が更新され、それに伴いブラウザやマイクロソフト・オフィス製品のバージョンも上がり、学内の LMS との互換性の維持が困難になってきているが、学生の理解と協力が得られるよう、十分な告知と状況の説明に努めている。

11-2： システム運用設計書（パスワード保護、バックアップシステムを含む電子的セキュリティ手段等）が用意され、それが情報の統合性と整合性の維持を目的として実施されているか

11-3： 不慮の事態に際して代替措置を備えている等、配信システムの技術的かつ運用上の信頼性は担保されているか

11-4： e ラーニングを提供するインフラの構築・維持が実施され、学生に公平で合理的な学習機会を提供できるような授業配信に責任を持つ体制が整備され、取り組みが行われているか

1. 現状説明

本学のシステム運用は「情報システム運用基本方針」及び「情報システム運用基本規程」に則って、ユーザのセキュリティ管理やデータファイルの保管管理等の諸規程を定め、運用している（資料 11-2-1～2）。また、学生のセキュリティルールは、「学生専用システム利用規約」に定め、周知している（資料 11-2-3）。

規程の制定は、一般的な企業内システム運用に準じ、十分なレベルにあるといえる。また運用においても、メンターを含む教職員については、本学が提供するパソコン上で授業運営や校務を行っており、システム部の監視対象にあるため、セキュリティは確保されている。

大学システムの運用実務を委託する SBB との一体的な連携を強めるため、システム運用の責任者であるシステム部長の統括の下、システム開発と運用を実施している（資料 11-3-1）。

大学の全てのシステム運用は、学内システム部の職員と委託先企業である SBB のスタッフにより、一元的に管理運用されている。また、委託先企業との委託契約で保障されている条項に基づき、学生にとって日常的な履修環境として十分な技術的信頼性の確保に努めている。運用側における授業コンテンツの配信システムは、アプリケーションサーバ、ウェブサーバ、ストリーミングサーバ、データベースサーバからなっており、データセンター内の設備において、全て多重化運用されているため、原則として不慮の事態に際して停止することはない。

データセンター拠点における自然災害などに起因するサービス運用の一次的な停止は発生する可能

性はあるが、緊急時のシステムメンテナンスによるサービス休止の範囲と同等のサービスレベルで運用されているので、通常の授業運営において、学生に対し著しい不利益や不便をかける規模の支障とはならず、開学以来そのような支障は生じていない（資料 11-3-2）。

ただし、メッセージングサービスとオンライン試験システムを外部に委託していることから、サービスレベルの保証は契約上はなされているものの、不慮の事故が起こった場合の対応が遅れるといった不安は残り、実際そのような障害は皆無ではない（資料 11-3-3）。

学内及び外部委託システム運用における不慮の事態に際し、その対策として、平成 22 年度には、これらの運用実績にもとづく学生や教職員への連絡のマニュアル化を進めている。

なお、本学の授業配信はインターネットを通じて行っており、また、世界的なインターネット運用は、当該国・地域の実情に依存したものとなっているため、各インターネット基盤の運用品質を超えたところでの保証の提供は困難である。授業コンテンツ配信や学内情報サービスの維持は、インターネットのバックボーン接続に至るまでシステム部が責任をもって運用しているが、学生のパソコンやインターネット接続状況に関する保証を行うことはできない。とりわけ、海外に在住する学生に対しては、当該国や地域でのインターネットの環境やサービスレベルが一定ではないのが現状である。これらの状況を踏まえ、コンテンツの配信スピードは、画像品質を損なわない程度に、ブロードバンド化が著しく進んでいる国内のインターネット事情から期待される配信帯域よりは保守的な数値に設定している。

しかし、配信側システムの稼働環境においては、十分な稼働率を保証する体制を確保し、また、学生側の技術的課題についても、専門の問い合わせ窓口を設け、技術的障害に付随する履修や受講上の問題も合わせて対応する体制を一元的に整備しており、学生にとって利便性の高い公平な学習機会の提供に努めている。

パソコンやインターネット環境におけるシステムサポートは、一定のレベルで学生の履修を支援する体制が確立されてきているが、今後パソコン市場における大規模な OS のバージョンアップなどが発生した場合、LMS との互換性の確認や周辺機器（特に WEB カメラ）との接続上の障害件数の上昇が予想されたことにより、平成 22 年度、計画的なバージョンアップのガイダンスとシステムサポート体制の一時的な強化を行っている。同年度 9 月には「Internet Explorer 8.0」の対応がシステム部により完了し、また「Windows 7」についてもシステム部内での検証を終え、学生部および学生サポートセンターでの検証を経て、平成 23 年 3 月までには完了する予定である。

また、将来的な構想として、端末機の仕様の変遷と授業コンテンツ・WEB ページを分離独立した運用が期待されるデスクトップの仮想化技術についてもシステム部内での技術検証が進められている。

学生のパソコンなどの技術的な課題についてはシステムサポートセンターが、技術的障害から派生する学習面での課題については、学生サポートセンターがそれぞれ窓口となり、学生側のシステム運用面と学習面での障害の解決支援を行っている（資料 11-4-1）。

なお、平成 22 年 12 月現在、学習端末に囚われない遠隔学習の機会創出と支援体制拡充のためにサイバー大学におけるすべてのオンラインシステム、すなわち、「学生専用サイト」、「教員サイト」、授業コンテンツ制作管理と配信システム、教職員や学生指導のためのグループウェア「CUBE」やメッセージング・システム等、学生の履修活動のための e ラーニングシステムをはじめ、全修学支援活動を提供するサービスネットワークの抜本的な見直しを検討している。

殊にモバイル教育の環境整備に関わる取り組みとして、平成 22 年度春学期には、コンテンツ制作センターの内制により、既存のオンラインによる大学の公開講座「e-カレッジ」24 科目、また外国語科目 4 科目を iPhone と iPad 仕様（同一媒体）に変換している。上記業務を通じ、iPhone や iPad などのいわゆるスマートフォンやタブレット PC 向けのコンテンツの量産化に向けて、効率的な作業手順を検討し、コンテンツ変換方法のガイドラインおよび実務マニュアルを策定している（資料 11-4-2）。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」において、「海外在住の学生に視聴品質のモニターを依頼するなどして、実運営上の監視体制を整備し、継続的な品質管理に努める」と述べていたため、改善する必要がある。

そして、本学の LMS は、海外のオンライン大学のそれを参考に独自開発したものであるが、度重なるシステム改修の末、利便性が向上してシステムの完成度が高まった反面、現行の機能にプラスして新たな機能を追加し続ける場合のいわゆるメンテナンス・コスト管理の観点から、オープンソースの学校機関向けの LMS への段階的な入れ替えが必要と判断している。

LMS のメンテナンスの見直しとあわせて、ビデオ・オン・デマンド（VOD）による画一的な授業コンテンツ形態の再検討も行っており、平成 22 年度春学期には、まず、授業コンテンツ形態の多様化の検討のために、インストラクショナルデザイナー、アシスタント・インストラクショナルデザイナーおよび科目担当メンターから、「①授業で困っていること」「②現時点で工夫していること」「③こうであると良いと思うこと」についての情報を収集して対応案を検討すると同時に、学外で利用されている LMS の実態や利点について調査を行っている。

本調査で収集した現行の LMS の各課題に対し、オープンソースのシステムを利用することで対応が可能か否かについて検討し、またオープンソースのシステムを利用したサンプルコンテンツの開発を、IT 総合学部インストラクショナルデザイナーを中心に行っている。それと併行して、IT 総合学部の各科目の特性に応じた授業コンテンツ形態のモデルを検討している。

モバイル教育の環境整備は、本学と親会社との密な連携の下、本学の特長としてアピールできる水準にまで研究開発が進められるべきところであるが、手始めにオンラインによる公開講座「e-カレッジ」で稼動を進めている。平成 22 年度秋学期には、モバイル端末を使用して、単位認定することのできる学修環境の構築を目指し、その目標を達成するための実証実験の第一弾として、iPhone を所持している学生向けに授業コンテンツの視聴実験を行っている。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

配信側では一定の配慮の下にコンテンツの配信スピードを制御しているが、海外におけるインターネットアクセスのサービスレベルを定点観測する必要があると判断され、実運営上の監視体制を整備し、継続的な品質管理に努めることを目的に、平成 22 年 4～6 月には、海外在住の学生に視聴品質の

モニターを依頼し、アンケート調査を実施の上、集計・分析を行っている。本結果を受け、平成 23 年度内に対応すべき課題として、学部基幹科目や履修者の多い科目等を選定し、学習効果そのものに影響がない範囲で解像度を落として配信するなどの対応をコンテンツ制作センターで検討している。

LMS については、現行の機能を 100%保持しながら、さらに本学の教育目的・目標の達成に必要な新機能の充足を、中期的なコスト削減をもって実施しようとするものであり、平成 24 年度から「次世代 LMS」として本格導入する方向で、教職員・学生への周知も含め、システム部を中心に、平成 23 年度内に着実に計画を進める予定である。

平成 22 年度秋学期には、教務委員会の傘下に「次世代 LMS」のためのワーキンググループを発足させており、本学の教育に求められる機能について、オープンソースのシステムとのフィットギャップ分析を行い、システム部との連携の下、平成 23 年 5 月末までに要件定義書を作成する予定である。

平成 22 年度秋学期に、iPhone を所持している学生向けに授業コンテンツの視聴実験を行っているが、コンテンツ制作センターを中心に、本アンケート結果の集計・分析を進める予定である。

11-5 : 大学構成員に関する情報のセキュリティ対策が適切に整備され、運用されているか

11-6 : インターネット上のハラスメントやトラブルの防止と対応、学生のプライバシーの保護等、学生の人権への配慮が十分に行われているか

1. 現状説明

情報セキュリティ対策については、一般にも公開している「情報セキュリティポリシー」に基づき、「情報システム運用リスク管理規程」などの社内規程を定め、「情報セキュリティ管理責任者 (CISO)」をセキュリティ管理の責任者とし、システム部が実務を担っている (資料 11-5-1~2)。

学生の個人情報や授業コンテンツのアクセス権に関し、厳重なアクセス制御が課せられている。また、授業コンテンツ制作上、第三者による授業内容のレビューや就任前の教員候補者に対し、内容や仕様を開示する際も、秘密保持契約を取り交わした上で、厳重に ID・パスワードを管理し、開示している (資料 11-5-3)。

とりわけ、学生の個人情報へのアクセスについては、学内事務局のセキュリティレベルを物理的に区分し、最もセキュリティレベルの高い部屋でのみ閲覧可能な端末機を設置するなどして、学内においても厳重に管理しており、事務局内で使用されているパソコンの全てには、外部記憶媒体を一切接続できない仕様と監視が施されている (資料 11-5-4)。

また、教職員の入社時には「情報セキュリティ」に関する研修を必須とし、情報セキュリティに関する意識付けも行っている (資料 11-5-5)。

そのほか、新システムの導入時などに、セキュリティサービス業者による脆弱性診断を受け、セキュリティレベルの維持にも努めている (資料 11-5-6)。

上述の通り、本学内の情報システムのセキュリティ対策は、LMS 機能としても、関連する諸規程に則り、厳重なアクセス制御の下にその運用が管理されており、十分な運用ができているといえる。

一方、その厳重さゆえの授業運営上の課題も存在する。学生の履修履歴や成績の閲覧は、担当教員

といえども制限がかけられており、履修相談などの特定の理由においてのみ、その閲覧を許可するものであった。学生への柔軟な教育サービスの向上と個人情報厳守と相反する要件が共存するという問題があり、「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」では、その問題に対する対応として、学生指導に伴う教員向けセキュリティポリシーを明確化し、規程整備などの対応を検討する、と述べていた。

それに対し、平成 22 年度には、システム部および総務所管部署を中心に、本学の情報セキュリティリテラシー向上へ向けた組織的な取り組みとして、守るべき重要な情報を安全に取り扱うためのルールを知り、適切な行動が取れるよう教育することを目的に、情報セキュリティに関する教員向け研修コンテンツの作成を進めている。まず、平成 23 年 1～3 月、役職教員・助手・メンター長を対象に先行実施の上、その結果を踏まえ見直しを行い、平成 23 年度には、大学から業務用端末を貸与している全教員およびメンターに展開する予定である。

学生のプライバシー保護に関する対応としては、実名による質問を行いたくないといった心理的バリアを取り除き、積極的な授業参画を促進させるため、各科目内の「Q&A」（質疑応答）や、対話・討議を行う「ディベートルーム」においては、ニックネームや匿名による投稿を可能としている（ただし教員は指導のため、実名を確認することができる）。また、メンター研修時には、ディベートルームでのハラスメントの問題についても指導を行っている。

学生専用サイトや、学生間のコミュニケーションを図る場所であるコミュニティ型の WEB サイト「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」（SNS）の運用については、それぞれの利用規約において、各種ハラスメントなどに関する行為を禁止する旨を明記するとともに、大学の秩序や教育上の配慮から、教員や職員による視察、助言、閉鎖等、一定の管理を行うこととしている（資料 11-6-1～2）。

たとえば、学内活動におけるネット上のハラスメントやトラブルの原因となりうる書き込みが実際に発生した場合、授業内のディベートルームなど、教育の部分においてはメンターが、また、SNS のような学生生活における交流の場においては、学生サポートセンターのスタッフが、速やかに担当教員や管理者に報告し、該当文書の削除やアクセスを差し止める措置をとっている（資料 11-6-3）。

各種トラブルの回避や発生した際の対処について、メンターの指導を継続的に行っているが、トラブルが発生した際には、学生主任にエスカレーションし、学生のプライバシーの保護や人権への配慮をしつつ、問題の改善に取り組んでいる。このように、メンターと学生主任がそれぞれの役割分担を明確にして、障害を未然に防ぐ努力と発生した際の対処に当たっている。引き続き、ネット上のハラスメントなどのトラブル防止に努める必要がある。

11-7： 受講時・試験時における、“なりすまし”受験やレポートの不正提出を未然に防ぐため、本人確認を組織的に実施するシステムと体制が整備され、運用されているか

1. 現状説明

本学の本人確認システムは、継続的に技術の改善や利便性の向上を図ってきた。

科目受講の入口となる学生専用サイトへのログインは、ID 番号を入力後、ログイン画面上に現れる乱数を本人が事前に登録した携帯電話から送信することをもって可能としている（資料 11-7-1）。該

当システムの利用率は、平成 21 年度秋学期現在で、当該学期における履修登録者数の 67.1%に達している（資料 11-7-2）。

対応携帯端末（国内通信 3 社による 3G 携帯電話）の利用ができない国外在住あるいは 3G 通信サービスが受けられない状況にある学生には、本人の顔画像のマスター登録後、WEB カメラによる顔認証によるログインも選択できるようにしている（資料 11-7-3）。

科目受講の本人確認手段に関わらず、レポート提出や期末試験受験システムへのログイン時には、一律 WEB カメラによる顔認証を行い、単位認定に伴う本人確認を厳格に実施している。

期末試験の際には、ログイン時のみならず、受験中も WEB カメラによるスナップ画像を定期的に撮影することで、ログイン後の“なりかわり”などの不正がないよう、監視を続けている。試験時及びレポート提出時に撮影された認証画像は、全て担当科目教員の監督の下、メンターによる目視確認がなされている（資料 11-7-4）。

学生が利用するパソコンや WEB カメラ等の技術的障害が発生した場合も、携帯電話のテレビ電話機能などによる代替方法により、本人確認を個別に行って対応している（資料 11-7-5）。

また、重度身体障がい等により、いずれの本人確認システムの利用もできないことが確認され、本人による受講や受験に疑義がないと判断した場合、特例として ID とパスワードによるログインを許可している（資料 11-7-6）。

なお、これまでの本人確認に対する本学の取り組みをまとめたものとして、平成22年度、本学IT総合学部専任教員による招待論文「遠隔教育における単位認定のための個人認証」（『メディア教育研究』第7巻第1号、放送大学ICT活用・遠隔教育センター）を発表している（資料11-7-7）。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

以上の多様な本人確認方式の導入により、特別に免除されている学生を除き、履修時における在学生全員の本人確認の運用が浸透したと判断される。また、試験時の顔認証の不正行為が仮に発覚しても、全て監視カメラのスナップ画像を管理しているので、事後確認が可能となっている。

ただし、期末試験受験時の顔認証は、“なりすまし”の不正防止には十分な効果を発揮するものであるが、WEB カメラの監視範囲の外でカンニング等の不正が行われた場合、それを抑止することはできない。本学の現状において、全て参考資料などの“持ち込み可”の試験（期末レポートまたは、選択回答式の試験問題）となっており、“なりすまし”の防止をもって必要十分な監視が行われているといえるが、今後、“持ち込み不可”の試験が必要とされる場合を想定し、その対応を検討する必要がある。

なお、顔認証の障害が発生した場合、該当する学生には学生サポートセンターによる個別指導において、認証を成功させるための事例集を開示し、精度の向上を図っている（資料 11-7-8）。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

引き続き、本人確認のシステムについては、学生の利便性の向上等も勘案し、継続的な新技術の導入とコスト削減に努める。また、今後、“持ち込み不可”の試験が必要とされる場合を想定し、技術的観点だけに留まらず、その方法論や実施体制についての検討も継続する。

4. 根拠資料

- 資料 11-1-1 システム要件承認フロー
- 資料 11-1-2 教員サイト利用マニュアル
- 資料 11-1-3 教員サイト「事務局からのお知らせ」画面
- 資料 11-1-4 教員サイト「情報共有揭示版」
- 資料 11-1-5 学生専用サイト操作マニュアル
- 資料 11-1-6 学生専用サイト「サイバー大学からのお知らせ」画面
- 資料 11-2-1 情報システム運用基本方針
- 資料 11-2-2 情報システム運用基本規程
- 資料 11-2-3 学生専用システム利用規約
- 資料 11-3-1 サイバー大学組織図
- 資料 11-3-2 CU システムサービスレベル運用定義書
- 資料 11-3-3 外部サービスのシステム障害対応
- 資料 11-4-1 学生専用サイト「問い合わせ先」画面
- 資料 11-4-2 授業コンテンツの iPhone 仕様変換マニュアル
- 資料 11-5-1 大学ホームページ「情報セキュリティポリシー」
(<http://www.cyber-u.ac.jp/security/index.html>)
- 資料 11-5-2 情報システム運用リスク管理規程
- 資料 11-5-3 秘密保持に関する誓約書
- 資料 11-5-4 サイバー大学セキュリティ要件定義
- 資料 11-5-5 入社オリエンテーション「情報セキュリティ研修」資料
- 資料 11-5-6 システムセキュリティ脆弱性診断報告書
- 資料 11-6-1 学生専用システム利用規約
- 資料 11-6-2 ソーシャル・ネットワーキング・サービス利用規約
- 資料 11-6-3 SNS 監視業務について
- 資料 11-7-1 シンクロック概要
- 資料 11-7-2 シンクロック認証利用状況
- 資料 11-7-3 学生専用サイトログイン方法について
- 資料 11-7-4 期末試験システムスナップショットでの本人確認方法について
- 資料 11-7-5 本人確認手順書
- 資料 11-7-6 認証についての例外登録書
- 資料 11-7-7 放送大学招待論文「遠隔教育における単位認定のための個人認証」
(<http://www.code.ouj.ac.jp/media/vol7no1>)

Ⅱ. eラーニングを円滑に実施するための教員への支援体制が整備され、取り組みが行われており、機能している

11-8 : eラーニングについて教員に対する継続的な技術支援を行う体制が整備され、また IT 能力開発を目的とする教員研修等の取り組みが行われているか

1. 現状説明

授業を運営する際のパソコンや各種システムの技術的な課題解決は、本学専属のヘルプデスクが教員向けに対応し、授業運営上の技術支援は教務部職員が対応している。

教員間の情報共有の円滑化とノウハウ共有のために、平成 21 年 4 月にグループウェア「CUBE」を導入している（資料 11-8-1）。

特に、システム運用上の技術支援については、「教員サイト」の利用マニュアルなどを教員サイトやグループウェア上に格納しており、教員がいつでも閲覧できるように整備されている（資料 11-8-2）。グループウェア上には、本学ヘルプデスクへの FAQ も掲載している（資料 11-8-3）。

さらに、新しいシステムが導入されると、システム部職員及び教務部職員が、速やかにシステム利用マニュアルを更新ないし新規に作成し、教員へ周知することとしている。

また、必要に応じて、利用マニュアルの配布だけでなく、教務部職員による対面研修の実施や、その使用方法をコンテンツ化して教員向けに配信するなどして、学内全体の IT 能力の向上に努めている。特に、新任教員に対しては、就任前に、システム利用に係る研修を必須としている（資料 11-8-4）。

また、どうしても教員自らがパソコン上のトラブルを解決できない場合、ネットワーク経由でのアクセスが可能な場合は、システム部職員による遠隔操作により、端末機の問題の解決や設定の変更を行っている。

教員向けの IT 教育や支援のニーズは、就任後時間も経っていることから、開学当初と比べ著しく減っている。一方、新任教員や遠隔地に在住している教員への支援は引き続き継続している。

グループウェア「CUBE」の活用レベルは、そのシステム自体が本学のウェブシステムと切り離されているアプリケーションであるため、十分に活用されているとはいえない。それに対し、「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」においては、「学内の学習管理システム（LMS）とグループウェアが別々のシステムとして稼動しているため、有効なデータ連携ができていない。これらをシングル・ログインによる統合的システムとすることを検討する」と述べていた。本問題は、平成 24 年度から導入予定の「次世代 LMS」において解決する予定である。

11-9： アーカイブ化された教育履歴や学生の履修履歴を教員が閲覧し、指導に反映できる環境が整備されているか

1. 現状説明

教員は、自ら担当した過去の授業コンテンツ・学習資料・試験問題・学生評価記録を学期・科目別に、いつでもアクセスすることが可能となっている（資料 11-9-1）。

また、平成 20 年度より、学生に対する教員およびメンターの学習指導の円滑化を図るため、本学教員サイトにおいて、学生の個人情報保護に十分配慮しつつ、性別、生年月日、都道府県、職業、最終学歴、在学年数等の学生基本情報を閲覧できるようにしている（資料 11-9-2）。

受講学生の個人情報の一部については、担当教員およびメンターが教員サイトで確認することが可能であったが、履修履歴などの個人情報を含む記録は、その都度教務部に申請しなければ入手できないという問題があった。過去の担当教員による指導コメントなども含め、包括的な学生の履修や指導の記録が開示されれば、よりスムーズな履修指導、進路指導を実施できると判断していた。

これを受けて、「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」にも記載した課題であるが、平成 21 年度より、履修指導および進路指導を円滑に行うため、学生の履修履歴や指導履歴が閲覧できる「学生カルテ」と呼ばれるデータベースの開発を進め、平成 22 年度秋学期より運用を始めている（資料 11-9-3）。本データベースの導入は、個々の学生の状況について、各教員・部局などが把握している情報を共有することを目的とするものであり、教員・メンター・教務部職員の三者が、様々な立場で得た学生情報を蓄積できる環境を確保している。しかしながら、平成 22 年秋学期において、客員教員およびメンターは、個人情報保護の観点から同一学期の履修状況のみの閲覧権限となっており、過去の学期の履修履歴や指導コメントは開示されていない。

4. 根拠資料

資料 11-8-1 CUBE 利用マニュアル

資料 11-8-2 教員サイト利用マニュアル

資料 11-8-3 CUBE ヘルプデスクの FAQ

資料 11-8-4 教員研修資料

資料 11-9-1 教員サイト利用マニュアル

資料 11-9-2 教員サイト「学生基本情報」画面

資料 11-9-3 教員サイト「学生カルテ機能導入について」

Ⅲ. eラーニングのための授業コンテンツの適切な設計・開発を実施する体制が整備され、取り組みが行われており、機

能していること

11-10： 授業コンテンツの設計・開発等にインストラクショナルデザイナーが関与する体制が整備されているか

11-11： 授業コンテンツの設計・開発等に関する基準を定めた文書がガイドライン化され、学習目標に基づく教材設計をインストラクショナルデザインの手法に拠って実施されているか

1. 現状説明

本学では、授業コンテンツの質を担保するため、学内にコンテンツ制作センターを設置し、教材設計・開発等に係る教員支援を行っている。

授業コンテンツの設計・開発等に関しては、「教育活動の効果・効率・魅力を高めるための手法を集大成したモデルや研究分野、またはそれらを応用して学習支援環境を実現するプロセス」と解説される「インストラクショナルデザイン」の手法を導入している点が特徴である。代表的なインストラクショナルデザインのプロセスである ADDIE モデルを採用し、①分析（ニーズ分析・学習者分析・内容分析）、②設計（学習目標・達成水準の設定）、③開発（原稿・教材・映像制作）、④実施（授業運営）、⑤評価（学習成果の評価・授業コンテンツそのものの評価）の5つの段階を経ることにより、授業内容が教育課程の全体の編成の趣旨に沿ったものになるよう、授業コンテンツの設計・開発等を行っている。

インストラクショナルデザイナーなどによる教育支援体制の整備状況については「基準7 教育研究等環境」、また、インストラクショナルデザイナーなどの業務遂行能力を発展向上させるための組織的な研修活動については「基準4 教育内容・方法・成果」に詳述しているため、ここでは割愛する。

「平成20年度 自己点検・評価報告書」では、「インストラクショナルデザインの基礎的知識を有する専任教員を学内に育成し、インストラクショナルデザイナーと教員間とのより効果的な連携を図るための体制を検討する」と述べていたが、IT総合学部および外国語科目担当のインストラクショナルデザイナー各1名は、それぞれIT総合学部および語学部の専任教員であり、継続的な研修を経て、その専門性を着実に向上させている。

本学では、インストラクショナルデザイナーおよびアシスタント・インストラクショナルデザイナーの業務、授業設計、コンテンツ制作、コンテンツ納品、著作権、納品前の第三者レビュー等について、各々ガイドラインを作成している。とりわけ、業務ガイドラインにおいては、本学におけるインストラクショナルデザイナーおよびアシスタント・インストラクショナルデザイナーの位置付け、目標等を記した後、具体的な業務を列記し、主に授業設計に果たす役割を明確化するとともに、教材開発者としてのコンテンツスペシャリストとの差別化を図っている（資料11-11-1～7）。

授業コンテンツの設計・開発に関する基準をガイドラインとして文書化することにより、学習目標に基づく教材設計・開発等をインストラクショナルデザインの手法によって実施し、またガイドラインに沿った運用を確実なものとするための様々なツールや授業コンテンツ制作手法も整備し、全学に

およぶ教育の質の担保に努めている。

また、上述の「授業設計書」を全教員が共通のフォーマットで入力し、インストラクショナルデザイナー、アシスタント・インストラクショナルデザイナー、コンテンツスペシャリストの組織的な支援体制が確立されたことで、インストラクショナルデザイン手法の、より効果的な活用が図られるようになったといえる（資料 11-11-8）。一連の工程を標準化し、組織的に運営する体制が確立されてきたといえるが、教員の負荷を軽減し、かつ授業コンテンツの開発コストを下げるよう改善を続けていく必要がある。

授業コンテンツの開発は、新規開発から、保守へとその軸足を移してきている。インストラクショナルデザインも、ADDIE モデルにおける評価から分析へとその中心的フェーズが移り、これら一連のコンテンツ制作ライフサイクルが一巡する形となる。「基準4 教育内容・方法・成果」で述べた通り、個々の教員の授業改善に向けた努力を支援する体制として、教員の求めに応じ授業の実態を診断し、インストラクショナルデザイナーおよびアシスタント・インストラクショナルデザイナーが具体的な助言を行う教育コンサルテーションを実施することとしている。

なお、上記に係る平成 21 年度の研究業績としては、熊本大学大学院教授システム学専攻との共同研究の成果として、日本教育工学会第 25 回全国大会(東京大学)において、本学の e ラーニングに関する質保証の取り組み、および授業コンテンツ制作に係る「授業設計書」の活用状況について報告している（資料 11-11-9～10）。

また、平成 22 年度の関連研究業績として、同じく熊本大学大学院教授システム学専攻との共同研究の成果として、日本教育工学会第 26 回全国大会(金城学院大学)において、本学のアシスタント・インストラクショナルデザイナーのスキル育成の取り組みについて報告している（資料 11-11-11）。

さらに、教育工学系の国際学会 AACE (Association for the Advancement of Computing in Education) において、本学の e ラーニングの教育システムの開発モデルとして、コンテンツ制作センターのインストラクショナルデザイナーおよびアシスタント・インストラクショナルデザイナーモデルについて発表している（資料 11-11-12）。

11-12： 教育プログラムの水準を保持するため、必要に応じて授業コンテンツの改修を実施するための体制が整備され、取り組みが行われているか

1. 現状説明

本学では、授業コンテンツ改修に係る教員からの申請は、コンテンツ制作センターで一元的に受理している（資料 11-12-1）。スライド資料上の誤字・脱字等の軽微な修正、ないしは動画の一部カット等の軽微な映像編集については即時的に対応し、また情報の更新などに係る再収録を伴う改修については、コンテンツ制作センターなどの承認を経て、申請時期の翌学期までに改修部分が授業配信に反映されるよう運用を図っている。

授業コンテンツの継続的な質向上と最新情報への更新をより円滑なものとするため、平成 21 年 9 月には、「授業コンテンツ改修に関するガイドライン」を再整備し、インストラクショナルデザイナー

を通じて教員から改修申請書を受領し、平成 21 年度中に延べ 90 科目のコンテンツ改修を実施している（資料 11-12-2）。

引き続き、教育効果の向上に配慮し、潜在的な改修に対する要望を十分引き出すよう努める必要がある。

11-13： 授業や試験方法におけるノウハウや授業コンテンツ制作を支援するツールを共有する環境が整備され運用されているか

1. 現状説明

コンテンツ制作センターでは、スライド資料と動画を組み合わせることのできる特定のオーサリングソフトを選定し、それを制作関係者で共用しながら、授業コンテンツの開発を実施している（資料 11-13-1）。また、同種のオーサリングソフトを学生にも無償で配布し、学生によるプレゼンテーションコンテンツを配信するなど、多様なメディアを活用した授業運営に努めている。

授業コンテンツ制作を支援するツールを共有する環境が制作関係者に共有され、適切に運用されているといえる。

2. 点検・評価

■改善すべき事項

利便性と機能性を重視した結果、特定のオーサリングソフトへの依存性が高くなっているのが課題である。本学が使用しているオーサリングソフトを扱う国内の代理店メーカは、Windows7 を最後として、それに続くマイクロソフト・オフィス製品の更新に係る互換性のサポートを行わない旨表明している。したがって、当該メーカと十分に調整を図りながら、より安定的な提供が期待できるオーサリングソフトへの変更などについて検討を進める必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

■改善すべき事項

平成 23 年度内に、システム部・コンテンツ制作センターを中心として、代替できるオーサリングソフトの選定などの検討を行う。

11-14： 授業コンテンツの配信を管理する体制が整備されているか

1. 現状説明

授業コンテンツの制作においては、資料スライドを少なくとも講義収録の 1 週間前までに教員が提出することとし、アシスタント・インストラクショナルデザイナーにより、学習目標、専門用語、誤字・脱字、レイアウト、著作物の権利処理等の確認が行われる。必要に応じ、インストラクショナルデザイナーまでエスカレートされ、授業内容の妥当性や難易度、情報量についての調整が行われる（資料 11-14-1）。

授業コンテンツは、教員によるレビューと担当アシスタント・インストラクショナルデザイナーによるレビューを経て、編集の後、納品される。コンテンツ配信業務は教務部が一括して担当している。

一方、演習科目の制作は、担当教員の責任の下、教員自らオーサリングソフトを用いてコンテンツ制作を行い、授業配信期日の 1 週間前までに指定されたファイルサーバにアップロードすることとしている。

配信準備ができていないコンテンツは、担当教員ないし担当メンターが事前に視聴確認を行い、授業配信に備える。授業には、授業コンテンツ以外にも、「小テスト」や「レポート」等の課題の設置があり、あわせてメンターなどが確認することとしている。

授業の配信スケジュールを管理する体制が整備されているといえるが、「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」では、「演習科目においては、教員自らオーサリングソフトを用いてコンテンツを制作することとしており、配信前に十全なチェックを行えないなど、品質にばらつきが生じており、品質管理のための仕組みや工程を検討する必要がある」と述べ、「演習科目における教員の自作コンテンツの品質管理のための仕組みや工程を検討する」としていた。

これを受けて平成 21 年度 10 月より、演習コンテンツ制作に関わる教員からの問合せ窓口を教務部からコンテンツ制作センターに移管し、演習コンテンツの作成方法や音声の不具合に関する質問に対して技術的な回答を行っている。

さらに平成 22 年度にコンテンツ制作センターでは、これまで配信された各教員の演習コンテンツで、映像の品質や音質に問題が認められた科目について、教務部の授業コンテンツ管理担当よりヒアリングを実施し、その結果を踏まえ、教員サイトから問題とされた演習コンテンツを実際に視聴確認し、問題点の整理を行った。そして、照明器具のライティングや音声レベルの注意点等、問題点の解決のための対処法を集めた「演習コンテンツ制作マニュアル」を作成し、改善のためのチェックシートと併せて、教員へ配布している（資料 11-14-2）。

4. 根拠資料

資料 11-11-1 インストラクショナルデザイナー業務ガイドライン

資料 11-11-2 アシスタント・インストラクショナルデザイナー業務ガイドライン

資料 11-11-3 授業設計書・評価書作成ガイドライン

資料 11-11-4 コンテンツ制作におけるガイドライン

資料 11-11-5 演習科目コンテンツに関する納品ガイドライン

資料 11-11-6 サイバー大学教育用コンテンツ制作における著作権侵害防止のためのガイドライン

資料 11-11-7 コンテンツレビューに関する諸注意

資料 11-11-8 授業設計書フォーマット

- 資料 11-11-9 遠藤孝治、後藤幸功、半田純子、本間千恵子、小野邦彦、鈴木克明「サイバー大学の授業コンテンツ制作に係る『授業設計書』フォームの活用状況」『日本教育工学会 第 25 回全国大会 講演論文集』日本教育工学会（東京大学本郷キャンパス），平成 21 年 9 月，pp. 499-500
- 資料 11-11-10 小野邦彦、後藤幸功、半田純子、本間千恵子、遠藤孝治、鈴木克明「サイバー大学の e ラーニングに関する質保証の取組」『日本教育工学会 第 25 回全国大会 講演論文集』日本教育工学会（東京大学本郷キャンパス），平成 21 年 9 月，pp. 501-502
- 資料 11-11-11 米山あかね、根本淳子、遠藤孝治、久保田真一郎、鈴木克明「『授業設計書』フォーム活用手法の提案 ―既存ツールの効果的活用とスタッフのスキル育成を目指して―」『日本教育工学会 第 26 回全国大会 講演論文集』日本教育工学会（金城学院大学），平成 22 年 9 月，pp. 285-286
- 資料 11-11-12 Homma, C., Goto, Y., Handa, J., Endo, T. & Ono, K., “A New Framework of Instructional Designers: Establishing ‘IDer and AIDer Model’ System, In J. Sanchez & K. Zhang(Eds.), Proceedings of World Conference on E-Learning in Corporate, Government, Healthcare, and Higher Education 2010, pp. 140-145
- 資料 11-12-1 コンテンツ改修申請一覧
- 資料 11-12-2 授業コンテンツ改修ガイドライン
- 資料 11-13-1 授業コンテンツの基本画面構成（例）
- 資料 11-14-1 コンテンツ制作ガイドライン
- 資料 11-14-2 演習コンテンツ制作マニュアル

IV. eラーニングのための学習支援を行う体制が整備され、 取り組みが行われ、機能していること

11-15: eラーニングの前提となるパソコンやインターネットの利用方法に関する教育を実施し、 利用上の課題解決を支援する人的補助体制やヘルプデスクの配置等の措置をとっているか

1. 現状説明

本学に入学を希望する学生に対して、大学のホームページや配布する募集要項において、必要なパソコンの仕様やインターネット通信帯域等、eラーニングの前提となるパソコンの必要条件を事前に告知している（資料 11-15-1～2）。

入学時には、本学における eラーニングに必要な情報をまとめたオリエンテーションを実施し、必要最低限の知識を身につけた上で学習を開始することができるよう配慮している（資料 11-15-3）。

学生専用サイトにおいては、「学則」「学生専用サイト操作マニュアル」をはじめとする各種規程、

資料等を掲載し、学生が必要に応じ資料を確認できる場を用意している（資料 11-15-4）。また学生から寄せられる「よくある質問」をまとめた FAQ を整備し、受講に必要なプログラムを提示する等、学生の個別環境に対応できるような情報の提供も行っている（資料 11-15-5～6）。

入学生に対するオリエンテーションや、在學生に対するガイダンス等、様々な情報を資料の形で提供することで実施してきたが、平成 20 年度末より、オリエンテーションやガイダンスの資料を元にしたコンテンツを作成し、いつでも視聴できる環境を準備している（資料 11-15-7）。

また、教員やメンターに対しても、e ラーニングの要となる教員サイトを十分理解した上で指導や指導補助が行えるよう、教員サイトの利用に関するマニュアルや、e ラーニングに必要なソフトウェア、ハードウェアに関するマニュアルを、教員サイト内のお知らせに掲載し、各種資料を随時閲覧できる体制を整備している（資料 11-15-8～9）。また、個別の問題にも対応できるように、教員やメンター向けのヘルプデスクも設置している（資料 11-15-10）。

入学時において、本学での学修に必要なパソコンを所有することを前提としているが、学習を開始するにあたり、e ラーニングに必要なインターネット、ソフトウェアや機器に関する知識を習得することは必要不可欠である。上述のように、本学ではそうした知識を習得するための体制が概ね整備されているといえる。

さらに平成 20 年度末より、各種資料は、文字情報だけでなく、映像と音声によるコンテンツとすることで、理解を促進する情報を提供するよう努めている。

教員、メンターに対しても、e ラーニングの理解や、その指導や指導補助の助けとなる体制が概ね整備されているといえる。

ただし、学生専用サイトに比べ、教員サイトにおいては、随時「お知らせ」（掲示板）で必要な資料を掲載しているに留まっており、今後は内容ごとに分類、整理し、資料閲覧の利便性を高める必要がある。教員向け、あるいは教員間の情報共有の手段として、掲示板だけでは機能的にも使い勝手の面でも不十分であるため、テーマごとにインデックス化できるナレッジベースを整備し、指導ノウハウやベストプラクティス事例等を共有できる環境を整備すべく、検討を進めている。

現行のシステムでナレッジベースの整備を行うとすれば、グループウェア「CUBE」を利用することとなるが、しかし根本的な課題として、既に述べた通り、学内システムとグループウェアが別々のシステムとして稼動しているため、有効なデータ連携がでないという事情がある。平成 24 年度から導入予定の「次世代 LMS」においてこの問題を解決し、シングル・ログインによる統合的システムとすることを検討しているが、それと歩みを合わせながら、平成 23 年度中に、教員向けの各種大学情報のナレッジベース化の検討を行うこととしている。

11-16： 学生からの、パソコンや学習管理システム（LMS）等の技術的な問い合わせに対応する体制が整備され、取り組まれているか

1. 現状説明

本学に入学してくる学生のパソコンに対する知識、インターネットに対する知識にはばらつきがあ

る。また、本学で構築している e ラーニングのシステムについて、資料などで必要な支援体制を整備しつつあるものの、様々な環境に対応しきれていない。

こうした点を補うために、学生からの相談や、必要に応じた個別指導に対応できる様に、システムサポートセンターに窓口を設置している。

システムサポートセンターは、学生専用サイトの使用方法を含め、様々なシステム関係の問い合わせに対し、電話やメール等での個別対応を行うものである（資料 11-16-1～2）。

上述の通り、学生に対しては、技術的な問い合わせ窓口としてシステムサポートセンターを設置し、パソコンや LMS に関する問い合わせに応じる体制が構築されているといえるが、今後、大学のシステムサポートに関する学生へのアンケートを採取し、不満などの把握に努める必要がある。

なお、「基準 2 教育研究組織」でも述べたように、平成 20 年度、本学は、規制所管省庁である文部科学省、および「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会」による評価を受けている。

本学に対しては調査票・アンケート、また在学生へは調査票による調査が実施され、「インターネット大学において、大学通信教育設置基準に定める校舎等施設に係る要件を弾力化することにより、教育研究上支障が生じていないかを確認するため」、また「インターネットによる通信の良好かつ安全な運行を確保し、インターネットによる指導及び教育相談を円滑に処理するための体制が確保されていること等により、『教育研究に支障がない』ことが担保されているかを確認するため」の調査が実施されている。

そして文部科学省の「調査結果」として、「…学習環境という観点においては、①特定の OS やソフトウェアのユーザー、また海外在住者などの PC 環境によっては、学習に支障をきたしている例が見られること、②おおむね学生の学習サポートの体制は整っているが、学生からの質問に対して十分な対応が行われていない例が見られることから、現状をもって『教育研究上支障がない状態』であるとは判断できない」ことが指摘されている。

特に、「①特定の OS やソフトウェアのユーザー、また海外在住者などの PC 環境によっては、学習に支障をきたしている例が見られること」に関しては、本基準で詳述した通り、フルオンラインの学習環境のより一層の改善充実という総合的な観点から、迅速な改善方策を講じているところである。

また、「基準 6 学生支援」にも述べた通り、包括的な学生生活全般に係る満足度アンケートを平成 22 年 9 月に実施しており、その際、受講環境や各種サポート等についての質問項目も設けている。

そもそもが、本基準で述べてきたように、日常的な履修環境として十分な技術的な信頼性を保持し続けるためにも、今後も継続的に新技術の導入を行い、またブラウザやマイクロソフト・オフィス製品のバージョンアップに伴う LMS との互換性の維持などの問題に適時適切に対応していかなければならない。終わりのないネット社会の技術革新に常にキャッチアップしながら、不断の研究開発と新技術導入による持続的な成長が、LMS の技術的かつ運用上の信頼性担保のためには不可欠であるといえる。

4. 根拠資料

資料 11-15-1 大学ホームページ「出願資格・必要環境」

(<http://www.cyber-u.ac.jp/entrance/degree/qualification.html>)

- 資料 11-15-2 募集要項
- 資料 11-15-3 入学時オリエンテーション資料
- 資料 11-15-4 学生専用サイト「サイバー大学諸規程」
- 資料 11-15-5 学生専用サイト「よくある質問」
- 資料 11-15-6 学生専用サイト「必要となるプログラム」
- 資料 11-15-7 オリエンテーションコンテンツ
- 資料 11-15-8 教員サイト利用マニュアル
- 資料 11-15-9 教員サイト「お知らせ」資料掲示状況
- 資料 11-15-10 ヘルプデスクの利用状況（電話、メール）
- 資料 11-16-1 学生専用サイト「問い合わせ先」
- 資料 11-16-2 平成 20 年度システムサポートセンター対応件数

終章

結び

これまで 11 章にわたり、本学の教育・研究・社会貢献等の活動について自己点検・評価してきたところであるが、以下、結びとして、本章ごとに、その要約を記載すると同時に、全体的な目標の達成状況、喫緊に取り組むべき課題、今後の展望等について概括する。

基準 1 理念・目的

本学は、「完全インターネット講義」を実践する日本初の「株式会社立」の 4 年制大学として平成 19 年度に設置されたものであり、「オープン・アドミッション型」のアドミッション・ポリシーを掲げ多様な学生を受け入れるなど、時代の進展に即した大学の特徴は極めて明確であるといえる。また、サイバー大学学則第 1 条に規定している本学の目的・使命・育成する人材像は、学校教育法第 83 条に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではない。

目的・使命・育成する人材像等については、大学ホームページなどを用いて教職員・学生に知らせ、同じ志を持って前進するよう意識付けを行っているが、教員に対しては、教員向けのオンライン研修である「FD コンテンツ」の一部に当該内容を盛り込み周知している。

平成 21 年 4 月、学内データの収集・管理の実務を担い、収集したデータをもとに大学の諸活動を評価するなどの役割を担う部局である「自己点検・評価室」を、教員・職員一体型の評価業務を専門とする常置組織として発足させており、大学の理念・目的に関しても、必要に応じ自己点検・評価室が点検することとしている。

「目的」とは「目指すべき基本的方向性」と捉えれば、現行の「目的」は、やや理念的・抽象的であっても、特に問題視されるべきものではないと判断される。それに対し、学位の授与にあたり、どのような資質・能力を育成し、どの程度の知識・技術の習得水準を求めるのか、また学位に相応しい学習経験を求めるのかという学位授与要件を示すものとしてのディプロマ・ポリシー、さらにそれと整合性のある教育課程の編成・実施方針としてのカリキュラム・ポリシーは、「目的」を実現するためのマイルストーン、すなわち具体的な行動が目指す最終結果として、できるだけ具体的に明確化すべく検討を進めている。

一方、「理念」とは、「こうあるべきだという根本の考え方」と捉えれば、大学ホームページ上の「設立趣旨」に該当する記述はあるものの、平成 22 年度に完成年度を迎えたこのタイミングで、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの検討とあわせて、大学ホームページ上の「設立趣旨」の文言を見直し、「理念」の再確認を行う必要がある。

基準 2 教育研究組織

本学では、社会的需要の高い IT の教育研究分野と、世界的に関心の高い世界遺産の教育研究分野を取り上げ、21 世紀の国家・社会の形成者として、国際的に活躍する人材として必要な資質の育成に主眼を置いた教育研究拠点の確立を構想しており、またそれを実現するための教育研究組織として、「IT 総合学部 IT 総合学科」及び「世界遺産学部世界遺産学科」の 2 学部 2 学科を学士課程として設置し、大学設置認可申請書に記載した教育目標の達成に向けて、各々教育研究活動を進めている。

学部共通科目は、外国語科目（英語・中国語）と、教養科目の 2 つのカテゴリーで編成されている。本学の教育研究目的を達成するため、全学的なセンターとして、「学生サポートセンター」、「コンテンツ制作センター」、「システムサポートセンター」、「授業サポートセンター」を附置している。また、附属施設としては、図書館が福岡キャンパスにある。さらに平成 21 年 2 月には、社会的要請の高い分野について、学外研究資金による自主的研究および学際的共同研究を推進し、本学の研究活動の強化を目的とするものとして、「サイバー大学研究機構」を附置している。

その他、教育研究活動支援及び学生支援を行う事務組織としては、「教務部」、「学生部」等を置き、また学生部の下に「就職相談室」を置いている。また、学生の社会貢献や社会参加等を支援するため、「ボランティア活動センター」「インターンシップセンター」を設置している。

本学が、その理念や目的を踏まえ、教育研究活動を効果的に推進するための教育研究組織の適切性を評価する目安としては、「自己点検・評価室」が各部局と連携しながら、文部科学省からの指摘事項も踏まえ、以下に述べる指標を設定し、四半期ごとに実施している各部局へのヒアリングの際に、必要に応じ検証を行い、指導・助言を行うこととしている。

1. 学士課程の「入口管理」として、大学教育を受けるにあたり不足している基礎学力を補うための補習教育（リメディアル教育）・初年次教育・導入教育を充実させるため、必要な体制が確保されているか。
2. 学士課程および各授業科目の「出口管理」を徹底するため、インストラクショナルデザイナーなどの専門的人材が、インターネットによる授業の分析・設計・評価（改善）等に関与する体制が確保されているか。換言すれば、順次性のある授業科目を体系的に配置し、各授業科目および学士課程の修了時に身に付く能力・資質等を学習目標として定め、その目標へ到達するためのプロセスも予め授業およびカリキュラムの設計段階で固めておくなど、目標管理に基づく効果的な学習支援を実現するための教員支援体制が構築されているか。
3. 自律・探求型の在宅学習は、常にドロップアウトの危険を孕むものであり、中途での離脱を未然に防ぐための「プロセス管理」として、指導補助者による学習支援を実施し、教員と協力して学生の指導にあたらせることのできる体制が確保されているか。
4. 通信障害が発生した場合には、ただちにメンテナンスチームが復旧作業にあたることのできる体制が確保されているか。また、コンピュータなどの操作に関して不明な点が生じた場合、学生や教職員が相談することのできる必要十分なヘルプデスク機能が具備されているか。
5. 本学は学部段階の学生を対象とするものであり、直接対面、ないし Skype（ビデオ通話）などの

対面的コミュニケーションによる教育効果に配慮し、必要に応じ学生が相談を求めてきた際、適時適切に応じることのできる体制が確保されているか。

6. 親会社であるソフトバンク株式会社との緊密な協力の下、株式会社立の特徴を活かしながら、企業と効果的に連携した教育研究活動を実施する体制が確保されているか。主には、学生が将来への目的意識を明確に持てるよう、職業観を涵養し、職業に関する知識・技能を身に付けさせ、自己の個性を理解した上で主体的に進路を選択できる能力・態度を育成するキャリア教育の実践や、インキュベーション（起業支援）なども含めた産学官連携の取り組みを推進するための体制が確保されているか。

基準3 教員・教員組織

大学設置認可申請書の「オ 教員組織の編成の考え方及び特色」「1. 専任教員の配置の考え方」において、IT 総合学部、世界遺産学部、学部共通科目（教養科目・外国語科目）の教員に求める能力・資質について記載しており、それに沿って教員組織を編成している。

専任教員の年齢構成について、60 代以上の専任教員の割合は、IT 総合学部で 33.3%、世界遺産学部でも 33.3%といずれも 30%を超えており、やや高齢化傾向にある。IT 総合学部では、40 代・50 代・60 代の専任教員の割合がいずれも 20%台とバランスが取れているのに対し、30 代が 3 名（14.3%）と少ないため、平成 23 年度より、IT 総合学部において、30 代の専任教員を 2 名任用する方向で調整を行っている。

本学では全専任教員が任期付の雇用となっており、今後の懸念として、大学への帰属意識の低下、任期限定による責任感の欠如、中長期的な大学運営推進の阻害等の弊害が出る可能性を踏まえ、平成 23 年度以降、一定数の教員については、定年（65 歳）を設け、テニユア（任期の定めのない定年制の雇用）とすることが必要と判断している。

平成 23 年度以降、専任教員の適正な処遇および能力開発を図ることを目的として、教育・研究に加えて校務・社会貢献等のサービス活動も含めた活動全般について総合的に評価し、教員評価を昇任・昇格等の参考とする人事考課制度を導入する予定である。その際、助教などをテニユア・トラックとして位置付け、毎年度実施される人事考課の結果を踏まえ、一定期間を経た後、業績が極めて秀であると認められれば、テニユアを付与し、かつ准教授へと昇任させることも検討している。

ただし、教員評価が人事考課のための道具に限定的に用いられたりすることのないよう、あくまで教員の力量形成を促進する能力開発型の評価制度として機能させるための、運用上の配慮が必要である。

授業科目を担当する専任教員数は、平成 21 年 9 月時点で、IT 総合学部 21 名、世界遺産学部 21 名となっており、各々大学通信教育設置基準に定められた定数を充足していた。しかし、平成 22 年 9 月に IT 総合学部の専任教員が 1 名退任し、専任教員数が 1 名不足しており、その改善として、平成 23 年 4 月より、IT 総合学部の専任教員 2 名を新たに任用する予定である。世界遺産学部の教授数は 9 名であり、定数の 19 名の半数を 0.5 名下回っており、その改善措置についても検討している。

また、両学部の専門科目の一部については兼任教員を配置しており、教育効果にも鑑みながら、専任・兼任の授業担当比率の適正化の検討を継続している。

本学では、学生の着実な履修継続を促し、自主学習への配慮を組織的に行うため、メンター制度を導入している。平成 23 年度以降は、これまでのメンターの画一的な配置と運用の見直しを行い、ティーチング・アシスタント（TA）制度を導入し、また専任メンター（「ラーニング・アドバイザー」と改称）を増員するなど、学習支援体制の改善充実を図る予定である。

教員の募集・採用・昇格等について、公募手続きなども含め規程の整備が行われていないことが課題であったが、大学設置基準第 4 章「教員の資格」に述べられている内容に準拠しつつ、「サイバー大学教員等任用規程」を新たに制定するとともに、「教員等の任期に関する規程」を改訂する予定である。本規程の検討に、およそ丸 3 年を要した主な理由は、教員の募集・採用・昇任等に係る選考の審議プロセス、教員業績評価を参考とする人事考課制度、考課結果と処遇体系との整合性等、人事システム全体の制度設計を一から検討する必要があったためである。

まず、大学の設置理念に照らして求める教員像の見直しを行い、IT 他の分野で高度の学術研究と専門職業人の育成に取り組む本学の教員は、学生の自律学習を支援し、学生が自らの入学目標を達成できるよう、知的営みの先達として適切に導くことを第一義とすること。さらに、教育の質向上を実現するための円滑な大学運営（校務）に積極的に貢献する優秀な人材の継続確保を行うべきこととしている。

求める教員像および教員組織の編成方針の明確化は、本学が社会の期待に応え、効果的な組織運営を展開する上で根幹をなす課題であると認識しており、学長・学部長等がリーダーシップを発揮し、教員の採用・昇任等に適時適切な意思決定を行えるようにするため、教授会の代議機関として「サイバー大学人事審議会」を設置する予定である。

基準 4 教育内容・方法・成果

平成 22 年 5 月、本学は平成 22 年度秋学期からの世界遺産学部の新規学生募集停止を決議し、特に IT・ビジネス分野において優秀な人材の輩出を目指すカリキュラムの強化など、ソフトバンクが設立したインターネット大学ならではの最先端かつ実践的な教育を徹底することを公示している。

IT 総合学部のカリキュラム強化のための体制として、平成 22 年度より「IT 総合学部カリキュラム検討委員会」を発足させている。平成 21 年度から積み上げてきた議論を同委員会で集約し、完成年度を越える平成 23 年度以後のカリキュラムについて、設置認可時の教育目標と教育内容を確実に保持しながら、専門教育・教養教育・外国語・情報教育に関わる授業科目のバランスや必修・選択の量的配分を見直すとともに、教育内容の重複箇所の整理、不足箇所の充足等を行い、教育目標を実現するための教育課程の体系性、順次性、明示性がより高められるよう議論を継続している。

学位の授与にあたり、どのような資質・能力を育成し、どの程度の知識・技術の習得水準を求めるのか、また学位に相応しい学習経験を求めるのかという学位授与要件を示すものとしてのディプロマ・ポリシー、またディプロマ・ポリシーを保証するためのカリキュラムの体系性・整合性を示すものと

してのカリキュラム・ポリシーの策定が検討の途上にある。学士課程修了時に学生が身に付けるべき資質・能力等を示す「コンピテンシー」と、シラバスに記載された各授業科目の到達目標（「スキルセット」）との対応関係を明示したマトリクスを、「カリキュラムマップ」として整理し、それをを用いて授業科目の精選を進める流れを構築し、必要に応じ不足する授業科目を補充するなど、学部の教育目標の達成度を検証し、効率的で合理的な質の保証を担保する教学改善の PDCA サイクルを機能させるための体制について検討を進めている。

「カリキュラムマップ」は、教学組織の自己診断・評価の材料とするだけではなく、学習者の学習行動の指針として、その動機付けにも資するという視点を持つことが重要である。学習者の自律学習を進めていく上で、目標の設定や到達度合いの確認をする際のチェックリストとして、また、学習者へ課題に対する効力感を与え、充実感を高めるための手段としての活用も検討する必要がある。「完全インターネット講義」を実践し、「自ら学習する姿勢」を涵養することを重要な教育方針の一つに掲げる本学において、極めて重要な課題であるといえる。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、平成 23 年度春学期中にホームページ上で公開し、教職員・学生へ周知し、また社会へ公表する予定である。

各学部の専門科目は、卒業要件を満たすように選択履修していくことによって、卒業研究に結びつく関連科目を体系立てて学習できるように設計している。専門の周辺分野に関しても、学問的な横の広がりや縦の深まりを形成するために必要不可欠な科目構成を構築している。関連する分野はカテゴリー別に編成しており、教養学習と専門学習のバランスが取れるような体系として計画している。教養科目と外国語科目については、両学部共通の科目として設置している。

平成 22 年 12 月現在、全科目を開講しているが、1・2年次配当の外国語のみを必修科目とするほか、専門科目および教養科目は全科目を選択必修科目として構成しており、いわゆる必修科目が皆無であることは、「自ら学習する姿勢」を涵養する基本方針に沿って、基礎教育の段階から、学習に対する学生の自発的な選択意識を高めるため、あえてこのような科目編成をとり、またそれで大学設置認可を受けている。

しかし、「自ら学習する姿勢」を涵養する方針は、学生個々人の興味や関心に応じて、履修選択の自由が十分に保障される利点はあるものの、高校新卒で入学する学生は勿論のこと、社会人学生の場合でも、学ぶ目的や進路選択等が曖昧である場合、とりわけ導入的な段階では、より明示的な順次性を持つ科目配置が必要であるとの反省に立ち、平成 23 年度以降の IT 総合学部カリキュラムでは、1年次・2年次に必修科目を配置し、また逆に3年次には、学生の履修選択の自主性、主体性がより高められるよう、従来の選択必修科目の他に選択科目を配置することとしている。

世界遺産学部においては、平成 23 年度以後も設置認可時のカリキュラムを基本的に保持するものであるが、4年度目に入っているにもかかわらず、卒業要件に対する理解も不十分な者が相当数認められたため、平成 22 年9月より「履修相談特設窓口」を設置し、その構成員である専任助教・専任助手・学生サポートセンター職員が、電話や Skype（ビデオ通話）を用いて個別的な履修指導を実施するなど、学習支援体制の強化を図っている。

さらに、リメディアル教育および初年次教育の充実に関する検討についても、平成 21 年度より進めており、IT 総合学部カリキュラム検討委員会では、リメディアル教育の内容と運用ならびにリテラシー教育の強化について検討を行い、「文書作成と表計算」「日本語リテラシー」「プレゼンテーショ

ン実論」を教養科目として、また IT 総合学部の初年次配当の必修科目として一連の基礎数学に係る科目を平成 23 年度より新設することとし、今後、高校新卒の入学者が増加する可能性を踏まえつつ、高大連携の観点からも、順次性のある授業科目の体系的な配置の充実へ向けて取り組みを進めている。

平成 23 年度以後の IT 総合学部への入学者を対象として、入学後に「IT 総合学部基礎力診断」を実施し、その結果を踏まえ、教員や指導補助者が各学生の入学時の学力を見極めながら、必要に応じ、補助教材としてリメディアルコンテンツ（「IT のための基礎（高校卒業程度の数学の基礎知識）」）の受講を促す等、学習支援体制の充実を図る予定である。

教養科目は、平成 22 年 12 月時点で全 61 科目を開講済みであり、また多様な学問分野についての基礎的な知識と教養を授けることを目的として、従来の人文科学・社会科学・自然科学の分類を基礎に 6 分野（クラスタ）に細分しているものであるが、理系・文系、人文科学、社会科学、自然科学といった従来の縦割りの学問分野による知識伝達型の教育の域を出るものではない。

平成 23 年度以降、新たに再構築されるべき本学の教養教育は、グローバル化や科学技術の進展等、社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を学生に与え、専門教育への単なる入門教育ではなく、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養等、総合的な見直しが必要とされるものである。

平成 23 年度より、リテラシー系科目が新設されることは一定の前進であるといえるが、根本的な課題として、まず、本学の教育理念・目的に基づき、開学後の社会の変化も踏まえながら、教養教育の理念を再定義し、教職員や学生に簡潔かつ明確に示す必要がある。教養教育のカリキュラムのねらいを学生に十分に理解させた上で、必要に応じ、授業科目について履修すべき順序を示したり、領域ごとに一定の履修要件を課したりするなどの仕組みも検討する必要がある。また、授業形態については、全科目を講義としているのが現状であるが、必要に応じ演習を取り入れるなど、学生の知的好奇心を喚起するための工夫が必要である。

これまでの教養教育を担う本学の体制は、世界遺産学部の専任教員が 3 名と専任助手、ほかは兼任教員で構成されるものであった。平成 22 年 5 月に世界遺産学部の学生募集が停止された状況を踏まえ、IT に関する専門性を有する専任教員も兼担で配置するとともに、「IT 総合学部カリキュラム検討委員会」の下に「教養ワーキンググループ」を設置し、教養教育の改善充実に取り組むための体制を強化し、上記の課題の検討を行うこととする。具体的な取り組みとして、IT 総合学部の専門科目に位置付けられていた「サイバーリテラシー概論」を、平成 23 年度以降の IT 総合学部の教養カリキュラムにおいては、教養必修科目として位置付けることとしている。

各科目の授業形態については、専門科目では講義科目と演習科目とがほぼ同数設置されており、バランスよく「知識」と「技術」を身に付けられるよう配慮している。

また平成 20 年度より、世界遺産学部の専門科目に、文化財の保存・修復等に関する能力を、実技・実習を通じて身に付けさせる科目として、オンラインおよび直接対面型を併用した講義と、現地のフィールドでの実習を組み合わせた「世界遺産実習」を自由科目として追加している。同じく平成 20 年度より、高校新卒学生を対象に、正規の科目として「インターンシップ」と「ボランティア論」を開講している。国内でのボランティア活動、インターンシップ等の職業体験、また海外での実習を伴う授業科目の履修を推奨し、自己と社会との関わりについて考えを深め、協調性や指導力等の資質を磨

き、「技術・態度」の修得を行えるようにしている。

各授業科目は、学習管理システムに搭載されたツールを用いながら、授業運営における双方向性の確保に努めている。

授業時間外の予復習の学習時間の確保については、授業コンテンツを何度でも視聴でき、また「小テスト」も再受験（反復学習）ができる仕組みとし、また学習資料の提供や参考図書のスラバスの提示を行うなど、eラーニングの長所を活かし、自学自習を促進している。

入学時、また3年次の専門選択時における履修指導については、さまざまな取り組みを行ってきたといえるが、参加を任意としていた結果、参加率が著しく低かったことを踏まえ、改善する必要がある。その際、学生自身の履修計画と達成度の点検を行う「学習ポートフォリオ」の観点を導入し、学生が、それまでの学習達成度と学習・教育目標を考慮して履修計画を立て、それに従って履修科目・取得予定単位数・重点学習目標等を記入し、各学期の最後に合格科目の確認と取得単位数の集計を行い、自らが学習計画の達成度を振り返り、次学期の履修計画立案に活かせるようなフォームを検討する必要がある。また、学生自身の学習達成度の点検が十分ではない場合には、指導補助者を中心に、その助言の下で履修計画立案を誘導する必要がある。

平成23年度以降の入学生に対しては、原則として履修指導を義務化する方針とし、また入学時オリエンテーションについては、①基礎力診断の実施、②履修計画の知識を身に付ける、③インターネット大学での学習方法を学ぶことを学習目標として、全4回からなる双方向コンテンツを配信することを教務委員会で決議している。

授業改善に向けた学生の意見反映システムの確立に関し、本学では、全ての授業科目において、各学期末に学生による授業評価アンケート（オンライン）を実施している。平成20年度には、学期末に「授業評価アンケート調査結果に対する教員自己評価」の提出を専任教員へ義務付けていたが、単なる自己評価に留まるものとして有効性が認められなかったため、具体的な授業改善へ結びつける流れを明示的にする意図の下、平成21年度からは書式をあらため、「授業評価アンケートに関する授業改善計画書」を提出させている。また、授業評価アンケートの結果が著しく低かった場合には、「改善計画書」（弁明書）を各部局長へ提出させ、改善を指導することとしている。

本学では、「インストラクショナルデザイン」の教育理論に基づき、授業コンテンツの設計・制作等に係る教員支援を行っているが、その際、とりわけ重要なガイドラインとして、独自の「授業設計書」フォームを開発している。多様なメディアを用いた非同期学習によるeラーニング教材の場合、学期途中での授業内容の変更が困難であるため、“何をどこまで学ばせるか”という学習目標を立て、またその目標を達成するために必要な課題の内容を予め明確化し、学習順序を系統的に整理した「授業設計書」の作成が不可欠である。

授業コンテンツの制作の過程で、アシスタント・インストラクショナルデザイナーが、「授業設計書」に沿った内容となっているかどうかを随時点検し、コンテンツの完成と同時に確定される「授業設計書」の最終版が、ほぼそのままスラバスの内容と一致することとなる。したがって、全授業科目において、各スラバスに沿った授業コンテンツが制作され、また授業運営が行われていると判断できる。

また、授業配信後の運営においては、各授業回における課題が着実に履行されているかどうかを、科目ごとに配置される担当メンターが随時点検しており、すなわち授業運営においても、スラバスの

記載内容の履行義務を果たす体制が十分に機能しているといえる。

本学では、“なりすまし”などの不正を防止するための措置として、携帯電話認証、WEB カメラを用いた顔認証を用いることで、受講時、期末試験時には本人確認を厳正に実施している。教員は、シラバスに明記された評価基準に基づき厳正に成績評価を実施し、また受講時ならびに期末試験時の本人確認の結果等の審査事項をふまえ、教授会の議を経て最終的な単位認定を行っている。

授業の受講時、期末試験時には、高精度の本人確認を実施し、“なりすまし”の不正を防止する指導を行っている。ただし、期末試験受験時の顔認証は、“なりすまし”の防止には十分な効果を発揮するものであるが、WEB カメラの監視範囲外でのカンニングの不正が行われた場合、それを抑止することはできない。本学の現状において、期末試験システムを使用する場合でも、また期末レポートを提出させる場合においても、全て参考資料などの“持ち込み可”の試験となっており、“なりすまし”の防止をもって必要十分な監視が行われているといえるが、今後、“持ち込み不可”の試験が必要とされる状況が発生する場合も想定し、予めその対応の検討を教務委員会で進める必要がある。

平成 21 年 4 月、教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけるための組織として「FD 委員会」を設置し、授業改善に関わる事項の審議を中心に、平成 21 年度は委員会を 16 回開催している。

FD 活動の一環として、外部から有識者を招聘し、平成 21 年度末までに、3 回の FD 研究会を開催しており、また、全 8 回からなる VOD (Video on Demand) 方式の「FD コンテンツ」と呼んでいるオンライン研修も行っている。授業運営支援者であるメンターに対しては、学期開始前に必ず各学部で学期前研修を行っている。業務を効率的に行うため、メンターとして行うべき共通の業務が記載されているフォーマットに、担当科目で行うべき業務を記入させ、学事日程に沿って効率的に業務を遂行することを目的として、学期前研修において全メンターにアクションプランを作成させている。

本学では、e ラーニング教材の設計・開発等においてインストラクショナルデザイン手法を採用しているため、インストラクショナルデザイナー、アシスタント・インストラクショナルデザイナーを専門スタッフとして配置し、教員を支援しているが、インストラクショナルデザイナー、アシスタント・インストラクショナルデザイナーの業務遂行能力を発展向上させるため、コンテンツ制作センターでは組織的に研修活動を行い、専門スタッフを育成している。

教員の授業改善を支援するための方策としては、インストラクショナルデザイナーなどによる教育コンサルティングの充実にも取り組んでいる。また、FD 委員会の下に、専任助手・教務部職員・コンテンツ制作センター職員で構成される「授業評価アンケート分析ワーキンググループ」を設置し、より効果的な教員への授業評価アンケートのフィードバック方法について検討している。さらに、同ワーキンググループにおいて、授業評価アンケートのフリーコメントの分析を進めており、項目ごとに分類した後、「学生コメント分析に基づく Teaching Tips 集」として整理する予定である。学生コメントを分析した Tips 集であれば、心理的に教員も受け入れ易いと推察されるし、最終的に全専任教員へ配布することにより、学生の声を十分に活かした本学らしい FD の取り組みになるともいえる。

平成 22 年 12 月現在、人事評価管理の公正な運営を促進し、教員の適正な処遇および能力開発を図ることを目的として、「人事評価規程」の制定を進めており、FD 活動に率先して取り組む教員に対する顕彰や教育方法改善に対する支援を行うことも検討している。

基準5 学生の受け入れ

大学設置認可申請書に記した教育目標に沿ってまとめた現行のアドミッション・ポリシーは、人材養成目的と同様の内容になっており、単に「求める学生像」を概念的にまとめたものに過ぎないという問題があった。

これを受けて、平成23年度以降のIT総合学部の入学生の受け入れ方針に関しては、文部科学省より通知された「平成23年度大学入学者選抜実施要綱の変更予定について（通知）」に沿って、本学に入学するにあたり修得しておくべき知識等の内容・水準も明確にすべく、IT総合学部カリキュラム検討委員会において改訂の取り組みを進めている。

その際、高校段階で習得しておくことが望まれる基礎学力や、日本語を母語としない学生の日本語能力もできるだけ具体的に示すとともに、障がい者の受け入れについても配慮した改訂版アドミッション・ポリシーを平成22年10月の教授会で決議し、大学ホームページ、入学手続きサイト、募集要項で公開している。

本学のオンデマンド型のeラーニングによる学習手段は、いつでも、そしてどこでも受講ができる仕組みを持ち、また受講のためのスクリーングを一切必要としないため、身体に障がいのある学生、また学習時間や通学等の都合のつきにくい社会人が学びやすい教育環境を提供している。

平成21年度学生募集は、それまでと同様、大学ホームページ上に学生募集の掲示を行うとともに、過去の学生募集の経験に鑑み、1. 大学説明会の運営方法の見直し、2. インターネット広告に特化した広告宣伝活動、3. 大学ホームページおよびパンフレットのリニューアル、4. 就職に強い学校づくり、5. 高校生募集活動の改善、6. 社会人募集活動の改善の6点を柱として、学生募集に取り組んでいる。

本学は、IT総合学部2,500名、世界遺産学部2,500名の合計5,000名を収容定員として設けている。平成22年10月現在の在籍学生数は、IT総合学部724名、世界遺産学部393名、全学で1,117名となっている。

平成22年度秋学期より世界遺産学部の新規募集を停止し、平成22年度秋学期学生募集をIT総合学部のみ行った結果として、人的・物的・資金的資源を集中することができ、また、広告については、IT総合学部の潜在顧客にターゲットを絞って、効果的な広告媒体、掲載ページ等を選びやすくなったことから、平成21年秋学期と比較して、約2倍の入学者を得られ、現在のところ効果が上がっているといえる。

世界遺産学部の学生募集停止は、大学の適正規模の観点から段階的に収容定員を半減させるものであり、また限られた経営資源をIT総合学部の学生募集活動に注力して効率と効果を高め、強みのあるIT総合学部に入学生員を重点化し、大学の継続的運営の安定性を高めるための方策であった。

IT総合学部の入学者数は、平成21年度は105名、また平成22年度は約1.5倍の158名となっているが、それでも入学生員600名に対し著しく定員未充足であるため、今後の入学者数の推移を見ながら、定員管理の適正化について検討を続ける必要がある。ただし、本学は、株式会社、すなわち企業法人が設立運営する大学であり、学部ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合を始め、適切な定員の設定に関する方針の再確認においては、補助金の交付対象となる私立大学等を設置する学校法人と

の相違に十分留意する必要がある。

基準 6 学生支援

本学では、大学設置認可申請書に記載した学生支援に関する方針に基づき、「学生サポートセンター」「授業サポートセンター」「システムサポートセンター」を附置している。

本学は「オープン・アドミッション型」の大学として、多様な学生を受け入れる方針を持っており、入学時の学生の学力差もさることながら、やる気や意欲にも個人差がある。また、スクーリングを一切必要としない通信制であり、必然的に就学離脱者が出やすいという状況があるため、多様な学生の個別ニーズに応じた学生支援を提供できるよう、大学全体の学生支援力を強化する必要がある。学生支援を「付加的サービス」や「特別な問題をもつ学生への対応」と位置付けるのではなく、全教職員・カウンセラー・メンターの協同による総合的な学生支援を目指し、とりわけ授業内外でのメンターによる学習意欲や動機付けに係る支援体制の改善充実を今後の課題として位置付けている。

外部の奨学金制度としては、スクーリングの無い本学の場合、現在の制令では、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度の対象にはならないとのことであったが、同機構および文部科学省の担当者とは粘り強く交渉を進めている。引き続き奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置については、地方自治体等が提供しているものも含め、検討する必要がある。

平成 22 年 12 月現在、学内の奨学金制度の検討を進めており、平成 23 年度より「学業優秀者奨学金制度」を新たに設け、成績が優秀な学生に対し、翌学期の授業料を減免する予定である。

障がいのある学生に対する修学支援措置としては、学生専用サイトなどへのアクセシビリティを向上させる目的で、障がいを持つ学生にアンケート調査を実施しており、回答した学生のうち成績優秀者について授業料免除を行う「アクセシビリティ向上パートナーシップ制度」があり、学生サポートセンターが把握している障がいを持つ学生を対象としてアクセシビリティ向上パートナーを公募している。

さらに、学生生活相談の体制を充実させるため、平成 22 年 10 月より、休学者を除く正科生およびその家族を対象として、専門カウンセラー（臨床心理士）に Skype（ビデオ通話）で直接相談可能な体制を整備している。

開学当初より、教職員（メンターも含む）の各種ハラスメントに関して、教職員の就業規則の第 94 条「人種尊重・差別、ハラスメントの禁止」において明確にこれを規定し、該当する行為については、第 105・106 条に基づき「懲戒」を行うこととしている。また、教職員は、株式会社日本サイバー教育研究所の構成員として、ソフトバンクグループが定めたハラスメント防止などを含む遵守事項である「コンプライアンス・コード」を遵守し、その疑義ある行為を行い、または知った場合には、報告・相談の義務を負っており、全員が入社研修時にその説明を受けている。各種ハラスメントに係る通報ないし相談にあたっては、社内のコンプライアンス体制の確立・強化を担う役職であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）への学内（学校設置会社）ホットライン、また学内ホットラインに相談しづらい場合に利用可能なソフトバンクグループ・ホットライン、さらに社外窓口（外部法律事

務所)の3つの窓口があり、厳格に運用している。

しかし、学生のハラスメントに関し、相談窓口は学生サポートセンターに設置されているものの、その後の通報・相談処理・関係部局と連携しての対策の実施について、組織的なハラスメント防止に関する基本的事項が定められておらず、またそのための体制も整備されていない点が課題として残されている。

平成22年12月現在、学生部および管理部を中心に、ハラスメント防止に関するガイドライン案およびそれに付随するハラスメント防止委員会の規程案のとりまとめを行っている。ソフトバンクグループ側のコンプライアンス窓口に依拠する範囲と同委員会を対象とする範囲との棲み分け、また調査・認定・懲罰のプロセス等、瑕疵の無い制度設計を行う必要があるため、引き続き検討を行うこととする。

本学は、社会人学生が多く、就職希望者数はあまり多くはないが、平成21年1月に学生部内に就職相談室を設置し、平成21年3月に職業安定法に基づき「無料職業紹介事業」の手続きを完了し、メールによる就職相談を随時受け付けている。また就職相談室の設置に伴い、平成21年3月に職業安定法に基づき「無料職業紹介事業」の手続きを完了した。職業安定及び雇用対策法に基づき、求職者に適切な雇用情報などの提供・指導を行う「職業紹介業務運営規程」を、また、職業安定法の規程の趣旨から個人情報適切に管理するために「個人情報適正管理規程」を定めている。

また、就職相談の充実のため、学生からの業界・企業研究の問い合わせについて専任教員へ相談を依頼できるように、相談室協力教員として登録している。

就職相談体制のより一層の充実のため、平成22年10月より、休学者を除く正科生およびその家族を対象として、専門カウンセラー(産業カウンセラー)にSkype(ビデオ通話)で直接相談可能な体制を整備している。

進路選択に関わる指導・ガイダンスとして、平成21年11月、有職社会人学生が多いという特徴を活かして、就職希望学生が先輩社会人と相談することのできる「キャリアサポーター制度」を導入している。

その他、就職相談室では学生からの相談を受けるだけでなく、大学ホームページ上に、企業・団体からの求人受付ならびに在学生向けの案内を掲載し(在学生の相談は学生専用サイトからログイン)、また就職活動を支援すべく、ネット配信による「就職活動支援ガイド」を動画コンテンツとして学生向けに公開している。

また、キャリア支援を目的としたイベントとして、「就職支援セミナー」なども実施している。

社会人学生のキャリア支援としては、IT総合学部所属で社会人経験のある学生を対象に、本学卒業後にソフトバンクグループ通信3社への就職または転職を希望する社会人学生の選考プロセスを優遇する「サイバー大学就職支援制度」を平成22年12月より開始している。

基準7 教育研究等環境

本学は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークのみを利用し、教室等以外の場所で授業

を行う大学として、構造改革特別区域の特例措置を受けており、通常の通信制大学であれば、大学通信教育設置基準第 10 条第 2 項別表 2 の基準を満たすよう校舎等施設を整備する必要があるのに対し、大学設置基準第 36 条第 1 項に規定する校舎等施設について、教育研究に支障の無いよう整備すればよいこととされている。

本学のキャンパスおよびオフィスは、「大学設置認可申請書」の「キ 校舎等施設の整備計画」に記載された教育研究環境の整備に関する計画、また大学設置基準第 36 条第 1 項に規定する校舎等施設の規定に沿って設置したものであり、そのうち福岡キャンパスについては、福岡県福岡市の中心部から北東 10km に位置する人工島「アイランドシティ」に位置しており、地域社会と連携しながらキャンパスの有効活用および適切な維持管理に努めている。キャンパスには図書館と書庫を整備し、IT 総合学部と世界遺産学部の専門領域に関する書籍を中心に、合計 16,789 冊の蔵書を備えている。また、本キャンパス以外に、東京牛込地区にオフィスを設置している。

平成 21 年度の文部科学省設置計画履行状況調査 留意事項として、「学生のニーズを踏まえ、引き続き専門図書の充実、電子ジャーナル及び電子ブック等の整備に努めること。特に、通信教育課程であることに鑑み、本へのアクセスについて特段の配慮をすること」と指摘されている。

上記の留意事項を受け、平成 22 年度に改善された実績として、以下が挙げられる。

1. 「図書館利用ガイド」を作成し、学生専用サイトに掲載している。本学の図書館だけでなく、地方公共図書館や国立国会図書館、他大学の図書館利用についてもあわせて案内を行い、学生各位の利便性に考慮しながら図書館利用を促進している。
2. 図書の郵送に加え、図書複写サービスおよび複写物郵送サービスを開始し、遠隔地在住の学生が利用しやすい環境を整備している。
3. 現在導入済みである電子百科事典「ブリタニカオンライン」、論文検索サービス「CiNii」に加え、また、学生の貸出冊数の増加を図るために、考古学、芸術、歴史、数学、経済学、宗教学等、複数の領域をカバーしている電子ジャーナル「JSTOR」を導入した。さらに、現在設置している「図書関連リンク」のページに他大学のリポジトリなどの紹介を行い、充実に努めている。
4. 平成 21 年度設置計画履行状況等調査において、大学設置分科会 設置計画履行状況等調査委員会委員からの助言を受け、図書館利用の促進のため、それまでは郵送時の送料を学生自己負担としていたものを、1 往復分を 1 回に限り、大学が負担することとしている。
5. 現在、図書館は平日のみ開館しているが、本学は社会人学生が多いことに鑑み、6 月から試験的に休日開館し、ニーズ調査を継続している。
6. その他、本学で使用している教科書、参考図書についても、不足しているものは随時図書委員会で選書し、購入していく予定である。引き続き、図書館および学術情報サービスの利用状況を把握・確認しながら、改善充実に努める。

そして、教員の研究を支援する環境や条件の整備に関し、これまで研究費を取り扱う部署であった「研究費申請室」を、①研究推進計画の企画・立案・実施、②研究者倫理を含む公的研究経費の不正防止等に係る企画・立案・実施、③教員の研究・社会貢献等における活動実績の外部公開を担う「研究推進室」として平成 22 年 2 月より改組している。

平成 21 年 2 月には、本学の研究活動の強化を目的とするものとして、「サイバー大学研究機構」を設置している。また、研究機構の枠組みの中で、本学専任教員が所長となり、5 年間以内の時限活動による機動的な研究組織としてプロジェクト研究所を発足させている。

「個人研究費」については、本学の専任教員及び専任助手を対象に交付しており、平成 21 年度は経営改善策の一環として個人研究費を一旦凍結していた。

そして平成 21 年度の文部科学省設置計画履行状況調査 留意事項として、「教員の研究活動について、研究支援体制及び研究成果を教育活動に連動させる体制を整備・促進し、学部としての社会的役割を果たせるよう、より積極的な取り組みをすること。その際、研究活動に支障が生じないよう、研究室の設備などを充実させること」と指摘されている。

上記の留意事項を受け、平成 22 年度に改善された実績として、福岡キャンパスの研究スペースを利用することができない首都圏在住の教員に対し、東京オフィスに研究スペースを設置した場合の利用希望アンケートを取り、使用頻度が高い教員には個別の研究スペースを東京オフィスに増設し、また使用頻度の少ない教員についてもフリーの研究スペースを利用出来るようレイアウトの変更を行っている。

また、個人研究費については、本学の専任教員及び専任助手を対象に交付しており、平成 21 年度は経営改善策の一環として個人研究費を一旦凍結していたが、平成 22 年度には予算を 180 万円確保し、再開している。なお本研究費は、科学研究費補助金の申請数の増加をも目的に、科学研究費補助金への申請を条件に交付することとしている。

専任教員の研究成果などの公表を支援する措置としては、研究情報を広く一般にわかりやすく伝えることを目的として、平成 21 年 10 月より、大学ホームページ上に「教員リレーコラム」を立ち上げた。同じく大学ホームページ上の「教員プロフィール」更新については、教員自身が随時業績を入力・更新できる仕組み（CMS）を構築し、専任教員を対象にした CMS 入力に係る研修会を平成 22 年 9 月に実施している。

その他、プロジェクト研究所における研究成果を本学教職員及び学生へ公表することを目的として、平成 22 年 4 月、「プロジェクト研究所 研究活動報告会」を東京オフィスにて開催した。

さらに、各教員の研究論文・研究成果の公表を支援する場として、『サイバー大学紀要』の発行を継続しており、またオンライン大学である本学の e ラーニングの実践、すなわち学習管理システムの開発や、e ラーニングによる教育システム構築の過程で得られたさまざまな成果などを積極的に公表し、適切に社会に還元することを目的として、研究誌『e ラーニング研究－サイバー大学の e ラーニング教育システム』を平成 22 年 11 月に発行している。

本学は、平成 18 年の日本学術会議声明「科学者の行動規範について」に準拠し、研究活動が公正に遂行されるように、平成 20 年度、研究に携る者とそれを支援する者が遵守すべき「サイバー大学における研究者行動規範」を定めた。また、研究者に研究倫理を遵守させるため、「サイバー大学不正防止委員会規程」に則り、不正防止委員会を設置し、公的研究費の厳正な使用と、不正発生の要因把握と有効な対応に努めている。

基準 8 社会連携・社会貢献

大学設置認可申請書では、社会との連携・協力に関する方針として、オンライン大学である利点を活かし、地域間をネットワークで結んで生涯学習拠点を形成し、地方活性化に寄与すること。また先進的なeラーニングシステムの構築と運用を行い、係る教育研究成果を社会に広く還元することなどを掲げている。

大学ホームページの「設立趣旨」において、社会との連携・協力に関する方針の一部を断片的に説明しているものの、記述の質・量とも十分なものとはいえないため、社会との連携・協力に関する方針を再整理した後、分かりやすく、かつ具体的な「方針」としてホームページにて明記する必要がある。

教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動として、①対面式の公開講座、②モバイル教育推進の一環としてのオンラインによる公開講座、③平成 22 年度をもって第 3 号を数えた研究紀要、ならびに研究誌『eラーニング研究－サイバー大学のeラーニング教育システム』の発行（平成 22 年 11 月 30 日）、④大学ホームページを通じた教育研究成果の紹介等を行っている。

大学として社会や地域に対する貢献を行うための組織として、平成 20 年度に「インターンシップセンター」および「ボランティア活動センター」を設置し、各種のインターンシップやボランティア活動への参加機会を、自治体や企業、関連団体等との連携協力を得ながら、在学生に提供している。

同じく平成 20 年度より、卒業単位に参入される科目として、「インターンシップ」、「ボランティア論」を開講し、学生が在学中に一定期間、企業や団体等で、自分の専攻や将来のキャリアに関連した就業体験、ボランティア活動を実践できる教育プログラムを提供しており、平成 21 年度からは、世界遺産学部の学生を対象として、「文化財の保存・修復」等に関する知識を、実習を通じて身に付ける内容を盛り込んでいる。

しかしながら、履修者の数が多いとはいえないため、インターンシップおよびボランティアに関しては、授業科目の内外の活動ともに、引き続き学生への周知を一層徹底し、活動情報の発信を大学ホームページ他で積極的に行いながら、社会との交流の重要性・意義等の理解を促し、参加を奨励する。

なお、平成 22 年 8 月より、インターンシップやボランティアの専門的知識を有する外部有識者による助言を得て、活動内容などを適切に評価・改善する仕組みの導入を図っている。

基準 9 管理運営・財務

大学の意思決定プロセスは、事務・教育研究組織、各種委員会において発議された事案について、諸規程の定めに従い、大学運営管理委員会および教授会の審議を経ている。また、重要な事項は、法人組織である経営会議及び取締役会に諮り、法人のコンセンサスも得ている。管理運営に関する学内諸規程は、関係法令に基づき整備し、それに則り厳正に運用している。

教学組織と法人組織双方の、教育研究および経営に関する権限と責任に関しては、「共通権限基準表」および「職務権限に関する規程」で明確に規定している。

また、教授会の権限と責任に関し必要な事項は教授会規程に定めており、学長が議長を務め、専任教員を中心に組織しており、原則として月 1 回以上開催し、構成員の 3 分の 2 以上の出席も毎回担保されている。

教授会は、教学組織における最高意思決定機関として位置付けられている。本学では、各学部の共通課題として、遠隔通信教育のための学習管理システムなどの基盤整備に随時全学的な議論を図る必要性があり、またそれが「完全インターネット講義」を謳う本学の教育研究の根幹を成すものであることから、教授会は学部別にではなく、IT 総合学部および世界遺産学部の合同教授会として設置している。

随時発生する教育上のニーズを反映し、学生の利便性向上に伴うシステム機能を更新すること、また授業運営の質を担保するための各種ガイドラインの制定は両学部共通の課題であり、その都度合同教授会での審議を経る必要があった。その反面、学部固有の問題を審議・決定する場としての、一般的な意味における「学部教授会」の機能が脆弱であり、またその権限と責任は曖昧であった。

そして「大学運営管理委員会」に関しては、教授会での審議の効率化を目的として、重要議案などを事前審議するための部局長会議的な運用を行っており、全ての議案は大学運営管理委員会で事前審議の上、教授会で審議・決定を行っていた。しかし、「サイバー大学運営管理委員会規則」では、大学運営管理委員会を教授会の代議機関として位置付けており、事前の審議・調整を行うための会議体としての定義は不明確であった。

学部の自治を強めることより、オンライン大学に必要な基盤整備を優先してきたのが実情であるが、連絡調整会議としての大学運営管理委員会を通じて事前に学部間の利害を調整し、その上で教授会議長も兼ねる学長が強力なリーダーシップを発揮できる体制を保持してきた点は、開学後、課題が山積していた状況において、迅速な意思決定を行う上では実利的な運用であったといえる。

平成 22 年 12 月現在、サイバー大学におけるオンラインシステム、すなわち、学生向けの学習管理システム（学生専用サイト）、教職員向けの学習管理システム（教員サイト）、授業コンテンツ制作管理と配信システム、教職員や学生指導のためのグループウェア「CUBE」やメッセージング・システム等、学生の履修活動のための e ラーニングシステムを始め、すべての修学支援活動を提供するサービスネットワークの抜本的な見直しを検討している。

本学の学習管理システムは、海外のオンライン大学のそれを参考に独自開発したものであるが、度重なるシステム改修の末、利便性が向上してシステムの完成度が高まった反面、現行の機能にプラスして新たな機能を追加し続ける場合のコスト管理の観点から、オープンソースの学校機関向けの学習管理システムへの段階的な入れ替えを念頭に検討を進めている。現行の学習管理システムの機能を 100% 温存しながら、本学の教育目的・目標の達成に必要な新機能の充足を、中期的なコスト削減をもって実施しようとする本計画は、平成 24 年度に本格導入する方向で検討しているものである。

したがって、オンライン大学に必要な基盤整備に関する学部共通の議論は当面継続される見通しであり、係る状況の下で教授会を学部別に設置するのは極めて非効率であると判断され、平成 23 年度以降も、当面教授会は 2 学部合同で行うべきである。しかし、学部固有の問題を審議する場としては、計画通り非公式の会議体である学部教員会を「学部運営委員会」として正式に発足させ、ボトムアップの意思決定プロセスを明確化する必要がある。

また、教授会の事前審議・調整のための会議体としての大学運営管理委員会の位置付けをはっきり

させ、事前審議制を規程に定める必要がある。

さらに、現行の全ての委員会は、規程上、教授会の事前審議のための会議体として位置付けられていたが、そのうち、人事委員会、入試委員会等、教授会の代議機関として、専門的事項を審議するための権限と責任を付与すべき会議体については、規程をあらためその位置づけを明確化する必要がある。

平成 22 年 12 月現在、経営本部および管理部を中心に、意思決定プロセスの見直しを行っており、付随して「サイバー大学教授会規程」「サイバー大学運営管理委員会規程」の改定、「サイバー大学学部運営委員会規程」の制定を進めている。そして「サイバー大学入試委員会規程」を改め「サイバー大学入学卒業等審議会規程」、また「サイバー大学人事委員会規程」を改め「サイバー大学人事審議会規程」とし、さらに人事関連では付随して「教員等の任期に関する規程」の改訂、「サイバー大学教員等任用規程」「人事評価規程」の制定を進めており、以上すべての規程は平成 23 年度春学期中の施行予定とし、関係所管部署と適宜調整を図っている。

平成 22 年度で完成年度を迎えており、組織や規程の整備に追われる 4 年間であったが、設置認可時の 4 年間の計画の履行がほぼ終着しつつある平成 22 年 12 月現在、自己点検・評価室を中心に、平成 23 年度以降の「中期目標」「中期計画」の策定へ向けて検討を進めている。管理運営方針も含めた「中期目標」「中期計画」を策定の上、教育研究組織を構成する各部局・委員会等の業務運営に関し、実施すべき事項を記載した年度計画の作成を行い、その達成度を自己評価しながら、教育研究活動の充実に活かす体制を確保する予定である。

事務組織に関しては、平成 22 年 3 月現在、学生募集部、広報部、管理部、システム部、研究推進室からなる事務局、教務部、学生部、コンテンツ制作センターが大学業務の事務支援を行っている。

平成 22 年度に、全職員の業務のたな卸しを行い、業務内容と必要時間を部署ごとに見積もるとともに、事務組織全体で業務平準化と人員配置の適正化を進めている。平成 20 年度までは、事務職員の流動性が著しく、組織の繁閑が度々生じていたが、平成 21 年度から平成 22 年 12 月現在に至るまで、人員の定着率が高まり、安定的な事務組織運営を行うことが可能となっている。そして各部局における事務業務のマニュアル、フローについても、順次整備されつつあるといえる。

事務職員の人事考課については、ソフトバンクグループの人事制度に準じて目標管理制度（MBO）を活用しており、半期ごと、期初に組織目標と関連づけながら個々の職員が上長と面談の上目標設定を行い、期末に成果に基づいて達成度評価を行っている。

SD に関しては、教務部、学生部、管理部総務や広報部の職員が、他大学に対して「実務研修」の受入を要請・実施し、大学事務の専門的知識の習得と資質向上に取り組んでいる。また、学生部所管事項で未整備事項が多かったことから、大学事務の経験者を学生部顧問として招聘し、指導・助言を受けており、体制の強化を図っている。

本学が今後も長期・安定・永続的な大学運営を図っていくためには、中期的には親会社に対する財務依存度を低下させ、長期的には同依存から脱却して本学単体での企業会計上の赤字解消を図ることが強く求められ、必要な財務基盤の確立のために、学校設置会社取締役会で承認・可決された以下の 3 点に重点をおく事業計画に基づいた財務（資金）計画に沿って、日々の大学財務運営を履行している。

- (1) 売上高の源泉である学生募集力強化と附属収入の獲得
- (2) 学修環境に影響を与えない範囲での、聖域なきコストの削減
- (3) 親会社との連携を強化し、赤字解消までの資金調達の安定性・機動性、変事抵抗力の確保

なお、教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立するためには、コスト削減のみならず、抜本的に収支構造を改革する必要があるとの判断に至り、平成 22 年度 5 月度取締役会、教授会の審議を経て、平成 22 年度秋学期より、世界遺産学部の新規募集を停止し、IT 総合学部を強化することとした。

一連の財務改善施策はまだ途上であり赤字の解消には暫くの期間が必要なながらも、必要に応じた親会社のサポートを得つつ、財務上の健全性と安定性、その財政的基盤は段々と改善しつつあり、学生に対する教育活動に支障をきたす等の弊害が顕在化する可能性は極めて低いと認識できよう。

また売上の根幹を成す学生募集力強化の取り組みや広告宣伝活動、教学の質を高めるためのカリキュラムや教育システムに関する学内研究は、長期的には入学者数の増加につながり、財務基盤の更なる安定に寄与する可能性がある。

大きな資本力のある親会社の完全子会社となり、連結ベースでの財務的な安定性は確保できたものの、大学単体での業績回復にまでは至っていない。大学単体において早期に赤字解消を果たし、財務的に独立かつ安定した財政基盤を構築して初めて、「財務の健全性」が確保されたと言えよう。親会社の資金支援に頼らない独立した財務基盤の構築のために、不要不急な費用のさらなる削減とともに、定員充足に向けた入学者数の増加による売上高の拡大と、附属収入の強化が課題である。

本学の予算は毎年度、各事務部局（教学組織）より予算化の希望を募った上で、その必要性および適切性を経営本部（法人組織）がヒアリングし、法人組織と教学組織が協議する形で編成した。その予算案を設置会社である法人の経営会議で審議後、同じく法人の取締役会へ上程し、承認・可決するという、取締役が会社法上の業務監督を健全に実行できるプロセスを経ている。予算執行については稟議制度を導入し、稟議規程に基づいて適切な所定の決裁を受けている。

会計監査は独立会計監査人である外部の監査法人と契約し、これが行っている。また内部監査は株式会社日本サイバー教育研究所の常勤および非常勤により構成される監査役会および、ソフトバンク株式会社の業務監査室（以下 SB 業務監査室）が担っている。また各々が定期的な監査を実施しており、監査役会と監査法人、SB 業務監査室とがそれぞれ連携して、監査の面から企業統治を果たしている。

予算執行に伴う効果分析・検証に関しては、各担当部局が効果分析・検証を行い、次期施策の策定に活かすとともに、経営会議及び取締役会において、毎月「月次予実分析結果」と「フォーキャスト（見通し）」を報告し、役員の見解を翌年度の予算、さらには年 1 回策定される中期経営計画へと反映させている。

本学における予算手続きについては、適切・妥当に予算は編成かつ執行され、また監査に関しても株式会社立として、一般に公正妥当と認められる企業会計に基づいて、適切に履行されていると評価できる。

基準 10 内部質保証

平成 20 年度の文部科学省設置計画履行状況調査 留意事項として、「『自己点検・評価報告書』の記載内容については、設置認可時の計画どおり履行されていない事項に関して記載していないものが見られるので、現状を適切に把握・分析した上で自己点検評価を行うようにすること。…」と指摘されている。

これを受けて、平成 21 年 4 月、学内データの収集・管理の実務を担い、収集したデータをもとに大学の諸活動を評価するなどの役割を担う部局である「自己点検・評価室」を、教員・職員一体型の評価業務を専門とする常置組織として発足させ、室長には教育・研究に係る学長補佐の役職を付与してその権限を強めて機動性を確保するなど、より有効な自己点検・評価活動を実施する組織の整備を行っている。最終的に、「平成 20 年度 自己点検・評価報告書」については、自己点検・評価室長の編集責任の下、全 16 章からなる本章をとりまとめ、延べで約 170 の課題を抽出した。その結果として、平成 21 年度設置計画履行状況等調査において、留意事項として自己点検・評価が継続して付されなかったことにより、本学の自己点検・評価活動に対し、監督官庁からも一定の評価が得られたといえる。

また、平成 22 年 4 月より、的確な現状分析と課題の抽出、改善方策の策定、改善フィードバックまでの一連の流れをより確実なものとし、PDCA サイクルを適切に稼働させるため、各評価の視点ごとに、各部局・委員会等が定めた目標や計画と実際の達成状況を照合し、「改善タスクリスト」への記入と根拠資料の提出を各部局に義務付け、自己点検・評価室から各部局・委員会等に対する定期的なヒアリング（3ヶ月に1回）のための資料とするなど、とりわけ評価結果を改善・改革へ繋げる内部質保証システムの構築を重視しながら活動を進めている。

なお、この活動を各部局・委員会等へ周知する際、「点検・評価（Check）」の主体を自己点検・評価室が担い、「改善・見直しを行うこと（Action）」「目標・計画を立てること（Plan）」「実行すること（Do）」の主体は各部局となり、役割が明確に異なることを伝えている。また定期的なヒアリングにおいては、必要に応じ自己点検・評価室が各部局に対して、評価結果を改善・改革へとつなげるための方法の助言・提案も行っている。

平成 19 年度当時、同年度の文部科学省設置計画履行状況調査 留意事項として、本人確認、インスタラクショナルデザイン、メンタリング、内部評価等、異例の 15 個もの留意事項が付されていた。こうした極めてクリティカルな状況に対し、全学をあげて改善の努力を重ね、本人確認システムなどは、かつての短所を長所としてアピールできる水準にまで高められたと評価することができる。そして点検・評価を掌る組織として自己点検・評価室を発足させ、あえて室長に実行責任を伴う要職を兼務させることにより、評価結果を迅速に改善・改革へ結び付けてきた点も、ある程度は評価できる。

しかし、大学の設置認可時の遵守事項が守られたからといって、そのことだけで大学の質が保証できるとは勿論いえない。足掛け 3 年をかけ、試行錯誤を繰り返して実施してきた自己点検・評価活動を、信頼性の高い内部質保証システムにまで進化させるための措置として、平成 22 年度をもって自己点検・評価委員会および教育評価委員会は廃止する。他方、自己点検・評価室は、教員・職員一体型の評価業務を専門とする常置組織として存続させ、より一層の機能の充実に努める必要があり、その際、評価結果を改善・改革へつなげるための企画・立案支援も担う組織としての位置付けを規程に定め、

その権限と責任を明確化する予定である。

大学構成員のコンプライアンス意識の徹底に関しては、個人情報保護に関する取り組みとして、ソフトバンクグループコンプライアンス憲章に則り「チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）」を設置し、各種ハラスメント、人権侵害等に関する危機管理も含め、運用している。個人情報保護に関する所管は学生サポートセンターであるが、必要に応じて、CCO 並びに管理部と調整を図りながら、個人情報を取り扱っている。あわせて、インターネットを利用した教育事業の基盤となる情報セキュリティを重視し、その方針を明文化した「情報セキュリティポリシー」を大学ホームページで公開するとともに、コンテンツ化して全教員・メンターへ受講させるための準備を進めている。

学外者の意見を反映する体制としては、平成 19 年度から完成年度である平成 22 年度までの期間、「設置に係る認可計画履行状況調査報告書」の提出が毎年義務付けられており、文部科学省ならびに大学設置審議会、特区評価・調査委員会により、本学の自己点検・評価活動に対する検証がなされている。

その他、学外者によって本学のインターネットによる授業を検証する体制としては、平成 20 年度より「授業評価委員会」を開催し、e ラーニングの専門性を有する学外有識者などで構成される外部者による授業評価を実施している。

そして、平成 21 年 9 月、株式会社日本サイバー教育研究所の親会社であるソフトバンク株式会社の業務監査室によって、内部統制に主眼を置いた項目、会社経営体制、事務全般、総務、経理・財務、教育研究事業、情報管理等に沿って監査が実施された。本監査は内部統制評価に目的が限定されたものではあるが、業務監査室からの改善提案・意見に対して、対応計画を担当者・期限とともに回答し、業務改善に活用している。

加えて、教育工学の専門家を「技術アドバイザー」として学外より招致し、会議（演習方式）を毎月 1 回実施しており、e ラーニングの適正な運用について専門家から助言を得ながら、教務上の問題に対する方針策定などを協議している。

現状において、学外者の意見を反映させる取り組みを総合的に行っており、また特に本学が学外者の点検を必要とする e ラーニング・e ティーチングの体制の充実については、学外から教育工学の専門家を「技術アドバイザー」として月 1 度の頻度で招致し、その助言の下に随時改善を図るなど、PDCA サイクルが稼働していると判断できる。

課題としては、「授業評価委員会」の報告書の作成、外部への公表がまだ実施されていないため、平成 20・21・22 年度に実施した「授業評価委員会」の報告書を自己点検・評価室でとりまとめ、平成 23 年度春学期中に大学ホームページ上で公開する予定である。

完成年度以後受審する予定の認証評価に対する学内の理解を増進し、教職員に対して自己点検・評価の意義を啓蒙する目的の下、認証評価機関から講師を招聘し、自己点検・評価室ワーキンググループの全メンバーを対象とした「認証評価セミナー」を平成 21 年 7 月に実施している。

開学以来本学では、毎年度、自己点検・評価報告書を作成し、大学ホームページで公開している。

一方、進路希望者の進路選択に資するとともに、社会への説明責任を果たす観点から、経営状況に関する情報公開については、企業法人与学校法人与の相違に留意しながら、既に公開済みの志願・入学者数等に加えて、大学ホームページで公開すべき情報項目や公開の方法について検討する必要がある。

基準 11 e ラーニングの実施体制

e ラーニングの実施体制に関しては、以下の 8 項目からなる基本方針を掲げている。

1. 教育課程の編成・実施方針に基づく適切な学習管理システム（LMS）の構築と運用
2. モバイルや多様化する端末機への対応による学習効果の向上
3. 双方向教育を促進する新規ネットサービスやコミュニケーション手段の評価と採用
4. システムリスク・情報セキュリティリスク・ネットハラスメント等の危機管理体制の整備
5. インストラクショナルデザインに基づく教材制作の体制整備と教材の質担保、および授業形態に即したメディア技術の適用
6. 教材及び授業運営方法の定期的な評価と改善
7. 学生・教員に対する技術的な支援体制の確保
8. 各種ガイドライン、マニュアルの整備

開学時における学習管理システム（Learning Management System、以下 LMS）は、海外のオンライン大学のそれを参考に、本学の筆頭株主であるソフトバンク株式会社の関連会社（ソフトバンク BB 株式会社、以下 SBB）が開発し、運用している。

開学後のシステム運用やアプリケーションのメンテナンスは、学生にとっての学習の利便性、教員の負荷を下げるシステムメンテナンスおよび授業管理上の基準に則したシステム障害（バグ）の修正を優先に進めている。このメンテナンス業務は、SBB に委託しているが、機能追加や修正、開発の優先順位等は、システム部を中心に、教職員が議論検討の上、機能仕様、開発の優先順位や運用要件等を定め、最終的に教授会で報告することとしている。機能の追加や更新がなされた場合は、運用開始に先立ち、教員や学生に対して必要な告知を行っている。

本学のシステム運用については、各種規程を定め、厳格に運用している。メンターを含む教職員については、本学が提供するパソコン上で授業運営や校務を行っており、システム部の監視対象にあるため、セキュリティは確保されている。

学生のセキュリティについても規約を定めているが、必要以上にセキュリティを強化すれば、学生専用サイトへのアクセシビリティの低下を招き、履修意欲を阻害するリスクもある。そこで、授業の出欠管理や期末試験・レポート提出の際に行っている本人確認システムによる独自のセキュリティシステムの導入をもってその代替としている。本セキュリティシステムについては、海外の事例や最新技術も注視しながら、より一層の充実へ向けた検討を継続している。

大学の全てのシステム運用は、学内システム部の職員と委託先企業である SBB のスタッフにより、一元的に管理運用されており、委託先企業との委託契約で保障されている条項に基づき、十分な技術的信頼性の確保に努め、平成 22 年度には、これまでの運用実績のマニュアル化を進めている。

運用側における授業コンテンツの配信システムは、アプリケーションサーバ、ウェブサーバ、ストリーミングサーバ、データベースサーバからなっており、データセンター内の設備において、全て多重化運用されているため、原則として不慮の事態に際して停止することはない。

授業コンテンツ配信や学内情報サービスの維持は、インターネットのバックボーン接続に至るまで

システム部が責任をもって運用しているが、学生のパソコンやインターネット接続状況に関する保証を行うことはできない。とりわけ、海外に在住する学生に対しては、当該国や地域でのインターネットの環境やサービスレベルが一定ではないのが現状であった。そのため、平成 22 年 4～6 月には、海外在住の学生に視聴品質のモニターを依頼し、アンケート調査を実施の上、集計・分析を行っている。本結果を受け、平成 23 年度内に対応すべき課題として、学部基幹科目や履修者の多い科目等を選定し、学習効果そのものに影響がない範囲で解像度を落として配信するなどの措置をコンテンツ制作センターで検討している。

パソコン市場における大規模な OS のバージョンアップなどが発生した場合、LMS との互換性の確認や周辺機器（特に WEB カメラ）との接続上の障害件数の上昇が予想されていたことにより、平成 22 年度、計画的なバージョンアップのガイダンスとシステムサポート体制の一時的な強化を行っている。また、将来的な構想として、端末機の仕様の変遷と授業コンテンツ・WEB ページを分離独立した運用が期待されるデスクトップの仮想化技術についてもシステム部内での技術検証が進められている。

学生のパソコンなどの技術的な課題についてはシステムサポートセンターが、技術的障害から派生する学習面での課題については、学生サポートセンターがそれぞれ窓口となり、学生側のシステム運用面と学習面での障害の解決支援を行っている。また、大学のシステムサポートに関する学生の不満などの把握に努める必要があるとの認識に立ち、包括的な学生生活全般に係る満足度アンケートを平成 22 年 9 月に実施しており、その際、受講環境や各種サポート等についての質問項目も設けている。

なお、平成 22 年 12 月現在、サイバー大学におけるオンラインシステム、すなわち、学生専用サイト、教員サイト、授業コンテンツ制作管理と配信システム、教職員や学生指導のためのグループウェア「CUBE」やメッセージング・システム等、学生の履修活動のための e ラーニングシステムをはじめ、すべての修学支援活動を提供するサービスネットワークの抜本的な見直しを検討している。

既に述べたように、本学の LMS は、海外のオンライン大学のそれを参考に独自開発したものであるが、度重なるシステム改修の末、利便性が向上してシステムの完成度が高まった反面、現行の機能にプラスして新たな機能を追加し続ける場合のコスト管理の観点から、オープンソースの学校機関向けの LMS への段階的な入れ替えが必要と判断している。

LMS については、現行の機能を 100%保持しながら、さらに本学の教育目的・目標の達成に必要な新機能の充足を、中期的なコスト削減をもって実施しようとするものであり、平成 24 年度から「次世代 LMS」として本格導入する方向で、教職員・学生への周知も含め、システム部を中心に、平成 23 年度内に着実に計画を進める予定である。

平成 22 年度秋学期には、教務委員会の傘下に「次世代 LMS」のためのワーキンググループを発足させており、本学の教育に求められる機能について、オープンソースのシステムとのフィットギャップ分析を行い、システム部との連携の下、平成 23 年 5 月末までに要件定義書を作成する予定である。

そして、LMS の見直しとあわせて、ビデオ・オン・デマンド (VOD) による画一的な授業コンテンツ形態の再検討も行っており、平成 22 年度には、まず、授業コンテンツ形態の多様化の検討のために必要な情報を収集して対応案を検討すると同時に、学外で利用されている LMS の実態や利点について調査を行っている。本調査で収集した現行の LMS の各課題に対し、オープンソースのシステムを利用することで対応が可能か否かについて検討し、またオープンソースのシステムを利用したサンプルコンテンツの開発を、IT 総合学部インストラクショナルデザイナーを中心に行っている。それと併行して、

IT 総合学部の各科目の特性に応じた授業コンテンツ形態のモデルも検討している。

モバイル教育の環境整備は、本学と親会社との密な連携の下、本学の特徴としてアピールできる水準にまで研究開発が進められるべきものであるが、手始めにオンラインによる大学の公開講座「e-カレッジ」で稼働を進めている。平成 22 年度秋学期には、モバイル端末を使用して、単位認定することのできる学修環境の構築を目指し、その目標を達成するための実証実験の第一弾として、iPhone を所持している学生向けに授業コンテンツの視聴実験を行っており、コンテンツ制作センターを中心に、本アンケート結果の集計・分析を進める予定である。

本学内の情報システムのセキュリティやネット上のハラスメントに関する対策は、学習管理システム機能としても、関連する諸規程・規約に則り、厳重なアクセス制御の下にその運用が管理されており、十分な運用ができていているといえる。平成 22 年度には、システム部および総務所管部署を中心に、本学の情報セキュリティリテラシー向上へ向けた組織的な取り組みとして、守るべき重要な情報を安全に取り扱うためのルールを知り、適切な行動が取れるよう教育することを目的に、情報セキュリティに関する教員向け研修コンテンツの作成を進めている。

本学では、多様な本人確認方式を導入しており、特別に免除されている学生を除き、履修時における在学生全員の本人確認の運用が浸透したと判断される。また、試験時の顔認証の不正行為が仮に発覚しても、全て監視カメラのスナップ画像を管理しているので、事後確認が可能となっている。引き続き、本人確認のシステムについては、学生の利便性の向上等も勘案し、継続的な新技術の導入とコスト削減に努める。また、今後、“持ち込み不可”の試験が必要とされる場合を想定し、技術的観点だけに留まらず、その方法論や実施体制についての検討も継続する。

授業を運営する際のパソコンや各種システムの技術的な課題解決は、本学専属のヘルプデスクが教員向けに対応し、授業運営上の技術支援は教務部職員が対応しており、また教務部職員による研修などを通じて、学内全体の IT 能力の向上に努めている。

受講学生の個人情報の一部については、担当教員およびメンターが教員サイトで確認することが可能であったが、履修履歴などの個人情報を含む記録は、その都度教務部に申請しなければ入手できないという問題があった。これを受けて平成 21 年度より、履修指導および進路指導を円滑に行うため、学生の履修履歴や指導履歴が閲覧できる「学生カルテ」と呼ばれるデータベースの開発を進めており、平成 22 年度秋学期より運用を始めている。

本学では、授業コンテンツの質を担保するため、学内にコンテンツ制作センターを設置し、教材設計・開発等に係る教員支援を行っている。支援者であるインストラクショナルデザイナーおよびアシスタント・インストラクショナルデザイナーについては、授業コンテンツ制作などに関する専門的な知識を有する者を必要数確保し、組織的に研修を行い、大学教育の質を担保するための専門スタッフの質の向上と体制の整備に努めている。そして、授業設計、コンテンツ制作、コンテンツ納品、著作権、納品前の第三者レビュー等について、各々ガイドラインを作成し、運用している。

授業コンテンツの設計・開発等に係る支援体制の構築を目指し、一連の工程を標準化し、組織的に運営する体制が確立されてきたといえるが、教員の負荷を軽減し、かつ授業コンテンツの開発コストを下げるよう改善を続けていく必要がある。授業コンテンツは、新規開発から、保守へとその軸足を移してきており、インストラクショナルデザインも、ADDIE モデルにおける評価から分析へとその中心

的フェーズが移り、これら一連のコンテンツ制作ライフサイクルが一巡する形となる。したがって、個々の教員の授業改善に向けた努力を支援する体制として、教員の求めに応じ授業の実態を診断し、インストラクショナルデザイナーおよびアシスタント・インストラクショナルデザイナーが具体的な助言を行う教育コンサルテーションを実施することとしている。

本学では、授業コンテンツ改修に係る教員からの申請は、コンテンツ制作センターで一元的に受理しており、軽微な修正については即時的に対応し、また情報の更新などに係る再収録を伴う改修については、コンテンツ制作センターなどの承認を経て、申請時期の翌学期までに改修部分が授業配信に反映されるよう運用を図っている。引き続き、教育効果の向上に配慮し、潜在的な改修に対する要望を十分引き出すよう努める必要がある。

授業コンテンツ制作を支援するオーサリングソフトについては、利便性と機能性を重視した結果、特定のソフトへの依存性が高くなっているのが課題である。本学が使用しているオーサリングソフトを扱う国内の代理店メーカは、Windows7 を最後として、それに続くマイクロソフト・オフィス製品の更新に係る互換性のサポートを行わない旨表明している。したがって、平成 23 年度内に、当該メーカと十分に調整を図りながら、システム部・コンテンツ制作センターを中心として、代替できるオーサリングソフトの選定などの検討を行う予定である。授業コンテンツの配信を管理する体制は整備されているといえる。しかし演習科目において、教員自らオーサリングソフトを用いてコンテンツを制作する場合、配信前に十全なチェックを行えないなど、品質にばらつきが生じており、品質管理のための仕組みや工程を検討する必要がある。それを受けて平成 22 年度にコンテンツ制作センターでは、これまで配信された各教員の演習コンテンツで、映像の品質や音質に問題が認められた科目について教務部の授業コンテンツ管理担当よりヒアリングを実施し、その結果を踏まえ、教員サイトから問題とされた演習コンテンツを実際に視聴確認し、問題点の整理を行った。そして、照明器具のライティングや音声レベルの注意点等、問題点の解決のための対処法を集めた「演習コンテンツ制作マニュアル」を作成し、改善のためのチェックシートと併せて、教員へ配布している。

学生に対しては、入学生に対するオリエンテーションや、在学生に対するガイダンス等、様々な情報提供を行っている。また、教員やメンターに対しても、同様のガイダンスを行い、情報を提供している。

以上、日常的な履修環境として十分な技術的な信頼性を保持し続けるためにも、今後も継続的に新技術の導入を行い、またブラウザやマイクロソフト・オフィス製品のバージョンアップに伴う LMS との互換性の維持などの問題に適時適切に対応していかなければならない。終わりのないネット社会の技術革新に常にキャッチアップしながら、不断の研究開発と新技術導入による持続的な成長が、LMS の技術的かつ運用上の信頼性担保のためには不可欠であるといえる。